

平成 30 年定例会
産業生活常任委員会 年間白書

平成 31 年 4 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 2 0
3. 委員長報告等	P 2 1 ～ P 1 0 6
4. 所管事務調査報告書	P 1 0 7 ～ P 2 1 1
5. 行政視察報告書	P 2 1 2 ～ P 2 3 5
6. 議会報告会の概要	P 2 3 6 ～ P 2 4 8
7. 高校生議会意見書	P 2 4 9 ～ P 2 5 3
8. 定例月議会における議員間討議の内容と 対応状況等一覧 (次年度産業生活常任委員会への申し送り事項)	P 2 5 4 ～ P 2 5 6

1. 委員会の構成

委員長 樋口 龍馬

副委員長 平野 貴之

委員 小川 政人

小林 博次

竹野 兼主

豊田 祥司

豊田 政典

中川 雅晶

日置 記平

2. 委員会開催状況

産業生活常任委員会 事項書

平成 30 年 5 月 22 日

第 3 委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について（案）
6 月 8 日（金）
4. 行政視察について（案）

平成30年 6 月22日（金）
10：00～第3委員会室

商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

1．議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第2項 畜産業費

…補正予算書P.14

《産業生活常任委員会》

2．議案第14号 四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正について

…議案書P.81

《産業生活常任委員会協議会》

3．生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画について

《産業生活常任委員会》

4．生鮮食品流通実態調査の結果について（報告）

市民文化部

《予算常任委員会産業生活分科会》

5．議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費中関係部分

〔第17目 コミュニティ活動費〕

…補正予算書P.14

《産業生活常任委員会所管事務調査》

6．四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

7．個人番号カード（マイナンバーカード）及び証明書のコンビニ交付について

《産業生活常任委員会協議会》

8．一般コミュニティ助成事業に係る優先順位の判断基準の見直しについて

9．男女共同参画プランよっかいち2015～2020（後期2018年度～2020年度）素案について

《産業生活常任委員会》

10. 平成30年度 地域活動費（地区市民センター館長権限予算）事業について（報告）

シティプロモーション部

《産業生活常任委員会所管事務調査》

11. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について

その他

12. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

13. 6月定例会議会の議会報告会について

日 時：7月5日（木）午後6：30～8：45

会 場：河原田地区市民センター 2階大会議室

シティ・ミーティング議題：「マイナンバーカードの活用について」

14. 8月定例会議会の議会報告会について

日程案：10月10日（水）午後6：30～8：45

15. 休会中の所管事務調査について

①日程案

- ・8月7日（火）午前10時～
- ・7月27日（金）午前10時～

②調査項目の決定

16. 行政視察について

日程：7月23日（月）～25日（水）

行先：福岡市、岩国市、明石市

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－10_平成30年6月定例会議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－13_平成30年6月定例会議会－補正予算資料
（部局別）

○事項書、協議会資料等

04_産業生活常任委員会－11_平成30年6月定例会議会

産業生活常任委員会事項書

平成30年8月7日（火）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1．犯罪被害者支援について

（その他）

2．6月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

3．8月定例会議会 議会報告会 シティ・ミーティングのテーマについて

日時：平成30年10月10日（水）18:30～20:45

会場：四郷地区市民センター 2階大会議室

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、協議会資料等

04_産業生活常任委員会ー12_平成30年8月7日

決算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会
／産業生活常任委員会協議会
審査順序

平成30年9月12日（水）10：00～

○市立四日市病院

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第27号 平成29年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院)P1

《産業生活常任委員会協議会》

2. 周産期医療における機能分化と助産料の見直しについて

○商工農水部

【商工課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

3. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第5款労働費 第1項労働諸費

…決算書 P208

…主要施策実績報告書 P134

第7款商工費 第1項商工費

…決算書 P218

…主要施策実績報告書 P143

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○特別会計

競輪事業特別会計

…決算書 P267

…主要施策実績報告書 P221

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費

…決算書 P208

…主要施策実績報告書 P135

第2項畜産業費

…主要施策実績報告書 P139

第3項農地費（上下水道局所管部分を除く）

…主要施策実績報告書 P140

第13款災害復旧費 第1項農林水産施設災害復旧費

…決算書 P262

…主要施策実績報告書 P218

○特別会計

食肉センター食肉市場特別会計

…決算書 P311

…主要施策実績報告書 P248

三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計

…決算書 P407

…主要施策実績報告書 P288

○シティプロモーション部

《決算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分 …決算書 P152

〔第4目文書広報費中関係部分 …主要施策実績報告書 P42〕

第7款商工費 第1項商工費中関係部分 …決算書 P218

第2目商工業振興費中関係部分	…	主要施策実績報告書 P147
第3目観光費	…	〃 P148

○市民文化部

【市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第25号 平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分 …決算書 P152

第1目一般管理費中関係部分	…	主要施策実績報告書 P39
第4目文書広報費中関係部分	…	〃 P44
第10目地区市民センター費	…	〃 P51
第11目国際化推進費中関係部分	…	〃 P52
第13目計量消費経済費	…	〃 P55
第17目コミュニティ活動費	…	〃 P60
第18目市民活動費	…	〃 P61
第19目文化振興費	…	〃 P62
第20目生涯学習振興費	…	〃 P65
第21目諸費中関係部分	…	〃 P68

第10款教育費 第5項社会教育費中関係部分 …決算書 P258

〔第3目公民館費中関係部分 …主要施策実績報告書 P208〕

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第 25 号 平成 29 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出	第 2 款総務費	第 1 項総務管理費中関係部分	…決算書 P152	
		〔 第 12 目あさけプラザ費	…	” P53
		第 16 目男女共同参画費	…	” P58
		第 3 項戸籍住民基本台帳費	…決算書 P174	
			…主要施策実績報告書 P71	

《産業生活常任委員会協議会》

9. (一財) 自治総合センターによる一般コミュニティ助成事業にかかる優先順位の考え方
(判断基準の見直し) 案について

10. 証明書のコンビニ交付について (報告)

○その他

11. 行政視察報告書案について

12. 休会中の所管事務調査について

13. 11 月定例月議会 議会報告会の日程について

14. 8 月定例月議会 議会報告会について

日時：平成30年10月10日 (水) 18:30～20:45

場所：四郷地区市民センター2階 大会議室

テーマ：多文化共生について

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○議案書、決算書、主要施策実績報告書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－11_平成 30 年 8 月定例月議会

○決算常任委員会資料（部局別）

07_決算常任委員会－13_平成 30 年 8 月定例月議会－決算常任委員会資料（部局別）

○事項書、追加資料等

04_産業生活常任委員会－13_平成 30 年 8 月定例月議会

産 業 生 活 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年10月23日（火）10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1．犯罪被害者支援について

産 業 生 活 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年11月 1 日（木） 10：30～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1． 周産期医療における機能分化と助産料の見直しについて

（その他）

2． 客引き行為等の防止に関する条例に基づく取り組み状況について（報告）

3． 8月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

平成30年12月11日（火）10：00～

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第 53 号 平成 30 年度市立四日市病院事業会計第 2 回補正予算
(補正予算書 P147～)

○シティプロモーション部

《予算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）
第 2 条 債務負担行為の補正中関係部分 (補正予算書 P10～、P61～)

《産業生活常任委員会》

3. 議案第 78 号 四日市市営宮妻峡ヒュッテの指定管理者の指定について
(議案書 P103)

《産業生活常任委員会所管事務調査》

4. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会の開催状況について

○市民文化部

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）
第 2 条 債務負担行為の補正中関係部分 (補正予算書 P10～、P61～)

《産業生活常任委員会》

6. 議案第 61 号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について
(議案書 P39～)
7. 議案第 62 号 四日市市印鑑条例の一部改正について
(議案書 P41～)
8. 議案第 74 号 四日市市市民交流会館の指定管理者の指定について
(議案書 P95)
9. 議案第 75 号 四日市市楠福祉会館の指定管理者の指定について (議案書 P97)
10. 議案第 76 号 四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者の指定について
(議案書 P99)
11. 議案第 77 号 四日市市市民活動センター及び四日市市なや学習センターの

12. 議案第 83 号 四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の指定について
(議案書 P113)

《産業生活常任委員会所管事務調査》

13. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会協議会》

14. 自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例制定に向けた取り組みについて

15. 男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の中間見直しについて

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

16. 議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費中関係部分 (補正予算書 P38～)

第 4 項水産業費中関係部分 (補正予算所 P40～)

第 2 条 債務負担行為の補正中関係部分 (補正予算書 P11、62)

17. 議案第 49 号 平成 30 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算 (第 1 号)
(補正予算書 P95～)

《産業生活常任委員会協議会》

18. 農業センターのあり方等について

19. 土地改良事業地元負担率の見直しについて

《産業生活常任委員会》

20. 議案第 79 号 四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定について
(議案書 P105)

21. 議案第 80 号 四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について
(議案書 P107)

《産業生活常任委員会協議会》

22. 三重県産業支援センター・高度部材イノベーションセンター (AMIC) の移転について

23. 四日市競輪の活性化方策について

○その他

24. 休会中の所管事務調査について

① 日程案

平成 31 年 1 月 31 日（木）AM・PM
または平成 31 年 2 月 1 日（金）AM・PM
平成 31 年 2 月 4 日（月）AM・PM

② 調査項目の決定

25. 11 月定例月議会 議会報告会 シティミーティングについて

日時：平成 30 年 12 月 28 日（金）18：30～20：45
会場：富洲原地区市民センター 2 階大会議室

① テーマの決定

② 役割分担の決定

26. 2 月定例月議会 議会報告会 シティミーティングについて

日時：平成 31 年 3 月 28 日（木）
会場：北部ブロック西

① 場所の決定

27. 休会中所管事務調査報告書案の確認について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－12_平成 30 年 11 月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－16_平成 30 年 11 月定例月議会－01_補正予算資料（部局別）

○事項書

04_産業生活常任委員会－16_平成 30 年 11 月定例月議会

産 業 生 活 常 任 委 員 会 事 項 書

平成31年1月31日（木） 10：00～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1．北勢地方卸売市場について

（その他）

2．11月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

予算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会
審査順序

平成31年2月27日（水）10：00～

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第103号 平成31年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P41

○商工農水部

【商工課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出 第5款労働費 第1項労働諸費 …一般会計予算書 P170

第7款商工費 第1項商工費中関係部分

[第1目商工総務費	…一般会計予算書 P184
第2目商工業振興費	… " P186

3. 議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第7款商工費 第1項商工費中関係部分
[第2目商工業振興費 … 補正予算書 P40]

第2条 繰越明許費中関係部分 … " P10

4. 議案第135号 平成31年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第7款商工費 第1項商工費中関係部分
[第2目商工業振興費 … 補正予算書(2) P16]

《産業生活常任委員会協議会》

5. 工場立地法の新たな運用の検討について

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費 …一般会計予算書 P172

第2項畜産業費 …一般会計予算書 P178

第3項農地費（上下水道局所管部分を除く）
…一般会計予算書 P180

第 4 項水産業費	…一般会計予算書 P182
第 2 条 債務負担行為中関係部分	…一般会計予算書 P16

7. 議案第 96 号 平成 31 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
…特別会計予算書 P73

8. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 6 款農林水産業費	第 1 項農業費	…	補正予算書 P36
	第 2 項畜産業費	…	〃 P38
	第 3 項農地費	…	〃 P38
	第 4 項水産業費	…	〃 P38

第 2 条 繰越明許費中関係部分	…	〃	P10
------------------	---	---	-----

9. 議案第 132 号 平成 30 年度食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）
… 補正予算書 P93

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

10. 議案第 94 号 平成 31 年度四日市市競輪事業特別会計予算 … 特別会計予算書 P5
11. 議案第 130 号 平成 30 年度競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
… 補正予算書 P55

《産業生活常任委員会》

12. 議案第 112 号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について
… 議案書 P97
13. 議案第 113 号 四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例の一部改正について
… 議案書 P103

○市民文化部

【市民生活課、市民協働安全課、文化振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分

第 1 目一般管理費中関係部分	…一般会計予算書 P82
第 4 目文書広報費中関係部分	… 〃 P86
第 10 目地区市民センター費	… 〃 P94
第 11 目国際化推進費中関係部分	… 〃 P94
第 13 目計量消費経済費	… 〃 P96
第 17 目コミュニティ活動費	… 〃 P102
第 18 目市民活動費	… 〃 P102
第 19 目文化振興費	… 〃 P104
第 20 目生涯学習振興費	… 〃 P106
第 23 目諸費中関係部分	… 〃 P108

第 10 款教育費 第 5 項社会教育費中関係部分

〔第 3 目公民館費中関係部分 …一般会計予算書 P244〕

第 2 条 債務負担行為中関係部分 … “ P15

15. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分
第 19 目文化振興費 … 補正予算書 P30

《産業生活常任委員会》

16. 議案第 110 号 四日市市橋北交流施設条例の一部改正について… 議案書 P87

《産業生活常任委員会協議会》

17. 犯罪被害者等支援の条例化を含む今後の取組方針について

18. 自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例について

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

19. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分
〔第 12 目あさけプラザ費 …一般会計予算書 P96
第 16 目男女共同参画費 … “ P100〕
第 3 項戸籍住民基本台帳費 … “ P114

第 2 条 債務負担行為中関係部分 … “ P15

20. 議案第 129 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分
〔第 12 目あさけプラザ費 … 補正予算書 P30〕

第 3 項戸籍住民基本台帳費 … “ P32

第 2 条 繰越明許費中関係部分 … “ P10

《産業生活常任委員会》

21. 議案第 111 号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の
一部改正について …議案書 P91

○シティブロモーション部

《予算常任委員会産業生活分科会》

22. 議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分

〔第 1 目一般管理費中関係部分 …一般会計予算書 P82〕
〔第 4 目文書広報費中関係部分 … “ P86〕

第 7 款商工費 第 1 項商工費中関係部分

第 3 目観光費 …一般会計予算書 P190

第 2 条 債務負担行為中関係部分 … “ P16

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

23. 平成 30 年度第 1 回及び第 2 回人権施策推進懇話会並びに平成 30 年度第 1 回
同和行政推進審議会について

24. 2 月定例月議会中の所管事務調査について

25. 2 月定例月議会 議会報告会について

日程：平成 31 年 3 月 28 日（木）18:30～20:45

会場：県地区市民センター 2 階 会議室

シティ・ミーティングテーマ：農業について

26. 6 月定例月議会 議会報告会について

27. 平成 30 年度産業生活常任委員会年間白書について

28. 4 常任委員会報告会について

29. 休会中の所管事務調査について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料等

01_本会議－13_平成 31 年 2 月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）

06_予算常任委員会－17_平成 31 年 2 月定例月議会－01_当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）

06_予算常任委員会－17_平成 31 年 2 月定例月議会－02_補正予算資料（部局別）

○事項書、説明資料

04_産業生活常任委員会－18_平成 31 年 2 月定例月議会

3. 委員長報告等

予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成30年6月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第8号 平成30年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

【商工農水部・経過】

第1条歳入歳出予算の補正

《歳出 第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金

別段の質疑、意見はなかった。

【市民文化部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分第17目コミュニティ活動費 》

コミュニティ助成事業補助金

Q. 一般コミュニティ助成事業に関する優先順位の考え方は、四日市市独自のものか。

A. 四日市市において三重県に申請を出していく際の優先順位の付け方であり、四日市市独自の考え方である。

Q. 採択の可否を最終決定する自治総合センターの採択基準や三重県の優先順位の基準は分かっているのか。また、自治総合センターの当事業に対する全体予算があつて、それに対して三重県分の割り当て予算があり、それを受けて四日市市も割り当て予算を持っているのか。

A. 自治総合センターの採択基準、三重県の優先順位の基準については一切示されていない。また、自治総合センターの採択件数、金額も発表がない限りわからない。

Q. 自治総合センター、三重県の採択基準が不明のまま市のみが優先順位の基準を作っていることは不自然に感じる。四日市市の基準は市民等に公表されているのか。

A. 公表している。

Q. 申請団体はこの基準を知ったうえで、1回ではなかなか採択されないので繰り返し申請してみるか、という捉え方をしているのか。

A. 申請団体に対しては1回の申請では採択は難しいという説明は行っている。もちろんこの基準に基づいて説明をしている。

Q. 三重県の毎年の採択件数やそれに対する補助金額の資料はあるのか。

A. 三重県からは全体の補助金額は公表されていないが、採択件数の推移は平成26年度45件、平成27年度46件、平成28年度54件、平成29年度47件、平成30年度39件となっている。

Q. 自治総合センターの当事業に対する要綱、全体予算の推移、三重県の採択件数、補助金総額についての資料を提出してほしい。

A. 過去5か年程度で作成する。

【結果】

コミュニティ助成事業補助金については、市民のコミュニティ活動促進や自治意識の向上が本来の目的であり、申請回数に応じて優先順位を上げたり、伝統文化に関するものが採択されやすいというのは目的から外れているとの意見がありましたが、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(平成 30 年 6 月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 14 号 四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正につきましては、四日市市勤労者・市民交流センターの北館を教育委員会へ移管及びテニスコート用地を都市整備部へ返還することと併せて使用の許可等の規定を整備するため、条例の一部改正を行おうとするものであります。

委員からは、同センター北館の夜間貸館の廃止理由について質疑があり、理事者からは、適応指導教室が夜間も行われるかについては把握していないが、移管に伴い施設を適応指導教室用に改装するため貸館できなくなるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、付設のテニスコートについて、今まで商工農水部が所管していた理由及び国体事業に伴う中央緑地公園施設の再編や霞ヶ浦テニスコートの整備との関連性について質疑があり、理事者からは、旧勤労者総合福祉センター等を整備した際に所在地にあったコートに移設したことに伴い、それ以降併せて管理してきたこと、国体に向けて中央緑地公園施設を全体的に再編する必要性から、本来の所管である都市整備部に返還するよう要請があり、かつ、霞ヶ浦テニスコートの整備等により利用者の利用環境を担保できると判断するところから、今回テニスコート用地を返還するものであるとの答弁がありました。

また、委員から、商工農水部として同センター北館の移管及びテニスコートの返還を是とした理由について質疑があり、理事者からは、北館の貸館部分はこれまでも適応指導教室として利用されている都合上、利用されないときは施錠されており、貸館利用時にその都度開錠しなければならず、施設管理上効率が悪いこと、本館及び東館において既存の貸館ニーズに十分対応できることから、今回の移管及び返還はやむを得ないものと判断したとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、長年にわたり北館の貸館事業を継続していることから、商工農水部として事業の総括を行う必要があるのではないかと意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第 14 号 四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案にかかる説明が一部明確でなかったことから、今後の委員会の円滑な運営のため、理事者に改善を申し入れたところです。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について、個人番号カード（マイナンバーカード）及び証明書のコンビニ交付について、並びに四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会産業生活分科会長報告(平成30年8月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第25号

平成29年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【市民文化部・経過】

≪ 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費 ≫

市民相談室運営費について

Q. 主要施策実績報告書では市民・消費生活相談室の目標として相談件数3,800件以上となっており、多いほどいいような目標になっているが考え方を教えてほしい。

A. 相談件数の目標のあり方については、今後検討していきたい。

≪ 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費 ≫

地域活動費について

Q. 館長権限予算については、館長が地域で取り組む事業を考えるのではなく、例えば住民が雨水処理の問題で困っているのであればその対策に使ったり地域内で使い方をもっと議論していくべきだが、そのような声は聞いていないか。

A. 館長権限予算の実施内容の決定については、館長が企画し地域の同意を得ていくものと、地域から提案してもらい館長と立案していく手法があり、いずれにしても地域の同意を得た事業に取り組んでいくが、地区の一部の課題であっても地区全体の合意があれば取り組める事業だと考えている。

(意見) 館長権限予算については総括の時期に入っているとのことだが、今年度の2月定例月議会において平成31年度予算を上げてくる際に、平成30年度を含む過去の成果の検証も含めた上で上程してもらおうと審査する際にわかりやすい。検証については、どのように発展してきて今後どういう発展が望めるのか、また、各地区市民センターでどのような事業をしたかを表にして記載してもらいたい。

≪ 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費 ≫

モデル地区共生推進事業費について

Q. 多文化共生に関する課題として、顔の見える環境をつくること、対等な構成員として地域づくりに参画してもらうこととあるが、こういった課題を解決するために取り組んできたことは何か。

A. 顔の見える環境づくりでは、従前より、モデル地区において定期的に書道教室を行ったり、また、平成29年度には、親子の交流を目的として、日本語の絵本の読み聞かせなどを実施している。その他には、よっかいち徹夜おどりでブラジル人学校の生徒

や、四日市大学の留学生にダンスを披露してもらうなど、顔の見える関係づくりに取り組んだ。

Q. 書道教室で参加者は集まるのか。

A. 書道教室の登録者は20人。毎回楽しみにしているブラジル人高齢者もいる。

Q. 書道だと日本文化の押しつけになるので、絵画やカラオケなど、外国人市民が親しみやすい取り組みにするなどの工夫はしているのか。

A. 平成29年度は、親子で参加できるバルーンアート講座を実施した。また、陶芸教室も根強い人気がある。ご指摘いただいたとおり、ほかにも絵画や音楽等、外国人市民の関心が高いテーマがあれば積極的に取り入れていきたい。

Q. 単発的なイベントもいいが、根強くやっていけるものが良いと考える。カラオケなどは日本語の理解にもつながるので、そういった点も意識しながら多文化共生事業を行ってほしい。

A. カラオケで日本語を覚えた外国人市民は多いと聞いている。今後の事業については、そういった視点も含めて検討していきたい。

Q. 長年多文化共生に関する取り組みを行ってきている中で、良い方向に進んでいるのか。

A. 共生事業への外国人市民の参加は、年々定着してきている。ただ、参加者が固定化してきていることが課題となっているので、参加してもらった外国人市民の人脈等を通じて、新規の参加者を増やしていきたい。

Q. 参加者を広げていくという観点から、外国人市民のリーダーを育成していくということについての所見は。

A. リーダーの育成については、既にいるリーダー的な存在の外国人市民と、交流事業への参画等、関係の維持に努めており、今後は、そこから人の輪を広げていきたいと考えている。

Q. 多文化共生を進めていく中で地域の日本人に行ってほしいことはあるか。

A. 外国人を単なる労働者として見るのではなく、同じ市民、地域づくりと一緒に進める仲間として捉えていただくよう、多文化共生講演会等を通じて啓発を進めていきたい。

Q. 講演会に関心のある市民の参加は見込めるが、関心のない市民は参加しないのではないか。

A. 一般市民がより関心を持ってもらいやすいテーマ・講師で開催する等、工夫をしていきたい。

Q. 外国人市民に対していつまで日本にいたいかということを問うた三重大大学のアンケートでは、大半の方はいずれ帰国したいという回答で、20%程度が日本に定住したいという結果だった。重要なデータであり、意識別にアプローチの仕方を変えていくのが効果的だと考えるがそういった取り組みは行っているか。

A. 多くの方がいずれ帰国したいという回答だが、帰国してもブラジル本国での友人や親戚付き合いがなくなっているケースも多いと聞いており、実際には、帰国することが難しい人も多いと考えている。多くの方がこのまま定住していくということも視野に入れ、地域づくりに積極的に参加してもらうよう働きかけている。

(意見) アンケートで日本に定住したいと答えている外国人市民は地域活動への参加意欲も高いと考える。アンケートを生かしてそういった人にアプローチしていくのが効果的だと考える。

Q. 三重大学のアンケートでは、外国人市民の大半がいずれ帰国したいとの回答だったが、その子どもたちは日本に住みたいというケースもあり、現状のアンケート結果ではそこまで読み取れない。また、多文化共生推進室で外国人施策を行っていくのだから、独自にこのようなアンケートを実施すべきだと考えるがどうか。

A. 三重大学のアンケートは平成 25 年のものであり、内容も古くなってきていることから、来年度あたりにアンケート調査が実施できるよう、予算化を検討したい。

(意見) 外国人の定住意思に関する全市的な外国人の実態調査を行い、その結果に応じてどう対応すべきか検討していくべきである。

Q. 以前も当委員会において四日市市が本気で多文化共生に取り組むのであれば、外国人市民が何に困っているのか、日本人市民がどういう意識を持っているのかということ把握して取り組む必要があると指摘したが何も進んでいない。また、笹川地区の住民であっても外国人市民と触れ合う機会は少なく、市も多文化共生サロンに寄せられた相談など、特定の悩み、考えしか把握できていないと考える。本気度を持ってやるのであればアンケート調査を行い全住民を巻き込むような仕掛けをする必要があり、より戦略的な取り組みを行って再スタートする必要があると考えるがどうか。

A. 多文化共生サロンに 2 人の多文化共生コーディネーターを配置し、戸別訪問の際に悩みごとの聴き取り等を行っているが、全体からみればごく一部という面もあり、指摘のあったとおり日本人、外国人を対象とした幅広いアンケート調査が必要と考える。ただ、アンケートについては、例えば、笹川地区のブラジル人と中部地区の中国人と一緒に集計してしまうと、それぞれの課題が見え辛くなることもあるので、専門家の意見も取り入れ、本格的な調査ができればと考える。

多文化共生推進事業費について

Q. 三重県との連携の現状はどうなっているか。

A. 毎月 1 回、三重県内の外国人市民が多く居住する市が県庁に集まり、ワーキングを行っている。また、笹川地区で開催している多文化共生推進会議に三重県職員も参加している。そのほか、多文化共生推進室の職員が、外国人市民を雇用している企業を訪問し、状況の聞き取り、日本語教育の促進等をお願い等を行っている中で、市外企業の訪問については三重県職員にも同行してもらっている。引き続き連携を強化するよう働きかけていきたい。

(意見) 今までどおり形だけ連携していても何も進まない。県がやるべき部分、予算をつけるべき部分もあるので、県から予算を取り、市は具体的に動いていくべき。

(意見) 大型ショッピングセンター等は外国人が集まりやすい場所である。居住地以外で外国人市民が集まるような場所をうまく利用して施策展開していくべきだと考える。

Q. 市内の外国人人口が増えている中で、企業や介護の場に外国人を雇用してもらうための取り組みは行っているか。

A. 企業訪問で話を聞くと、どこも人手不足感が強いと感じる。特に介護の現場では、

「外国人市民の雇用を積極的に進めたいが、製造業の派遣労働の方が時給が高いことが多く、介護職を希望する外国人市民は少ない」という話も聞かれる。外国人市民から、就労に困っているという相談があれば、正職員として雇ってもらえ、福利厚生面も良いといったことなども交えて、介護職についても紹介したい。

Q. 共同地区も外国人人口が多いが、主な国籍はどこか、また集住の課題等はあるか。

A. 中部地区市民センター管内のデータだが、中国、ネパール、韓国、フィリピンの順に多い。課題としては、外国人市民が笹川地区のように集住しているわけではないことから、市として働きかけをするチャンネルが乏しい、ということがある。そのため、フィリピン人コミュニティや留学生等を介して、様々な事業に参画してもらうよう働きかけている。

Q. 共同地区では国籍も様々で集住もないことから、地域に溶け込んでいるということか。

A. 配偶者が日本人というケースもあり、比較的問題なく地域に溶け込んでいると認識している。

Q. 中部地区市民センター管内の学校では外国人生徒も増えてきているが、PTAの役員に外国人生徒の親があたり、会議に来ないため担当する町の児童に情報が伝わらなかったなど、集住していないゆえの問題点もある。学校と連携し、生活面で不足がなかなどの情報を収集していく必要があるのではないか。

A. 現状としては、外国人児童が多い小中学校の校長、幼稚園の園長が課題について話し合う「外国人幼児児童生徒教育検討委員会」に多文化共生推進室も出席し、情報共有を図っている。今後とも学校等との連携を図っていきたい。

(意見) 外国人生徒については学習の遅れ等が出てこないと学校も問題点として挙げてこない部分があり、身近な問題は社協組織等に上がってきているという現状も理解しておいてほしい。

外国人集住都市会議負担金について

Q. 毎年、外国人集住都市会議に参加しているがその意義や成果は。

A. 発足当初は同じような状況の市町が集まって、それぞれの取り組みについて情報を共有し、研究を行うことが主なテーマだったが、昨今では、どの市町も取り組みが揃ってきていることから、主として国や経済界に対する働きかけのツールとして考えている。

Q. 他市町の政策を参考にするといった効果は見込めないということか。

A. 効果がないということではない。外国人の子どもたちに対する学習支援の取り組みなどについて、全体会等の場で情報共有を行っている。

《 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費 》

あさけプラザ運営協議会負担金について

Q. あさけプラザの主要課題及び今後の方針では、地域の文化団体等と協働し自主事業の充実を図るとあるが、どのような事業を今までやってきたか、また今後企画検討して

いくのか。

A. 団体、利用者、行政で構成するあさけプラザ運営協議会で、自主事業、貸館状況、図書館等の運営について協議している。

Q. 運営協議会で自主事業、貸館状況等が協議されてきた中で平成 29 年度としての課題はあったのか。

A. 自主事業、貸館事業についてもあさけプラザの利用率が上がるようにという意見をいただいているのでそれを目標としているが、課題等は特にない。

あさけプラザ管理運営費（貸館事業）

Q. 貸館の予約申し込みについて順番待ちの状況はどうなっているか。

A. どうしても取りたいという方は徹夜で並ぶこともある。

Q. 順番に整理券を渡し、整理券順に抽選させてはどうか。

A. どうしてもその日に取りたいという人は抽選では困るという話を聞いている。

Q. 体育施設のような特別申請を利用できないのか。

A. 公の団体であれば優先的に取れるが、一般の利用者は特別申請できない。

Q. 特別申請できる団体は規則で決められているのか。

A. そのとおり。

Q. あさけプラザの有料施設利用件数について、平成 28 年度に比べて平成 29 年度は増加しているが、有料施設利用率は低下している。その理由は。

A. 平成 29 年度 4 月から第 2 小ホールを供用開始し有料施設全体の利用可能数が増えたためである。

Q. 施設別行政コスト計算書では、あさけプラザの受益者負担率が 11.08%となっているがどう評価しているか。

A. 貸館利用については受益者から利用料をもらっているが、利用率についても目標を達成しているので、受益者負担率については相応だと判断している。

Q. 延来館者数は約 50 万人であるならば、例年約 60%で推移している有料施設の利用率を上げることによって経常収益を上げるという努力は必要だと考えるがどうか。

A. 有料施設利用率を見ると空き室があるということなので、引き続き利用率を増やせるよう努力していきたい。

（議員間討議 ※あさけプラザの貸館予約のあり方について）

⇒議員間容討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・あさけプラザの予約方法の非効率性は以前から指摘されている。他の公的施設の予約方法等を参考にしながら、あさけプラザの予約方法を検討していくべきである。

《 歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 16 目男女共同参画費 》

市における女性職員登用について

Q. 市における女性職員の登用については、数値目標を掲げて取り組んでいく必要がある。また、政策推進監の大半は男性である。半分くらいは女性の起用にするなどの努力をする必要があると思うがどうか。

A. 男女共同参画課として、企業にも女性の登用について働きかけているのだから、当然本市においても人事へ働きかけていく必要がある。また、一般職、専門職を問わずに登用できるような形にしていきたい。

(意見) 男女共同参画の指導的役割を担う市役所から率先して、男女区別の表記を撤廃していく必要がある。

(意見) 性差にかかわらないパーソナリティで判断できていくような基準をつくっていかねばならないが、現状では性差による特性について固執しがちな部分があるので、その部分を解消してユニバーサルな社会にしていくためにはどうすべきかを検討してほしい。

Q. 市における女性職員登用への取り組み方向としては、若手女性職員に経験を積ませ将来的に管理職に占める女性職員の割合を高めるということだと思うが、委員からは数値目標を定めて女性を登用する、クォーター制のような提案もある。市としてはどちらが適していると考えているか。

A. 若手女性職員に経験を積ませ徐々に管理職における女性職員の割合を増やすことも、数値目標を据えて取り組んでいくことも両方重要だと考えている。

Q. 数値目標については取り組むのか取り組まないのか。

A. 人事課に働きかけながら取り組めるところから取り組んでいきたい。

Q. 人事課に働きかけた際に人事はどういった反応なのか。

A. 人事課としては、育休、産休を取得したとしてもそのあとの登用に影響は出ないという回答だった。また、男女共同参画プランよっかいちに位置づけられた市の管理職の女性割合目標 25%を達成していくには、保育職、看護職など職種と役職の関係についても人事課と協議していきたい。

Q. 能力があるのに管理職になれない原因は何かということと、その原因を取り除いていくような機構構造の変革が求められている中で、男女共同参画課としてどのような答申をしていくのかということが大切だと考えるがどうか。

A. 職種関係なく平等に登用されるようなシステムを考えていく必要があると考える。

(意見) 職種関係なくということであれば、保育職、看護職のデータを出してもらわないと議論できないので、今後は出してほしい。

(意見) 人事課に相談するのではなく男女共同参画課で女性職員登用にかかる提案を整理し、市民文化部内で意思確認を行ったうえで人事課へ申し入れすべき。

Q. 女性の登用については、人事課だけでなく全庁的な問題であるが、その調整の場である男女共同参画推進庁内調整会議ではどういったことが協議されているのか。

A. ワークライフバランスの観点から育休取得の推進等について協議されているが、女性登用に関する直接的な議論は現状でなされていない。

Q. 育休の問題も大切だが、市における女性登用の実態について現状を意思決定者に伝え、何が課題なのかを議論してもらうことが庁内調整会議の重要な役割である。市としてしっかりと職員登用について議論しているという下地がないと、民間企業に対しても説得力がない。いずれにしろ、男女共同参画課が主導して庁内調整会議を活用していくことが重要だと考えるがどうか。

A. 女性登用にかかる市の状況を分析し、庁内調整会議でどう対応していくかの調整を

していきたい。

Q. 市の部局において女性職員がいない職場が 26 か所あるが、なぜか。

A. 都市整備部や上下水道局の技術部など、技術職の部署が多い。理由としては技術職に占める女性職員が少ないからである。また職員が数名の部署になると女性職員がいない場合もある。

(意見) 技術職には女性職員が少ないことから、女性もそういった分野で採用されるように教育面から変えていく必要があると考える。

(意見) 市における女性職員の登用について、人事的な壁にぶつかっているという実態が見えてきている。男女共同参画社会を具体的実現するためには何らかの改善が必要である。

女性相談事業費について

Q. 女性相談等事業において、相談件数の推移を見るとDVの相談件数が減っているがその理由は。

A. DVが減ったということではないが理由としては把握していない。

(意見) 相談件数が減少している理由分析が必要である。

Q. 女性相談等事業において平成 29 年度にLGBTに関する相談はあったか。

A. 平成 29 年度はなかった。

Q. LGBTの相談窓口としては男女共同参画課が適切なのか。

A. 相談者が自認する性が女性であって、女性としての悩みということであれば女性相談として関われるが、それ以外であると三重県のLGBT相談窓口を紹介している。

Q. 男性相談窓口もできたが、そこにLGBTの相談をすることは適切なのか。

A. 男性としての相談であれば受けることは可能だが、性転換手術など専門的な話になると受けられない。

(意見) 相談に来た人が、どこに相談すればよいか分からなくならないよう各窓口を整理しておいてほしい。

(意見) DVや性的マイノリティの問題まで男女共同参画に盛り込んでしまうと、收拾がつかなくなる。本来の目的である男女共同参画社会をつくるためには何をし、いつまでに完結させるのかということを定めることが大切であり、そのためには全国一律的な取り組みをしていくのではなく、四日市独自の方向を出していくべきである。

(意見) 男女共同参画の所管範囲を限定し、終期の設定をすべきである。

男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 について

Q. 男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の事業進捗状況の報告に基づいて改善された事業部分はあるか。

A. 本年度参画プランの中間見直しを行っており、平成 29 年度に実施した市民意識調査とともに、事業進捗状況に対する評価を反映させたものになっている。また、新規事業として女性の活躍促進ということで、実際に活躍している女性との意見交換会等を検討している。

Q. 男女共同参画審議会の意見を参画プラン等に最大限盛り込み、また、その内容を庁内調整会議で意思決定者に伝えていくというサイクルを確立する必要がある。四日市が男女共同参画に立ち遅れることはあってはならないので、その決意を表明してほしい。

A. 女性の活躍ということで現在見直し中のプランの中に新規事業を盛り込んでいる。また新たな課題も出ているので十分認識した上で参画プランに盛り込んでいきたい。事業を進めていく上では関係各課と調整し取り組んでいきたい。

《 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費 》

地域社会づくり総合事業費補助金について

Q. 平成 29 年度の市民生活課の取組方針では地域コミュニティを維持・向上させていくとあり、成果の部分で維持・拡充できたとあるが、具体的にどういうことか。

A. 住民主体の地域づくりを進める中で、自治会、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会といった組織づくりを進めることができ、住民主体の事業が活発に行われるようになったということである。

Q. 平成 28 年度までは、住民組織がなく住民主体の事業も活発でなかったということか。

A. 平成 28 年度まででもできていなかったというわけではないが、平成 29 年度はさらに進めることができたということである。

Q. 自主的な地域コミュニティをつくるよう、またそれを発展させるのは市ではなく住民の役割であるが、自治会や地域の組織については、自主団体なので行政から一定以上の口出しができず、市の関わりが手前で止まっていることがあったり、一方で館長権限予算や地域マネージャーの活動など行政が大きく関わる業務もある。そのバランスがうまくいっていない。平成 29 年度の総括として地域の自主性が高まったとするのか、まだまだ行政からの働きかけが課題とするのか、成果、課題、これからの方向性をどのように考えているか。

A. 以前は行政が主体となって地域振興を引っ張っていたが、地域の自主性を確保するため、団体事務局をつくり連合自治会、地区社協など地域の団体に関する事務を担当してもらうほか、地域マネージャー制度を導入し、地域振興は地域で自主的に行うよう体制を変えてきた。連合自治会、地区社協、まちづくり協議会の関わりが地区ごとに違うことから、連合自治会を中心とした地域のまちづくり協議会として、様々な団体が入って地域の取り組みについて意見交換を行えるようにしていきたいというのが今の流れである。その中で地域社会づくり総合事業費補助金を制度化したが、毎年同じような事業が申請されており硬直化していたため、館長側から新しい取り組みを提案するツールとして館長権限予算を導入してきた。今後は次の総合計画策定までに館長権限予算の検証を行い、地域社会づくり総合事業費補助金と館長権限予算のあり方についても整理をしていきたい。また、地域の中でも各団体、役員のなり手不足についても一つの課題である。

Q. 結局は以前から行っていることと何も変わっていないように感じる。今まで解決できなかった課題は見えているので平成 30 年度から具体的に取り組むべきだと考えるがどうか。

- A. 地区によって温度差があり、館長権限予算で行った取り組みが地域社会づくり総合事業費補助金を使って事業化していくというところもある。また、地域社会づくり総合事業費補助金自体が使いづらいといった意見もあるので制度的な部分は検討していきたい。人材育成については、地域づくりマイスター養成講座等を行っており地域の若手やP T Aが継続的に関わるような方策を模索していきたい。自治会をはじめとした地域の組織が弱体化しないよう助け合いをしていくことが重要だと考えているのでそういった施策を行っていきたい。
- Q. 地域社会づくり総合事業費補助金の事業が硬直化している部分があるので、市民ニーズに合致した取り組みなのか、また、人材育成の場になっているかを行政がマネジメントしていくべきであるが今後の方針はどうか。
- A. 事業の硬直化は地区でも認識しているところである。まちづくり協議会等の組織化に合わせて地区内で事業の見直しているところもあるので、これらの取り組みを他地区へ紹介しながら市全体で見直しが行われるよう取り組んでいきたい。
- (意見) 事業がレベルアップしていくように有効な取り組み事例をホームページに掲載するなど情報共有できる場をつくっていく必要がある。

(議員間討議 ※地域と行政の関わりについて)

⇒議員間容討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・市民文化部において、館長権限予算や地域社会づくり総合事業費補助金の使途を含めて解決できていない課題は明らかになっているのだから、平成 30 年度から具体的に取り組むべきである。

防犯外灯新設維持費補助金について

- Q. 市内における防犯外灯のLED率はどの程度か。
- A. 平成 29 年度で 79.5%、平成 28 年度で 70.2%であり 9.3%上がっている。
- Q. LED化については本市においては第 3 次推進計画で年限を区切って行う方針だが、他都市ではESCO方式を採用し短期間でLED化を行って経費を削減しているところもある。LED化の方法に関する考え方を教えてほしい。
- A. LED化率は平成 25 年度で 19.6%だったのが平成 29 年度で 79.5%となっていることから、現時点では従来通り地元の一部負担をしてもらいながら進めていきたい。ただ、将来的には他市の状況についても検討・研究を進めていく必要があると考えている。
- Q. 防犯外灯だけでなく公共施設のLED化を含めればESCO方式のメリットはさらに大きくなると考えるが、その点についてはどうか。
- A. LED化に着手した時点であれば短期間でLED化を行う方式も考えられたが、現状ではLED化率が約 8 割と着実に進んでおり、防犯外灯にかかる電灯料についても減少しているので、目的としていた維持管理費の低減効果も出ている。
- (意見) ESCO方式について効果があるのか無いかは検証してほしい。
- (意見) 防犯外灯設置にかかる自治会の負担軽減について、安全なまちづくりを目指すのであれば、市道の外灯については全額市が負担すべきだという地元の意見もある。

また、E S C O方式の話も出たが、次回にL E Dを交換する時期までには様々な方法を検討してほしい。

(意見) 防犯外灯設置については自治会が主体となっていることから、自治会に入らなければ家の前の防犯外灯の管理をしてもらう、ということで自治会加入促進の材料になっているとの話も聞くので、全て市の費用で対応すると、別の面で支障が出る可能性もあると感じている。

(意見) 環境負荷を軽減するためにL E D外灯を設置するということであれば、もっと早い速度で他の公共施設も含め、L E D化すべき。

Q. 住民が住んでいないところや高校の通学路など、普段人通りが少ない場所への防犯外灯設置について、どのように調整しているのか。

A. 桜地区の事例では連合自治会、桜地区市民センター、四日市西高校と協議をし、連合自治会に外灯の玉替えを負担していただいた。今後も単位自治会での対応が難しい場合も考えられるため、地区全体の問題として連合自治会、地区市民センター等関係する団体と協議を進めながら進めていきたい。

≪ 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費 ≫

市民協働促進事業費について

Q. 市民協働安全課の取り組みについては資料に出ているものはごく一部であり、新しい公のあり方としての市民協働が進んでいるのかどうかわかりにくい。また市民協働安全課の課題や方針では、市役所内でも部局横断的な取り組みができるような意識の醸成を図っていくとあるが、まだまだ進んでいないという印象を受けるがどうなのか。

A. 市民協働促進計画における基本方針として、意識づくりと人材育成、情報発信と共有、市民活動団体の育成・強化、市民活動の活性化の4つを位置づけ、実施時期を短期、中期に区分し、32の取り組みを行ってきた。市民活動団体同士の連携強化や市民活動団体と企業の連携強化の部分で平成28年度に比べて進捗したが、目に見えた効果はこれから徐々に出てくるものと考えている。部局横断的な取り組みとしては、今年度、空き家の増加問題について関係各課からそれぞれできることを引き出し、協働で実施できる部分を模索する取り組みを行っている。

(意見) 市民協働のあり方としては、市民に何が必要か聞き取り、それについて事業化してもらい、その活動の受け皿となる基金をつくる、ということだと考えるが、現在その基金ができていないので、整備するなど不足する部分については補強しておいてほしい。

コミュニティビジネス創造塾について

Q. コミュニティビジネス創造塾と商工農水部の女性起業家育成支援事業について、コミュニティビジネスでは利益を出さないまでも、事業の継続性のためにはマネジメント手法を学んでいく必要があり、その点では女性起業家育成支援と通じる部分がある。これらを統合していくという選択肢はないのか。

A. 目的は違うものの、スタートの部分はよく似たところもあるので関係課と調整し、よりよい方法について検討していきたい。

Q. 市民協働ポータルサイト運營業務委託、プロボノ活動、地域づくりマイスター養成事業など、何をしているのかわかりにくい表記があるので用語の使い方については研究すべきでないか。

A. 分かりやすい説明に努めていきたい。

防犯カメラ設置事業補助金について

Q. 防犯カメラの設置補助について、通学路への設置については補助率を上げているが地元の声として、危険なところに設置するのに通学路かどうかの区別は必要ないのではないか、補助率を上げられないかという意見があるが市には届いているか。

A. 通学路への設置については3分の2を補助、それ以外は2分の1を補助しているが現状で市のほうに、補助の見直しについての声は少なく、一定のご理解を得ているものと考えている。

(意見) 補助金で設置した防犯カメラが壊れてきている事例もあるようなので、対応できるようにしておいてほしい。

＜ 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費 ＞

三浜文化会館管理運営費について

Q. 平成29年度の三浜文化会館利用率について、当初の利用見込みと比べてどうだったか。

A. 平成29年度に8万人の利用があると見込んだが、平成30年度はほぼ見込みどおり推移している。

Q. 早朝に活動する団体などから開館時間を広げてほしいというような要望はあったか。

A. 三浜文化会館では運営協議会を開いているが、その中でも窓口においてもそのような意見は聞いていない。

Q. 早朝に活動する団体は市内のホテルなどを利用していると聞く。一部を早朝開館することなどによってニーズをとらえ、利用率の上昇につながれると考えるがどうか。

A. 今後早朝開館を希望する声があれば、人件費などの費用対効果もあるが、検討していきたい。

Q. 市民文化部所管の施設について耐震化はすべて完了しているか。

A. 全て完了している。

四日市音楽コンクール開催事業費について

Q. ファミリー音楽コンクールについて、平成29年度に賞金額を変更したが、その影響はあったか。

A. 平成29年度にグランプリの賞金を100万円から50万円に減額したが、募集については平成28年度60件、平成29年度53件の応募ということで、7件減少しただけで影響はないと判断している。

Q. 応募が約1割減少しているが、影響なしと考える理由は。

A. 平成29年度の応募の中で41件が初めての応募だったため、全国へファミリー音楽コンクールの事業が広まっていると認識している。

《 歳出 第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費 》

戸籍住民基本台帳事務費について

Q. 市民課における今後の課題として、個人情報保護や虚偽等の不正防止の徹底、円滑な処理が挙げられているが、平成29年度にこれらに関わる事案はあったか。また、今後の方針で外国籍住民の各種届出について迅速な対応を行い、待ち時間を短縮するとあるが、実態はどうか。

A. 平成29年度については個人情報保護等にかかるトラブル、問題はなかった。また、外国籍住民の各種届出、特に戸籍登録については、本国や領事館から出された要件具備証明書を見て審査しているが、初めて見た書類については課内で相談したり、本で調べる、法務局に確認するということを繰り返しているもので、そのあたりの勉強をしていかなければならないということで課題とした。

Q. 外国籍住民の各種届出にかかる待ち時間等の実態はどうか。

A. 日本人の転入届に比べると書類の記載や在留カードの手続きがあるので外国籍住民は約2.5倍時間がかかる。受付手順を確認するなどして待ち時間短縮に努めたい。

(意見) 新しい視点で改善できる方法を探してほしい。

【シティプロモーション部・経過】

《 歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費 》

情報発信事業費について

Q. 市ホームページについて、担当課の連絡先に容易にたどり着けず、また、災害時におけるトップページの表示に関する関係部署との連携等にも課題を感じており、議員間でもデザインを変更してから見にくくなったという意見をよく聞くが、どのように把握しているのか確認したい。

A. 平成29年4月のリニューアル時のコンセプトとして、ボタンを大きくしたり、分野ごとに分けるなど市民がアクセスしやすくなるよう工夫を行った。以前に比べ、各所属からアクセスする画面設定ではなくなったが、現在のところ、市民から直接そういった意見はいただいている。

(意見) 担当課の連絡先を検索しようとしても事業の羅列で分かりにくく、災害時の情報提供にも課題があると考えている。今後、市民意見の把握に努めてほしい。

広聴活動事業費について

Q. 市長のタウンミーティングで出された市民からの意見について、どのように活用しているのか。

A. その場で回答することが基本ではあるが、一部、担当部局から後日連絡することとした意見については、必要に応じて速やかに対応している。また、地区テーマとして出てきた主だった意見については、平成30年度タウンミーティングの開催時に、市長が冒頭に進捗等を報告している。

(意見) 市民意見はなかなか集まりにくく、少ない意見をどこまで重視すべきかの判断

は難しい。広聴機能の充実は非常に困難な課題であるが、まだまだ工夫の余地がある
と考える。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

四日市港客船誘致協議会について

Q. 四日市港客船誘致協議会へ負担金を支出しているが、協議会の取り組みの効果、検証についてはどうか。

A. 成果については昨年初めて外国客船コスタネオロマンチカが寄港したが、正月であったため、市内外から約 4,400 人の方が客船を見に来ており、四日市港ポートビルにも普段より多くの方が来場するという予想外の効果があった。また、乗船客約 1,400 人のうち約 1,000 人がシャトルバスを利用したことについても驚いた。シャトルバスは近鉄四日市駅まで運行されたことから、四日市のまちなみなど、都市イメージを感じてもらえたと思う。

Q. 新規の客船誘致は行っているのか。

A. 平成 29 年度については外国客船との商談会に 4 件参加、外国のクルーズ事業を行う企業に四日市を訪れてもらい現場を見てもらうという招へい事業が 1 社、そのほか船会社訪問も行っており、客船誘致協議会の予算の大半を誘致活動に使っている。

Q. 新規に寄港が実現しそうな船会社はあるか。

A. 具体的に決定したところはない。

(意見) 外国船誘致については、本市では四日市管理港組合が前面に出ているため、受け入れ施設もつくられていない。市が行うこと、四日市港管理組合が行うことの役割分担をすべきである。

(意見) テレビ報道によると、外国からの大型客船の寄港の際、ボランティアが四日市の中心部に誘導してもらった成果がかなり大きかったとのことである。寄港の際、乗客に楽しんでもらえるよう、夜の工場夜景とあわせて、四日市港の工場の施設やタンク、塀などに絵を描いたり、入港を歓迎する文字をこにゅうどうとあわせて描くなど、企業に協力を求めているかどうかと考える。

(意見) 下船した外国人の乗客が四日市でどのような土産物を買ひ、飲食ができるのかあらかじめ対策を立て、また、外国語に対応できる体制を整えることにより、目にみえないかたちで都市イメージは向上していくと考える。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

シティプロモーションについて

Q. 観光・シティプロモーションを推進する上での目標の 1 つである交流人口の増加について、成果はどうであったか。

A. 市内におけるイベントでの入り込み客数をもとに交流人口を把握することと捉えており、暦年換算の実績で 802,248 人と、平成 28 年に比べて約 2 万人を超える増加であった。ただし、来場者数が多い大四日市まつり、四日市花火大会などにおいては、現在のところ、市外からの来場者数がどれだけか把握する仕組みを持っていない状況である。

(意見) 入り込み客数を把握しても交流人口の増減までは分からない。交流人口の増加という大きな目標を掲げていながら、実績が検証できない状態となっていることは課題であることから、そのことを決算時に総括として示すべきである。

Q. 都市イメージの向上は図られているのか。

A. 数値では把握していない。アンケート結果によると、市民からは、四日市について、「愛着はあるが、誇りが持てない」との意見が多く、また、市外の人には、まだまだ四日市イコール公害の負のイメージを持つ人も多い。環境が改善された現況を言葉やメディアで聞くよりも、四日市スタイルなどイベントの開催等を通じて実際に四日市に来て、感じてもらうことが都市イメージの向上にとって重要であると考えている。

Q. 客船の寄港数や来客者数が増えても四日市に悪いイメージを持たれては意味がないため、数の増加だけにとらわれず、来客者にいいイメージを持ってもらうための取り組みが求められる。都市全体をどのように運営するのかという都市経営の視点を持たないと、行政運営が大変難しい時代であると思うが、この点をどのように捉えているのか。

A. 今後の1つ1つの活動を行う中で、シティプロモーションの推進や都市イメージの向上という大きな意味合いとして捉えるとともに、市全体の体制を整えることにより事業を実施していきたい。平成30年4月からシティプロモーション部がスタートし、当部が対市民に対して魅力を訴えていく一方で、当部だけがシティプロモーションを行う訳ではなく、各部局が意識を強く持ってもらうためにも、市役所内での意識づけや周知を行う役割を担っていると考えている。

Q. 外部に積極的に情報発信することはいいことだが、事業の目標設定があいまいと考える。交流人口や定住人口を増やすためのマーケティングを行うなど、計画性や戦略性を持った、より具体的な取り組みが必要と考えるが、どうか。

A. 指標の設定やターゲットの絞り込みが必要であり、予算の有効性や事業成果が見えにくくならないよう意識して取り組んでいる。組織改編により平成30年度から新たな体制でスタートしており、いただいた意見を加味しながら今後の事業を行っていききたい。

Q. 国が示した地方創生のための政策の一部がシティプロモーションであり、新たに部が創設されたからには、今後の活動を通してどうやって四日市を活性化するのかという大きなテーマを問題提起し、成果につなげる必要があるのではないか。

A. 最終目標は定住人口の増加であるが、シティプロモーションの推進だけで定住人口増加が図られる訳ではなく、各部局における具体的な施策も必要となる。シティプロモーションの分野において、指摘のあった四日市の活性化に向けて意識を持ちながら取り組んでいく。

(意見) シティプロモーション部を設置し、市外へ本市を発信していくのであれば、現状よりも多い予算が必要であるし、危機管理監が各部を横断して危機管理に関する指揮権を持つということならば、シティプロモーション部も同様の統括機能を発揮すべきである。

(意見) 本市には何千億という利益を稼ぐ企業があるが、従業員は市外に住んでいる人もいる。企業からの税収入があっても、市の人口が減ってしまえば、市の収入全体と

して相殺されてしまうので、人口が流出しないような対策も考えていくべきである。

Q. シティプロモーションにおけるマーケティング戦略についてどう考えているのか。

A. 観光・シティプロモーション戦略は、観光・シティプロモーション条例が制定された際に策定されており、それに基づいて事業を行っているが、今回新たにシティプロモーション部が設置されたこともあるので、具体的にどういった戦略を練っていくのか検討していきたい。

Q. 観光・シティプロモーション条例にも記載されているが、本市が公害を経験し産業振興と環境保全を両立してきたことは市内外から注目されているところであり、この取り組みを紹介する環境未来館が市外、世界に向けた観光資源になっていく可能性がある。逆に現在行っている事業が外国人には見向きもされないということもある。今まで気づけなかったものを観光資源にしていくこと、あるいはいかにニーズを作り上げるのかというマーケティングの部分がないとシティプロモーション部を作った意味がないと考えるがどうか。

A. 三重県と共同で国際的な環境関係の会合を開催するとの話もあるので、本市としては公害を克服してきたという経緯を含めて、進めていきたいと考えている。

Q. 観光・シティプロモーション戦略とはどういうものか。

A. 平成 28 年 4 月に観光・シティプロモーション条例が制定されたが、制定に合わせて観光・シティプロモーション戦略も同時にスタートした。内容としては、今ある四日市の観光資源をどうするか、どう掘り起こすかという部分に軸足を置きながらの観光戦略となっている。

(意見) 先進市では自分のまちを選んでもらうためにはどうするのかという視点でシティプロモーション戦略をつくっている。本市においてもシティプロモーション部を設置したということから、観光戦略だけではないシティプロモーション戦略へ見直しを図っていかねばならないと考える。

四日市港夜景クルーズについて

Q. 四日市港夜景クルーズのボランティアガイドについて、後継者不足の問題があるが、報酬等を含めてどのように考えているか。

A. 現状のボランティアガイドは交通費のみ支給されるが無報酬ということもあり、善意で成り立っている。また、年齢についても 70 歳近くとなっている中で後継者のなり手がいないという現状もある。四日市市としても夜景は観光資源として盛り立てていきたいと考えており、他都市ではボランティアガイドを公募している事例もあるので、今後情報収集していきたい。

(意見) 四日市市として、夜景クルーズを続けていこうと考えているならばボランティアガイドの後継者を含めて事業が継続できるよう考えていく必要がある。

ゆるキャラグランプリについて

Q. ゆるキャラグランプリで 1 位になった際の効果はあるのか。また、1 位を目指す目的は何か。

A. 昨年度 1 位になった団体に効果を確認したところ、数億円規模の宣伝効果が見込め

たとのことだった。また、目的は四日市から生まれた新たな「1位」をつくり、こにゅうどうくんを通じて四日市の全国に知らしめることである。
(意見) ゆるキャラグランプリで1位を取ることの労力と、得られるメリットが見合っているのかということをもう一度振り返ってみるべきである。

四日市観光・シティプロモーション協議会について

- Q. 四日市観光・シティプロモーション事業は、四日市観光・シティプロモーション協議会負担金で賄われているのか。
- A. 四日市観光・シティプロモーション協議会の予算については、市の負担金以外に、四日市商工会議所、四日市観光協会からの負担金がある。また制作物の作成については一部だが企業からの協賛金をいただいております、それに基づいて事業を行っている。
- Q. 四日市観光・シティプロモーション協議会の予算管理はどこが行っているのか。
- A. 事務局は四日市観光協会が担っている。
- Q. 事業についてはどこが主導的に動いているのか。
- A. 事務局の人数の関係から、市の方でも補いながら実施している。
- Q. 四日市市、四日市商工会議所、四日市観光協会をそれぞれうまく機能させることが重要だと考えるが、課題は。
- A. 現状では、3団体がそれぞれの予算、事業を持っていることから、調整しながら進めているところである。ただ、四日市観光・シティプロモーション協議会はそれぞれの持ち味を生かしながら事業を行っており、民間の協力が必要な場合は観光協会や商工会議所の会員企業に協力をしてもらったり、フィルムコミッションで市の施設を利用する際は市が中心になったりと補完しながら取り組んでいる。
- (意見) 3団体がそれぞれ中途半端に動くとなんの成果も生まれないと思うし、負担だけが大きくなるだけなので、緊張感を持って取り組んでもらいたい。

大四日市まつり事業費補助金について

- Q. 大四日市まつりの熱中症対策について、昼間の炎天下で行うのであれば、保水型インターロッキング舗装の道路にしたり、道路に日陰を多くつくることで、全体としてさらに温度を下げることができ、積極的なシティプロモーションにもつながるのではないかと。
- A. 背が低い子供をはじめ今年の夏の暑さは特に厳しい状況にあったため、平成29年度に行った対策に加え、平成30年度は新たに消防車による散水を行うなど、今後も来場者に対する熱中症対策に取り組んでいく。

四日市花火大会事業費補助金について

- Q. 四日市花火大会について、翌日の清掃は以前より良くなっているが、まだ露店のゴミが放置されている部分があるので、露店業者に対して後片付けを徹底するよう指導すべきである。
- A. 以前よりは露店業者のマナーはよくなっているが、まだまだ完全ではないので次回開催に際してしっかり伝えていきたい。

Q. 花火大会に対しては随意契約が多いという指摘があるが、そういった実態は把握しているか。

A. 平成 29 年度 2 月定例月議会の当委員会でも指摘を受けている。その中で、実行委員会の支出状況について指摘されている。その際の委員会からの意見としては、競争性を担保すべきであるというものだった。一方で花火大会を無事に運営していくという観点からは随意契約をすべて否定するものではないという意見もいただいた。よって平成 30 年度は競争できるものは競争させていこうということで昨年からの見直しを行い、入札ということまでは行っていないが、見積もり合わせを行って業者を選定するとともに、業務の組み換えもしながら競争性を担保するよう取り組んだ。

(意見) 実行委員会が行っている事業については、将来的には自主運営させるべきだと考える。運営費を補助し続けるということは行政がイベント屋になっていることであり、実行委員会の自主事業ではなくなる。いつか行政から手放していくためにどうすべきか考えてほしい。

(議員間討議 ※シティプロモーション部の今後のあり方について)

- ・本市東京事務所が入っているフロアには観光コンベンション協会をより実効性のある組織に作り上げている観光先進市が多く入っている。何のために東京事務所を設置しているのかということも考えながら先進市の取り組みを研究し、より良いシティプロモーションに繋げていくべきだと考える。
- ・公害というマイナス財産を売りにするといつまでも暗いイメージが付きまとう。プラスの戦略があってマイナス財産も拾い上げるという戦術なら通用すると思うのでその部分を十分考えてほしい。
- ・産業の発展と環境は両立していかなければならないところで、本市では公害を経て貴重な経験をした。それを内外に発信していくことは決してマイナスではないと考える。
- ・公害を克服したことは大きな財産だと考える。過去のマイナスイメージだけでなくこれから克服して四日市がどこに向かっていくかということで「四日市公害と環境未来館」という名前になっているので、今の姿で進めていくということによいと考える。
- ・交流人口の参考になるとされる大四日市まつり、四日市花火大会の観客数について、これからも交流人口増の大切なイベントとして位置付けるのであれば、観客数の数え方を実人数により近い方法に改め、経年の事業効果検証を行うべきだと考える。

【商工農水部・経過】

事業の年間総括について

Q. 今回商工農水部の年間総括を資料として請求したが、資料請求が無くても部内で総括を行っているのか。

A. 過去の状況や決算状況を確認したうえで予算編成等を行っているが、システム的に各課で資料を作成し、総括をするということはしていない。

(意見) 予算編成の際の確認については、どうしても個別事業単位の精査に目線が行きがちだが、そもそも商工農水部が何の目的で設置され、何を行っているのかという視

点を忘れがちなのではないかと感じる。本来の目的、役割を見つめなおした上で事業を実施、総括し、次年度の予算編成をしてもらいたい。

Q. 次期決算時には当初予算の基本方針について、どう達成してきたのかを総括してもらいたい。

A. 今回の資料でも検討したが、当初予算の基本方針をベースにすると分量が多くなってしまうので、A4用紙1枚程度で全体がわかるような総括をまとめさせていただくようにしていきたい。

(意見) 総括のまとめについては、商工農水部だけでなく、全庁的に情報共有してほしい。

Q. 工業振興に関する総括を見ると、水素そのものを利用した新規事業は難しいが、コンビナート企業等との会議を活用し今後のコンビナートのあり方を検討していく、というように読み取れる。そのことはよいが、市長マニフェスト、所信表明等で水素社会の実現を掲げているのであれば、当面は不可能だということを、平成29年度として総括すべきではないか。

A. コンビナート企業とは、コンビナート内の副生水素の活用だけではなく二酸化炭素削減という面から、海外から水素を輸入し、原料転換や燃料として活用するという可能性を議論した。平成29年12月に国がまとめた水素基本戦略では2050年を視野に様々な取組みを行うこととされており、四日市のコンビナートにおいて現時点での導入は難しいという結論に達している。一方で水素社会に対応していくという観点からは水素自動車やエネファームなどを含めて環境社会に向けた様々な活用法の広がりについては、環境部とも連携しながら今後も模索していく必要があると考える。

Q. 市内企業でマザー工場化した企業はどこか。

A. JSR、第一工業製薬などである。全国的にみて企業が工場縮小の際は、単に製造しているだけの工場から縮小していく傾向があるので、四日市市で今後も操業していただくためには、研究開発、試作、製品化を行うマザー工場化を進展させていきたい。

Q. 商業振興にかかる総括において、中心市街地の活性化しか言及されていないが他の部分についてはどうか。

A. 商業振興が中心市街地活性化だけではないことは認識している。古い団地での商業振興支援を行ったり、市内10か所の定期市への振興事業も実施している。

《 歳出 第5款労働費 第1項労働諸費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費 》

みえ森と緑の県民税市町交付金基金について

Q. みえ森と緑の県民税市町交付金基金を積み立てているが、どういった使い道を考えているのか。

A. 中央緑地体育館整備等に使っていくことを考えている。また、今年から市でも里山保全の補助金を制度化したのでその財源として使う。そのほか、三重県から今後の制度のあり方について説明があるとのことなので、今の使い方以外にもできることがあ

れば使っていきたい。

Q. 施設整備よりも、里山保全に使うのが本来の使い方だと考える。また、里山保全等に従事している市民の意見も取り入れるべきだと考えるがどうか。

A. 三重県によると、全く新しい取り組みに対して使ってほしいとのことなので、市としては新しい地域の活動に財源として充てていきたいと思っており、使途について細かく制限していないので、地域から新たな活動をしたいという声があれば、使っていただけるよう制度設計していきたい。

Q. 来年度から新規に里山保全等の事業が始められた場合、その財源として使用できるということか。

A. そのとおりである。5年ごとの区切りがあるので少なくとも5年間は財源に充てられる。

Q. 里山や街路樹などで管理されていない木は台風などで倒木してしまう。管理者などを配置して伐採、処理することにこの交付金を使えるのか。

A. 里山であっても市が管理する公園内に所在している場合や街路樹などの保全に交付金を使えるのかどうかについては確認させていただく。

Q. 例えば市有林を間伐し、子どもたちに炭を焼かせたり里山管理に関する教育を行うことについて交付金を使用できるのか。

A. 森林の体験園や学習林などには使用できる。平成29年度の交付実績の中でも、川島小学校と内部東小学校で学習林の整備に使っていただいている。

鳥獣被害防止対策事業費について

Q. 鳥獣被害対策について、過去に電気柵設置補助金が不足し補正予算を組んだ実績があったが、今年度はどのような状況か。

A. 平成29年度は12の農家組合等に185万9千円交付し予算内に収めている。また今年度も予算の範囲内で対応できる予定である。要望が多かった平成28年度は補正を組んだと記憶している。

Q. 少なくとも10年以上有害鳥獣の捕獲事業を行っているが、捕獲目標があり、達成していけば効果が出るという計画もあったと思うが、平成29年度の捕獲実績はそれに見合っているのか。

A. 現在鳥獣被害として深刻化しているのはイノシシだが、鳥獣被害防止計画では平成29年度から平成31年度で各年度300頭の捕獲を計画している。平成29年度は277頭で計画より少し少ない状況である。

Q. 以前の計画で示されていた捕獲の効果は見込めないということか。

A. イノシシについては生息数が不明であることから、どれだけ捕獲すればどれだけ効果があるかということについては計り兼ねている。ただ、被害は出ているので捕獲頭数を増やしていくことが必要であると認識している。

Q. サルについてはどうか。

A. 以前は市内で250頭から300頭の生息が確認されていたが、現在は3つの群れそれぞれで20頭前後に減っている。少ないながらも群れで行動していることや、はぐれザルが出没することがあるので被害は散発している。

Q. イノシシ対策について、本市だけでなく他の市町でも有効的な対策がない中では、

捕らないよりは捕ったほうが良いという考え方か。

- A. 農作物の被害があるところについては農地をしっかりと囲っていただくと侵入を防ぐ効果はある。次に生息数を減らすということで、出沒の報告があった際には檻を設置して確実に捕獲するようにしているが、簡単に捕獲できるものではなく経験も必要であるので両方の対策を地道に続けていくことが今考えられる対策だと考えている。

学校給食等地産地消推進事業費について

- Q. 学校給食での地産地消について、課題として地元食材の生産量が限られていることから、給食で使用する全量を確保できないことが挙げられているが、主体的に取り組もうとしているのは、教育委員会、商工農水部のどちらか。
- A. 商工農水部では、農業と子どもたちの接点として考えており、農業振興に結び付く部分だと考えているので、地産地消という面でしっかりやっていきたい。教育委員会も地元食材を意識した献立作りを行っているので、同じ立ち位置で取り組んでいると認識している。
- Q. 学校給食における地元食材の使用について何品目中何品目が使われているのか、金額、量ベースでどの程度使用されているのか。また目標はどこで今どの位置にいるのか。
- A. 学校給食等地産地消推進事業については、元々の目標は青果物 45 品目の中で地元産利用割合を 50%にすることであり現在達成している。現段階では使用品目数を 26 品目にすることを目標にしている。26 品目に対する地元産の使用量の割合については、全量賄うことは難しいので、少しずつ使用量を増やしているという現状である。
- Q. 地元食材の数量確保については以前から課題として出されている。数量確保については、JA職員に委嘱している「学校給食地産地消コーディネーター」の生産現場での出荷調整によるところが大きいと考えるが、効果は出ているのか。
- A. 白菜やキャベツなど、ある程度まとまって出荷されている農産物についてはJAでも把握しやすいが、ピーマン、ナスなどについては、まとまった出荷がないので情報が掴みきれない。JAで出荷数の少ない農産物の生産者を系統立てて当たっていくような体制が取ればよいが困難であり、従来どおりの課題が残っているのが現状である。
- Q. 学校給食における地産地消の取り組みがそもそも効果的なのか、教育に役立っているのか疑問である。無報酬の「学校給食地産地消コーディネーター」で対応できないのであれば、予算を割いてでも他の対策をすべきでないか。
- A. 数量的な面を増やしていくことは難しいが、教育的な面でいえば 12 月にふるさと給食の献立作りをしているので、出荷してもらった農家にゲストティーチャーとして学校へ行っていただき、生産者と子どもたちのふれあいの場を作っている。また、調理員にも農作物について理解してほしいということで登録農家の生産現場を調理員に見学してもらっている。
- Q. 学校給食で使用する地元食材の中で、以前は納入できていた品目が平成 29 年度に納入されていない場合がある。その理由は。
- A. 献立があるときに出荷量の調整ができなかったり、学校給食であってもある程度の

品質が必要な中で、それを満たせなかった場合に出荷を見送る場合もある。また、農家にも出荷計画があり、市場へ優先して出荷する場合がある。ただし、以前納入されていたものが納入されなくなるということは避けたいので工夫すべき課題だと考えている。

Q. 天候異変等で野菜が値上がりした場合、給食費に転嫁できず、値上がり分は荷受業者、提供者の負担となる。そういった場合に備えて計画を立ていかないと納入できなくなる。この点についてどのような連絡調整を行っているか。

A. 納入価格は市場取引額に左右される。農家にも農業振興という面からはより高く売れるところで売ってもらいたい。一方、給食は給食費として決まっているので出荷していただく農家には学校給食用として区別して出荷してもらっている。ただ、農家には損をしてまで学校給食用として納入してもらおうわけにはいかないので食育という観点で協力をしてもらえる分だけ納入してもらっている。よって、たくさん納入してもらいたいが、なかなか難しいという面も出てくる。

Q. 農業政策として学校給食に地元食材を使うということならば、納入農家を保証していく制度を作らないと、安定的な納入に繋がらないと考えるがどうか。

A. 農家には食育という観点で、量は少なくてもいいので、できるだけ入れてくださいということで進めており、当面その考え方で少しでも品目を増やしたいと考えている。
(意見) 農業共済と同じような考え方で、値上がりするときにどこかで値段調整できるような仕組みがあれば安定して学校給食に納入できると考えるので研究検討してほしい。

農業センター管理運営経費について

Q. 四日市市農業再生戦略会議で提言を出してもらっているが、農業センターの活用について提言はあったか。

A. 6次産業化の中でGAP、HACCPを取得していく際に実際に試作をしたり、資格取得の方法を勉強したりする拠点として、また、新規就農者のトレーニングの場など、様々な農家の研修所的な位置づけとして活用していくべきだとの提言はいただいている。

Q. 農業センターは給食センターの候補地としても上がっている中で、今後どうしていくのか。

A. 農業センターの職員が農業技術を指導したり、臨時職員が場内の管理を行っているが、農業技術を持つ職員が少なくなっていることから、今年度基本構想を作る中でどのように運営していくのか検討していきたい。

(議員間討議 ※農業センターの今後のあり方について)

- ・ 農業センターの役割として農業の先導的役割を果たすことができるなら残したほうがいいし、できないなら別の用途を考えるべき。
- ・ 農業センターを廃止すべきという方向でまとめるのは無理があるが、あり方を検討する時期に来ているのではないかという意見には賛同する。
- ・ 廃止論、存続論様々だが、農業センターが現状のままでいいということはない。

- ・農業センターの必要性を判断するのは、関わりのある農業従事者であるので、議員の判断で農業センターを不要としてしまうのは時期尚早である。

⇒議員間容討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・農業センターについては、存在意義があれば明確に示すべきであるし、示すことができないのであれば廃止も含めて検討すべき。

《 歳出 第6款農林水産業費 第2項畜産業費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出 第6款農林水産業費 第3項農地費 》

農業用取水施設の修繕及び農道の舗装について

- Q. 農業用取水施設と農道舗装にかかる舗装要望について、地元要望に対する実施率がいずれも半分以下だが、市民生活や環境保全の観点からも実施率を上げていくべきだと考えるが今後の方向性は。
- A. 農業用取水施設は水田農業にとってなくてはならない施設だが、老朽化が進み地元では金銭的にも管理補修できないという話は聞くので、まずは地元で管理体制を作ってもらふこと、また、その一方で老朽化して動かなくなったものについては確実に修繕できるように市として考えていく。農道の舗装についても、農機具の大型化により通行が困難な農道もあるという現状は把握している。農地集約し、大規模農業を促進している中で農道部分が原因となって効率化が図られないということであれば優先的に取り上げていかなければならないと考えている。
- Q. 特に農業用取水施設については大雨などの災害が発生しても耐えられるように保全をしていかなければならないし、公共性の高い部分については地元負担の部分を見直さなければならない。また、管理体制の組織作りが地元で進まないのであれば市が介入してく必要があると考えるがどうか。
- A. 組織作りは取水施設の維持だけではなく農地の集約化など、今後農業を続けていく上で重要だと考えている。農業委員会の農地利用最適化推進委員と一緒に力を入れていきたい。
- Q. 農業用取水施設及び農道の舗装について、年度で実施率に差が出るのはなぜか。
- A. 緊急要望があるので、若干の変動がある。
- Q. 農業用取水施設の修繕について、地元要望に対する実施率が約半数となっている理由が、予算の問題ならば補正予算を組んでの対応等が必要になるし、地元負担金や農家組合側の問題であるなら対応方法も違ってくる。いずれにしる、すでに危機的状況の中で、今回の決算を受けていつまでに何をするという具体的な考えはあるのか。
- A. 修繕の地元負担金が多額になる場合は、地元が先延ばしにする場合もある。よって地元負担の見直しについても検討していきたい。
- (意見) 今年度に農業用施設の状況や管理に関するアンケートを行っていることから、これらのデータを分析し、制度変更等の新たな対策について今年度中にも進めてもらいたい。

Q. 農業用取水施設の維持管理については、農家の減少により、自治会に任せているという現状もあるので農家組合等で維持管理していくという従来の考え方は不可能だと考える。また、鹿化川では農業用取水堰に砂が堆積し、少しの雨でも付近の住民は避難しなければならない状況となっているが、一向に砂の清掃がされない。こういった現状にどう対応していくのか。

A. 確かに農業従事者が減っているので、少なくとも地権者と耕作者には農業組織に残ってもらい、施設の維持管理を考えてほしいとお願いをしている。取水堰に砂が堆積している場合は、日常管理については農家組合など施設の管理者で対応をしていただくが、堆積により取水施設に影響が及んでいる場合は市のほうでの浚渫もしているので、地元要望で上げてもらえれば対応させていただく。また、河川管理者の責任の範囲にかかる場合は、鹿化川であれば三重県のほうに要請を行うなど対応している。

Q. 現状で取水堰に砂が堆積しているところがあり、毎回水害の危険に見舞われている。農家組合は水利権という絶対的な権利を利用しているが、管理という義務を果たしていないのではないのか。

A. 鹿化川では、農家戸数も少なくなってきた。農家組合にも責任部分については説明させてもらっているが、農家組合だけでの維持は難しい中で、地域と一緒に考えてほしいということを伝えている。また、住民に対しても地域での協力体制ということについてお願いをしているが、まだまだ連携が図られていないので、今後は地域単位で治水と利水について動いてもらえるような体制づくりをお願いしていきたい。

Q. 取水堰の維持管理については市町が行っている自治体もある。しかし、四日市市では、管理責任があいまいになっている。災害が発生し損害賠償が発生した際に現状の管理者では対応できない。管理についてはお願いではなく、行政、関係者で協議し、ルール化することが重要である。別の視点としては、取水堰をやめて、井戸水の利用や川から採水管を通して水を引くなどの対応を検討する必要があるのではないのか。

A. 取水方法については、今の時代に合った安全な管理をしていけるようなものを検討すべきだという認識は持っている。

(意見) 農家の減少により、従来通りの維持管理は難しいのだから、行政が農業団体と協議しながら責任を負って対応していく必要があると考えている。その上で、様々な取水方法を検討していかなければならない。

(議員間討議 ※農道の補修について)

- ・すべての農道を舗装すべきというわけではなく市道に近いような形で使用している農道や、生活上使用する農道については舗装すべきだし、そのためのガイドラインを農家や地域と協議していくべき。
- ・舗装していくべき農道、現状維持すべき農道を区別していくべき。むやみに舗装してしまうと農道を通り抜け道路として使用されたり、集落自体が通り抜けに使われたりと、農家だけでなく周辺住民にも支障が及ぶ可能性もある。また、子どもの遊び場としての田園地帯ということもあるので、そういった部分については舗装せずに残していきたいと考える。

⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・すべての農道を舗装するのではなく、ガイドラインで線引きを行い、必要な農道のみを舗装していくべきである。

(議員間討議 ※農業用取水施設について)

- ・農業用取水施設の状況や管理の実態について農業組合等にアンケートを実施し現状を把握したのだから、結果を分析し制度変更等の新たな対策について検討すること。また、農家戸数の減少により日常の維持管理も困難になってきている状況にもあることから、地域での維持管理体制の構築や最適な取水方法の検討にも努めること。
- ・議会報告会でも市民から直接的な事例として伺ったことなので、委員会としても厳粛に受け止めて動くべき。

⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・現状で取水施設の維持管理体制が危機的な状況にある中で、地元負担率の見直し等の対応について今年度からでも着手すべき。

《 歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費 》

別段の質疑、意見はなかった。

《 歳出 第7款商工費 第1項商工費 》

障害者雇用奨励補助金について

- Q. 障害者雇用奨励補助金について、平成 29 年度は昨年度障害者トライアル奨励金 15 件、障害者雇用奨励金 1 件という実績である。障害者トライアル奨励補助金を雇用につなげていく観点においてどう評価しているか。
- A. この件数で満足することなく引き続き企業に周知を行い、制度を利用してもらうことによって雇用につなげていき、障害者雇用率を上げていきたい。
- Q. 市として、障害者がどのような仕事をしているのかなどの状況把握や、働くにあたっての課題の把握が重要であると考えているがいかがか。
- A. まず、企業に障害者雇用を理解してもらうために障害者トライアル奨励金等の周知をさせていただいている。また、雇用に繋げていくためにも、企業に理解をしてもらって雇用を進めていくということと、ミスマッチを防ぐということで障害者の特性と企業の就労の場をできるだけマッチングさせることが重要だと考えている。そのために就労コーディネーターによる企業回りで障害者がどのような形で働けるのかということ把握し障害者とのマッチングに努めている。また、最終的には継続的に就労してもらうことを目指している。
- Q. 雇用の継続性を担保していくためには、企業にも障害者雇用のメリットを見出してもらうことやお互いのミスマッチをなくすることが重要だが、そのためには市が中心となって、障害者雇用を行っている、あるいは今後雇用を行う意思のある企業との連絡会等を設置し、その中で課題を洗い出したり、情報共有をしていく必要があると考え

るがどうか。

A. 障害者雇用については継続的な雇用をしてもらうことが非常に大切だと認識しており、四日市人権啓発企業連絡会とも連携して企業向けの障害者雇用セミナー、講習会を開催している。企業にも障害者にどう働いてもらうのかということ、セミナー等を通じて知ってもらったり、継続雇用について先進的な取り組みを行っている企業を招いてノウハウ等の紹介をしてもらっている。今後も多くの企業に参加してもらうよう継続的に努力していきたい。

Q. 先進的企業による取り組み内容を紹介したり情報共有できる場を市が作った上で、障害者雇用奨励補助金等での支援を行えば更に取り組みは進むと考えるがどうか。

A. 初めて障害者を雇用する企業がスムーズに対応できるように先進事例紹介等を行っていききたい。また、ミスマッチに関しては健康福祉部と連携し、どのような障害者がこういった業種に適しているかなどを確認しながら進めていきたい。

Q. 障害者雇用奨励補助金については、ハローワークのみを起点にしているが、様々な媒体で制度の周知を図ってはどうか。

A. 企業への事業の周知については、まだまだ足りていないと認識している。就労コーディネータによる企業訪問の際や広報よっかいち、商工会議所発行の商工春秋などで広報しているが、特に中小企業に情報が届くように努力していきたい。

Q. 障害者雇用に取り組んでいる企業の成功事例を表彰し公表することも行政の役割だと考えるがどうか。

A. 障害者雇用の表彰は現在も行っているが、具体的な取り組み事例を広く知ってもらうよう努力していきたい。

(意見) 障害者福祉に関わる人がこの制度を知っていれば、就職を希望する障害者に案内してもらえが、そこに対する周知が弱いと感じる。また、障害者の中でも高機能障害者や軽度の知的障害者が特に就職に困っている状況なので、そういう方への対応を研究する必要がある。

Q. A型・B型作業所では、一定の人数で作業員を企業に派遣し運営にあたっているが、仕事ができるようになった作業員が他の企業に正規雇用されると、別の作業員を雇いなおし、また初めから指導しなければならない。そういった場合の作業所に対する支援はあるのか。

A. 現状で作業所に対する支援等を行っていない。

(意見) 作業員の引き抜きについて、作業所に対しての何らかの支援を行うべきではないか。また、障害者雇用に意欲がある企業であっても軽度の精神障害者を紹介すると断られる。軽度の障害者でも健常者と同様の仕事を行えるということを市が主体となって周知した上で障害者雇用奨励補助金制度等を実施していかないと、障害者全員のための生きた補助金にならない。

女性起業家育成支援事業について

Q. 女性起業家育成支援によって、女性の起業は増えているのか、この事業がなくても起業していたのか、また、男性の起業に対する支援はないのか。

A. 女性起業家育成支援事業は、特に女性に特化して、起業の意思があるが、どうすれ

ばいいかわからないという方に対して講座等でサポートする事業であり、今後も起業に繋がるよう取り組みたい。また男性女性に関わらず、創業を支援していく事業として、創業支援事業を行っている。

Q. 女性起業家育成支援事業は 10 月から 1 月の講座形式で行われているが、随時ニーズに答えてカリキュラムを組んでいるのか、年度単位であらかじめ内容は決まっているのか。

A. 年度区切りでカリキュラム内容を組んでいる。

ベトナムとの経済交流について

Q. 本市では平成 28 年 8 月にベトナム社会主義共和国ハイフォン市と経済分野における相互の連携・協力の促進にかかる覚書を締結しているが、ベトナムとの経済交流の今後についてどう考えているか。

A. 平成 29 年度は F B C ハノイものづくり商談会、ベトナムフェアを開催したところだが、ハイフォン市の現状を市内の企業に知ってもらうことが大切であるので、まずはセミナー等を開催し理解を深めてもらいたいと考えている。

三重大学四日市フロントについて

Q. 三重大学四日市フロントについて、本市と三重大学は「国立大学法人三重大学と四日市市の連携・協力に関する協定」を締結しているが今後何をしていくのか。

A. 三重大学四日市フロントについては、平成 15 年に本市が三重大学と覚書を締結し、じばさん三重に設置されている。政策推進部を窓口にも商工農水部としては三重大学四日市フロントを通じて、三重大学工学部、生物資源学部を中心に連携しており、三重大学が持っている技術やシーズを市内の中小企業のニーズに合わせて提供できるように努めている。

(意見) 市として三重大学四日市フロントをどう活用していくのか再検討してほしい。

海外都市との経済交流を中心とした戦略的姉妹都市提携について

Q. 経済交流を中心とした戦略的姉妹都市提携について具体的に何をしているのか。

A. 戦略的姉妹都市提携については、海外展開をする中小企業の後押しという立場で、どの国に行くと市内の中小企業のためになるのかということを精査してきた。

Q. 市内の中小企業支援のための戦略的姉妹都市提携とのことだが、支援する中小企業の業種は何か。また、海外展開を考えている企業がどれぐらいあり、それぞれがどの国に注目しているかという実態をつかんだ上で進めていくべきである。

A. 当初は製造業中心に考えていたが、ベトナムのセミナーを開催した際には様々な業種の企業が参加していたので幅広くとらえていきたい。またハイフォン市との戦略的姉妹都市提携の際に J I C A、ジェトロとのネットワークはできているほか、本市ではベトナム以外に海外展開する際の支援制度も若干であるが持っているもので、そういった部分の周知も行いながら、企業から相談された際には、色々な所を紹介できるように取り組んでいきたい。

(意見) 企業からの相談を待つのではなく様々な業種のニーズ、実態をつかんで、それ

に応じた支援をすべき。また、民間レベルですでに活発に交流している国ではなく、そうでない国への進出支援を検討していくべき。

中心市街地活性化について

- Q. 中心市街地活性化については「四日市市中心市街地活性化基本計画」に基づき進めるとあるが、同計画はまちづくりを具体的にどうしていくのかという部分に乏しい。中心市街地の活性化は住居や、商店などを含めた総合的なまちづくりが前提にあり、その中で商業をどのように活性化するかという視点がなく上手いいかない。また、近鉄四日市駅東近辺はほとんどが飲食店になっており、我々の認識にある物販を中心とした中心市街地の活性化とずれてきている。よって、物販を再編して残すのか、それとも別のところに移すのかを含めて活性化の議論をしていかないと物販は残せない。総括も含めて、フォローが必要であると考えますがどうか。
- A. 中心市街地の活性化については、指摘のとおり、住居から商店までという一体的な考え方でやっていく必要があると考えている。現状では飲食店が増えてきているので、昨年度より諏訪栄町地区については、飲食店を空き店舗対策支援の対象業種から外している。いずれにしても特定の分野だけではなく広い視点で中心市街地の活性化を考える必要があると思っている。

高校生アンテナショップチャレンジ事業及び定期市振興について

- Q. 高校生のアンテナショップチャレンジ事業や、定期市振興にかかる高校生との連携について、いずれも盛況で良い事業だが、事業を行ったその後をどうしていこうと考えているのか。
- A. 高校生と事業を行うことで若い世代にも定期市に来てもらうことが狙いである。また、継続して来場してもらうためには更なる工夫が必要であり、今後も定期市関係者と情報交換を行い、検討していきたい。

競輪事業特別会計

《 歳入 第6款諸収入 第2項雑入 》

諸収入について

- Q. 諸収入に払戻金時効収入があるが、的中車券を払い戻しに来ない場合の時効期間はどれぐらいか。また、時効成立の場合、事業者の収入に入るのか。
- A. 自転車競技法により 60 日間であり、時効成立の場合は事業者の収入となる。

《 歳出 第1款総務費 第1項総務管理費 》

基金残高について

- Q. 競輪事業の基金残高はどの程度か。
- A. 競輪事業財政調整基金で約 15 億円、競輪事業施設等整備基金で約 7.5 億円である。

《 歳出 第2款開催費 第1項開催費 》

来場者対策について

- Q. 幅広い層に親しみを感じてもらおう競輪場にするためには、車券売上だけでなく来場者にも目を向けていく必要があるが、来場者数の推移はどうか。
- A. 既存客である高齢者が年々減っているということもあり、来場者数は右肩下がりである。
- Q. 来場者を維持するために行っている取り組みはあるか。
- A. 家族連れや若い方に来場してもらうように、毎週ではないが各種イベントを実施しており、ふれあい動物園や夏祭りを行う際は来場者もかなり増える。これらの来場者に車券を買ってもらうよう誘導したいがそこまで至っていないというのが現状であり、連続的にイベントを展開していきたい。
- Q. 賭け金も少額でも楽しめ、比較的簡単に車券を購入できることから、家族や会社の宴会などの際に利用してもらうという提案や、レースに出場する選手についてももう少し演出があってもよいと思う。色々努力すれば新規客を獲得できる可能性を秘めていると思うがどうか。
- A. 来賓棟では1人1,500円で飲食付きのグループ利用が可能である。選手の演出については、記念競輪の際に入場門で出迎えを行ったり、勝利者インタビュー後の景品の投げ込みなどを行っているが、よいアイデアがあれば選手会に申し入れたいと考えている。
- Q. 他の競輪場で成功しているような事業も取り入れていってほしい。Gグレードレースだけで売り上げを拡大することが難しいということになると、例えば特別観覧席についても満足度を高めるようなプランを考え、それを市民や企業に売り出していくことも検討してほしい。
- A. 来賓棟のグループ利用については、なかなか知られていないということもあるので、周知に取り組んでいきたい。また、Gグレードレースについても全国的に見て売り上げは減ってきており、本市でも昨年度GⅠを開催したが多額の開催経費が発生するため収益率は4%程度である。よって開催したら必ず儲かるというものではないという状況である。

ミッドナイト競輪について

- Q. ミッドナイト競輪の収益が上がっているということだが、来場者数の増加にも効果があるのか。
- A. ミッドナイト競輪はインターネット投票の無観客レースであるので、入場者数に関する関係はない。ただし、他の公営競技が行われていない時間帯に開催されるため、ミッドナイト競輪の売り上げは上がっている。ナイター開催を柱としている四日市競輪としては電話投票、インターネット投票が生命線であり、新規顧客の開拓という面でもミッドナイト競輪の実施に向けて検討していきたい。

場内食堂及び選手宿舎運営について

- Q. 四日市競輪場に入っている食堂の営業状況はどうか。

A. 現在 6 軒の食堂があるが、入場者数が減ってきていることもあり、競輪場を開場する日はお互いに営業調整をして 6 軒のうち 2 軒程度で営業するという方法をとっている。その中で赤字だから撤退したいというような声は現在聞いていない。

Q. 霞ヶ浦会館が競輪選手の宿舎として使われているが、従業員の労務管理はどうなっているか。

A. 選手宿舎の運営については、けいりん事業課から四日市市文化まちづくり財団に依頼している。その中で長時間勤務をしているのが売店関係に従事する方と聞いているが、労働基準法上問題があるということであればまちづくり財団に改善を要請している。一度実態を把握し問題があるようであれば指摘していきたい。

(意見) 霞ヶ浦会館の宿舎従業員の勤務実態について調査して委員会へ報告してほしい。

《 歳出 第 3 款繰出金 第 1 項繰出金 》

繰出金の充当先について

Q. 繰出金の充当先としてアセットマネジメント事業が挙げられているが、本来は一般会計で対応すべき事業であって、市民が困っている部分に充当すべきではないか。

A. 例えば平成 30 年度事業では、繰出金は霞ヶ浦交差点改良設計事業に対して充当されており、同事業は競輪場へのアクセス向上にも寄与するものである。今後も指摘を踏まえ、繰出金の充当先については財政経営部と協議していきたい。

Q. 競輪事業の最大の目的は、繰出金を生み出し地方財政の健全化に寄与することであるから、そういった部分を市民に理解してもらうためにも四日市競輪ホームページ等に明確に記載すべき。また、繰出金に関する広報の方向性についてどう考えているか。

A. 繰出金を生み出し市財政の健全化に寄与するという競輪事業の使命を周知することは重要だと認識している。昨年度 2 月に G I レースを三重県で初めて開催したが、その際には広報よっかいちの 2 ページに渡って充当事業を中心に掲載した。ただ、周知の仕方については、あらゆる媒体、機会を通じてもう少しわかりやすく行っていきたい。

Q. 繰出金については、四日市競輪開設以来 66 年間で合計 172 億 5,700 万円とのことだが、多い時でどのぐらいか。

A. 15 億円と記憶している。

(意見) 競輪事業自体が全国的に厳しい中で、平成 29 年度は前々年度よりも繰出金を増やしている。そういったプラスの部分を広く市民に周知し、事業に対する理解を深めてもらいたい。

(意見) 十数年前は全国の競輪事業全体の売り上げが 9,000 億円程度だったが、前年度では 6,000 億円程度まで下がっていると思う。このまま売り上げが減り続ければ競輪事業を廃止する自治体も出てくる可能性があるし、四日市競輪についても、収益性が悪いので競輪事業を廃止すべき、といわれないう市民ニーズのある事業に繰出金を充当して行くべき。

(意見) 現在約 15 億円の財政調整基金等がある中で、更に繰出金が増えるように競輪事業を充実させていく過渡期と捉えれば、繰出金を競輪の振興に繋がるような事業に充

当していくことも否定はしないが、繰出金を競輪事業振興のために使ったのでは、何のために繰出しているかわからないので、その点は押さえておくべき。

(意見) 財政調整基金は競輪事業から撤退する際に必要となる資金を積み立てているものであり、単なる貯蓄としての基金ではない。

(意見) 競輪事業から撤退する自治体もある中で、市民に支持される繰出金の使い方を考えていくべき。

(意見) 競輪の車券を買うことで市の財政に貢献しているんだというような、一種の寄附意識のある客を獲得するなど、場内外で従来の取り組みを刷新していかないと、車券売上が減ってきている中では事業の存続は難しくなっていくのではないかな。

(議員間討議 ※繰出金の充当先について)

- ・繰出金の充当先は市民が困っている案件について繰出をすべき。
- ・競輪事業は繰出をするのが最大の目的であり、使途については限定する必要はないと考える。

食肉センター食肉市場特別会計

≪ 歳出 第1款業務費 第1項業務費 ≫

施設整備事業費及び市場機能強化対策事業費補助金について

Q. 食肉センターにおいて大きな機器のトラブルはなかったが、経年劣化による機器の故障が増えてきたため今後も更新の必要があるとのことである。その他で総括はあるか。

A. 全国的に家畜飼養頭数が減ってきていることから処理頭数の確保が課題となっている。三重県四日市畜産公社と集荷対策に取り組み、特に豚の集荷については従来6万頭から7万頭で推移していたものが9万頭程度に増えている。

食肉センター食肉市場業務委託費について

Q. 豚コレラの影響はあるか。

A. 岐阜市で発生しており、緊急対策ということで防疫体制を強化しているが、現時点では直接的な影響はない。

三河鈴鹿農業共済事務組合清算特別会計

別段の質疑、意見はなかった。

議案第27号 平成29年度市立四日市病院事業決算認定について

≪ 収益的収入 第1款病院事業収益 第1項医業収益 ≫

利用者満足度について

Q. 診察の際に医師は電子カルテに表示されている患者についての様々な情報の確認や

入力作業などがあるため、電子カルテに向かう時間がどうしても長くなるとのことだが、患者の顔を見て診察をすることが心に響く診察に繋がるため、改善していく必要があるのではないかと。

- A. 医師に対して、できるだけ患者の顔を見て診察するよう様々な会議等で指導していきたい。
- Q. 市立四日市病院の収支状況は好調だが、実際の利用者からは病院に対する不満の声も聴かれる。患者対応については、病状に応じてきめ細かい対応をしないと、DPC係数は上昇しても評価を得られないと思うがどうか。
- A. 患者対応については常々丁寧な対応を心がけるよう医師等に指導しているが、至らない部分もあるため、今後も指導を継続していきたい。

医業未収金について

- Q. 医業未収金については、なぜ未収となったか分析したうえで対策を講じているとのことだが、病院全体として分析結果を共有する場はあるのか。
- A. 毎年度決算資料を作成する際に病院事務局内で情報共有している。また、医事課には債権管理の担当職員を配置しているほか、市の債権管理推進本部会議へ病院事務長が出席しており、市役所、事務局全体で情報の共有化を図っている。
- Q. 医業未収金にかかる金額段階別、年齢段階別の増減分析は委員会からの資料請求があったから行ったのか、それとも自主的にやっているのか。
- A. 今まで医事課では理由別の分析を行い、決算や監査に臨んでいたが、今回資料請求を受け、別の視点で分析した。
- (意見) 医業未収金については、様々な視点で分析を行い結果を病院全体で共有しながら、さらなる対策を実施していくべきである。

DPC制度について

- Q. 市立四日市病院はDPCⅡ群病院であり、医療機関別係数についても年々上昇しているということだが、全国のDPCⅡ群病院の中で市立四日市病院はどのあたりの位置にいるのか。
- A. 平均の少し下というところである。各病院が努力して向上に努めている中で、努力しなければ相対的に位置づけが下がってしまうので、今の位置に満足することなく新しい係数等の取得に努めていきたい。
- Q. DPC制度では包括請求の実施により、過剰な検査、投薬が削減されるというメリットがあるが、デメリットとして、本来やらなければならない治療が抑制されて過少診療に陥る場合も考えられる。過少診療が起きないようにどのように取り組んでいるか。
- A. 包括部分の検査内容等も国に報告することになっており、それにより係数も変わってくるので、不必要な検査はすることはないが、必要以上に検査を削らないようにと各診療科に伝えている。
- Q. DPC制度による診療報酬の算定方法の中で、1日当たりの包括点数は在院日数に応じて3段階で低くなるということだが、どういうことか。

A. 診断群分類病名ごとに入院時からの在院日数を3段階に分け、在院日数が長くなれば段階的に1日当たりの点数が低くなっていくということである。

Q. 病気ごとの分類表があるのか。

A. あります。国が約4千種類に分類している。DPC病院では診断群分類病名ごとに定められた1日当たりの点数に基づき包括評価部分を算出し、出来高評価部分と併せて診療報酬として請求する。

Q. 1日当たりの点数はどのように決定されるのか。

A. 中央社会保険医療審議会での意見を踏まえ国が決定する。

Q. 中央社会保険医療審議会の構成員に患者は含まれているか。

A. 支払い側委員として国民健康保険等の代表者はいるが、それを患者代表と言えるかどうか分かりません。

病床利用率及び退院後のケアについて

Q. 市立四日市病院における部屋種類別の空床割合について、現状で余裕があると考えられるのか、それとも満床と考えるのか。

A. 土曜日、日曜日に空床になることが多いが、手術など月曜日からの入院のために確保しておく必要がある。時期や曜日によっては空いている場合もあるが、12月から3月まではほぼ満床である。

(意見) 入院時に患者に治療計画を提示し、この日数で家に帰りなさいとなると、退院させられたと思う患者もいる。患者の家族、家庭の事情等を勘案して退院を決めるという配慮も必要である。

Q. 市立四日市病院の逆紹介率はどの程度か。

A. 101.4%である。100%を超える理由は、病状によって1人の患者に複数の病院を紹介することがあるからである。

Q. 患者が退院し在宅医療となる場合に、訪問する医者、看護師、ケアマネージャー等で患者情報を共有するなど、関係者間の連携は取れているか。

A. 国からも、医療連携だけでなく医療と介護の連携について指摘されている中で、当院では、在宅医療、在宅看護や介護を考える研修会等を関係者の方々と行い、顔の見える関係の構築に努めている。

中期経営計画の目標未達について

Q. 今回中期経営計画の目標未達にかかる理由と対策をまとめてもらったが、定期的に病院内で未達部分の分析をして対策を行っているか。

A. 中期経営計画の最終年度に向けて年度ごとに対策等を考えていきたい。

Q. 市立四日市病院中期経営計画の中で、救急患者応需率が目標未達である。未達理由として「受け入れ態勢の状況からやむを得なかった」や、今後の対策として「院内外の協力体制維持強化に努める」など、表現が抽象的である。もう少し具体的に説明してほしい。

A. 救急患者を受け入れるベッドが空いていなければ対応は難しく、医師の勤務体制も受け入れに影響するので、具体的な対策を示しづらいが、救急患者は受け入れていかなければならないという意味はあるし、30分経過しても受け入れ先が決まらない場合

は当院で一旦受ける仕組みもある。また、救急隊員と病院の職員が県内の救急体制について話し合う三重県のメディカルコントロール協議会という場があるので、このような場において救急体制の構築を訴えていかなければならないと認識している。

《 収益的支出 第1款 病院事業費用 第1項 医業費用 》

材料費について

Q. 病院事業決算の監査報告では、材料費の増加について精査せよという指摘があるが、これを受けて取り組んだものはあるか。

A. 材料費については、購入しても診療報酬上、保険者に請求できるものとできないものがある。手術に関する材料費は、その多くが請求できるものであり、手術数の増加に伴い材料費も増加しているが、経営上のデメリットにはなっていないと考える。なお、消毒液などの請求できない材料費については精査していかなければならないと考えている。

(意見) 病院収益の体制を維持していく上では、消費増税による財政負担増の観点からも材料費を抑制していく必要がある。

Q. 平成29年度市立四日市病院比較貸借対照表の中で、貯蔵品とは何を指すか。

A. 薬品、血液等である。

Q. 薬品を含む貯蔵品は前年よりも増加している。病院財政に関する良い外的要因がない中で、薬剤師を中心に薬剤管理の精度を上げ、貯蔵品の増加を抑える必要があると考えるがどうか。

A. 無駄な在庫は必要ないので、薬局と調整し適正数となるように管理徹底していきたい。

Q. 市立四日市病院中期経営計画の中でも、薬品購入価格水準の見直し、ジェネリック薬品への切り替え、定期的な部門在庫の実施調査などが含まれているので、その結果が市民や議会にわかるようマネジメントすべきと考えるがどうか。

A. 中期経営計画に基づき、医薬品などの材料費の節減について、各部門と意識を合わせ努力していきたい。

Q. 災害時など、危機管理という視点での在庫の考え方は。

A. 医薬品については院内在庫として約3日分保有している。

Q. 3日分の在庫というのは、災害時の数量として適正なのか。

A. 東日本大震災を踏まえて、国から3日分程度の在庫を持つよう指導されている。また、災害時の医薬品確保については三重県が行うことになっているが、三重県立総合医療センター、四日市羽津医療センター、菰野厚生病院と当院の4病院で災害連絡会議を開催し、三重県に対して、医薬品の卸先と災害時の協定を結べないかということを協議している。

病院職員の給与・福利厚生について

Q. 医業収益に対する職員給与費の割合について、同格病院よりも割合が低い、職種別にみると事務職は同格病院よりも割合が高い。これをどう分析しているか。

A. 当院は病院事務局職員数が同格病院より少なく、平均年齢も高いため平均給与月額

が高くなっていると考えている。

Q. 医師、看護師の給与を抑制しすぎではないか。

A. 同規模病院の医師の平均年齢が 44 歳の中で当院の医師の平均年齢が 39 歳であることから、相対的に医師の給与が低くなっていると考えている。

Q. 市立四日市病院を就職先として医師や看護師に選んでもらうためには何が必要だと考えているか。

A. 当院は急性期病院であり、様々な症例を経験できるため、自分の医療技術を高められるという動機で入られる医師が多く、診療体制、救急体制を整えている。看護師については、教育体制が充実しているため選んだというケースが多い。今後も教育体制の充実等についてしっかり行っていきたい。

Q. 病院運営は医師や看護師に依存するところが多く、ゆとりや向上心を持って働いてもらうことが患者にとっても有益であるということも考えれば、よりよい労働環境の整備が大切だと思うがどうか。

A. 特に看護師については、メリハリをつけた労働ということで年度当初から計画的に有給取得するよう働きかけている。仕事も休暇取得もしっかりできる環境を今後も充実させていきたい。

(意見) 看護師の給与について、平成 27 年度から平成 29 年度で平均年齢は同じだが、平均給与月額が平成 29 年度が少し低い。医業収益に対する職員給与費の割合といった指標ではなぜそうなったか細かな分析もしてほしい。

Q. 医業収益に対する職員給与費の割合の部分で、職員給与には時間外勤務も入っているのか。

A. そのとおりです。

Q. 平成 29 年度 2 月定例月議会の予算委員会産業生活分科会の当初予算審査において、医師で月 80 時間を超える時間外勤務が発生していることが指摘されており、抑制していく、と答弁しているが、平成 29 年度内で行った時間外勤務抑制の取り組みはあるか。

A. 長時間の手術を行った医師に対しては、患者の様態が安定してくれば宿直医に引き継ぐことなどを呼びかけている。また、診療科の中でも時間外勤務が多い医師については、部長に業務の役割分担をするよう伝えている。

Q. それは新たな取り組みとして行ったことか。

A. 従来から継続して取り組んでいるものである。

Q. 平成 29 年度の分科会長報告に、時間外勤務の削減に努めていくとの答弁が記載されているのであれば、何らかの対応が必要ではないかと考えるがどうか。

A. 心臓血管外科などは高度なスキルが必要な診療科の医師は多いわけではなく、かつ緊急性も高い疾患であるため、業務が特定の医師に集中してしまう。よって、同等のスキルを持つ医師を確保できればよいが、人材不足の中では大学医局に対しても強く要望できない。

努力はしているのだが、一部の現場では時間外勤務削減がどうしても滞ってしまうところがある。

Q. 医療機関は命の現場であり、時間外勤務を削った結果、救える命が救えなくなることは避けるべきだが、逆に医師が労働超過によって倒れてしまっても同様に救える命

が救えなくなる。その点のバランスは難しいことはよく理解するが、答弁で削減に努めると発言したならば分科会としては新たな取り組みの有無を聞かなければならない。その点を御理解願いたい。

A. 多くの診療科では業務分担できるが、一部の診療科では対応方法が見つからないところもある。努力するというしかないのが現状である。

(意見) カンファレンス等を通じて、どうすれば時間外勤務が削減できるのかを考えながら高度医療を持続できる体制づくりに努めてもらいたい。

(意見) 医療現場については時間外勤務の削減という一定のルールを適応することが難しい部分がある。生きがいを感じてやる気のある医師にはやってもらうという環境づくりは大切だと思う。現場の監督者に労務管理を任せることも大事だと考える。

院内保育事業運営委託料について

Q. 院内託児所の定員に対する充足率はどれぐらいか。

A. 平成 29 年度末時点で定員 50 人に対して 27 人の園児が入所している。

Q. 他の保育所等に子どもを預けている看護師、医師の数は把握しているか。

A. 数は把握していないが、当院の子育て世代全ての看護師、医師が院内託児所を利用しているということではない。

Q. 市からの 8,100 万円余の繰入金で院内託児所が運営されているという面からは、当院に勤務する看護師、医師がなぜ利用しているのか、なぜ利用しないのかという分析も必要だがどう考えているか。

A. 当院の院内託児所を利用する理由としては、お泊り保育を行っているからだと考えている。夜勤の看護師、医師に安心して勤務をしてもらえという部分で、他所との単純な料金比較はできないと考えている。

Q. 3 歳から 5 歳の就学前教育が実質無償化になっていく中において、院内託児所の運営のあり方を検討する時期に来ているのではないか。

A. 当院で勤務する看護師、医師の中でも、地域の保育所に通わせている人もいる。各々の選択は様々であるが、院内託児所は、当院で働く職員の為の保育所という位置づけで運営していきたいと考えている。

(意見) 市の一般会計からの繰入金で当院院内託児所が運営されていることを考えれば、有効的に活用していくことを近い将来考えていく必要がある。

Q. 平成 29 年度の決算常任委員会産業生活分科会長報告では、当院院内託児所の保育料が他病院の院内託児所と比べて高いので、利用率が低くなっているのではないかと指摘があった。また、院内託児所の運営を民間に外部委託することで料金の低下やサービスの向上が期待できるのではないかとという指摘に対して、研究する、検討するという答弁がなされていたが検討の成果を教えてほしい。

A. 分科会でのご意見を受けて他県の民間委託した院内保育所を視察したが、保育士 1 人で他は臨時職員というように、保育の質の確保から委託したところもあった。当院院内託児所の職員は全て保育士免許を持っているので、そういう意味では保育の質は担保されていると考えている。また、今年度には民間業者に民間委託した場合のメリット、デメリットを聞き取った結果、例えばリズム体操や英会話教室などの新たな

なサービスも提供できると紹介されたが、提供されるサービスにどこまでニーズがあるのかも含めてさらに研究していきたい。

Q. 今現在の委託先は市立四日市病院託児所運営協議会だが、これはどういう団体か。

A. トップが当院の副院長であり、院内関係者等で作られた協議会である。民間企業ということではない。

Q. わかりやすくいえば当院院内託児所は病院直営の公の施設ということか。

A. 当院から運営協議会に委託し、協議会から職員に対して給与等が支払われているため、直営ではない。

(意見) 院内託児所の運営については昨年度も集中的に審査されているし、今年度も議論されたので、よい運営方法についてさらに研究してほしい。

Q. 院内託児所の利用料が高い理由の1つにお泊り保育があるが、他の違いはあるか。

A. 昼間は院内託児所専属の看護師が常駐していることや、保育を行う職員全員が保育士の免許を保有しているところである。

(議員間討議 ※院内保育所について)

- ・より利用される院内託児所を目指すためにアンケート等を通じて利用者の満足度等を把握すべき。
- ・なぜ当院院内託児所は他と比べて保育料が高いのかを精査し、利用者や利用予定者から必要なサービスを聞き取った上で、民間委託がいいのかどうか等について検討すべき。
- ・当院院内託児所の利用者や利用予定者に意識調査をすることは大切だと考える。その上で現状のまま院内託児所を運営していくのか、外部にも開放していくのか、病児保育の補完的役割を担う託児所にしていくのか等を検討していく必要がある。
- ・当院に看護師等を確保するために設置された院内託児所なのであるから、市の一般会計から繰り出ししてでも他の保育園並みの料金にすべき。夜間保育についても夜勤職員には当然必要なのだから、それを理由に料金を高くすべきでない。
- ・夜間保育については選択制にして保育料金の差を設けてはどうか。また、市の一般会計からの繰出金で運営しているということであれば、一般開放も検討すべきではないか。

⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・院内託児所の利用者や利用予定者に対して、どのようなサービスが必要なのかを諮るためのニーズ調査をしていくべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成 30 年 11 月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 46 号 平成 30 年度四日市市一般会計補正予算（第 5 号）

【商工農水部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費中関係部分》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第 6 款農林水産業費 第 4 項水産業費中関係部分》

漁港施設管理費、海岸漂着物対策事業費

Q. 漂着物はどこでどのように処理したのか。

A. 重機で収集し焼却処分した。大半はクリーンセンターで処分したが、一部の大きな漂着物については民間の産業廃棄物処分場で処分した。

Q. 持ち込んだ民間の産業廃棄物業者はどこか。

A. 産業廃棄物と一般廃棄物処理の許可を持つ業者であり、処分後の漂着物をバイオマス発電燃料として使っていると聞いている。

Q. 南部埋立処分場に破砕機があったのではないか。そこで処理すればよかったのではないか。

A. 現在、南部埋立処分場では破砕機に投入するための重機がないため利用できず、クリーンセンターで大半の処分を行った。

第 2 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

第 2 条 債務負担行為の補正

市ホームページサーバー運用業務委託費

Q. ホームページの安全性を担保することは理解するが、委託費はどれだけ増えるのか。

A. 昨年度は単年度契約で年間 13 万 4784 円であった。今年度は来年度からの 3 年間分を債務負担行為として計上している。

Q. 必要性については理解するが、年間約 110 万円の委託費となる。妥当な金額なのか。

A. IT 推進課とも協議を行い、新しい機器を揃えるための初期費用も必要であることを鑑み、妥当な金額であると考えている。

市政情報等提供番組制作業務委託

- Q. 「ちゃんねるよっかいち」について、現在より番組時間を5分短縮し、制作本数も年間6本減少するにもかかわらず委託費が増えているが、妥当な金額なのか。
- A. 今年度の番組制作での試みを踏まえ、プロのナレーターの起用やオリジナル音楽の使用などを取り入れたいと考えており、それらの専門的な業務に必要な人件費が増えるため、職員ができる部分は工夫して行うものの、必要な経費として積算した金額である。
- Q. これまでは市民リポーターの素人らしさが良さである一面もあったが、シティプロモーションの視点から、外部に向けて発信力を高めるために番組の質を高めたいという意味合いで予算要求するということか。
- A. そのとおりである。シティプロモーションに資する部分を強く打ち出し、番組を制作していきたいと考えている。市民リポーターには引き続き出演していただく予定であり、身近な雰囲気的大事にしつつ、もう一步洗練された番組をつくっていききたいと考えている。また、四日市の良さを分かってもらおうという観点では、プロのナレーターは聞き取りやすさが格段に違う。音楽もフリー素材だと映像に合わせて音楽をはめ込む作業が上手くいかないことがあるが、映像の間隔や尺に合わせたオリジナルの音楽を場面に合わせて入れることによって非常に良くなる。そういったことを踏まえて今後進めていきたいという趣旨である。
- Q. 市の施策の変更点や更新部分をわかりやすく丁寧に市民に伝えるということもシティプロモーションの一つであるから、担当課とも協議しながら進めていくべきだと考えるがどうか。
- A. 市の施策をわかりやすく市民に伝えていくことは何より重要であると考えているのでその部分についてもしっかりと進めていきたい。
- (意見) 費用をかければ良いものができるのは当たり前なので、内容を充実させることを心がけてもらいたいし、新しく始めていく部分であるので、決算時には効果の検証ができるよう精査してもらいたい。

【市民文化部・経過】

第2条 債務負担行為の補正

三浜文化会館総合管理業務委託

- Q. 三浜文化会館を含めた市民文化部所管の施設について、夜間のセキュリティ対策はどうなっているか。
- A. 三浜文化会館では夜間に警備員は在駐しておらず機械警備である。四日市市文化会館では、夜間も警備員が在駐している。
- Q. 民間企業ではIT、IoT化による無人警備を導入しているところがある。例えば1つの部署に警備情報を集約し、不審者が侵入した際はどの部屋にどこから侵入されたかといった情報が警察に自動的に転送されたり、火災情報なども同様に消防に転送されたりする。セキュリティ対策については、このような民間企業の事例も調査研究

してほしい。

A. 機械警備や人的な警備も含めて調査研究していきたい。

議案第 49 号 平成 30 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 1 号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 53 号 平成 30 年度市立四日市病院事業会計第 2 回補正予算 第 2 条 債務負担行為

債務負担行為全般

Q. それぞれの債務負担行為について、前回との金額の比較を確認したい。

A. 前回の限度額は、それぞれ、中央材料室管理運営等業務委託費が 2 億 3310 万円、業務・事務処理委託等に要する経費のうち臨床検査業務委託が 9723 万 2 千円、放射線量測定業務委託が 174 万 4 千円、歯科技工業務委託が 85 万 7 千円、洗濯業務委託が 2462 万 4 千円、電話交換等業務委託が 1079 万 8 千円、インターネットパソコン運用保守業務委託が 285 万 7 千円、産業廃棄物（廃プラ）処理業務委託が 877 万 5 千円、産業廃棄物（金属類）処理業務委託が 10 万 1 千円、産業廃棄物（ペットボトル）処理業務委託が 9 万 1 千円、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託が 599 万 4 千円、一般古紙リサイクル処理業務委託が 7 万 5 千円、事業用機器等運用経費中、新生児ベビー服賃貸借が 94 万 8 千円、事務用機器等運用経費中、コピー機賃貸借（総務課・カラー）が 305 万 3 千円、コピー機賃貸借（医事課）が 106 万 2 千円、就職準備資金貸付事業費が 1500 万円であった。

Q. 消費税について、どのように積算しているのか確認したい。

A. 来年 9 月分までは 8 %、来年 10 月以降分は 10 %で積算し、精査した金額を限度額としている。

業務・事務処理委託等に要する経費（うち産業廃棄物（ペットボトル）処理業務委託）

Q. 産業廃棄物（ペットボトル）処理業務委託が 36 万 7 千円と、前回の限度額 9 万 1 千円に比べて大きく金額が増えている理由を確認したい。

A. ペットボトルの排出量を前回の積算に比べて増える見込みで積算した結果、限度額が増えることとなった。

Q. 平成 30 年度が 9 万 1 千円であることを勘案すると、今回の限度額は、高いのではない。

A. 参考に業者に聞き取った中で、廃棄物の処理委託の単価が上昇しており、平成 30 年度予算に比べて高く見積ったことと、年間の排出量も増えることも見込んで積算した結果、全体の限度額が増えることとなった。

Q. 想定する年間の排出量や単価に妥当性はあるのか。

A. ペットボトルは、平成 27 年度までは当院にとって有価物であったが、平成 30 年度

からは処理委託料が発生することとなり今回、限度額が増えたという経緯である。
(意見) 今回は金額的に大きくはないが、ペットボトルの排出量をいかに減らしていくのか、エコの視点も含めて今後の検討課題であると考えている。

Q. 排出量が増えるということは、通常処理費用も増えることになるはずだが、以前は有価物であったため、処理費用がゼロだったということか。

A. 排出量についてこれまで年度別の実績には大差はないが、ペットボトルが業者にとって有価物であったため、平成 28 年度、29 年度については、業者のコストと相殺されゼロ円として処理委託契約ができた。しかしながら、平成 30 年度からさらに業者の負担が増加し、委託料が発生したということである。

Q. 本庁ではペットボトルを回収しないなど廃棄物を減らす取り組みが行われているが、病院で行っている具体的な取り組みはあるのか。

A. 病院では、主に患者、来院者、当院の職員がペットボトルを使っている。なかなかペットボトルを削減していくことは難しいなか、廃棄物の処理を適正に行っていきたい。

Q. 患者から出るペットボトルの排出量は減らしにくいだが、職員分については減らす取り組みが可能ではないのか。

A. 指摘のとおりであり、今後、院内での啓発を考えていきたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告（平成 30 年 11 月定例月議会）

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

まず、議案第 61 号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について、及び議案第 62 号 四日市市印鑑条例の一部改正につきましては、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から各種証明書を取得できるサービスを開始することに伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、議案第 61 号につき、改正後の条文には手数料徴収方法について「申請者から現金又は定額小為替証書でこれを徴収する」との記載があるが、コンビニ交付の場合は電子マネー等での支払いも考えられるため、表記に問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、指摘のあった部分については窓口及び郵送による交付に関係するもので、コンビニ交付の場合は現金もしくは電子マネーで手数料を徴収することとなる、との答弁がありました。

議案第 62 号については、別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第 74 号 四日市市市民交流会館の指定管理者の指定について、議案第 75 号 四日市市楠福社会館の指定管理者の指定について、議案第 76 号 四日市市楠ふれあいセンターの指定管理者の指定について、議案第 77 号 四日市市市

民活動センター及び四日市市なや学習センターの指定管理者の指定について及び議案第 83 号 四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の指定につきまして、委員からは指定管理業務が確実に行われているか確認をしているか、との質疑があり、理事者からは、全ての指定管理施設について、毎月の報告書に基づいて現場に出向き、担当者が聞き取りを行っているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、多くの施設で同じ指定管理者による管理が継続しているが、今後どのような点に注視して指定管理を行っていくのか、との質疑があり、理事者からは、それぞれの施設の目的、特長を生かせるような指定管理による運営を行っていききたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、市の考える施設活用の方向性や指定管理者からの提案を踏まえた上で、こういったところに市民ニーズがあるのか等について検討していくべきであり、指定管理者に全て任せきりの運営になってはいけないと考えるがどうか、との質疑があり、理事者からは、現在策定作業中の四日市市総合計画や四日市市文化振興ビジョンなどの方針を確認し、指定管理者にも伝えた上で指定管理による運営を行っていききたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは既定路線の運営とならないよう指定管理者と緊張感を持った関係を維持してもらいたいとの意見がありました。

議案第 78 号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの指定管理者の指定につきまして、委員からは、宮妻峽ヒュッテに接続して

いる市道水沢宮妻峡線が豪雨等により度々崩落しており、補修に手間がかかっている。内部川に沿って道路を少し整備すると市道水沢宮妻峡線に接続できるので検討すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、関連する部局と意見交換するなど研究していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、道路の整備と併せ、宮妻峡ヒュッテ近隣の市有林に野外施設があれば来場客の流入が見込め、グリーンツーリズムの観点でアピールできることから、施設整備等について検討するべきではないかとの質疑があり、理事者からは、宮妻峡ヒュッテ及び周辺の運用という視点で検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、指定管理者の運営能力を計るために指定管理者が有する経営実績等についても確認しておくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、平成 29 年度の台風 5 号の影響で市道水沢宮妻峡線が崩落し宮妻峡ヒュッテが休館となった期間があり、その間の指定管理料を減額したことについて、指定管理者との契約において取り決めはあったのかとの質疑があり、理事者からは、協定の中で、指定管理者と毎月調整会議を開催することになっており、その場で減額について協議し了承されているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、災害等による休館時の対応についても想定したうえで契約すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、そういった部分も踏まえて考えていきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、指定管理者においても人件費

や固定費が発生するので、双方にとって妥当な範囲で契約等の見直しを行っていくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、毎月の調整会議の中で、指定管理者から宮妻峡ヒュッテの運営改善にかかる提案等はあったか、との質疑があり、理事者からは、登山客の宿泊に加えて、日中の利用者を増やすため、年間を通じたイベントを計画しており、ふれあい牧場、少年自然の家との連携も図りつつ、指定管理者からの提案であるSNS等での宮妻峡ヒュッテPRや、日常業務の改善についても調整会議で協議していきたい、との答弁がありました。

これに対して委員からは、指定管理者からの意見については耳を傾け、効率的な運営につなげてもらいたい、との意見がありました。

議案第79号 四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定につきまして、委員からは、指定管理者の本社は東京となっているが毎月の調整会議は本社、現場のどちらに行っているのか、との質疑があり、理事者からは、調整会議には現場の担当者のほか、名古屋営業所の担当者も同席しているので、同営業所担当者を通じて本社との連携も行っているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、本社の運営ノウハウを今後の指定管理業務にフィードバックしてもらえようしっかりと調整してほしいとの意見がありました。

議案第80号 四日市市勤労者・市民交流センターの指定

管理者の指定につきまして、委員からは、利用実績を見ると稼働率が低いがどのように改善していくのか、との質疑があり、理事者からは、数年前からパンフレットやポスターを作成し、企業に研修会等で使ってもらえないかPRしているが、もう少し積極的にPRしていきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、既存の取り組みの延長では効果は出にくい。例えば、行事が重なった際の駐車場不足の解消に努めるべきではないのか、との質疑があり、理事者からは、駐車場についてどのように工夫するかは重要な課題であると認識しているので検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、行事が施設内のどこで開催されているのかが分りづらいので入口に表示板を設置すべきである、との質疑があり、理事者からは、分かりやすくなるよう対応したいとの答弁がありました。

また、委員からは、障害者の使い勝手が良くなるようにスロープを付けるなど施設の見直しをすべきだと考えるがどうか、との質疑があり、理事者からは、建物の中に入るためのスロープはあるが、障害者用トイレ等含め、最新の設備になっていないことは認識している。早急な対応は難しいが検討していきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、貸館として運営するのならば誰にでも利用しやすい施設に整備することが第一であり、その上で指定管理者に委ねることが大切であるとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 10 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会及び四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成31年2月定例会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算**【市民文化部・経過】****第1条歳入歳出予算**

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

地区市民センター整備事業費について

Q. 災害等により地区市民センターの電源が喪失した時のためにUPSを設置するということか。

A. UPSは停電時に電子機器等が停止しないよう一時的に電力供給を行うものであるため、単体では10分程度しか電力供給できないが、その間に非常用発電機を起動し、UPSを経由して電力を機器に送る。地区市民センターが津波等により浸水している時は窓口業務ができないため、防災用MC無線などの通信機器用電源としてUPSを活用する。

Q. 浸水が予測される地区市民センターについて今後どうしていくのか。

A. 地区市民センターの建物については一番古いもので建設後50年以上経過しているので、次の総合計画の後半には建物の更新の議論が必要になってくると想定している。立地場所の見直し等についても必要に応じて検討していく。

(意見) 浸水が予測される地区市民センターがすでに存在しているのだから、その部分は先行して立地場所等の見直しをすべきである。

Q. 地区市民センターの防犯対策について、窓口への防犯カメラの設置以外に考えていることはあるか。

A. 予算案としては防犯カメラの設置のみである。

Q. 職員の安全を守るためにも窓口対応の録音や通報装置の設置など次の一手を考える必要があるし、一方で市民のプライバシーについても配慮する必要があるがどう考えるか。

A. 事件が発生した際の職員間の連携について、警察等の協力を得ながら訓練や研修を行っていききたい。

(意見) 職員が安心して職務を行えるように、警察等の知見も得ながらリスク回避のスキルアップ等についても検討してほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

館長権限予算及び地域社会づくり総合事業費補助金について

Q. 当委員会決算審査の議員間討議において、地域社会づくり総合事業費補助金及び館長権限予算の未解決課題については平成30年度から具体的に取り組むように、との意見の一致があったが、来年度どのように課題や問題点を整理するのか。

A. 館長権限予算については、地域における人づくり、組織づくりを目的としている。目的に資するような事業を選定し、地域合意を得ながら実施するよう各地区市民センター館長に意識を持ってもらう。

地域社会づくり総合事業費補助金については、事業の硬直化が見られる地区もあるので、平成30年度に館長権限予算の財源の一部を同補助金に充当し、新しい事業に取り組んでもらえるような環境整備を行った。今後も地域の絆づくりが進むような事業に取り組んでもらうよう依頼していく。

(意見) 今まで議会から指摘されている部分や市民文化部が認識している課題を整理し改善していってもらいたい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

多文化共生推進事業について

Q. 当委員会決算審査において、外国人や日本人にアンケート等の意識調査、実態調査を行うことからやり直すべきではないかという議論があったが、どのように対応するのか。

A. アンケート調査については、三重大学が平成23年から平成25年の間に笹川地区で行っているが、既に6年以上が経過しており、同地区における追跡調査や全市的なアンケート調査の必要性は十分に認識している。しかし、昨年12月に入管法の改正が行われ、本年4月から新しく特定技能1号、2号の在留資格が創設されたことにより、笹川地区を含めた本市の外国人市民を巡る状況が大きく変化することが予想される。また、入管法改正の影響を把握するためには一定の時間がかかるため、全市的なアンケート調査については、外国人市民の居住分布や国籍変化などを見極めたうえで実施することとし、来年度は見送ることとした。

Q. モデル地区共生推進事業費の中で外国人市民の実態調査をするのではないのか。

A. 全市を対象としたアンケート調査については、有識者、外国人市民懇談会、多文化共生推進協議会等において、有識者や関係機関等の意見を集約し、その上で実施のタイミングを計っていきたい。一方で、笹川地区では三重大学の調査から6年経っていることから、担当コーディネーターの戸別訪問の中で合わせて追跡調査を行いたい。

Q. 調査対象はどのあたりを想定しているのか。

A. 担当コーディネーターが把握している笹川地区在住の外国人の中から、多文化共生の事業に参加している方を中心に意見を収集していきたい。

Q. 参加意識の高い特定の外国人に対する調査では一般外国人の実態把握にならない。笹川地区の日本人の意識調査はどうするのか。

A. 笹川地区で定期的に多文化共生推進会議を開催しているので、その場で意見を伺う。

Q. 日本人の意識調査についても同様に、多文化共生推進会議に参加している方の意見

だけでは一般日本人の意識調査にはならない。決算審査時の議論の主旨は、一般外国人がどういう生活を送っているのか、どういった意識や思いを持っているのかを把握していないため実態に合った事業が行えていないということだった。そのために、基礎データを取る必要があるということなのに、特定の外国人への調査では有用なデータにならないのではないか。

A. 日本人、外国人の意見集約という面では、定期的に多文化共生推進市民懇談会を開催し、外国人コミュニティの中心的な役割を担う外国人市民から意見を伺っているし、日本語ボランティアや、日本語学校の校長などからも同じく意見をもらっている。また、笹川地区でもコーディネーターが戸別訪問する際に意見を聴取している。よって、これらの意見をもとに現在の事業を行っている。

確かに、広く意見を聞くということも必要だが、ある程度考えを持った方から深い意見を聞き取ることも意味のあることだと考える。

Q. 現状でも日本人、外国人の意識を把握したうえで事業を展開しているが、入管法の改正により集住環境等が変化する可能性もあるので、その都度方向性を修正していきたいということか。

A. 外国人に対する、全市を対象とした大規模な意識調査については、入管法改正による影響を見極めてから実施したい。調査手法についても郵送だと回答率が悪いので、例えば戸別訪問をするなどで対応したい。

Q. 三重大大学のアンケート調査の内容は不十分であるし、その結果を受けてモデル地区の事業が展開されているとも思えない。いずれにしろ、現在のモデル地区の外国人、日本人の意識把握を改めてやった上で今後の事業を実施していくべきである。

A. 笹川地区においては、三重大大学が実施したアンケートの追跡調査として、できる限り多くの意識調査をコーディネーターの戸別訪問等で行っていききたい。

(意見) 当委員会決算審査において、本格的なアンケート調査をしたいという前向きな答弁がなされている中では、スピード感到に欠けた印象を受ける。決算審査の内容を真摯に受け止め、それを次の当初予算に反映してもらいたい。時間がなく反映できないということだと、決算審査の時期を早めるしかなくなるので、今回そのような議論があったということを他部局に対しても周知してほしい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

施設管理運営費について

Q. 当委員会決算審査の議員間討議において、あさけプラザの非効率な貸館予約方法を改善するよう検討すべきとの意見一致があったがどのような対応状況か。

A. 昨年12月から試行的に貸館申し込みの夜間待機を廃止し、申込日前日の13時に希望記載用紙に記入してもらうという方法をとっている。受付方法については、利用者からの意見を参考にしながら新しい方法を考えていきたい。

(意見) 新しい受付方法が決まった段階で当委員会に報告してもらいたい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

ワーク・ライフ・バランス推進事業費について

Q. 近年では男性が介護を行うケースが増えている。そのため、企業の実態調査等についても女性キャリアに対する視点のみではなく男性が抱える課題等に目を向けていく必要があるのではないかな。

A. ワーク・ライフ・バランスについては産休育休など女性中心に考えられていたが、最近では男性が取得するケースも増えてきている。来年度は企業の実態調査を行う際に、女性だけでなく男性に視点を向けた取り組みがどの程度進んでいるかといった部分にも目を向けていきたい。

Q. 介護離職や病気治療と仕事の両立などは企業にとっては避けられない課題である。企業、従業員双方の視点でワーク・ライフ・バランスを考えていく必要があると考えがどうか。また、そういった方々の相談窓口になれるような機能をまだまだ果たせていないのでNPO団体等の知見も生かしながら政策に反映させるべきだと考えるがどうか。

A. 関係部局と連携しながら相談体制等についても検討していきたい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

地区市民センター住民運営推進事業について

Q. 当委員会決算審査において、地域マネージャー制度を変えていくという話もあったが、現時点で地域マネージャーの位置づけについてどのように考えているか。

A. 地域マネージャーについては、現在特別職の地方公務員という位置づけだが、地方公務員法の一部改正に伴い、平成32年4月以降は特別職として配置できないため、一般職における会計年度任用職員に位置付けていく方針である。そのため、地区市民センター館長の指揮命令下に入る一般職員として位置付けを想定しているが、詳細については未定である。

Q. 本年度の任用試験を経て採用される地域マネージャーの任期は平成31年度末になるのか。それとも平成32年4月以降にかかる任期については身分変更で対応するのか。

A. 現在も1年任期で4年まで更新でき、その後さらに2年まで更新できるという制度である。よって、平成32年4月以降も同じ要領で会計年度任用職員に移行できるか研究中である。

(意見) 任期の途中で制度が変わり、いきなり地区市民センター館長が上司になると混乱する可能性もあるので、次回の採用試験の際には「平成32年4月以降は身分が変わる」ということを周知するなど、対応を考えるべきである。

Q. 平成31年度中に地域マネージャー制度の総括をしてもらいたい。

A. 地域マネージャーに関する新しい制度説明も含め総括を行いたい。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

市民協働促進条例について

Q. 市民協働促進条例は、行政のみが地域課題を解決するのではなく、地域住民が協力して助け合い、課題を克服していくことを目指している。そのために行政が基金を作

り、様々な寄附をそこに集めて、市民活動を支援していくということだったが、未だに基金が作られないし、依然として行政主導の事業が多いのではないかと。

A. 基金創設の検討については市民協働促進計画にも記載されているところであるが、民間ファンドの活用を含め、市民協働促進委員会などにおいて、こういったあり方がよいか検討していきたい。

Q. 基金を作っても市民活動がなければ意味がないので、初めは行政主導となることはやむを得ないが、市民活動の創出を様々な団体に委託して、運営資金を基金から支出するという仕組みを作るべきである。また、創出された市民活動については3年間程度で事業総括していくべきである。

A. 様々な意見を聞きながら検討していきたい。

Q. 市民協働促進条例制定から4年間の実績を示してほしい。

A. 効果としては、市民活動団体間の連携が強化されたことや、プロボノ活動を通じて企業と市民活動団体との連携が強化されたことである。

Q. 具体的な実績や数字等はあるか。

A. 市民活動団体の届け出数が年々増加している。プロボノ活動支援については、平成30年度は4つの市民活動団体を支援することになり、支援企業は新たに6社増え、12社となった。こうした活動の中で企業のCSR担当部署と市民協働安全課が社会貢献活動等で繋がる場面もあるほか、近年では市内の高校生と地域活動を繋ぐという部分においても一定の成果があった。

また、市民活動団体を取りまとめる中間支援団体の育成、コーディネーター養成講座等を通じた同ジャンルの団体の連携など、新しい動きも出てきている。

(意見) 成果については当委員会で報告してもらいたい。

Q. 行政が担ってきた事業を市民団体等に委託していくことも市民協働促進条例の主旨であるが、そのための予算が計上されていないのはなぜか。

A. 条例制定についての議論をしていた当時、各課が市民と協働で事業を行うための予算を市民文化局が計上していたが、それ以降、他部局からの提案がなく、市民協働安全課が、市民活動団体等と提案型の協働事業を実施している。

(意見) 市民協働促進条例の主旨や理念を来年度改めて問い直してもらいたい。

四日市北警察署跡地整備事業費について

Q. 事業の総事業費はいくらか。また、跡地はどういった活用をしていくのか。

A. 跡地については三重県が所有しており、本市が地域防犯拠点施設を設置する以外の部分については売却を検討していると聞いている。整備事業費については、推進計画において、平成32年度に1,617万6千円を予定している。内訳は建物整備費、整地費、電気工事費、備品購入費、土地借地料等である。

Q. 地域防犯拠点施設は地域住民による自主防犯活動の拠点と位置付けられているが、この場合の地域とはどこを指すか。

A. 富田地区、富洲原地区である。

Q. 地域防犯拠点施設では具体的に何を行うのか。

A. 四日市北警察署の移転に伴い、地域住民からは犯罪抑止力の低下を心配する声を聞

いている。そのため、地域防犯拠点施設が犯罪抑止効果を発揮できるような施設にしていく。また、自主防犯団体の活動拠点として地域全体の安全安心に資することを目的としている。

Q. 目的や狙う効果は分かるが具体的に何をするのか。

A. 四日市北警察署の移転に伴い、本市としては交番機能の残置を要請していたが、三重県警としては、川越富洲原交番の所管区域であることから、跡地に交番機能を残すことはできないとのことだった。そのため、警察OB等が地域防犯拠点施設に駐在したり、警察がパトロールの際に立ち寄ってもらうことで犯罪抑止効果を狙うほか、地域住民に何かあった際に警察に相談するまでの窓口になることなどを考えている。

Q. 地域防犯拠点施設の位置づけ、役割等の計画はあるのか。

A. 明確な計画や運営方法は定まっていない。

Q. 地域防犯拠点施設に関して地域住民との協議も行っていないのか。

A. 意見交換はしているが、市の方針を提示した上での議論は行っていない。

Q. 地域防犯拠点施設の維持費はどこが支出する予定か。

A. 基本的には行政での負担を検討しているが、地元等の負担割合などについても現在議論中である。

(意見) 住民感情は良くわかるが、事業として行うのであれば計画や詳細を詰めたうえで予算計上するべきであり、その点が不十分だと考える。

(意見) 四日市北警察署が移転する中で、三重県警が代替事業を行わず、さらに市が土地賃借料を支払うというのはおかしい。少なくとも三重県に対して土地の無償貸与等については求めていくべきである。

(意見) 本来地域住民が三重県警や三重県に対して要望すべきことであり、交番機能を残置しないとする三重県警の行政判断の肩代わりを、なぜ市がするのか理解ができない。

(意見) 事業内容が決まっていないのに設計できるのか。

Q. 四日市北警察署の跡地利用については、地元から市長に対して陳情書が出されているとのことだが、陳情書では跡地に期待する機能として、防犯機能の維持のための連絡所の創設と交番的機能の残置のほかにも、避難場所・防災施設としての施設の整備、郷土芸能の発信の場と北勢地域の文化コリドールの拠点施設としての整備、お年寄りや親子との交流機能、スポーツ練習場、市社協の分室の設置といった6つの機能要望がなされている。しかし、陳情書を受けて本市市長から三重県警察本部長宛に出された「四日市市北警察署移転に伴う交番機能等の確保に関する要望書」では、「交番機能等の確保」のみを要望している。その理由は何か。

A. 交番機能以外の部分については検討する必要がないと判断したためである。

Q. 本市からの要望書に対して三重県警はどういった反応なのか。

A. 三重県警としては交番機能の残置は難しいのでパトロールの強化で対応したいということだった。

Q. なぜ交番機能の残置が難しいのか。

A. 三重県警の説明では、全てのエリアを交番で包括しており、四日市北警察署跡地周辺についても川越富洲原交番の所管区域であるので、四日市北警察署跡地に新たに交

番を設けることができないし、交番の配置換えも検討していないとのことだった。

Q. 本市から三重県警への要望書では、交番機能の配置について地元の陳情書よりも強いニュアンスになっているがなぜか。

A. 地域住民の不安払しょくのためである。地区の役員の方や市長タウンミーティングでも不安であるという声を聴いている。

Q. 地域防犯拠点施設の他都市事例として、千葉県の事例が出されているが、千葉県に近いようなものを想定しているのか。

A. 警察だけではなく地域住民が関わる防犯拠点施設の事例として提示した。

(意見) 千葉県の事例は県の事業としての補助事業になっており、ほぼ警察機能のような形態であるが、本市の地域防犯拠点施設もどういう機能を想定しているかを明確にしてもらう必要がある。

Q. 地元から市長への陳情書において警察機能以外の機能要望もあるが、今後これらの機能を付加する可能性もあるのか。

A. 現時点では想定していない。

(議員間討議 ※四日市北警察署跡地における地域防犯拠点施設について)

⇒議員間容討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。

- ・地域防犯拠点施設について、中核部分である事業内容や土地賃借料等の負担割合が定まっていない中で施設の設計を行うことに大きな疑問が残るが、犯罪抑止効果を求める地元住民の心情も理解できる。よって、当該予算については分科会として認めるが、予算執行までに三重県等と協議を行い、土地賃借料を減免させるなど相応の負担を求めていくべきである。また、その協議結果や事業計画等の策定経過について、当委員会に対しきめ細かく報告することを強く要望する。

防犯カメラ事業（市設置分）について

Q. 防犯カメラの設置について、設置場所を探すのに苦労していることはないか。

A. これまで市が駅前広場に設置した防犯カメラでは、場所によって、設置手法の検討や関係者の同意を得るのに時間を要することもあった。

Q. 設置場所の選定も含めて業者に委託してはどうか。

A. 防犯カメラ設置にあたっては、地元住民や関係機関と協議のうえ、高い効果が発揮される設置場所を慎重に検討していく必要があるため、そういった業者があるのか含め研究していきたい。

＜歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費＞

地域文化遺産の保存・継承支援事業について

Q. 人口減少、高齢化により地域文化が消える可能性がある中で、小中学校、青年会議所などとタイアップしその中で後継者を育成するというような発想が必要だと考える。後継者育成の方針が見えないがどう考えているのか。

A. 獅子舞など休止・廃止に追い込まれている団体もある。獅子舞や鯨船行事などに携

わっている保存会のネットワーク会議などでは各団体が協力してやっていこうとする仕組みづくりもできてきている。今後もこうした会議等で情報交換する中で後継者が育成されるよう努めていく。また、文化財保護法の改正により、文化財を保存するだけでなく活用することが重要であるとされた。文化財は観光やまちづくりに有効な財産と考えているので、先進地等の調査研究をしていきたい。

(意見) 小中学生などとタイアップし、文化遺産を彼らの財産に変えていくということも必要なのではないか。

(意見) 岸和田のだんじり会館で子供が入館料を払って熱心にだんじりの練習をしており後継者が育っている印象を受けた。本市でもそういったことも検討してもらいたい。

Q. 四日市市文化会館天井崩落対策工事監理業務委託の随意契約理由は何か。

A. 随意契約先は当初に文化会館を設計した建築設計事務所である。随意契約理由は、契約内容が工事にかかる設計等を受注者等に正確に伝え、提出される施工図書等の確認を行うという設計行為の延長作業であるため、設計業務の受注者で内容を熟知しているということから随意契約を行った。

三浜文化会館管理運営費について

Q. 三浜文化会館のあり方や課題は何か。

A. 三浜文化会館の利用者が伸びているため、特に夜間に練習室やリハーサル室の予約が取れないこともある。運営協議会でも検討し、夜間に利用の少ない会議室を同じ用途に使えないか検討している。

Q. 三浜文化会館を長時間利用する場合に飲食に困るという話を聞く。これだけ利用者が増えているのだから、飲食等の利便性向上も検討すべきではないか。

A. 飲食物の自動販売機の入札も行っているが、なかなか対応してくれる業者がない状況である。そのため近隣の飲食店のメニューを用意し出前できるようにしているが、食堂等の設置の必要性については運営協議会でも意見を求めている。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費》

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

委託業務における随意契約について

Q. 戸籍システム保守委託等について、導入時に保守費用も勘案して選定していたのか。

A. 平成13年度に戸籍システムを導入したが、その時には保守費用を含めて選定していない。

ミサリオ住民基本台帳システムについては平成27年度にマイナンバーに関する機能を付加するため随意契約で改修を行っている。

Q. システムや機器自体の導入費用は安価でも、保守費用を含めたトータルでは高くなる可能性もある。契約方法について全庁的なルールができていないのであれば検討すべきではないか。

A. 機器やシステムの導入契約を結ぶ際の庁内ルールの有無等を確認する。

転入促進事業費について

Q. 転入促進事業を行うことでどのような効果を期待しているのか。

A. 実際に市内の施設に行ってもらい、SNS等で魅力を発信してもらうことで本市のPRに繋げることを目的としている。

(意見) SNSで発信したくなるような施設の演出等の研究をしなければ効果的な発信に結びつかないので、事業効果や課題を検証してもらいたい。

Q. 事業費の111万円はこにゅうどうくんうちわの印刷費用か。何枚印刷するのか。

A. ほとんどがうちわの印刷費であり、9万5千枚を印刷する。

Q. うちわには各施設の無料券等がついているが、費用についてはこれらの施設に弁償するのか。

A. 各施設から事業に対する理解を得て無料としていく。

Q. うちわは転入してきた人のみに配布されるのか。

A. 転入してきた人のみである。

(意見) 転入してくる人に配布して転入促進に繋がるのか。短期滞在者など配布対象者を広げてよいと考える。

《歳出 第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

シティプロモーション推進事業費について

Q. シティプロモーション部の方向性が未だ見えづらいので説明してほしい。

A. シティプロモーション部が一番重要と位置付けているのは情報発信である。具体的には平成29年度に作成したシティプロモーション方策報告書に基づいてターゲットを名古屋圏、若い女性、家族に絞り集中的な情報発信を行う。

Q. 今まで本市は名古屋圏から独立して発展してきたのに、なぜ今、名古屋の衛星都市を目指すのか。今までの方向性を変えるならば、議会の同意を得る必要があるのではないか。また、公害の影響の一部しか伝えない四日市公害と環境未来館やゆるキャラグランプリの問題は都市イメージの向上にならない。行っている事業と求められているシティプロモーションがミスマッチしていないか。

A. 事業を進めるにあたって、当然議会にも意見を伺うことが必要となるので、今後も

きちんと対応していきたい。また、全庁的なシティプロモーションをどうするのかということについては、シティプロモーション部だけではなく全部局全職員が本市のシティプロモーションを担っているのだという意識が醸成されるよう今後も努力したい。

Q. シティプロモーション部の取り組み指針であるシティプロモーション方策報告書は議会に示されているのか。

A. 平成 30 年 8 月定例月議会で、当時所管であった政策推進部が総務常任委員会で報告している。

Q. シティプロモーション方策報告書では課題要因の調査も行っている。実施した調査内容を詳しく教えてほしい。

A. 3 種類の都市イメージ調査を実施した。1 つ目は四日市市以南の市町の方、名古屋市から 40 キロ圏内の市町、東京都特別区、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市といったところの方々を対象に、2 つ目は市内在住者（20 代から 60 代）を対象に、最後に市内在住者（20 代～30 代の女性）を対象にそれぞれ調査を行った。1 つ目のイメージ調査は、4 日間のネットアンケートで 1,000 人が、2 つ目の調査については6 日間のネットアンケートで 200 人が、最後の調査については郵送により 1,000 人を対象にそれぞれ調査している。

（意見）こうした調査結果をもとにシティプロモーション方策報告書を作成しているのだから、その内容を議会にしっかり説明した上で事業を行っていく必要がある。

Q. シティプロモーション方策報告書では「若い女性」を四日市市のイメージアップのターゲットの 1 つとしているが、交流人口、定住人口との関連性を説明してほしい。

A. 1 つ目に、若い方に来てもらうことで人口の自然増につながる可能性があるということ。2 つ目に、消費感度が高いのは若い女性であること。3 つ目に、女性が離れていくとまちに賑わいがなくなり、それが男性にも影響していく面もあること。4 つ目に、各家庭における女性の発言力が強いこと。これらを踏まえ、若い女性にターゲットを絞った。

Q. 設定されたターゲットに対して具体的にどのような事業を行っていくのか。

A. 平成 31 年度は、本市の存在感を高めていくことを目的として、種々の調査や情報発信を行う。その後の方向性としては、調査や情報発信の手ごたえを見ながら検討していこうと考えている。

Q. 現時点で本市として売り出すものがない中で、どのように存在感を高めていくのか。

A. 本市には多彩な産業や豊かな文化や活気がある。そういったものをまずはイメージとして発信していけたらと考えている。

Q. 本市が売り出していこうとしているものは普遍的なものである。その中で売り込みだけでも売れるわけがない。地に足が付いていないという印象が拭いきれないがどう考えるか。

A. シティプロモーション方策報告書にある調査の中で、40 代以上の女性は四日市に対して良いイメージを持っていることが分かった。そのため、何が受入れられているのかを研究して、その部分についても売り出していく必要があると考えている。

（意見）やり方を模索してもらっていることに対して反対はしないが、ターゲット設定や名古屋のベッドタウン化については納得できない。もっとじっくり考えて戦略的に

進める必要がある。

Q. 本市を名古屋のベッドタウンにしていくということを政策決定したのか。

A. 本市が名古屋のベッドタウンになる、その方向を目指すという政策決定はしていない。

(意見) シティプロモーション方策報告書をもとに本市が色々な取り組みをするということについて、だめだというわけではないが、先走り過ぎとの印象を受ける。政策決定もしていない中で、いきなり名古屋圏に重点を置くという方針を出されると、市民も議会も違和感を覚えるということをしっかり理解してもらわないといけない。

Q. 現在 30 歳から 35 歳の結婚して子どものいる世代は、本市から離れて行っているであり、彼らにとっては住みやすいまちではない。資料の分析の仕方に問題があるのではないか。

A. 30 歳から 35 歳の分析についてはご指摘のとおりである。また、0 歳から 10 歳の子どもも減っている。その理由としては、生活基盤ができたところに、周辺の市や町に住まいを移すことが多いからではないかと考えている。それを食い止めるためには、本市が住みやすいまちでなければならない。そのためには、子育てや教育という部分が大きな比重を占めるため、本市でも取り組みを進めているところである。その結果については全て見えていないが、子育て世代の動きについては非常に着目している。

(意見) シティプロモーションの方策として打ち出すのであれば、本市が直面している現状について理解し、少なくとも市民や議会に理解を求めていかないと空回りしているという印象を与えてしまう。

(意見) すべてを名古屋に依存するわけではないが、名古屋圏も視野に入れた中で都市ブランドを醸成していくことが当然の流れなのかなとは感じる。住みやすいまちになるためには子育て、教育、高齢者施策まで一貫して質の高いものにしていく必要があり、一朝一夕でできるものではない。

Q. シティプロモーション部としては、現時点では知名度を上げて交流人口を増やす段階だが、そこで終わっていたのでは本当のシティプロモーションにならないので、特に若い女性に支持されるような居住地ブランドをつくりあげるため、少し時間をかけて取り組んでいくことと理解してよいか。

A. そのとおりである。

大四日市まつり事業費補助金、四日市花火大会事業費補助金、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費、東海・北陸 B-1 グランプリ事業費について

Q. サイクル・スポーツ・フェスティバルについては、日本自転車競技連盟が深く関わっていると考えるが、競技連盟との関わりがないと開催できないのか。また、B-1 グランプリの主催はどこか。

A. サイクル・スポーツ・フェスティバルは順位を決める競技性の高いイベントであるので、ルールに則った開催の必要があること、大会中の審判業務についても日本自転車競技連盟に担ってもらっていることなどから、競技連盟との関わりは深く協力がないと開催は難しい。また、B-1 グランプリの開催については、イベント開催市がご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会（愛 B リーグ）に企画書を提出し、認めら

れれば開催できるというものであり、開催市だけで独自に行えるものではない。

Q. 市制 123 周年事業として B-1 グランプリを誘致したのか。

A. B-1 グランプリについては、平成 30 年 2 月定例月議会の代表質問において提案をいただいたため、平成 30 年 4 月以降に庁内で協議を行ったうえで、愛 B リーグに開催に関する相談をした。その結果、平成 31 年度の開催は不可能との回答を得たため、平成 32 年度の開催を検討する中で、平成 32 年度が市制 123 周年にあたるため、その事業として開催するということである。

Q. 実行委員会形式の事業について、本来の補助事業とは違い市職員が運営側として関わっているが、どの程度関わっているのか。

A. シティプロモーション部の観光交流課職員が実行委員会事務局として関わっており業務は主に各種団体との連絡調整である。また、イベント当日等にシティプロモーション部以外の職員を動員しており、大四日市まつりが 2 日間で約 70 名、四日市花火大会が約 40 名、サイクル・スポーツ・フェスティバルが約 130 名をそれぞれ動員している。

Q. 実行委員会形式の事業が補助事業としては特殊であることが分かったが、これらは実行委員会形式にしなければならないのか。

A. 実行委員会形式にしなければならない決まりはないが、例えば商店街や警察などとの連携を考えた際に、関係者が実行委員会として集まり、1 つの目標に向かっていくということのメリットもあるので、今のところは実行委員会で行いたいと考えている。

Q. 市職員が動員される場合に時間外勤務手当は支給されるのか。

A. 公務扱いであり、時間外勤務手当が支給される。

Q. 実行委員会が行う事業であるにも関わらず、その代表者は市長であるため責任の所在が曖昧であり、補助事業としていびつである。外部委託の検討など、整理が必要なのではないか。

A. 現状では実行委員会が一番好ましいと考えているが、すべてが良いとも思っていない。市職員の関わり方についても努力していかなければならない部分もあるので今の形のままで良いということではない。ただ、実行委員会形式のメリットも大きいという認識はある。

(意見) 実行委員会形式のあり方については、一度整理する必要がある。各実行委員会の委員構成を見ても 3 分の 1 以上が市職員であり、補助事業という性格を含めて不自然、不健全であると考ええる。

Q. 四日市とんてき協会と本市の連携はある程度できてきているが、愛 B リーグとの連携に関する報告が議会に対して乏しいため、報告してもらいたい。

A. 議会にも報告させていただく。

客船誘致事業費について

Q. 平成 31 年度における外国客船の寄港数はどの程度を見込んでいるか。

A. 平成 31 年度についてはダイヤモンドプリンセスが 3 回寄港する予定である。具体的には、4 月が 2 回、7 月が 1 回である。

Q. 外国客船の寄港数は確定しているのか。

A. 外国客船については、比較的早い時期に寄港の決定が行われるため、平成 31 年度は確定したものと考えている。

Q. 外国客船の寄港については、港湾物流業務との兼ね合いで、今の場所では難しくなるとのことだが今後の見通しはどうなっているのか。

A. 商工会議所、市、四日市港管理組合と最善の方法を検討している段階である。これまで客船の寄港岸壁としてきたのが霞ヶ浦の自動車専用船が着岸する岸壁であり、日程調整をした上で利用してきた。しかし自動車取扱量が多くなるにつれ調整が難しくなるため、客船については千歳へ移行していこうと考えている。

Q. 千歳に移る際のメリット、デメリットは何か。

A. メリットとしては中心市街地に近くなるということである。現行の霞ヶ浦であるとシャトルバスの運行が必須になるが、千歳であれば公共交通機関として若干本数のバスがあるほか、自転車等での移動も可能である。また、潮吹き防波堤や跳ね上げ橋など、港の様々な施設が近いことから散策などの企画も検討できる。デメリットとしては、大型船が入港できないことである。

Q. 一番大きいのは、本市に大型客船用岸壁がないために霞ヶ浦の物流港を使用していることから、立ち寄っていただく方等に対するホスピタリティが不足しているということである。一方で千歳に客船用岸壁を整備することになると、航路浚渫も必要になる。現在 350 メートル超の船舶は霞ヶ浦に入港しているが、300 メートル程度のものであれば千歳でも可能であるということではないのか。

A. 平日になると特に霞ヶ浦では港湾荷役の作業があるため、本来業務の妨げになってはならないし、客船を見に来られる方々が、トラック等との接触事故にあう危険性もあるため、そのバランスを考えながら今後も進めていく必要があると考えている。

シティプロモーション事業費について

Q. ゆるキャラグランプリについて、こにゅうどうくん応援会議とはなにか。

A. こにゅうどうくん応援会議は各所属の課長、地区市民センターの館長等の所属長に対して投票を依頼するための会議であり、全 2 回開催した。

Q. 所属長の人数は何名か。

A. 約 130 名である。

Q. 2 回会議を行い、各課の投票実態を示して、投票の啓発を行ったのか。

A. そのとおりである。

Q. 組織的に投票を行ったことは事実であるが、ルール違反でもないし批判されるには当たらないということか。

A. そのとおりである。

Q. こにゅうどうくん応援会議は勤務時間外に開催されたのか。また、出席は任意なのか。

A. 2 回とも時間外に開催し、出席は任意である。

《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 4 目文書広報費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

伊坂ダムサイクルパーク休憩施設管理運営業務について

Q. 伊坂ダムサイクルパークについて、市が休憩施設を買い取る当初は、2階喫茶スペースについて、老人会などの利用者がいることから採算は取れるということだった。現在の運営状況について教えてほしい。

A. 本市は伊坂ダムサイクルパーク休憩施設について委託による管理運営を行っている。委託料としては約309万円である。休憩施設は1階がシャワー設備を備えた休憩場所、2階が喫茶スペースに分かれている。

この中で、市が支出している委託料は1階の管理費用にかかるものであり、2階の喫茶スペースについて、市から運営費等の支出はしておらず、材料費や光熱水費等についてはすべて売上で賄っている。

Q. 伊坂ダムサイクルパーク2階の喫茶スペースは営業が成り立っていないと聞いているが把握しているか。

A. 委託先の運営団体から聞き取ったところによると、平成29年度は若干の黒字経営であり慢性的な赤字経営ではないということだった。また、実際の利用者の声については、伊坂ダムサイクルパーク全体に関するアンケートの中では特に意見がなかったため、今後は休憩施設の利用者に特化して調査していきたい。

(意見) 伊坂ダムサイクルパーク全体の利用者数から見ると売上としては低い中、伊坂ダムの付随施設としてきちんと機能していないのであれば、これほど安い家賃で貸し出す必要はない。市は財産を安価に貸し出しているのだから、伊坂ダムサイクルパーク利用者の満足度向上に繋がるような運用をさせる必要がある。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出 第5款労働費 第1項労働諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費》

農業センター再整備事業費について

Q. 中学校給食センターについて、地元が歓迎していない、反対している声があると聞いているがどうか。

A. 教育委員会と一緒に地元説明を行ったが、その場では中学校給食センターが整備された場合の騒音や交通安全対策について意見があった。

Q. 反対の陳情書が出たと聞いているがどうか。

- A. 農業センターの再整備に関して地元から反対されているとは考えていない。
- Q. 農業センターの一角を中学校給食センターにすることについて、反対されているのではないか。
- A. 基本的には農業センターの再整備ということで、中学校給食センターがあるなしにかかわらず、農業センターの中身はこういうふうにしたいということで地元にも説明し、それに関しては反対を受けていないということである。
- Q. 中学校給食センターがなければ農業センター内のレイアウトも変わってくるのではないか。
- A. 農業センター単独ということになれば、レイアウトに関しては変わる可能性がある。
- Q. 農業センター周辺は交通渋滞等の問題があると聞いているが、再整備するなら適地に移転させることは考えていないのか。
- A. 農業センターの再整備について地元説明を行った際も、しっかり活用していったほしいという声があった。例えば、地元特産品を販売したり、あがた保育園からはもっと憩いの場として利用したいということだった。そのため、移転すべきだという意見はないし、考えていない。
- Q. 平成 29 年度農業再生戦略会議で提案された内容、農家や地元自治会からの意見として出された計 12 項目を全部実施するための予算なのか。
- A. そのとおりである。
- Q. その中で現在行っている事業はどれか。
- A. 平成 29 年度農業再生戦略会議で提案されたものとしては、「儲かる農業」の実現に向けた研修、新規就農者への技術研修であり、そのほかについては現在行っていない、もしくは体系的なものになっていない。また、農家、関係機関、地元自治会からの意見の部分については、農業者の研修・会議の場として会議室の貸出等を行っているが、その他については現在行っていない。
- Q. 平成 31 年 1 月 18 日受理の陳情第 12 号では、「旧あがた農業クラブが借り受けていた市有地を含む場所を給食センターの候補地とするか、給食センターを農業センター敷地に建設する場合は、農業センターを旧あがた農業クラブが借り受けていた市有地を含む場所に移転し」とある。移転を含めた陳情が出されているではないか。
- A. 中学校給食センターを農業センター内に整備するのであれば移転させるべき、ということだと認識している。農業センターの見直し、あるいは再整備という部分に関して反対という意見は聞いていない。
- Q. 陳情では現在の場所に異論があるというようにも読めるし、十分な説明がない、対応ができてないということではないのか。
- A. あくまで農業センターの再整備については地元の反対もない。ただ、中学校給食センターを農業センター内に整備することについて意見が出されていると考えている。
- Q. 中学校給食センターありきで農業センターのレイアウトを変えているのではないのか。
- A. 農業センターの見直しについては平成 29 年度から議論をしてきた。その中で平成 30 年度に中学校給食センターの話が来たので、一体整備ということであればメリットもある、ということで今回のレイアウトとしているが、元々は農業センターをどうす

るかについて検討していたのであり、今回の予算は、その整備費として計上している。

Q. 農業センターが今後目指す機能を満たそうとすると、現在の場所では手狭だと考える。単に議会から指摘を受けたから、ちょっと見直したという程度であればやめた方がいい。思い切って広いところに移転をし、しっかりしたものをつくるべきだと考える。

A. 確かに農業公園的な大きな農業センターと比較すると規模的には小さいと思う。ただ、本市が目指す機能ということであればこの規模でも可能だと考えている。

(意見) 農業センターが目指す機能すべてをこの場所で賄えるのかという点と難しいと考える。

Q. 中学校給食センターとの一体整備については、地元は賛成していないということではないか。

A. 一体整備ということであれば、交通渋滞や臭気等の影響が心配されるので、しっかりと対策してほしいということだと聞いている。

Q. 予算審査を行う上で地元連合自治会の陳情は重要な参考材料である。今一度確認するが、地元住民の反対を押し切って農業センターを再整備するということか。

A. 農業センターの敷地内に中学校給食センターを整備することに対して地元から陳情が出されているのであり、農業センターの再整備の部分に関しては、これをお願いしたいと考えている。

Q. 中学校給食センターのことは考えないということか。

A. 中学校給食センターと一体整備できればメリットもあるが、まずは、農業センターの新たな機能を実現させるための予算と考えている。

(意見) 中学校給食センターと切り離し、農業センターのみの予算を認めてくれというのは縦割りも甚だしい。審査は分科会ごとに行っているが本来は一体の予算である。

(意見) 当初、農業センターのみで見直しの議論をしてきたが、途中で中学校給食センターとの一体整備の話があり、メリットもあるので一体整備をしていこう、という考え方なのかもしれないが、地元は一体整備に反対している。また、単独で農業センターの見直しを計画していたのなら、中学校給食センターとは一体整備しないとすることもできたのではないか。

Q. 農業センターのあり方について、農家がチャレンジする場、市民が農業と触れ合う場を提供できるような産学官連携が必要だと考える。例えば四日市農芸高校や農家と、市が連携すればよいのではないか。必要な施設は四日市農芸高校にあるし、農業再生戦略会議で提案された部分もクリアできるのではないか。

A. 地元で農業系の高校があるということは地元農家にとってメリットであるので、連携は考えていくべきと考える。ただ、施設を共同で利用するとなると、なかなかハードルが高い気もするが、どのような連携ができるのかは考えていくべきと考える。

(意見) ハードルを越えられるかどうかは進め方の勢いで決まる。難しいとしてしまうと何も進まない。

Q. 農業の産学官連携について、四日市農芸高校が開催する農芸祭には多くの人を訪れるので、農業振興の観点から、市が行っている農業まつりなども合同で行うべきではないか。様々な市の農産物の販促にも繋がるし、場所が狭ければ北勢地方卸売市場で

開催すればよいのではないか。

- A. 農業センターでは、農業を 6 次産業化して高付加価値化するなど、いかに「儲かる農業」にしていくかというところを考えている。その中で、四日市農芸高校の生徒にも、四日市の特産を使ったスイーツ製作で協力いただいております、学官の連携を行っている。また、スイーツ製作のノウハウを農家の方々にフィードバックしていくなどの連携も十分考えられると思っており、そういった連携も行いたい。

鳥獣被害防止対策事業費について

Q. 鳥獣被害について、現状、地元自治会で追い払い活動をしているのは、どれくらいあるのか。

A. 地元で組織的に活動しているのは 1 つである。

Q. 当初はいくつかの地区で追い払いをやっていたが、効果が上がらないのでやめていったということか。

A. サルの追い払いについては、サルの数自体が減ったので、被害が減った。部分的なはぐれザルの出没はあるが、出没の機会が減ってきたので以前に比べて活動の頻度は下がってきている。

Q. 捕獲によって被害や個体数が減ったから、必要がなくなったということか。

A. サルについては、個体数が減っているのも、以前に比べ被害は減っている。

Q. 自主的な追い払い活動への支援というのは、1 地区のみへの支援か。

A. サルの追い払いについては 1 地区になるが、それ以外にイノシシの被害が増えているので、地域で防御柵を張ったり餌場とならないような取り組みをしてもらっている。こうした地域活動に対して平成 30 年度から助成金制度をつくっている。

Q. 捕獲等について猟友会と連携している団体はいくつあるのか。

A. 4 団体である。

Q. 有害鳥獣による農作物被害が依然として続いているとのことだが、効果は上がっているのか。

A. イノシシについては、市民に実感していただけるところまで至っていない。捕獲も行っているが、それ以上に増えている。

Q. 鳥獣被害防止活動に取り組む自治会に対して活動費の一部を防除活動事業交付金で補助することとなっているが、こういった費用に対する補助か。

A. 追い払い等現場作業の際の消耗品費であったり、草刈りとかパトロールなどの資材費に対する補助である。

Q. 住宅地の近くだと猟友会による駆除が難しいので、オリ設置等の対策になると考えるが、侵入してこないように柵の設置等も考えていくとなると、補助金の予算額 35 万円では厳しいのではないか。

A. 防御柵であれば、侵入防止施設整備補助金という制度があり、資材費の 2 分の 1 を補助している。また、国でも対策事業があり、条件はあるが、地域で取りまとめが可能であれば国補助も取りに行けるので、種々組み合わせながら対策していきたい。

Q. 防除活動事業交付金の予算額が 35 万円にとどまっているということは、あまり地域からの要望もなく、経費もかからないということか。

- A. なかなか地域の組織づくりが難しいので、そういうところからまず進めていく必要がある。また、イノシシのすみかになるような里山の整備も必要になるので、みえ森と緑の県民税も使いながら、里山保全の補助金を設けているが、やはりそれも、整備をするための団体なり組織づくりが必要なもので、そこがないと対策が進まないということはある。
- Q. みえ森と緑の県民税についても地元との合意形成を図り、使いやすくしていかないと何も変わらない。地域住民が有害鳥獣対策として何ができるのかイメージしやすい制度にしていく必要があるのではないか。
- A. 今年活用している団体にどういった問題があるか意見を聴取しながら、工夫できるところは工夫していきたい。
- Q. みえ森と緑の県民税の使途については、木の使用推進や放置空き家の危険除去対策に計上されているが、有害鳥獣対策に繋がるような里山保全の部分にも目を向けるべきではないか。
- A. 里山整備の保全について、荒れた竹やぶを伐採するなどの地域活動に対して交付金を設けたが、これもやはり活動してもらう組織を育てていかないといけないので、そういった取り組みについてできるだけ支援できるよう工夫していきたい。
- Q. サルの追い払いについては、地域で一斉に山に追い払うなど連動して行わないと、サルが別の場所に移動するだけで効果はなく、場合によってははぐれてしまって狂暴化するようなことも考えられるがどうか。
- A. サルについては追い払い活動は大事と思っている。ただ、組織的な追い払いができている団体は少ない。多くの団体が連携して一定の方向に追い払うという活動ができればそれが一番いいが、現状そのような追い払い体制ができていないので、そこは課題と認識している。
- Q. 過去に追い払いをやって、被害が拡大していった。やるなら一斉に対策しないと意味がないと考えるがどうか。
- A. 連携した追い払いが一番効果的と考えているので、それに向けて活動できる組織づくりをしていくことが必要だと考えている。
- (意見) 新たに組織をつくらなくても、鳥獣被害にあった方が集まる自治会などに協力を求めたらよい。税金を投入するのだから効果が上がる方法をとるべきである。

農業振興地域整備事業費について

- Q. 農業振興地域について、羽津・茂福地区の農地は農業を止めたい人もおり優良農地とは思えない。この部分について指定を外すことはできないのか。
- A. 本市の判断で外すことは基本的にはない。営農を少しでも維持できるような支援をしていきたいと思っているので、継続できる限り、その支援を考えるべきだと思っている。
- Q. 農業振興地域について、市の裁量で指定を外せるのか。
- A. 農業振興地域整備計画を見直す際は、県との協議が必要であるので、簡単に外れるというものではない。
- Q. 農家の中には土地を売却したいと思っても、農業振興地域に指定されているために

農地以外の転用ができず買い手がつかないという方もいる。そのため、農家に対して継続的に営農していくかどうかの意見聴取をしていく必要があると考える。別の視点では、本市が多くの開発申請を断っている中で、名古屋経済圏の一員として存在感を示すのであれば、そのための材料として農家が手放したいと考えている土地等の有効活用を考えるべきである。

- A. 実際に農業を続けられない農家も多いと思う。ただ、農業経営というのはある程度の規模で行わないと経営が成り立たないので、そういう方は、ぜひとも地域の担い手農家に農地を預けていただきたいし、本市としては経営が成り立つ農家を育てていきたいと考えている。また、地域の農家と話をする中でも、なんとか頑張っていきたいということも伺っているし、農業施策の支援要望もいただいている。なんとか四日市の農業を守っていききたいと考えている。

治山森林関係事業費について

Q. みえ森と緑の県民税の使途について、平成 31 年度は活用額 6,646 万円の内、大半の 4,055 万円が中央緑地体育館の壁の木質化に使われている。この交付金の一番大切な目的は、里山保全だと思っているが、里山竹林保全がわずか 200 万円の予算しか計上されていない。こんな使い方ではいいのか。

- A. 今回は特に中央緑地体育館の壁の木質化というところが市全体の中で大きなウェートを占めていたところがあった。今後も財政当局に働きかけていきたい。

《歳出 第 6 款農林水産業費 第 2 項畜産業費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費（上下水道局所管部分を除く）》

土地改良事業費について

Q. 農道舗装について、当委員会決算審査の議員間討議において意見の一致に至ったのは、全ての農道を舗装するのではなくガイドラインで線引きを行い、必要な農道のみ舗装していくべきということである。市内の農道の未舗装率が半分以下になってきており、全て舗装していくとも読み取れるがどういった方針なのか。

- A. 農道の利用や農地の状況も従来から変わってきているところもあるので、全てを舗装するという事は難しい。地元から要望のあったものについて順位づけをしながら農道舗装について取り組んでいきたいと考えている。

Q. 当委員会決算審査における議員間討議では、全ての農道を舗装することは難しいので、日本の原風景を残すという面からも、ガイドラインを作ること、舗装する農道、しない農道の仕訳をするべきではないかという意見の一致が見られているが、今後取り組んでいく方向性と合致しているのか。

- A. 農道舗装については要望がないのに舗装はしない。農道の使い方や原風景の保全等、地域の考え方から土木要望が出されてくると考えている。また、地域において農道も含め農地をどうしていくかという、地域づくりをしてもらえれば、土木要望とは別の支援を考えている。

《歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費》

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第1目商工総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

障害者雇用奨励補助金について

Q. 雇用者数の件数として平成27年度から平成29年度の実績を見ると横ばいであるから、今回補助金額を2万円増額し活用してもらうという意図は分かるが、本当に活用してもらえるか。どのように事業周知していくのか。また、就労環境をどう整えていくのか。

A. 補助金だけではなく、障害者と企業をいかにマッチングさせるかが重要である。そのためには関係者に障害者雇用について知ってもらうことが大事であり、健康福祉部を通じて同部所管の機関等に対しても周知を行っている。このように、企業だけでなく障害者に関わっている方々に対しても周知していきたい。

(意見) 事業費として120万円の増額ではあるが、将来的なステップに繋がるような道筋を健康福祉部と連携し取り組んでもらいたい。また、その成果を決算時に報告してもらいたい。

企業立地奨励金交付事業等について

Q. 本市では法人税収が好調とのことだが、東芝メモリ以外の法人税はどうなっているのか。

A. 企業ごとにどれだけ法人税を納めているかについては、財政経営部所管となるため、商工農水部では把握していない。一方で、企業立地奨励金交付事業、民間研究所立地奨励金交付事業については、主にコンビナート企業で活用されており設備投資は着実に進められている。

(意見) 企業ごとにどの程度法人税を納めているかについては、所管部局が違ったとしても把握しておくべきである。

Q. 産業都市としてこれから都市間競争に勝ち残っていくために、来年度予算の新規事業や目玉は何か。

A. 市内企業の人手不足に対応していくために働きやすい職場づくりを目指すということで、中小企業人材確保支援事業、中小企業女性就労促進事業の2事業を新規事業として挙げている。

Q. 補助金行政だけでは都市間競争に勝てない。市長の所信表明と隔たりがあるのではないか。

A. 企業立地奨励制度では平成28年度6件、平成29年度10件、平成30年度14件と指定件数が増えている。今年度さらに件数を増やしていくことを見込んで予算も前年度より高くしている。また、来年度末に終期となる四日市市企業立地促進条例を見直す

予定である。

(意見) 様々な補助事業を行っているが、補助金が企業経営にどのように影響しているか等の検証や調査が行われていない。検証や調査を確実に行之、その結果を条例等の改正に反映させていくべきである。

Q. 企業誘致するための政策はあるか。

A. 補助制度の周知のほか、本市に対する投資や工場建設等に関する関係法令への対応をワンストップで行えるようにしている。また、県外や海外企業への対策としては、三重県と共同で、日本の法律等を理解してもらえるような体制を構築している。

(意見) 企業が本市にきた際のインセンティブばかりで、本市が企業に対してどのように宣伝していくのかという政策が見えない。企業は待っていても来ないのであるから、先進事例を研究し常に外に目を向け、新しい戦略を立てるべきである。

Q. 本市に企業を誘致するための工業用地はあるのか。呼び込むための準備ができていないのではないのか。

A. 本市には公的工業団地がないため、新規に企業誘致することが難しい。そのため、民地であるが、臨海部企業の用地の紹介や、既存企業の新たな投資に対する対応となっているのが現状である。

Q. 例えば東京大学地域未来社会連携研究機構三重サテライト拠点とどのように連携していくのかのビジョンも見えない。また、航空宇宙産業やロボット産業については、三重県への進出を検討しているにもかかわらず、本市には工業用地がない。受け入れ体制を整えておかなければ産業誘致などできないと考えるがどうか。

A. 工業用地が少ない中でどういう形で企業誘致をしていくか考えていく必要がある。

(意見) どのような業種をどうやって誘致するのか狙いを定めないと、一般論だけでは誘致できない。工業用地がないというが市内を精査すれば工業用地も確保できるはずである。また、創業する人には、創業支援事業費補助金等があるものの、後継ぎ不足で消えていく老舗を何とか継承させると、観光や障害者福祉と結びつくが、そういった取り組みがない。逆に言えば、これらをカバーできれば素晴らしいまちに変わると考える。

中小企業女性就労促進事業費について

Q. 中小企業の女性就労のための環境整備等に対する補助ということだが、ニーズはあるのか。

A. 本年度ワークスタイル・イノベーションカフェを開催し、中小企業の若手社員、経営者等でディスカッションした際に、色々な視点で就労しやすい環境を整えていく必要があるということを感じた。また、男女がいきいきと働き続けられる企業表彰で表彰された企業にヒアリングする中で、女性が活躍できるような環境整備に注力している会社が増えている。しかし、そのためには就業規則等の見直しを社労士等に依頼する必要があるコストがかかるという話も聞いているので補助制度をつくっている。

Q. 企業が環境整備を行えば、結果的に女性が就労しなかったとしても補助金は交付されるのか。

A. そのとおりである。女性就労の環境づくりに取り組む企業への補助制度である。

(意見) 結果的に就労に結びつかなければ税金を投入する意味がないので、課題を検証し、実のある事業にしてもらいたい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第94号 平成31年度四日市市競輪事業特別会計予算

第1条 歳入歳出予算

《歳入 第1款 事業収入 第1項 事業収入》

入場料について

Q. 一般入場料 50 円の徴収に関する規定はあるのか。

A. 四日市市自転車競技条例によって入場料 50 円を徴収することが定められている。

Q. 条例を改正すれば無料化できるのか。

A. そのとおりである。

Q. ミッドナイト競輪がGⅠと同じように先細りしていく可能性を見込むと、平成31年度の入場料収入見込みが140万円程度ならば入場料を無料化し、霞ヶ浦緑地周辺のスポーツ施設と一体となって、気軽に来てもらうことで車券売上等を伸ばすということも検討すべきではないか。

A. 全国43場競輪場中16場が一般入場料を取っていないので、これらの競輪場の調査についても行っていくが、入場料収入の140万円は貴重な財源でもあるので、総合的に勘案して気軽に来てもらえる競輪場作りについて検討していきたい。

(意見) 競輪事業が継続していくためには、いかに来場者を増やし収益を上げるかという部分に知恵をしなければならぬ。

《歳出 第1款 総務費 第1項 総務管理費》

基金残高について

Q. 基金について、平成31年度基金残高が平成30年度基金残高より1億円弱減っているが、事業撤退する際に必要な経費を基金として積み上げているのであり、取り崩すのはいかななものか。

A. 基金については2種類あり、撤退経費については競輪事業財政調整基金で準備している。一方、競輪事業施設等整備基金については翌年度の工事費を当該年度に積立て、翌年度執行する際に取り崩すという運用を行っている。

職員の勤務時間について

Q. ナイターGⅢやミッドナイト競輪を開催することで、職員の勤務時間はどうか。

A. ナイターGⅢについては、12時45分から21時30分のシフトになる。また、ミッドナイト競輪については15時15分から24時のシフトとなり、現時点では管理職1名が開催執務委員長として勤務することを想定している。

Q. これらの開催時に多くの職員に影響が出るわけではないのか。

A. 通常のナイター開催は、入場者があるため数名の職員が出勤する。ただし、シフト勤務することによって過重労働になることを避けている。一方でミッドナイト競輪に関しては無観客であるので、基本的に競技団体である JKA の職員と、開催執務委員長が一人居ればよいということであり、他場についても同様の勤務実態である。

《歳出 第2款開催費 第1項開催費》

ミッドナイト競輪について

Q. 四日市競輪の新しい取り組みについて、平成 31 年度の目玉は何か。

A. ナイターGⅢの2回開催と、本市初開催のミッドナイト競輪である。

Q. ナイターGⅢ、ミッドナイト競輪を開催した場合の効果額見込みについて、車券売上金と収益額があるが、収益額は収支ということか。

A. 収入額から支出額を引いたものが収益額であり、来年度2回開催のナイターGⅢであれば車券売上金70億円に対して収益額3.2億円、ミッドナイト競輪であれば車券売上金9億円に対して収益額0.04億円がそれぞれ発生するということである。

Q. 東海地区の他場におけるミッドナイト競輪の開催状況はどうなっているか。

A. 本場で開催しているのは松阪競輪場、大垣競輪場、豊橋競輪場である。また、借上げ開催については名古屋競輪場、岐阜競輪場である。中部地区の競輪場は7場あるが、本市も含めて6場は何らかの形でミッドナイト競輪を開催する予定である。

Q. ミッドナイト競輪は他場と差別化できるものではないと考えるが、他場にはない四日市競輪の魅力はあるのか。

A. 全国43競輪場中でナイター競輪実施施行者は平成31年度で24場あり、そのうちオールナイターを実施しているところは5場のみである。また、ミッドナイト競輪については平成31年度で34場の参加が見込まれているが、記念競輪も含めてナイター開催を実施しているのは3場だけである。よって、ミッドナイト競輪も含めたオールパッケージで差別化を図っていこうと考えている。

(意見) 他場と差別化できるような四日市競輪の新たな魅力を探していく必要がある。

来場者対策について

Q. 市民に競輪場が親しまれるような新たな取り組みはあるか。

A. 新たな取り組みについては引き続き検討していくが、3つの取り組み方針として、市民に開かれた競輪場を目指し、イベントを継続的に行い若者やファミリー層に来場してもらい競輪場の知名度を上げること、スポーツ振興の観点からバンク開放等を積極的に行うこと、霞ヶ浦緑地スポーツ施設や四日市ドームの利用者に競輪場へ来てもらえるようイベントや飲食を通じて憩いの場を提供することについて継続して取り組んでいきたい。また、年間イベントの運営主体である日本トーター株式会社とけいりん事業課で毎月1回運営調整会議を行い、次のイベント内容等を決めているため、指摘のあった内容を含め今後のイベント内容について調整をしていきたい。

議案第 96 号 平成 31 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 103 号 平成 31 年度市立四日市病院事業会計予算

《 収益的収入 第 1 款病院事業収益 第 1 項医業収益 》

DPC 制度について

Q. DPC 特定病院群の指定要件における手術実施症例 1 件当たりの外保連（外科系学会 社会保険委員会連合）手術指数について簡潔に教えてほしい。

A. 外保連手術指数については、簡潔に言えば難しい手術を多く実施した病院ほど指数が上がるというものである。

Q. 平成 31 年度は内視鏡下手術支援ロボット「ダヴィンチ」を導入するとのことだが、その年間使用見込は約 40 件である。時間短縮にどの程度効果があるのか。また、外保連手術指数に与える影響はどの程度か。

A. 例えば、前立腺手術においては一件あたり 30 分程度の短縮が見込まれる。また、「ダヴィンチ」を導入することによって医師の負担が減る、あるいは携わる医師数が減れば、他の手術に回ることができるので、結果的に手術実施症例が増加するほか、先進医療機器を導入することで、今まで大学病院等で行っていた手術が当院でも行えるようになる見込まれるため、手術実施症例の増加による外保連手術指数の増加が期待できる。

Q. DPC 特定病院群の指定要件における診療密度は、他の項目と比較して低い数値であるが、改善方法について説明してほしい。

A. 診療密度は 1 日あたりの患者に対する医療資源の投入のことで、どれだけの密度の診療活動を行っているかを測るものであり、手術後の集中治療や救急医療など、診療密度が高い治療を行える ICU を拡充することなどで対応していきたい。

Q. 市立四日市病院のような救急を扱う病院ですぐに死亡された場合に DPC が適用されるのか、それとも出来高払い方式になるのか。また、現状の DPC の課題は何か。

A. 診療開始から 24 時間以内に死亡された場合は、すべて出来高払いとなる。DPC の課題については、診断群分類ごとに 1 日あたりの DPC の点数が決まっていることから例えば高額な薬剤を使っても安価な薬剤を使っても 1 日あたりの点数は変わらないため、いわゆるコスト面が課題となる。ただ、すべての DPC 病院の治療内容が厚生労働省でデータベース化されているため、行った医療行為が DPC の医療機関群としての評価あるいは機能評価係数の評価の際に補正されているものと理解している。

《 収益的支出 第 1 款病院事業費用 第 1 項医業費用 》

特殊勤務手当について

Q. 8 種類ある特殊勤務手当の内容をみると本来給与として支給すべきものだと考える。見直しを検討すべきではないか。

A. 特殊勤務手当については、人事院規則等で定めている範疇のものを当院でも準用し

ており、他病院を見ても同様のものを支給している。よって、適切な手当だと考えるが、一方で社会通念上適切なのか、市民の理解が得られるのかなども念頭に、今後も他病院の状況等も踏まえながら緊張感を持って適切に取り組んでいきたい。
(意見) 特殊勤務手当に対する問題提起として受け止めてもらいたい。

職場環境の改善について

- Q. 医療従事者が余裕をもって業務を行うことが患者の満足度を上げることに繋がると考えると、医療従事者の声を聞いた上で労働環境を整えていかなければならないと考えるがどうか。
- A. 医療従事者の労働環境整備については、病棟コンシェルジュの配置やヘルパーに食事介護してもらうなどの「タスクシフティング」を行ったり、看護師数を増やすなど人員配置の部分も含めて行っているが、引き続き改善に努めていきたい。
- Q. 本来の仕事に集中してもらうための環境整備も重要であるし、バックヤードのあり方などを検討していくことが、ひいては事故抑止や患者満足度を向上させると考える。今年度から様々な面で満足度を上げる手法を探り、次の計画に生かすべきだと考えるがどうか。
- A. 看護師にアンケート等を行った中では、上司、同僚からのフォローという面で満足度が高かった。今後とも業務内容の質と合わせてお互いがフォローし合えるような意識の醸成や職員の休憩環境への配意に努めたい。
- (意見) 市立四日市病院の職員は市民にとって大切な財産であるので、職員にも配慮した経営をしてもらいたい。

救命救急体制について

- Q. 救命救急センターの医師の勤務時間数について、1ヶ月720時間のうち360時間を専従の医師2名でカバーしているということだが、救命救急センターという以上は1ヶ月720時間カバーできるような人員配置をすべきではないか。
- A. 救命救急センターの専従医師の量と質を上げて対応していきたいが、三重県下に救急専門の医師が非常に少ないためこのような現状となっている。今後も専従の医師の確保に向けて、努力を続けていきたいと考えている。
- Q. 救命救急センターに勤務する医師の待遇を上げないと医師の確保は難しいと考えるがどうか。
- A. 当院の特殊勤務手当については、国の基準を準用しているため救急に携わる際の手当を支給していないが、他病院ではドクターヘリ出動手当等を支給している例もあるので研究、検討したい。
- (意見) 救急体制が整っていないと患者も医師も大変なので、救命救急センターの専従医師の待遇を改善するなど体制を整えてもらいたい。

委託業務について

- Q. 委託業務については随意契約が4件あるがそれぞれの随意契約理由を示してほしい。
- A. 託児所運営業務委託については、当院で組織した託児所運営協議会が運営している

ため同協議会と随意契約を行っている。総合医療情報システム保守及び運用支援業務委託については、システムの開発業者でなければ適切な保守や運用支援ができないため同業者と随意契約を行っている。高精度放射線治療装置保守点検業務委託については、点検整備、緊急修理、ソフトウェアの変更等に対応できる装置納入業者と随意契約を行っている。全身CT診断装置（他2件）保守点検業務委託については、機器の点検整備、保守、保守部品の入手、ソフトウェアの変更等や緊急対応が可能な機器製造業者と随意契約を行っている。

Q. 機器購入の際に保守費用も勘案した上で契約するのか。

A. 機器購入の際に保守費用を含めた契約は行っていない。しかし、購入後に保守費用をコストダウンすることは難しいため、機器購入前に参考見積もりを取って、保守費用についても検討を行っている。

（意見）保守費用が発生する場合はその費用を含めて購入検討すべきである。

院内保育事業委託について

Q. 当委員会決算審査の議員間討議において、院内託児所にどのようなサービスが必要かを把握するため、利用者や利用予定者に対してニーズ調査をすべきとの意見の一致があったがその対応はどうなっているか。

A. 利用者、過去の利用者、今後利用するかもしれない方々にアンケートを取った結果、院内託児所を選んだ理由として「職場から近い」「夜間保育がある」ということが重要であった。保育料の満足度については、過去利用者の中では「不満」「どちらかといえば不満」が40.6%だったが、現在利用者についてはその数値が20%に減少している。逆に「満足」「どちらかといえば満足」という割合については過去利用者が28.2%だったが、現在利用者は40%に増加しており、保育料の見直しを図ってきた結果だと考える。

また、保育時間、登園・降園時の対応、基本的な保育内容、職員の対応等については80%以上が「満足」で、総合評価については現在の利用者は100%満足している状況である。ただし、経費面で高コスト的な体質は依然として課題である。他病院では民間保育事業者に委託している例もあるので、引き続きヒアリングを行いながら、どういう運営形態がいいのか前向きに検討していきたい。

Q. 院内保育所は保育料無償化の対象になるのか。

A. 基本的には認可外保育所である病院の託児所も対象になると聞いているが、当院の託児所が対象となるかどうかは未定である。

（意見）無償化になるよう努力してほしい。

三重医療安心ネットワーク（ID-Link）について

Q. ID-Linkのサーバー更新について、どの程度の年数で更新する必要があるのか。

A. ID-Linkシステム提供業者によると5年更新とのことだが、1年間スポット保守を行い6年更新を考えている。

Q. 各病院の判断で更新できるのか。

A. 導入の時期等が違うので、各病院の判断で行うものである。

Q. 平成 31 年 2 月現在で登録患者数は 909 人だがどのように評価しているか。

A. 一定数伸びてはいるが患者総数から見れば多いとはいえないと考えている。

Q. ID-Link により診療所、薬局、訪問看護ステーションが患者データにアクセスできるが、その利用頻度についてどのように評価しているか。

A. 四日市医師会が中心となって診療所向けに利用促進を図っているが、診療所によって温度差がある。他の開示病院である羽津医療センター、県立総合医療センターを含めても利用頻度は多くはないと考える。

Q. 薬局はどのように活用しているのか。

A. 薬局では、当院、羽津医療センター、県立総合医療センターで処方されている薬を ID-Link で確認できるので、薬の飲み合わせ等の確認に使用していると考ええる。

Q. ID-Link の効果的な運用ができるように、経費負担を行っている市立四日市病院がイニシアチブを握ってリードしていくべきではないか。

A. 病診連携の中で四日市医師会と定期的に会議を行っているので、そういった場で ID-Link の活用についても取り上げていきたい。

(意見) 四日市医師会だけではなく四日市薬剤師会や訪問看護ステーションを交えて有効な活用について検討していくべきである。

Q. ID-Link について平成 31 年度における関連経費はいくらか。

A. サーバー更新経費として 1,546 万円、運営経費として 229 万 9 千円を計上している。

Q. 病院の経費を使う以上、責任を持って有効活用するよう関係機関に働きかけていくべきであるかどうか。

A. 四日市医師会や薬剤師会のほか、地域連携の中で ID-Link を使うことのメリットを患者に伝えながら利用促進を図っていきたい。また、当院だけでなく、健康福祉部とも連携するほか、羽津医療センターや県立総合医療センターとの会議等で協議するなど、様々な機会を捉えて取り組んでいきたい。

業務活動によるキャッシュフロー及び支出全般について

Q. 平成 31 年度の業務活動によるキャッシュフローとして 4 億 793 万 5 千円が計上されているが、近年では低い額ではないか。

A. 業務活動によるキャッシュフローについて、増減に影響があるのは未払金等の年度間の相違であり、このことが影響して前年度よりも少ないキャッシュフローとなっているが、4 億円は確保できているので問題はないと認識している。

Q. 支出について、材料費は平成 31 年度予算が 72 億 2,497 万 3 千円であり、平成 29 年度決算額は約 63 億 8 千万円であるが、消費税増税の影響か。

A. 材料費については消費税率の改定分を加味している。また、平成 29 年度決算時に、予算と実績のかい離が大きいとの指摘を受けたため、予算編成の見直しを行い、その中の一つとして給与費を前年度に比べ 1 億 3,700 万円程度減額している。基本的に医師、看護師などの医療職は年度途中の退職等が多くあるため、予算に不用が生じる結果となり、数億円のかい離が発生していた。それを是正するために予定として見込んでいた勧奨退職や普通退職に係る退職給付引当金繰入額を減額することとした。仮に退職者が多く発生し、退職給付引当金繰入額に不足が生じる場合でも、給料や手当等

の不用額から流用することにより、給与費全体の予算を圧縮しようとするものである。この見直しにより、入院や外来など診療収益に見合う材料費を確保するため材料費を増額している。

Q. 光熱水費について、今回 ESCO 事業を行うにもかかわらず平成 29 年度決算より増額されているのはなぜか。

A. 光熱水費については、24 時間 1 年中稼働する病院なので季節的にかなりの空調費を要する。空調についてはガスを燃料としているが、平成 29 年度は原油価格が低かったため燃料調整費が低く抑えられていた。しかし、現在単価が上昇してきており、ある程度の単価上昇を考慮しながら編成した。また、ESCO 事業の部分は光熱水費から減額し、委託料で計上している。

《資本的支出 第 1 項建設改良費》

器械備品購入費について

Q. 「ダヴィンチ」の使用について、平成 31 年度は新規導入であるため 40 件の使用見込としているが、将来的に年間何件程度の使用を想定しているのか。

A. 最初は泌尿器科における前立腺手術を想定しているが、そのほかにも産婦人科における手術などに使用範囲を拡大していき、年間 80 件程度の実施を考えている。

Q. 来年度更新する医療器械等について、平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月までの使用実績が出ているが、件数の低い 2 件については妥当な実績数なのか。更新することによって実績数は増加するのか。

A. まず、関節鏡手術器械の使用実績は 39 件であるが、当院で行える関節鏡下での手技の範囲が広がることで年間 80 件程度増加する見込である。次に、産婦人科病棟の超音波診断装置については更新によっても実績数は大きく変動しないが、超音波検査は必須であり、検査画質の向上は治療管理上必要であり更新するものである。

Q. 医療器械については、多額の税金を使って投入しても使われていなければ無駄になるし、そもそも使わないのだったら更新する必要もない。例えば産婦人科病棟の超音波診断装置について使用実績が 44 件というのは少なく感じるがどうか。

A. 他の器械に比べて使用実績は少なく見えるが妥当な数字であると考えている。

Q. 産婦人科病棟の超音波診断装置について年間 44 件しか使わないということは使うケースが少ないということか。

A. 44 件というのは当院が保険請求を行った件数である。産婦人科病棟では超音波診断装置を頻回に使用するが、保険診療のルールに従って保険請求を行っている。

Q. それならば使用実績数ではないのではないか。

A. 超音波診断装置（新生児集中治療室、中央手術室、産婦人科病棟、中央検査室）の使用に関しては、実際の使用数の把握は困難である。よって、この部分は使用実績ではなく保険請求を行った件数ということで資料を訂正させていただきたい。

Q. そもそも使用実績の把握は可能なのか。

A. 実際の使用数の把握は困難と考える。超音波診断装置で撮った映像を保存する場合は記録が残るが、画像を見るだけの場合もある。

- Q. 画像を見るのみの場合であっても、カルテに記載するのではないかな。
- A. 画像を見て異常所見がある場合はカルテに記載するが、異常がない場合は記載しないことがある。
- Q. 重篤な患者も市立四日市病院を利用する中で、重要な器械の使用実績件数を把握していない、診断画像を残していないことは問題ではないかな。
- Q. 市議会としては、何千万円という税金を使う中で、その器械がきちんと使われているかどうかを問う必要がある。今後は使用実績の実態把握をすべきではないかな。
- A. 使用実績を把握できる方法を検討したい。
- Q. 高額な器械を使っても、保険請求できない検査は無償となるのか。
- A. 当院は健康保険法等で規定されている保険診療のルールに従って保険請求を行っており、実施回数等の請求要件を超える検査は結果として無償の扱いとなる。
- Q. 例えば、保険請求外で大変な症状が見つかった場合、そちらの検査は保険請求しないのか。
- A. 検査結果に関わらず、実施回数の範囲内での請求となる。
- Q. そうするとカルテと診療報酬明細で内容が違ってくるといふことか。
- A. カルテは、診療経過の記録で、要件に合う場合は保険請求の根拠にもなるが、要件に合わない場合は内容が異なることとなる。
- Q. 保険請求できる回数を超えた検査等が無償ということならば、保険で認められない薬剤投与等を行った場合、無償になるのか。
- A. 当院は保険医療機関として健康保険法等で認められていない薬剤投与は行っていない。
- Q. 内視鏡による死亡事故については、直近8年間に全国で108件発生しているが、事故防止にかかる医師等への訓練や研修に対する考え方を示してほしい。
- A. 特殊な手術や当院で初めて行う手術の際には、大学等から招聘した医師の指導を受けるとともに、学会や大学などが主催する研修などに参加し研鑽をつんでいる。
- Q. 「ダヴィンチ」について、モデルによって価格も違うがどの機種を導入する予定か。また保守費用はどの程度か。
- A. 「ダヴィンチ」はXiとXという2種類のモデルがあり、当院はアームの可動範囲が広いXiの購入を検討している。保守費用については見積り段階で年間約1,500万円である。
- (討論) 超音波診断装置の使用実績記録の未整備については、多額の税金を使って購入・更新する器械がどれだけ使用され、どれだけの効果を生み出したのかを検証する意識が欠如していることの表れである。深く反省することを要望し、原案に賛成する。

病院施設環境改善・安全対策事業について

- Q. 入院患者の安全管理という点で防犯カメラの増設が予算計上されているがスタッフステーションにおける訪問者の確認体制はどのようなになっているか。
- A. 看護師が本来の職務に専念できるようスタッフステーションに病棟コンシェルジュを順次配置・増員し、安全対策に努めている。
- (意見) 入院患者の安全が担保されるように引き続き改善を求める。

Q. 入院患者の付添家族にかかる駐車券処理が不便だが、良い手段はないのか。

A. 入院患者のご家族の方の駐車券の無料処理に必要な「駐車場使用許可証」はこれまで1患者1枚だったが、昨年4月から負担軽減のため、2枚発行することとした。

Q. 17時15分の定時終了後に医局の前に待機している人がいるがどういった人か。

A. 製薬会社の医薬情報担当者であり医師と情報交換のために訪れると聞いている。

Q. 製薬会社の担当者が医師と面会しているということは病院として把握しているのか。

A. 製薬会社の医薬情報担当者には、院内立入許可証を発行しているので誰が入ってきているかは把握している。

Q. 医師にとって製薬会社の担当者と面会することにメリットはあるのか。

A. 新薬の情報や副作用情報等の提供を受けている。

議案第129号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

【市民文化部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

文化会館大規模改修事業費、文化会館等施設整備事業費（アセットマネジメント）
について

Q. 文化会館のホールから退出する際に30分以上かかるのは問題である。災害時等に避難路へ誘導してもパニック状態になることが予想されるので避難の仕組み等について検討すべきではないか。

A. 職員が誘導口を把握していることが重要であり、避難誘導コンサートなどの訓練を繰り返し、どのように誘導していくか整理していきたい。

Q. 訓練が重要と言うが、普段から退出に30分もかかっていることが事態が問題である。それを10分程度で退出できるようにするなど方法を考える必要がある。

A. 色々な所から退出できるような検討も必要であるし、駐車場についても複数個所から出ることができるため、交通渋滞や安全面に配慮しながら合わせて訓練していく必要があると考える。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

《歳出 第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

別段の質疑、意見はなかった。

第2条 繰越明許費

番号制度関係経費について

Q. なぜ繰り越しを行うのか。

A. 個人番号カードについては、カード本体をJ-LISに作成してもらい、費用については市が交付金という形で支出しているが、その交付金については国の補助金を全額充当している。しかし、全国的に個人番号カードの発行が少なかったため、国から市町村に支出する補助金に余剰が生じた。よって、国がその部分を翌年度に繰り越すので、

本市についても同じく国から受ける補助金を翌年度に繰り越すということである。

Q. 個人番号カードの発行が当初見込んでいた枚数より少なかったということか。

A. 全国的な発行枚数が国の見込みより少なかったということである。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第6款農林水産事業費 第1項農業費》

茶業振興センター移転整備事業費について

Q. 移転後の茶業振興センターについて、ソーラーや風力発電設備はあるのか。

A. 設置していない。

Q. 新しく施設整備する際には環境に配慮していることもアピールできるような取り組みが必要ではないか。また、水沢地区のお茶を自販機等で販売する際に 250ml の PET ボトルがないため、他社製品を買わざるを得ない。予算を減額補正するぐらいなら新製品の開発にまわすなど予算を有効活用し次の一手を考えてほしい。

A. 環境に配慮した設備については、今後施設整備等を行う場合に検討していきたい。商品開発については茶農協とは話をしているが、それ以外にも農家や茶商と話す機会もあるので、そういった場で提案していくことも考えたい。

《歳出 第6款農林水産事業費 第2項畜産業費》

《歳出 第6款農林水産事業費 第3項農地費》

《歳出 第6款農林水産事業費 第4項水産業費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出 第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

中小企業新規産業創出事業費について

Q. 実績として自社研究開発事業3社とあるが、3社とも特許申請等はされたのか。

A. 3社については、本年度補助金を活用し、現在研究開発をしているところである。最終的に商品にしていく中で特許申請等の手続きを取られる場合もあると考える。

第2条 繰越明許費

別段の質疑、意見はなかった。

議案第130号 平成30年度競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第132号 平成30年度食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 135 号 平成 31 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【商工農水部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出 第 7 款商工費 第 1 項商工費 第 2 目商工業振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第 93 号 平成 31 年度四日市市一般会計予算、歳出第 6 款農林水産費 第 1 項農業費のうち、農業センター再整備事業費については、分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査におくるべきものと決し、その他の部分については、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、その他 7 議案につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(平成 31 年 2 月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました、議案第 110 号 四日市市橋北交流施設条例の一部改正について、議案第 111 号 四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 112 号 四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部改正について及び議案第 113 号 四日市競輪場広告掲出に係る使用料条例の一部改正につきましては、いずれも消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、各施設等の使用料を改定するとともに、議案第 112 号及び議案第 113 号については、これに併せて地方自治法の一部改正に伴う関係規定の整備を行おうとするものであり、いずれの議案につきましても別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 4 議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてありますが、平成 30 年度第 1 回及び第 2 回人権施策推進懇話会並びに平成 30 年度第 1 回同和行政推進審議会について及び市立四日市病院医療安全管理委員会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

○犯罪被害者支援について

はじめに

現在、三重県及び三重県内市町では、犯罪被害者等の支援に特化した条例を有しておらず、犯罪被害者等に対する総合的な支援が行えるような土壌が整っていません。

そこで、産業生活常任委員会では、犯罪被害者等に寄り添う施策として、また、明日犯罪被害に遭うかもしれないすべての市民のための施策として何ができるのかということについて検討すべく犯罪被害者等の支援について所管事務調査を行いました。

1. 犯罪被害者等基本法成立の経緯

昭和 55 年に犯罪被害者等給付金支給法が制定されたが、平成 7 年の地下鉄サリン事件、平成 11 年の光市母子殺害事件など、凶悪事件における犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識されたことに伴い、犯罪被害者に対する支援の拡充を求める社会的な機運が高まり、平成 13 年 7 月、支給対象の拡大などを中心とした法改正がなされた。さらに、犯罪被害者が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るべく、平成 16 年 12 月には、犯罪被害者等基本法が制定された。

2. 犯罪被害者等基本法における自治体の責務

犯罪被害者等基本法（平成 17 年 4 月 1 日施行）では、目的、基本理念を示したうえで、国、地方自治体、国民の責務を明確にし、それらを含む関係機関等の連携協力を定めている。

（1）基本理念

第三条 すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（2）国の責務

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（3）地方自治体の責務

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3. 犯罪被害者等支援条例の制定状況について

犯罪被害者等基本法における地方自治体の責務を受け、犯罪被害者等支援条例等を制定している都道府県及び市区町村は次のとおり。

【都道府県】

(三重県くらし・交通安全課作成資料 平成30年4月時点)

	団体数	都道府県名
犯罪被害者等支援に特化した条例を制定	14	北海道、宮城、秋田、山形、埼玉、神奈川、富山、静岡、滋賀、奈良、岡山、福岡、佐賀、大分
犯罪被害者等支援の項目が盛り込まれた条例を制定	17	岩手、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、山梨、岐阜、愛知、京都、兵庫、和歌山、鳥取、島根、香川、愛媛、沖縄
条例未制定	16	青森、群馬、東京、石川、福井、長野、 三重 、大阪、広島、山口、徳島、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

【市区町村】

(平成30年度版犯罪被害者白書より)

	市区町村数	設置数	割合
犯罪被害者等支援に特化した条例、または、犯罪被害者等支援の項目が盛り込まれた条例を制定	1,721	436	25.3%

4. 犯罪被害給付制度と条例における支援内容について

犯罪被害者等は、国が定める「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害給付制度を活用することができる。

しかし、犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類しかないため、犯罪被害者等支援条例を制定している地方自治体では、補完する独自の施策を実施している。

(1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

①被害者が死亡した場合	②身体に重大な負傷又は疾病を受けた場合	③身体に障害が残った場合
(遺族給付金)	(重傷病給付金)	(障害給付金)
犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額	加療1月以上かつ3日以上入院 (上限120万円)	1級～14級に支給 支給額(最高額～最低額) 3,974.4万円～18万円
↓	↓	↓
遺族	被害者本人	被害者本人

(2) 条例設置自治体における支援内容

①見舞金、貸付金、支援金などの経済的支援

犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため支援金、犯罪被害者遺児への見舞金や無利子貸付金など。

※山形県、神奈川県、名古屋市、京都市、神戸市、多摩市、明石市ほか

②ホームヘルプサービス、配食サービスなどの日常生活支援

犯罪被害により日常生活に支障をきたした被害者やその家族・遺族の居宅へヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行うホームヘルプサービスや、例えば、マスコミが自宅を取り囲み買い物に行けない犯罪被害者等への配食サービス、被害現場となった自宅への居住が困難な場合などの家賃補助や転居費用補助など。

※名古屋市、神戸市、明石市

※ホームヘルプサービス、配食はないが住居支援あり：京都市、堺市

③その他の支援

犯罪被害者等が転職または新たに就職をする必要が生じた場合の就労準備金や、加害者に対する損害賠償請求権にかかる債務名義を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件とした立替支援金、刑事被告事件へ参加する際の旅費等の支援など。

※就労準備金：神戸市 ※立替支援金、刑事裁判等参加費用：明石市

5. 三重県における犯罪被害者等支援について

現在、三重県及び三重県内各市町は、犯罪被害者等支援に特化した条例、犯罪被害者等支援の項目が盛り込まれた条例のどちらも有していない。三重県へのヒアリング等において判明した現時点におけるスケジュール案は次のとおり。

平成 30 年 6 月 7 日 平成 25 年 8 月 25 日に三重郡朝日町で発生した強制わいせつ致死事件の被害者の父親が記者会見。知事宛てに手紙を送ったことを明らかにし、一日も早い犯罪被害者等支援条例の制定を訴えた。

これを受け、鈴木英敬知事が「手紙を重く受け止め、条例の制定について検討する」と発言

7 月 31 日 三重県が条例制定にかかる検討懇話会を開催

8 月 犯罪被害者等支援条例制定にかかる方向性を提示（予定）

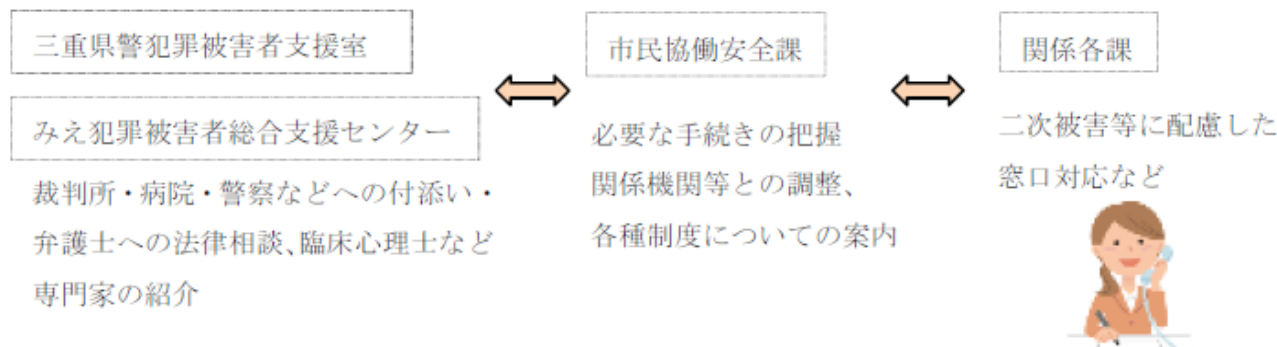
参考：三重県北勢地域における重大犯罪発生件数（平成 29 年 1 月から 12 月）

	三重県	うち北勢	内訳	
			四日市市 3 署管内	桑名署管内
殺人	9	4	4	0
強盗	15	4	3	1

※強盗は、強盗殺人、強盗傷人、強盗・強制性交等、強盗・準強盗の総数

6. 本市における犯罪被害者等支援について

・殺人など故意による犯罪行為による事件が発生した場合、捜査段階において、三重県警犯罪被害者支援室及びみえ犯罪被害者総合支援センターが犯罪被害者等への直接的な支援を行う。その後、行政手続が必要になった際など、犯罪被害者等から相談・要請があった場合の本市における支援の流れは下記のとおり。



・本市における犯罪被害者等にかかる支援内容については下記のとおり。

- 犯罪被害者等にとって最も身近な行政機関として、市民協働安全課が必要なサポートを行うための窓口となり、ワンストップで手続きを進められるよう支援を行っている。具体的には、手続きを必要とする当事者から要望を聞き、住基戸籍、保険年金、福祉、住宅等、相談内容に応じて庁内関係部局との連携を図っている。
- 市や教育委員会が直接実施もしくは、他団体へ委託している取り組みについてまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業一覧」を作成し、人権センターや男女共同参画課など、犯罪被害者等が相談のため来庁することが考えられる関係各課に配付し、配架している。
- 犯罪被害者等を取り巻く環境や心情について理解を深めることを目的に、犯罪被害者家族が、当事者としての思いや社会全体で犯罪被害者等を支えるしくみの重要性について直接話をしていただく一般市民及び職員向け講演会を開催した。
- 三重県警が主催する「犯罪被害者支援を考える集い」に本市の担当者が出席し、支援にかかる最新の動向について情報収集を行った。

7. 犯罪被害者等の生活上の課題について

- 心身の問題：感情や感覚の麻痺、不眠、食欲不振、神経過敏など
- 経済上の問題：収入の途絶、転居や一時避難の費用負担、医療費、裁判費用
- 周囲との問題：配慮に欠ける対応、興味本位の質問、窓口等での二次的被害

8. 今後の取り組み方針について

- (1) 犯罪被害者等が直面するさまざまな生活上の課題について、当事者の意見等を参考に実態の把握を行う。
- (2) 上記を受け、三重県や他市町における犯罪被害者等支援条例制定に向けた動向を注視しつつ、犯罪被害者等に対してどのような支援が有効であるか、引き続き、調査検討を進めていく。

「犯罪から暮らしを守る」

人権のひろば～人権・同和教育シリーズ～
＝毎月22日は「人権を確かめ合う日」です＝



もしも自分や自分の大切な人が犯罪の被害に遭ってしまったら、と考えたことはありますか。新聞やテレビでは、毎日のようにさまざまな事件が報じられています。情報化の進展に伴い、インターネットを使った新たな犯罪なども急増しています。私たちがいくら犯罪被害に遭わないように備えていても、いつ巻き込まれてしまうか分かりません。

犯罪は、私たちの生命や財産を脅かす重大な人権侵害です。万が一、犯罪に遭えば、被害者や家族は、その後、経済的な問題や他人の心無い言葉などに苦しめられることもありま

す。そのため本市では、犯罪被害者支援講演会の開催などを通して犯罪被害者の現状を知ってもらい、その課題が共有できるよう取り組んでいます。

【社会全体で犯罪を減らす】

犯罪被害者を減らすためには、警察だけでなく、社会全体で犯罪を起こさせないための取り組みを行うことが重要です。本市では、警察が公表する情報に基づき、不審者情報や振り込め詐欺などの暮らしの防犯情報をメールで配信しています。また、地域においては、住民が協力して登下校時のパトロールを行い、児童・

生徒の安全を守る取り組みも行われています。

私たちの住む四日市市が安全で安心して暮らせるまちとなるよう、まず身近に起こりうる犯罪や危険を知ることが大切です。みんなで考え、協力していくことが、大切な人の命や人権を守ることに繋がるのではないのでしょうか。



＜四日市市安全安心防災メール＞
上のQRコードを読み取り、手順に従って登録してください。

問い合わせ先
市民協働安全課
(☎354-8179 FAX354-8316)

広報よっかいち 平成 28 年 7 月下旬号より

ギゅっと寄り添う 犯罪被害者支援

犯罪被害者支援シンボルマーク
「ギゅっとちゃん」

決して他人事ではありません

もしも、自分自身や身近な人、大切な人が犯罪の被害に遭ってしまったら…。犯罪はいつどこで誰に起こるか分かりません。普段の生活、その平穏の中で、犯罪は突然起こるのです。犯罪被害者支援は、全ての人のための大切な取り組みです。

犯罪の被害に遭うとどうなる

犯罪に遭ってしまうと被害者本人やその家族は、事件による直接的な

被害以外にも、精神面や経済面でさまざまな問題に苦しめられることがあります。また、マスコミの取材や周囲の無理解による中傷など、二次的被害を受けてしまうこともあります。

犯罪被害者を支える

犯罪被害者を支えるためには、そうした人々に寄り添い、きめ細かな支援をしていくことが重要です。本市では、市民協働安全課が総合的な窓口として、市役所で行うさまざまな手続きについて庁内関係部局と連携を図り、被害者家族がワンストップで手続きを進められるよう支援を行っています。また、相談を受けた際には、三重県警、みえ犯罪被害者総合支援センターなどと連携し、専門的な支援を受けていただけるよう関係機関へとつなぐ役割も担ってい

ます。

万が一自分が被害者になっても、「支援を受けることができる」と感じていただける安全安心のための取り組みは重要です。被害者に最も身近な行政機関として、市民の誰もが暮らしやすいまちとなるよう、犯罪被害者支援について積極的な周知・啓発を進めていきます。



犯罪被害者支援に関する講演会

問い合わせ先
市民協働安全課
(☎354-8179 FAX354-8316)

広報よっかいち 平成 30 年 8 月上旬号より

犯罪被害者等支援にかかる条例等の制定状況

(平成30年4月1日現在)

犯罪被害者支援等施策担当窓口		条例の制定・計画の策定の有無		見舞金・貸付金制度の有無		その他制度の有無													
地方公共団体名	施策担当窓口部署	条例の制定	計画の策定	見舞金	貸付金	支援金	ホームヘルプサービス	介護支援者派遣	配食サービス	精神医療支援	居住支援	旅費の支援	観光旅行者対策	就労準備金	教育関係費助成	一時保育	再提訴費用の支援	真相究明への支援	立替支援金
	部署名																		
山形県	環境エネルギー部危機管理・くらし安全局くらし安心課	○	○		○														
神奈川県	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課	○	○		○					○	○								
岐阜県	環境生活部県民生活課	○	○	○															
札幌市	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	○	○																
仙台市	市民局生活安全安心部市民生活課		○																
さいたま市	市民局市民生活部市民生活安全課		○																
千葉市	市民局市民自治推進部地域安全課		○																
川崎市	市民文化局市民生活部地域安全推進課/人権・男女共同参画室		○																
新潟市	市民生活部市民生活課安心・安全推進室	○	○																
静岡市	市民局生活安全安心課	○	○																
浜松市	市民部市民生活課	○	○																
名古屋市	市民経済局地域振興部地域安全推進課地域安全推進係	○		○		○	○		○	○	○								
京都市	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課	○	○			○				○	○		○						
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課		○																
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	○								○	○								
神戸市	危機管理室/保健福祉局総務部人権推進課	○				○	○				○			○	○	○			
岡山市	総合政策局防災・危機管理課	○																	
広島市	市民局市民安全推進課		○																
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター	○	○																
多摩市	くらしと文化部平和・人権課	○			○														
明石市	政策局市民相談室	○			○	○	○	○			○	○				○	○	○	○
秋田市	市民生活部市民相談センター	○	○	○															
大津市	市民部自治協働課	○		○															
犬山市	生活環境部防災安全課	○		○															

出典：平成30年版犯罪被害者白書

参考人（学校法人享栄学園鈴鹿大学 こども教育学部 仲 律子教授）による犯罪被害者支援についての説明

1. 犯罪被害に遭うとどのようなことが想定されるか

窃盗目的で自宅に侵入した加害者によって、帰宅した小3の男児とその母親が重傷を負った事件のケース（家族構成は父親と4歳の女兒を含む4人家族）【架空想定】

- ・救急と警察に電話し、病院での男児や妻の治療に付き添い、警察の事情聴取やマスコミへの対応も必要になる。
- ・会社や学校への連絡、自身や4歳女兒の食事の準備もしなければならない。
- ・自宅が犯行現場であるため、当面の間帰ることもできない。
- ・時間の経過とともに、病院への支払い、役所や学校での手続き、生命保険会社とのやり取りなどがある。
- ・加害者が逮捕されれば検察庁への協力、裁判への参加などが続く。
- ・家事や女兒の世話は父親が一人で担い、男児や母親のけがが回復しても、けがの程度によっては障害が残ったり、心の傷が残ったりする。
- ・近隣からの好奇心な目やうわさ話に苦しめられ、転居を余儀なくされるかもしれない。

2. 犯罪被害者の現状について

- ・精神的苦痛
大切な人を喪失するという精神的苦痛や自責感、喪失感が続く。外出することも少なくなるので訪問型の支援が必要になる。
- ・経済的苦痛
精神的苦痛や被害後の処理等で働けない。病院への通院、犯罪現場が自宅の場合は転居費用、事実を明らかにするための裁判費用など。
- ・警察、裁判所、マスコミ、地域社会からの二次被害
警察から情報をもらえない。犯人扱いされる。裁判所は中立性を重視するため被害者側に立たない。マスコミが住宅に張り付き、ゴミが残されたりすることで周辺の家から苦情が来るケースも。
- ・加害者等からの再被害
DVやストーキング被害者の場合は、市役所が被害者の住所の閲覧を制限できるが、加害者側が身分を偽ったり、職員ミスで住所を閲覧させてしまうケースがあとを絶たない。全国でも再被害について書かれた条例はない。

3. 犯罪被害者の権利

犯罪被害者等基本法（2004 年成立）

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

- ・三重県の素案にも同様の基本理念を盛り込む予定であり、他市の条例でもこのような基本理念が謳われている。
- ・人の生命、自由、財産を守るというのが法の責務である以上、それが守られなかった場合は、国や地方自治体が再び平穏な日常生活を保障することは責務である。

4. 地方公共団体の責務

犯罪被害者等基本法

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担 を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

⇒犯罪被害者に関する条例の制定へ

- ・ 14 の道県で制定
- ・ 436 の市町村で条例・計画等の制定

（平成 30 年度犯罪被害者白書）

- ・再び元の生活を取り戻すためにありとあらゆる支援をしなければならないということが謳われていると考えるが、十分でない現状がある。
- ・県や市町で被害者支援の総合窓口を設置されているが、それを知らない市民が多数である。

5. 犯罪被害者はどのような支援を求めているか

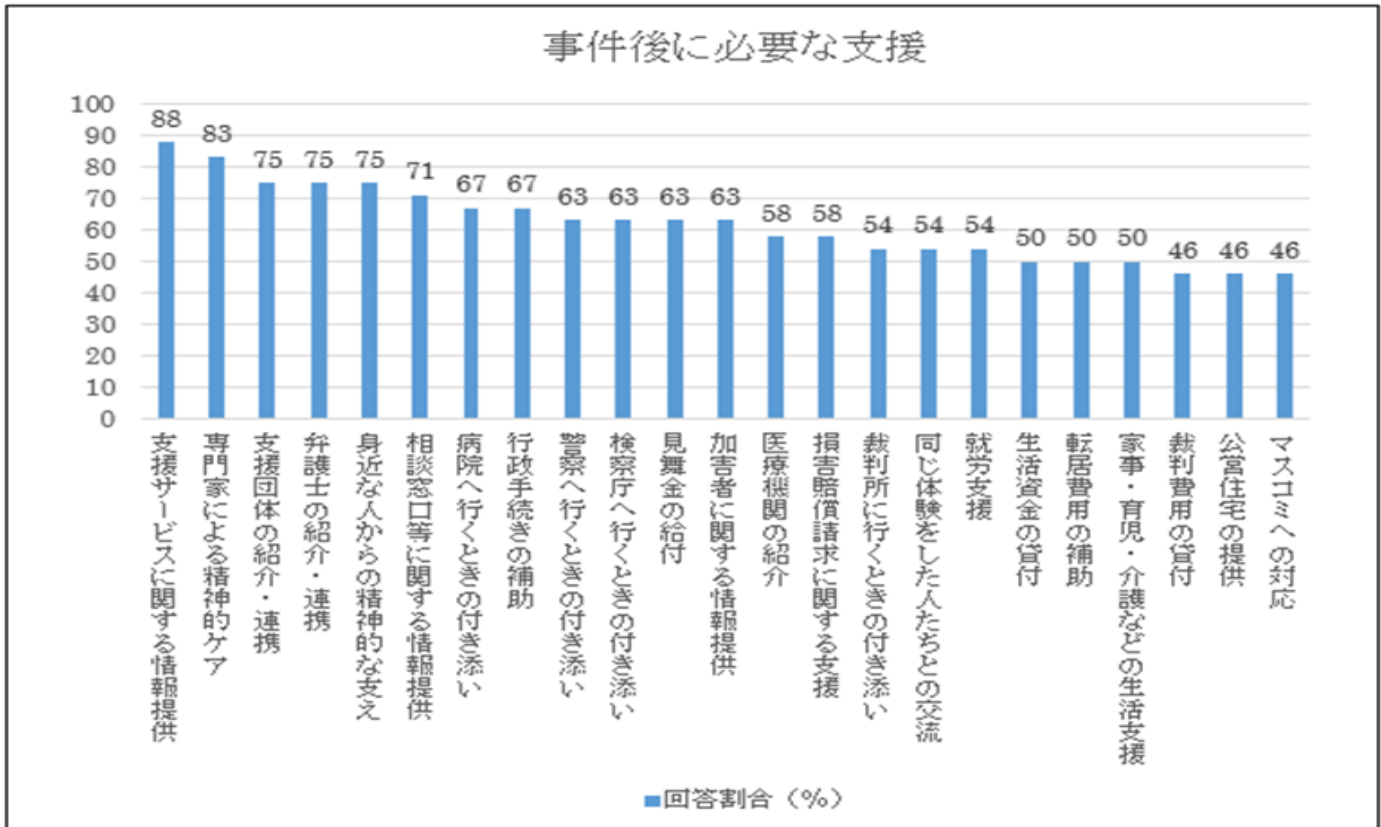


図1. 犯罪被害者等の事件後に必要な支援（三重県、2018）

- ・支援サービスなど様々な情報を行政やみえ犯罪被害者総合支援センターがいかに提供できるかが被害者やその家族の安心感につながり、その後の見通しにもつながっていく。
- ・金銭的な支援については、犯罪被害者等給付金が給付されるが、給付されるまでに時間がかかるし、金額も多くない。そのため、基礎自治体が金銭面の支援も含めたより細やかな支援をしていく必要がある。

※平成30年8月22日の三重県知事定例記者会見で鈴木知事は県条例により見舞金を給付することを明確に言及している。

6. 三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会の内容について

第1回検討懇話会（7/31）

- ・犯罪被害者等支援の取組を進めるにあたって、必要と考えられる施策、取組等について
- ・三重県の犯罪被害者等支援にかかる方向性について

第2回検討懇話会（9/10）

- ・「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」と「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」との関係性の明確化について
- ・条例案検討にあたっての本県の犯罪被害者等支援にかかる現状と課題について
- ・「三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）」に盛り込むべき項目について
- ・県と市との役割分担について

- ・「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」では、防犯については謳われているものの、犯罪が起こった後のことについては何も記載がない。第2回検討懇話会では、防犯と犯罪発生後の支援の2つが揃って初めて犯罪被害者への支援が完成するということが確認された。
- ・県と市の役割分担について、県としてどのような理念で犯罪被害者支援をするのか、県全域にわたる犯罪が発生したときにどう対応するか、広報啓発をどう行っていくかが県の検討すべき部分であるという確認がなされた。一方、市は市民の日常生活をすぐそばで支える行政サービスを行っているので、それをいかに犯罪被害者支援へ適用し、条例に盛り込んでいけるかが検討すべき部分である。いずれにしても、県と市の役割は明確に分担すべきという確認がなされた。
- ・見舞金については三重県知事の定例記者会見において「県から給付する」旨の発言があったが、他県では行っておらず、市からの給付が望ましい。

7. 三重県犯罪被害者等支援条例（仮称）の概要（案）について

寄り添い、付き添い、途切れることのない支援
犯罪被害者等を支える社会をめざして

I 総則

【目的】【定義】【基本理念】【責務】

II 推進体制の整備

【総合的な支援体制の整備】【推進計画】【支援従事者の育成】

【民間支援団体等への支援】【市町への支援等】

III 基本的施策

【相談及び情報の提供】【経済的負担の軽減】【保健医療及び福祉サービスの提供】【損害賠償請求への支援】【安全の確保】

【居住の安定】【雇用の安定】【県民の理解の促進】【学校における教育】【個人情報の適切な管理】

（三重県議会平成30年度環境生活農林水産常任委員会 10/5 説明資料から）

- ・「I 総則」については、犯罪被害者等基本法とほぼ同様の構成である。特徴としては定義、基本理念、責務の中に二次被害が明記されている点である。
- ・「II 推進体制の整備」について、支援従事者の育成や支援従事者に対する支援を明記する方針であり、これは他県の条例には見られない三重県案の特徴である。
- ・「III 基本的施策」については、他県と概ね同じ内容だが、経済的負担の軽減の中に県として見舞金制度の導入を入れるよう検討している点が特徴的である。
- ・市町の条例制定について県がどのように考えているかについては「それぞれの市町の状況に応じて考えてください」というスタンスである。大分県や岡山県では、県と市町村が一斉に条例制定してきたケースもあるので、そうなるのが望ましい。住んでいる場所によって支援の差が生まれるのは悲しいという被害者の意見もある。
- ・本年11月に第3回検討懇話会が開催され三重県条例案の中間案が示される予定である。

8. 犯罪被害者支援について市が取り組むべきこと

- ・犯罪被害者一人ひとりニーズが異なるため、そのニーズに合わせて市のサービスを提供できるような仕組みを作ることが被害者の求めるサービスである。
- ・犯罪被害者支援に必要な手続きについては、四日市市でも一つの部屋に担当部局職員が交代で入り、たらい回ししないワンストップの支援をしてもらったことがあるが、市長が関わったり、みえ犯罪被害者総合支援センターの職員が付き添わないとそういう体制が構築できないとなると、犯罪被害者間で格差が出てしまう。よって、犯罪被害者であれば誰でも各種サービスや手続きがワンストップで受けられる総合窓口を関係部局と連携して構築することが必要であるし、これらの支援が継続的になされるべきである。

9. なぜ市に犯罪被害者等支援条例が必要なのか

- ・条例で規定することにより、市民に周知できる
- ・予算を計上するため、計画的に支援を行うことができる
- ・地方自治体が持つ様々なサービスを被害者に対して提供することの根拠となる
- ・報告義務（議会・市民）があるため、透明性が増す
- ・担当者や周囲の意識が変わる
- ・庁内での連携が取りやすくなる
- ・庁内や市民から支援の要請が寄せられるようになる
- ・要綱の場合、簡単に変更ができてしまう
- ・支援窓口開設当初の担当者や上司の異動により、質の担保・継続が難しくなる

（被害者が創る条例研究会資料から）

- ・他市では、市営住宅条例に「犯罪被害者に優先的に紹介できる」旨を明記するよう改正を依頼したところ、担当課から「犯罪被害者条例がないのに、なぜ私の課の条例を改正しなければならないのか」と抗議された事例がある。部局間で連携して犯罪被害者支援をスムーズに行うためにも根拠となる条例は必要である。
- ・犯罪被害者支援を行っている担当課は他の業務を兼務していることが多い。他人事だと思っていたり、件数が少ないと後回しにされがちだが、条例を制定することで法的な制約ができるため担当者や周囲の取組意識が変わる。
- ・犯罪被害者支援について要綱を制定して動いている自治体もあるが、要綱は条例と違い、簡単に変更することができるほか、法的な制約がないため、担当者によって対応の温度差ができる可能性がある。また、支援窓口開設当初の担当者等が異動することによって支援の質を継続できないことがあり、適切な対応がなされなかった結果、犯罪被害者にとっては「行政からの二次被害」を受けたこととなる場合がある。

10. 委員からの主な意見

- ・犯罪被害者の自宅が現場になった場合、現場検証後の片づけは犯罪被害者やその家族が行うが、想像を絶する苦痛であるし、経済的な負担も生じる。自然災害には見舞金があるのに犯罪被害者に対しては手薄い。その中で今後市として経済的支援をしていくとなれば、それに応じた条例制定をしていくべきである。
- ・市としては、三重県が策定中の県条例を見極めながら市として条例を制定するのか別の手段をとるのか議論するとのことだが、被害者支援は市民にいちばん近い自治体である市が独自に支援条例を制定していくなど、方向性を打ち立てるべきである。
- ・犯罪被害で亡くなった本人や家族だけでなく、友人など関わりのある人たちへの精神的ケア等を含めた対策が必要なのではないか。
- ・給付等であれば要綱をつくるなど条例を策定しない手法もあるとのことだが、被害者支援の継続性を担保することや全庁的に対応していくことを市民に約束するためにも条例化していくべきである。
- ・明石市の行政視察でも被害者家族の状況に応じて介護や保育の支援があったり、より市民に寄り添った支援が必要であることを痛感した。福祉の一環として被害者支援制度や条例の制定をしていくことが市民のための必要なサービスになるのではないかと考える。
- ・明石市では条例を制定して終わりではなく、その都度状況に合わせて改正しており見習うべきであると考ええる。
- ・被害者に対する配慮は人によって受け止め方が違うため、二次被害を防止するために何をどのように実践していくべきか、また、どのように条例に盛り込んでいくかは大きな課題である。
- ・明石市では、犯罪被害者支援条例は、市民の安全・安心を担保するための保険的な条例であるとの説明を受けた。見舞金、立替金などの予算は用意してあっても、使われなかったから結果的に安全でありよかったというような位置づけで、本市においてもこうした市民の安全・安心の保険的な条例として制定していければと考える。

11. まとめ

産業生活常任委員会では、犯罪被害者等に対する支援の先進市である明石市を行政視察し、所管事務調査として理事者から本市の犯罪被害者等に対する支援の現状を聞き取ったほか、学校法人享栄学園鈴鹿大学 こども教育学部 仲律子教授を参考人招致し、犯罪被害者支援がどうあるべきか、三重県が策定中の犯罪被害者等支援条例の動向等について調査を行いました。

現在、本市では、犯罪被害者やその支援者から行政手続きの方法などについて相談・要請があった場合に、市民協働安全課が窓口となって必要な手続きの把握や制度の案内を行うほか、ワンストップで手続きを進められるよう支援を行っています。

また、市や教育委員会が実施している支援などを取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業一覧」を作成し関係各課へ配架するなど、情報を共有するように努めています。

しかしながら、本市を含む三重県内市町及び三重県において犯罪被害者等支援条例が制定されていないことから、条例を制定している他県他市と比較して効果的な犯罪被害者支援がなされていないことも事実です。

犯罪被害者は、加害者からの直接的な被害だけでなく、加害者からの損害賠償がなされず泣き

寝入りに陥ったり、マスコミ等の興味本位の報道や職場等での無理解による二次被害を受ける可能性があります。また、地域間で支援の格差が出ているという現状の中で、犯罪被害者に一番近い自治体である市が率先して積極的な支援をしていく必要があります。

明石市での視察の際には「犯罪被害者支援は単に被害者のためだけの制度ではなく全ての市民への制度であり、やってしかるべき社会保障である」との説明もありましたが、本市においても市民全員のための補償制度として、犯罪被害者等支援条例の制定及びより効果的な支援を推進するよう強く要望し、当委員会の報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	樋口龍馬
副委員長	平野貴之
委員	小林博次
委員	日置記平
委員	小川政人
委員	竹野兼主
委員	豊田政典
委員	中川雅晶
委員	豊田祥司

〔 参 考 資 料 〕

犯罪被害者等支援
関連事業一覧
(平成 30 年度版)

作成者

四日市市

【冊子の目的】

犯罪は、生命や財産を脅かすなどの直接的な被害をもたらすだけでなく、精神的な不安や周囲の誤解に基づく中傷など二次的な被害ももたらし、犯罪の被害に遭った方々を苦しめています。

これらの救済に向け、行政、司法、警察など、さまざまな機関が、犯罪被害者等の抱える悩みなどに対応する多様な取り組みを行っています。

このうち、特に四日市市や四日市市教育委員会が、直接実施もしくは他団体へ委託している取り組みについて、この冊子にまとめました。

犯罪被害者等から相談を受けた際などの資料としてご活用いただければ幸いです。

目次

冊子の目的

【総務部所管事業】

人権相談事業（人権センター）	1
----------------	---

【市民文化部所管事業】

消費生活相談事業（市民・消費生活相談室）	2
D V等緊急時通訳派遣事業（多文化共生推進室）	3
女性のための相談事業（男女共同参画課）	4
男性のための相談事業（男女共同参画課）	5
働く女性、働きたい女性のための就労相談事業（男女共同参画課）	6

【健康福祉部所管事業】

自立相談支援事業（保護課）	7
高齢者虐待防止事業（介護・高齢福祉課）	8
障害者虐待についての通報・相談（障害福祉課）	9
成年後見制度利用支援事業（障害福祉課）	10
D V被害者の国民健康保険住民登録外加入（保険年金課）	11
こころの相談事業（保健予防課）	12

【こども未来部所管事業】

青少年とその家庭の悩み相談（青少年育成室）	1 3
児童扶養手当事業（こども保健福祉課）	1 4
母子・父子福祉センター管理運営事業（家庭児童相談室）	1 5
三重県母子父子寡婦福祉資金貸付事業（家庭児童相談室）	1 6
母子家庭等自立支援給付金事業（家庭児童相談室）	1 7
ひとり親家庭等日常生活支援事業（家庭児童相談室）	1 8
母子・父子自立支援員設置事業（家庭児童相談室）	1 9
家庭児童相談事業（家庭児童相談室）	2 0
一時保育事業（保育幼稚園課）	2 1

【商工農水部所管事業】

求職者資格取得助成金（商工課）	2 2
北勢地域若者サポートステーション（商工課）	2 3

【都市整備部所管事業】

交通事故相談事業（道路管理課）	2 4
D V被害者の市営住宅優先抽選制度（市営住宅課）	2 5

【教育委員会所管事業】

途切れのない指導・支援事業、生徒指導・教育相談事業（指導課）	2 6
特別支援教育・相談事業（教育支援課）	2 7

【参考資料】

その他の支援機関
犯罪被害者等基本法

担当課名		人権センター		☎059-354-8609
【事業名】				
人権相談事業				
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名		
四日市市	※市以外 が実施主 体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
相談員による人権相談の実施。				
【支援事業内容詳細】				
人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援する電話相談、面接相談を実施しています。 (祝日および年末年始は除く) ○相談員による相談……………月曜日～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 電話:059-354-8610(相談専用電話)				

担当課名	市民・消費生活相談室 ☎059-354-8147
------	--------------------------

【事業名】

消費生活相談事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

契約に関するトラブルなどを抱える消費者に対して、身に覚えのない請求への対応やクーリングオフ等の相談を行う。

【支援事業内容詳細】

〔対象者〕

契約に関するトラブルなどを抱える消費者

〔相談内容〕

(例)

○身に覚えのない請求への対応はどうすればよいか。

○クーリングオフはどうすればよいか。

〔相談受付時間〕

月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

(祝日、年末年始を除く)

〔相談方法〕来所または電話

住所: 〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 1階 市民・消費生活相談室 消費相談コーナー

電話: 059-354-8264(相談専用電話)

〔経費の可否〕

無料

【事業名】

DV等緊急時通訳派遣事業

【支援実施主体】

三重県国際交流
財団

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

三重県国際交流財団

住所

津市羽所町700 アスト津

電話

059-223-5006

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

その他(三重県国際交流財団の通訳・翻訳パートナー制度を、必要に応じて活用)

【支援事業概要】

DV等、緊急性の高い相談について、必要に応じ、通訳職員の派遣を行う。

【支援事業内容詳細】

DV等、緊急性の高い相談について、ポルトガル語・スペイン語の本市通訳職員を派遣するとともに、それ以外の言語については三重県国際交流財団と連携して通訳の派遣を行います。

【事業名】

女性のための相談事業

【支援実施主体】

四日市市(男女共同参画センター「はもりあ四日市」)

⇒

※市以外が実施主体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

女性が抱えるさまざまな問題について、婦人相談員が男女共同参画の視点を持ってその相談に対応し、相談者自身が自己解決に向けて力をつけていけるように支援する。

【支援事業内容詳細】

○女性のための電話相談

自分自身の生き方、夫婦のこと、男女のこと、家族のこと、夫・恋人からの暴力のこと、職場の人間関係など、相談者の立場で考え、相談に応じます。

電話:059-354-8335

相談日時	火曜日～土曜日	9:00～16:00
	水曜日	18:30～20:30

※電話相談のあとに、必要に応じ、面接相談におつなぎします。

○女性のための法律相談

女性が抱えるさまざまな問題に、女性の弁護士から専門的なアドバイスをもらいます。

※婦人相談員が面接し、必要に応じおつなぎします。

○女性のための臨床心理士相談

女性相談が複雑化、多様化しており、DV被害者のみならず、さまざまな相談の中で、婦人相談員では対応が難しいケースも増加しています。このような相談者に適切に対応するため、「臨床心理士相談」を実施します。

※婦人相談員が面接し、必要に応じおつなぎします。

【事業名】

男性のための相談事業

【支援実施主体】

四日市市(男女共同参画センター「はもりあ四日市」)

⇒

※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

男性が抱えるさまざまな問題について、男性の臨床心理士による電話相談の実施。

【支援事業内容詳細】

○男性のための電話相談

男性を対象として、生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなど、男性の臨床心理士による電話相談を行います。

電話:059-354-1070

相談日時

原則毎月第4土曜日
(ただし10月、平成31年2月は第4金曜日)

13:00～15:00

【事業名】

働く女性、働きたい女性のための就労相談事業

【支援実施主体】

株式会社O-GOE

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

株式会社O-GOE

住所

四日市市広永町1182-1

電話

059-361-0005

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 ☒ 委託 ☐ なし ☐ その他()

【支援事業概要】

働く女性、働きたい女性が抱える、キャリア形成や働く上でのさまざまな悩みについて相談できる窓口を設置し、女性が自分らしく働いていくための支援(相談対応・情報提供等)を行う。

【支援事業内容詳細】

キャリアアップの方法や就職準備・就職活動に関する悩みやノウハウ、仕事と家庭の両立に関する相談など、働いている方、これから働きたい方の悩みをキャリアコンサルタントがお聞きします。(予約優先)

相談日時	原則第2土曜日、第4水曜日	各月1回目	9:00～13:00
	(ただし8月は第1土曜日、第4水曜日)	各月2回目	16:00～20:00

予約	平日9:00～12:00、 13:00～17:00	【電話番号】059-329-6662
		【Eメール】support@miejo.net

担当課名		保護課		☎059-354-8166
【事業名】				
自立相談支援事業				
【支援実施主体】 四日市市	⇒	担当部署等の名		
	※市以外 が実施主 体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
仕事や生活に困っている市内の方に対し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。				
【支援事業内容詳細】				
〔対象者〕 生活に困窮されている方 〔相談から支援までの流れ〕（相談無料・秘密厳守） 1. まずは市の相談窓口へ 相談窓口配置されている支援員が応対します。 2. 生活の状況を見つめる あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。 3. あなただけの支援プランを 支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。 4 支援決定・サービス提供 完成した支援プランは、支援に係る関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。 〔相談窓口〕 四日市市役所 保護課(庁舎3階南側) 〔相談受付時間〕 8:30～12:00 13:00～17:15 (※土日・祝祭日・年末年始は休み)				

担当課名

介護・高齢福祉課

☎059-354-8170

【事業名】

高齢者虐待防止事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

高齢者虐待の防止および虐待を受けた高齢者の保護のため、相談、指導及び助言を行うとともに、通報や届出を受けたときは、その事実確認を行い、必要に応じて施設への入所措置を講じる。

【支援事業内容詳細】

〔対象者〕

65歳以上の高齢者

〔相談内容〕

1. 養護者から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、高齢者の保護や養護者と高齢者の分離を行います。
2. 養介護施設従事者等から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止と高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使して対応します。
3. 養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。

〔相談受付時間〕

8:30～17:15(ただし、緊急を要する場合は適時対応)

〔相談方法〕

来所または電話等

〔経費の要否〕

無料

		担当課名	障害福祉課	☎059-354-8527
【事業名】				
障害者虐待についての通報・相談				
【支援実施主体】 四日市市	⇒	担当部署等の名		
	※市以外 が実施主 体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
障害者に対する虐待の防止、早期発見等を行うことにより、障害者の権利利益の擁護を図る。				
【支援事業内容詳細】				
〔対象者〕 市内に住む障害者				
〔相談内容〕 1. 養護者から虐待される又は虐待されている疑いのある障害者について、通報・相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、障害者の保護や、養護者と障害者の分離を行います。 2. 障害者福祉施設従事者等から虐待される又は虐待されている疑いのある障害者について、通報・相談に応じ、三重県と連携して事実確認の調査のうえで、虐待の防止と障害者の保護を図ります。 3. 使用者から虐待される又は虐待されている疑いのある障害者について、通報・相談に応じ、三重県を通じて労働局へ報告します。				
〔相談受付時間〕 8:30～17:15(ただし、緊急を要する場合は、適時対応)				
〔相談方法〕 来所または電話等				
〔経費の要否〕 無料				

		担当課名	障害福祉課	☎059-354-8527
【事業名】				
成年後見制度利用支援事業				
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名		
四日市市	※市以外 が実施主 体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
成年後見制度を活用し、申し立て費用、鑑定費用、報酬等を助成することで、知的障害、精神障害があり、判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの法律行為が困難な人を支援する。				
【支援事業内容詳細】				
〔対象者〕 市内に住所を有する者または障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき本市が介護給付費等の支給決定を行っている者で、判断能力が不十分な状況にある知的障害者、精神障害者。(ただし、市内に住所を有していても、同法第19条の規定に基づき本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者は除く) 〔支援内容〕 預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所など、生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行います。 〔経費の要否〕 ＜申し立て費用・鑑定費用＞ 本人または関係人が負担すべきであると判断したときは、本人負担(求償)となります。 ＜報酬＞ 一定の条件(生活保護等)に該当しない場合は、本人負担となります。				

担当課名 保険年金課 ☎059-354-8159	
【事業名】 DV被害者の国民健康保険住民登録外加入	
【支援実施主体】 四日市市	⇒ ※市以外が実施主体の場合 担当部署等の名 住所 電話
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他()	
【支援事業概要】 DV被害者の住民登録地以外での国民健康保険への加入を認める。	
【支援事業内容詳細】 〔対象者〕 DV被害により加害者から避難している者 〔目的〕 住民登録地で国民健康保険または加害者の被扶養者として健康保険に加入している場合、医療費通知等の送付によって、受診した医療機関等から被害者の居所が加害者に知られる可能性が高いため、住民登録地以外での国民健康保険への加入を認めています。 〔事業内容〕 本来、国民健康保険は住民登録地での加入となりますが、DV被害者については事実上の住所および他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯として加入することが可能とされています。(平成20年2月27日保国発第0227001号 厚生労働省) よって、居住証明書により事実上の住所を把握し、住民登録のある他市町村へ他保険の有無を確認するなど、他市町村と調整の上、本市国民健康保険への加入を認めています。	

		担当課名	保健予防課	☎059-352-0596
【事業名】				
こころの相談事業				
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名		
四日市市	※市以外 が実施主 体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
自殺予防の普及啓発、こころの相談実施。				
【支援事業内容詳細】				
○普及・啓発 ・講演会・広報等による自殺予防に係る啓発・普及を行っています。 ○こころの相談 ・精神科医師、精神保健福祉士、保健師等によるこころの相談を実施しています。				

担当課名		青少年育成室	☎059-354-8247
【事業名】			
青少年とその家庭の悩み相談			
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名	
四日市市	※市以外 が実施主 体の場合	住所	
		電話	
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○			
補助 委託 なし その他()			
【支援事業概要】			
非行や問題行動など、青少年が抱えるさまざまな問題について、相談員が関係機関と連携しながら相談に応じる。			
【支援事業内容詳細】			
○来所による相談 相談日時:月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15 相談場所:総合会館3階 ○電話による相談 相談日時:月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15 電話:059-352-4188(相談専用電話)			

【事業名】

児童扶養手当事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

児童の福祉の増進を図るため、父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に対して、児童扶養手当を支給する。

【支援事業内容詳細】

1. 支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満)を監護または児童を養育している者で、児童が下記の条件にあてはまる場合に支給されます。

- (1) 父または母と生計を同一にしていない児童
(離婚、父または母死亡、1年以上遺棄、1年以上拘禁等)
- (2) 父または母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- (3) 母の婚姻によらないで生まれた児童
- (4) 父母とも不明である児童
- (5) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

ただし、次の場合は手当は支給されません。

- ① 受給者および児童が日本国内に住所がないとき
- ② 児童入所施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき
- ③ 父または母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき

2. 支給額(平成30年4月現在)

- (1) 全部支給の場合(児童1人) 月額 42,500円
 - (2) 一部支給の場合(児童1人) 月額 42,490～10,030円
- 児童が2人以上いる場合、上記の金額に次のように加算されます。
- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 児童2人目の加算 | 全部支給:10,040円、一部支給:10,030円～5,020円 |
| 児童3人以降の加算(1人につき) | 全部支給:6,020円、一部支給:6,010円～3,010円 |

3. 所得制限(平成30年4月現在)

(1) 受給者本人

	全部支給	一部支給
扶養親族のない場合	19万円未満	192万円未満
扶養親族のある場合 1人のとき	57万円未満	230万円未満
〃 2人以上1人につき	38万円加算	38万円加算

(2) 扶養義務者等

扶養親族のない場合	236万円未満
扶養親族のある場合 1人のとき	274万円未満
〃 2人以上1人につき	38万円加算

4. 一部支給停止

手当を受給して5年または手当の支給要件に該当して7年を経過したとき(3歳未満の児童を育てている場合は、3歳になってから5年を経過したとき)は、手当の2分の1が支給停止されます。

ただし、受給者が就業している場合や障害の状態にある場合などは、期日までに一部支給停止除外事由届出書に必要書類を添えて提出すれば支給停止されません。

担当課名

家庭児童相談室

☎059-354-8276

【事業名】

母子・父子福祉センター管理運営事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

母子家庭等の福祉の増進を図るため、母子および父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条及び第39条第2項の規定に基づき、四日市市母子・父子福祉センターを設置し、運営する。

【支援事業内容詳細】

〔指定管理者〕

四日市市社会福祉協議会

〔事業内容〕

- ① 母子家庭および寡婦等の相談業務
- ② 母子寡婦福祉会の支援
 - ア 四日市母子寡婦福祉会の事務補助および開催行事の支援
 - イ 四日市母子寡婦福祉会活動の自立を促進すること
- ③ 各種講座の企画および実施
 - ア 技能習得講座
職業に必要な知識技能を習得するためのパソコン講座等の講習会開催
 - イ 自主サークル支援
リフォーム、手芸、書道、ちぎり絵、和裁、編物

【事業名】

三重県母子父子寡婦福祉資金貸付事業

【支援実施主体】 三重県	⇒ ※市以外 が実施主 体の場合	担当部署等の名	子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班
		住所	津市広明町13
		電話	059-224-2271

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし (その他)(受付等事務)

【支援事業概要】

配偶者のいない女子および男子で現に児童を扶養しているものならびに寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行う。

【支援事業内容詳細】

〔貸付金の種類〕

1.貸付の種類

資金名	資金用途
事業開始資金	事業をはじめるために必要な資金
事業継続資金	事業を続けるための必要な資金
就職支度資金	就職するために直接必要な資金
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金
技能習得資金	知識技能を習得するために必要な資金
生活資金	技能習得、医療・介護を受ける間の生活資金
	生活安定に必要な資金
	失業期間中の生活資金
住宅資金	住宅建設、増築、改築、購入、補修等に必要な資金
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の賃借等に必要な資金
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金
修業資金	事業を開始または就職のための知識技能習得資金
結婚資金	児童または扶養する20歳未満の子の婚姻資金
修学資金	高校、大学、大学院に就学させるための資金

2.貸付対象 ※貸付資金により異なります。詳しくは、お問い合わせください。

- ・母子家庭の母、児童 ・寡婦、寡婦が扶養している子
- ・父子家庭の父、児童 ・40歳以上の配偶者のない女子
- ・母子父子福祉団体

3.貸付限度額・期間

資金の種類により異なります。詳しくは、お問い合わせください。

4.据置期間

6カ月ないし1年間

5.償還期間

3～10年以内

6.利率

無利子または年1.0%

7.償還方法

元利均等月賦、半年賦、年賦

【事業名】

母子家庭等自立支援給付金事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定教育訓練講座を受講する場合や、資格取得のために養成機関等で修業する場合に、受講料の一部や修業と生活の両立を支援するための給付金を支給し、雇用の安定と就職の促進を図ることで自立の促進を図る。

【支援事業内容詳細】

〔事業内容〕

1.自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母・父子家庭の父が、職業能力の開発または資格の取得を目的とした対象講座(※)を受講修了した場合に、受講料の一部を事後支給する。

※対象講座:雇用保険制度の指定教育訓練講座、その他市が指定する講座

(例)介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)、医療事務など

(1)対象 市内在住の母子家庭の母または父子家庭の父で、以下の要件を全て満たす人

①対象講座を修了②過去に本給付金を受けていない③児童扶養手当の受給者あるいは同様の所得水準④当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められる

(2)支給額 対象講座受講開始日に雇用保険法による一般教育訓練給付金を、

①受給できない ⇒費用の60%(1万2千円を超え20万円まで)を支給

②受給できる ⇒(2)①の支給額から受給した一般教育訓練給付金額を差し引いた額を支給

2.高等職業訓練促進給付金

①高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母・父子家庭の父が、看護師等の経済的自立に効果が高い資格の養成機関で1年以上修業する場合に、期間中の生活不安を解消し資格取得を促進するために、生活費の負担軽減のための給付金を毎月支給。

支給期間 修業の全期間(上限3年)

②高等職業訓練修了支援給付金

養成機関への入学時の負担を考慮し、修了後に一時金を事後支給。

※対象資格:看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等。

(1)対象 市内在住の母子家庭の母または父子家庭の父で、以下の要件を全て満たす人

①対象資格を取得するために養成機関で修業している②児童扶養手当の受給者あるいは同様の所得水準③養成期間が1年以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる④就業または育児と修業の両立が困難⑤過去に訓練促進費の支給を受けていない

(2)支給額

その養成訓練の受講期間のうち3年を上限として、訓練促進給付金 月額100,000円(平成24年3月31日までに入学したものは141,000円)(市民税課税世帯は70,500円)、修了支援給付金50,000円(市民税課税世帯は25,000円)を支給します。

【事業名】

ひとり親家庭等日常生活支援事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

母子家庭、父子家庭および寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)が、修学等の自立を促進するために必要な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

【支援事業内容詳細】

(1)対象家庭

事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で社会福祉事務所長(以下、所長)が必要と認めた世帯とします。

(Ⅰ)生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、または児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯

(Ⅱ)次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助または子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯

ア 自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)

イ 社会通念上、子育て支援または生活援助が必要と認められる事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等)

ウ 生活環境等が激変した等、子育て支援または生活援助が特に必要と認められる事由

(2)支援の内容

支援の種類は子育て支援または生活援助とし、支援の内容は、次に掲げるもののうち所長が必要と認めるものとします。

(Ⅰ)乳幼児の保育 (Ⅱ)児童の生活指導 (Ⅲ)食事の世話 (Ⅳ)住居の掃除

(Ⅴ)身の回りの世話 (Ⅵ)生活必需品等の買い物 (Ⅶ)医療機関等との連絡

(Ⅷ)その他所長が必要と認める用務

(3)家庭生活支援の期間および時間

(Ⅰ)生活援助は、1時間を基本単位とし、以降、1時間単位とします。

(Ⅱ)子育て支援は、2時間を基本単位とし、以後、1時間単位とします。

(Ⅲ)派遣等の日数および時間は、原則として一家庭につき年間80時間以内とします。

(4)利用者負担金

支援員の派遣等を受けた世帯は、別に定める費用を利用者負担金として、市長に支払わなければなりません。

担当課名

家庭児童相談室

☎059-354-8276

【事業名】

母子・父子自立支援員設置事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

母子家庭および寡婦等に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等および寡婦の福祉を図る。

【支援事業内容詳細】

〔内容〕

母子家庭および父子ならびに寡婦の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を家庭児童相談室に配置し、配偶者のない者で現に20歳未満のものを扶養しているもの及び寡婦に対し、下記の支援を行います。

- ①相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導
- ②職業能力の向上および求職活動に関する支援

		担当課名	家庭児童相談室 ☎059-354-8276
【事業名】			
家庭児童相談事業			
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名	
四日市市	※市以外 が実施主 体の場合	住所	
		電話	
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○			
補助 委託 なし その他()			
【支援事業概要】			
児童虐待、子育てなど、児童家庭に関する相談、支援。			
【支援事業内容詳細】			
児童虐待、子育てなど、児童家庭に関する相談、支援 ○児童虐待の通告・相談・支援 ○育児の不安、疲れ、ストレス ○子育て支援ショートステイ など			

		担当課名	保育幼稚園課	☎059-354-8172
【事業名】				
一時保育事業				
【支援実施主体】 四日市市	⇒	担当部署等の名		
	※市以外が実施主体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし (その他) (公立保育園・・・運営主体 私立保育園・・・補助金交付)				
【支援事業概要】				
公立保育園・認定こども園で2園、私立保育園で14園の合計16園で「一時保育」事業を実施しているが、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった家庭の児童を預かる。				
【支援事業内容詳細】				
保育所等を利用していない家庭において、保護者の仕事や病気によるものの他、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、児童のための事業です。 犯罪被害者の方のケースにつきましても、裁判等の際に一時保育をご利用いただくことが可能です。				

		担当課名	商工課	☎059-354-8417
【事業名】				
求職者資格取得助成金				
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名		
四日市市	※市以外 が実施主 体の場合	住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
市内在住の求職者が円滑に就職できるよう、就職に有利とされる資格・免許の取得にかかる費用の一部を助成する。				
【支援事業内容詳細】				
〔対象資格〕 1. フォークリフト運転技能者講習修了資格 2. 玉掛け技能講習修了資格 3. 小型移動式クレーン運転技能講習修了資格 4. 介護職員初任者研修課程 〔対象者〕 対象者は次の各号の全てに該当する方とします。 (1)市内に在住する方 (2)公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をし、求職活動を行っている方 (3)過去に同一の資格等に関して当制度を利用して助成金を受給していない方 (4)18歳以上の方(対象資格1～3のみ) 〔助成金額〕 受講料のうち自己負担額の2分の1 ただし、対象資格1～3: 上限2万円 対象資格4: 上限4万円 ※ 受講料は、講座実施機関に支払う費用を指します。 国・県等からの助成を受ける場合は、受講料から国・県等からの助成金額を差し引いた額が自己負担額になります。 ※ 受講を修了し、実績報告書等を提出いただいた後、助成金を支給します。 ※ 年度内での予算の範囲内で助成を行います。 〔申請時期〕 講座実施機関に受講の申し込みをする前に、必ず市に申請してください。受講の申し込み後の申請は受け付けません。				

		担当課名	商工課	☎059-354-8417
【事業名】				
北勢地域若者サポートステーション 【厚生労働省委託事業 地域若者サポートステーション事業】				
【支援実施主体】 特定非営利活動法人 市民社会研究所 (厚生労働省委託事業)	⇒	担当部署等の名	四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2F	
	※市以外 が実施主 体の場合	住所	北勢地域若者サポートステーション	
		電話	059-359-7280	
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
☒ 補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
特定非営利活動法人市民社会研究所が厚生労働省の委託を受けて、三重県等関係機関と連携して無業状態にある若者および家族を対象に職業的自立に向けた支援を行う。				
【支援事業内容詳細】				
〔対象〕 ・自立に悩む39歳までの方 ・家族				
〔事業内容〕 1. 自立に向けた相談(要予約) (1) 個別相談 火～土曜日 11:00～12:00 13:30～17:30 (2) 出張相談 いなべ市・桑名市・四日市市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町 日時、場所等、詳しくは、お問い合わせください。 2. 自立のためのセミナー・就労体験(要予約) 就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。				
〔住所・連絡先〕 住 所: 〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2F 電 話: 059-359-7280 FAX: 059-359-7281 E-mail: wakamono@hokusapo.com				
〔開所時間〕 時間 火～土曜日 9:30～18:00(祝日・年末年始を除く)				

担当課名		道路管理課		☎059-354-8154	
【事業名】					
交通事故相談事業					
【支援実施主体】	⇒	担当部署等の名			
	※市以外 が実施主 体の場合	住所			
		電話			
四日市市					
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○					
補助 委託 なし その他()					
【支援事業概要】					
交通事故被害者、加害者およびその家族の、示談、自動車保険の請求など関連する相談を受け付ける。					
【支援事業内容詳細】					
[相談場所] 市役所1階市民相談コーナー					
[実施日等] 月曜から金曜の9:00～12:00 13:00～15:45					
[実施方法] 相談場所に来所または電話相談 電話:059-354-8155					
[経費の要否] 相談無料					
相談内容の例 ・事故当事者(被害者・加害者)より示談の内容についての確認 ・事故被害者の治療費等について ・示談の進め方(保険会社の判断の妥当性等)について					

		担当課名	市営住宅課	☎059-354-8219
【事業名】				
DV被害者の市営住宅優先抽選制度				
【支援実施主体】 四日市市	⇒ ※市以外 が実施主 体の場合	担当部署等の名		
		住所		
		電話		
【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○				
補助 委託 なし その他()				
【支援事業概要】				
DV被害者が市営住宅の抽選に参加する際、優先的に参加できるようにする。				
【支援事業内容詳細】				
同一団地、同一タイプの住宅が「3戸以上」提供できるとき、高齢者世帯、障害者世帯、小学校未就学児のいる世帯、過去3年間で3回以上の申込みとなる世帯、DV被害者世帯などをあわせて「Aランク」と認定し、半分以下の戸数を「Aランク」の方のみで第1抽選を行い、外れた方と一般の方で残りの戸数を抽選します。				

【事業名】

途切れない指導・支援事業
生徒指導・教育相談事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

- ①四日市市スクールカウンセラーの派遣
- ②ハートサポーターの派遣
- ③四日市市スクールソーシャルワーカーの派遣 等

【支援事業内容詳細】

学校における問題の早期発見、早期対応、未然防止等を目指す上で、子どもに関わる教職員のきめ細かい教育相談および指導に加え、臨床心理士の専門的な立場からの指導や相談・カウンセリングの充実が極めて重要です。

また児童生徒が抱える家庭に起因する福祉的な課題については、学校や行政、地域や家庭と連携・調整を行いつつ解決を図ることも重要となってきました。このような状況の中、児童生徒の健全育成を目指し、上記の①～③の事業に継続して取り組んでいます。

①いじめ、不登校、問題行動等の前兆を早期に発見するとともに、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを通して子ども理解を進め、全教職員による指導体制の充実と組織的な対応に努めています。

②学校事故等により、緊急対応が必要な場合には、ハートサポーターを派遣し、支援を行います。

※ハートサポーターとは、四日市市教育委員会が委嘱した臨床心理士の有資格者をはじめとする心理学に関する専門的知識および技術、経験を有する教育相談員を指す。相談を必要とする子ども・保護者がいる学校や家庭に派遣し、学習および生活等の相談に対応し、学校の緊急時においても、すぐに対応ができるよう体制を整えています。

③社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして、学校や家庭に派遣し、子どもが抱える福祉的な課題について、学校や行政、地域や家庭との連携・調整を行いながら、問題行動等の未然防止・改善・解決に向けて取り組んでいます。

その他、「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」や「四日市市いじめ問題対策調査委員会」でいじめ対策等について関係機関と協議し、いじめの未然防止および問題解消に向けて取り組んでいます。

【事業名】

特別支援教育・相談事業

【支援実施主体】

四日市市

⇒
※市以外
が実施主
体の場合

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他()

【支援事業概要】

「途切れのない支援」を目指し、関係機関と連携をとりながら特別支援教育を推進する。
障害のある子どもや発達上課題のある子どもおよび不登校等の子どもとその保護者や教師への教育相談を実施し、不適応状態の改善、学校復帰を目指す。

【支援事業内容詳細】

1. 児童生徒の不登校や発達・行動等に関する教育相談(来所相談)
義務教育段階の児童・生徒およびその保護者を対象に、教育相談を実施しています。発達や行動の課題、心の悩みや不安などがある子どもを対象に、セラピストによるプレイセラピー等の心理療法を行い、並行して相談員による保護者への教育相談を行っています。また、必要に応じて発達検査等の心理検査を実施しています。
2. 不登校および発達等の気になる子どもの巡回相談
市内小・中学校を対象に、地域特別支援教育コーディネーターやスーパーバイザー等による、不登校児童生徒や通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒にかかる巡回教育相談を実施しています。

【参考資料①】 その他の支援機関

○（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター （TEL:059-221-7830）

犯罪等の被害者やその家族・遺族の方々が必要とされるサポートを行い、被害からの回復、社会復帰に向けて役立つことを目的に設立された団体です。

【電話相談・面接相談】

専門的な研修を受けた相談員等による相談を行います。必要に応じて、臨床心理士・弁護士による専門相談も行います。（相談受付：平日 10 時～16 時）

【付添などの支援】

必要に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等へ付添などを行います。

【被害者自助グループの支援】

同じような被害に遭われた被害者の方へ交流場所を提供したり、自助グループ活動の支援を行います。



○みえ性暴力被害者センター「よりこ」 （TEL:059-253-4115）

専門の女性相談員が、電話相談や面接相談の対応をします。

（相談受付：平日 10 時～16 時）



○三重県警察本部 （TEL:059-224-9110）

被害に遭われた方々の視点に立った各種支援や、被害に応じた各種経済的支援も整備されています。

- ・被害者への情報提供
- ・相談窓口の設置
- ・犯罪被害給付制度
- ・捜査過程における被害者の負担の軽減
- ・被害者の安全の確保



○津地方検察庁 （TEL:059-228-4166）

被害に遭われた方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者支援員を配置し、また、検察庁への相談・事件問い合わせのための被害者ホットラインが設置されています。

被害に遭われた方々は、事前に希望を伝えることで、裁判に関する法制度を利用することができます。

○三重弁護士会 犯罪被害者支援センター （TEL:059-222-5957）

被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談、裁判の受任等を行います。

○法テラス三重 （犯罪被害者支援ダイヤル TEL:0570-079714）

被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用の援助制度を案内するなど、被害に遭われた方々を多角的にサポートしています。

○**各医療機関**

医療を受ける被害に遭われた方々の心身の状況に応じて、適切な医療を提供するほか、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

医療機関に関する一定の情報について、医療機能情報提供制度が設けられています。

○**三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 (TEL:059-224-2664)**

県が実施及び関連する犯罪被害者等支援に関する事業の取りまとめや、啓発事業、出前事業の実施をしています。

○**四日市南警察署 (TEL:059-355-0110)**

○**四日市北警察署 (TEL:059-366-0110)**

○**四日市西警察署 (TEL:059-394-0110)**

犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四條 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五條 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六條 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行〕

平成 30 年 6 月
四日市市
市民文化部 市民協働安全課
四日市市諏訪町1番5号
電話:354－8179



○周産期医療における機能分化と助産料の見直しについて

はじめに

市立四日市病院では、三重県の周産期死亡率（※1）が全国ワースト1位（平成28年）になったことを受け、北勢医療圏（三泗区域、鈴亀区域、桑員区域）唯一の総合周産期母子医療センター（※2）として、リスクの高い妊娠（分娩）の受け入れ比率を増やし、リスクの低い妊娠（分娩）は地域の診療所等で受け入れてもらうという医療機関ごとの周産期医療の機能分化を進めるため、助産料の値上げを検討しています。

産業生活常任委員会では、市立四日市病院が検討している助産料の見直しが本当に周産期医療の機能分化を促進する有効な手段なのか、また、機能分化を進めるための他の手段はないのか等について調査研究するため所管事務調査を行いました。

1. 経緯

厚生労働省の人口動態調査（平成28年）で、三重県の周産期死亡率が全国ワースト1位となり、三重県はこの結果も踏まえ、平成30年3月に策定した第7次三重県医療計画（平成30（2018）から平成35（2023）年度）において、安心・安全に出産ができる体制を維持するため、周産期医療の機能分担の、より一層の推進と連携体制の構築を図るとしたところである。

市立四日市病院は、北勢医療圏（三泗区域・鈴亀区域・桑員区域）で唯一三重県から指定された総合周産期母子医療センターである。その役割は、北勢医療圏において、母体又は児におけるリスクの高い妊娠（分娩）に対する医療及び高度な新生児医療等を総合的に提供することにある。

こうしたなか、市立四日市病院で扱う分娩のうち正常分娩の割合は、全国の市立病院の総合周産期母子医療センターや県内の他の周産期母子医療センターと比較すると最も高くなっている。

市立四日市病院が総合周産期母子医療センターとして一層機能を発揮するには、リスクの低い妊娠（分娩）を診療所等に、リスクの高い妊娠（分娩）を市立四日市病院が集約的に担うようにすることが必要である。

市立四日市病院では、より一層の機能発揮と三重県医療計画に示された課題解決に向けた取組として、診療所等との出産費用に明確な差を設け、周産期医療の機能分担を推進しようと検討を進めてきた。

（※1）周産期死亡率：周産期死亡とは、妊娠満22週以降の死産に早期新生児死亡（生後7日未満の死亡）を加えたものをいい、周産期死亡率は出産（出生数と妊娠22週以降の死産数の合計）千対の率である。

（※2）総合周産期母子医療センター：相当規模のMFICU（母体胎児集中治療室）を含む産科病棟及びNICU（新生児集中治療室）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療施設で都道府県が指定する施設。市立四日市病院は平成25年10月1日に指定を受けている。

2. 国、三重県及び北勢医療圏の周産期医療の機能分化・連携の取組

＜周産期医療の機能分担への取組＞

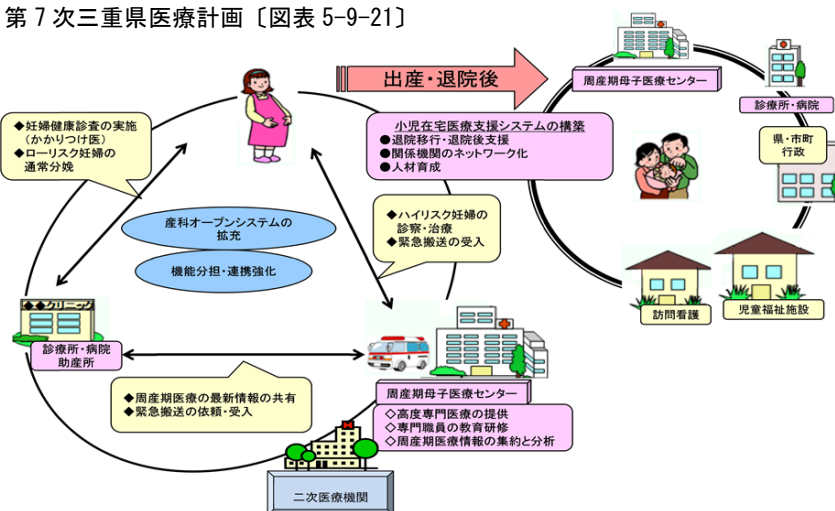
国はこれまで、周産期医療体制の整備として、都道府県による総合周産期母子医療センターの指定及び地域周産期母子医療センターの認定や搬送体制を構築することにより、リスクの高い妊娠（分娩）に対する医療等の周産期医療を推進している。

三重県は、第7次医療計画において、地域の実情に応じて圏域を設定し、次のとおり、周産期医療の機能分担を推進することとしている。なお、他の都道府県においても、周産期医療の機能分担の推進を図る取組が実施されている。

○三重県がめざす周産期医療の姿

第7次三重県医療計画〔図表 5-9-21〕

- ・安全で安心して妊娠、出産ができる環境が整っている
- ・リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は二次医療機関（周産期救急搬送協力病院）や三次医療機関（周産期母子医療センター）で行うといった機能分担、連携体制が構築される
- ・妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われる



(1) 第7次三重県医療計画における取組（抜粋）

取組方向2：産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

- 「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。具体的には、症例検討会の開催による死産、新生児死亡症例の検証や、セミナーの開催等により周産期医療ネットワークシステムのさらなる充実を図るとともに、医師、助産師、看護師等関係者が一堂に会するセミナー等を開催します。（医療機関、医療関係団体、周産期母子医療センター、県）
- 国立病院機構三重中央医療センター、三重大学医学部附属病院を拠点として、県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修を実施します。（三重大学、国立病院機構三重中央医療センター、県）
- 周産期医療の取組にとどまらず、地域において妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援が行われるよう、関係各機関との連携を図ります。（医療機関、三重大学、各関係団体、市町、県）

(2) 三重県周産期死亡症例検討会

- ・平成25年度から年3回開催
- ・委員：各周産期母子医療センター（総合・地域）の産婦人科医、小児科医
周産期救急搬送協力病院の産婦人科医、小児科医
その他、オブザーバーとして産婦人科医、県職員等が出席
- ・対象症例：死産、新生児死亡、胎盤早期剥離症例など

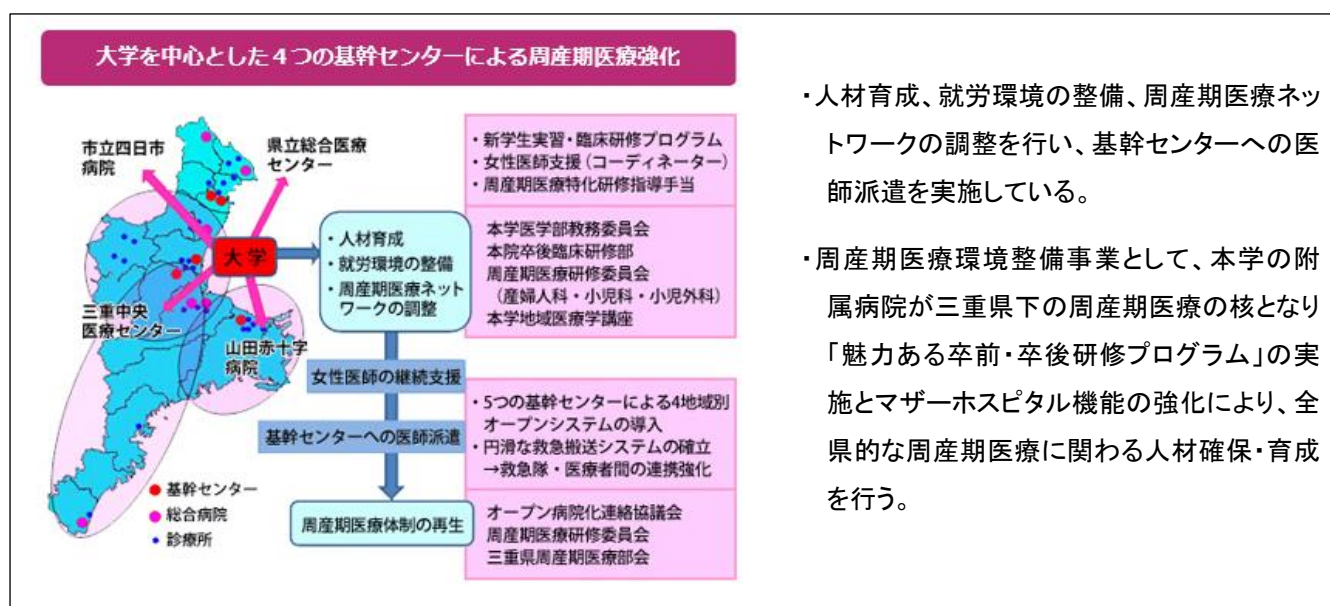
(3) 北勢医療圏における周産期死亡症例検討会

北勢医療圏における平成 28 年の周産期死亡率が高かったことを契機に、平成 30 年 5 月に診療所を含む分娩施設の小児科医、産婦人科医が参集し、周産期死亡の症例検討を行った。今後も症例検討を積み重ね、リスクがある妊産婦を早期に二次・三次医療機関に送るなどの連携強化を図っていくこととしている。

3. 市立四日市病院と三重大学との連携

(1) 三重大学を中心とした周産期医療体制

三重大学は下記に示すとおり、大学を中心とした 4 つの基幹センターにより周産期医療を強化するとしており、市立四日市病院は、この基幹センターの一つに位置づけられている。



三重大学医学部産科婦人科学教室（大学医局）のホームページより

また、三重大学医局（三重大学医学部産科婦人科学教室）の主導により一次医療機関と二次・三次医療機関との連携を推進していくとしている。

(2) 市立四日市病院への医師派遣

市立四日市病院の産婦人科は、現在、上述のとおり三重大学医局の関連病院の一つであり、この大学医局から総合周産期母子医療センターとして周産期医療の機能を発揮するための人材（医師）の派遣を受けている。

なお、市立四日市病院以外の関連病院としては、北勢医療圏の地域周産期母子医療センターである三重県立総合医療センターや、県内でもう一つの総合周産期母子医療センターである三重中央医療センターなどがあり、三重県内の周産期医療は、この大学医局による医師の派遣を受けて、その体制を構築している現状にある。

4. 市立四日市病院が目指す周産期医療の姿

(1) 分娩数から見た里帰り出産の現況

第7次三重県医療計画で示されている平成29年の分娩数（分娩地）は、下表のとおり、三重県が14,291件、北勢医療圏が6,717件、三泗区域が3,079件となっている。また、市立四日市病院は733件となっている。

一方、住所地で把握する出生数の平成29年を見ると、三重県が13,202人、北勢医療圏が6,799人、三泗区域が3,113人となっている。

三重県全体では、出生数より分娩数が上回っており、県外から三重県への里帰り出産等が多くあることが分かる。その一方、北勢医療圏、三泗区域では、分娩数が若干下回っているものの、ほぼ同数となっている。

平成29年分娩数・出生数

区 分	分娩数 (分娩地)	出生数 (住所地)
三 重 県	14,291 件	13,202 人
北勢医療圏	6,717 件	6,799 人
三泗区域	3,079 件	3,113 人
市立四日市病院	733 件	—

(2) 周産期死亡に係る分娩地別、住所地別の差異

周産期死亡率は、人口動態調査により住所地別で集計され算出される。そのため、例えば他県に住所地があり、三重県で里帰り出産した際に周産期死亡があった場合には、周産期死亡数は、分娩地の三重県ではなく住所地である他県で集計される。

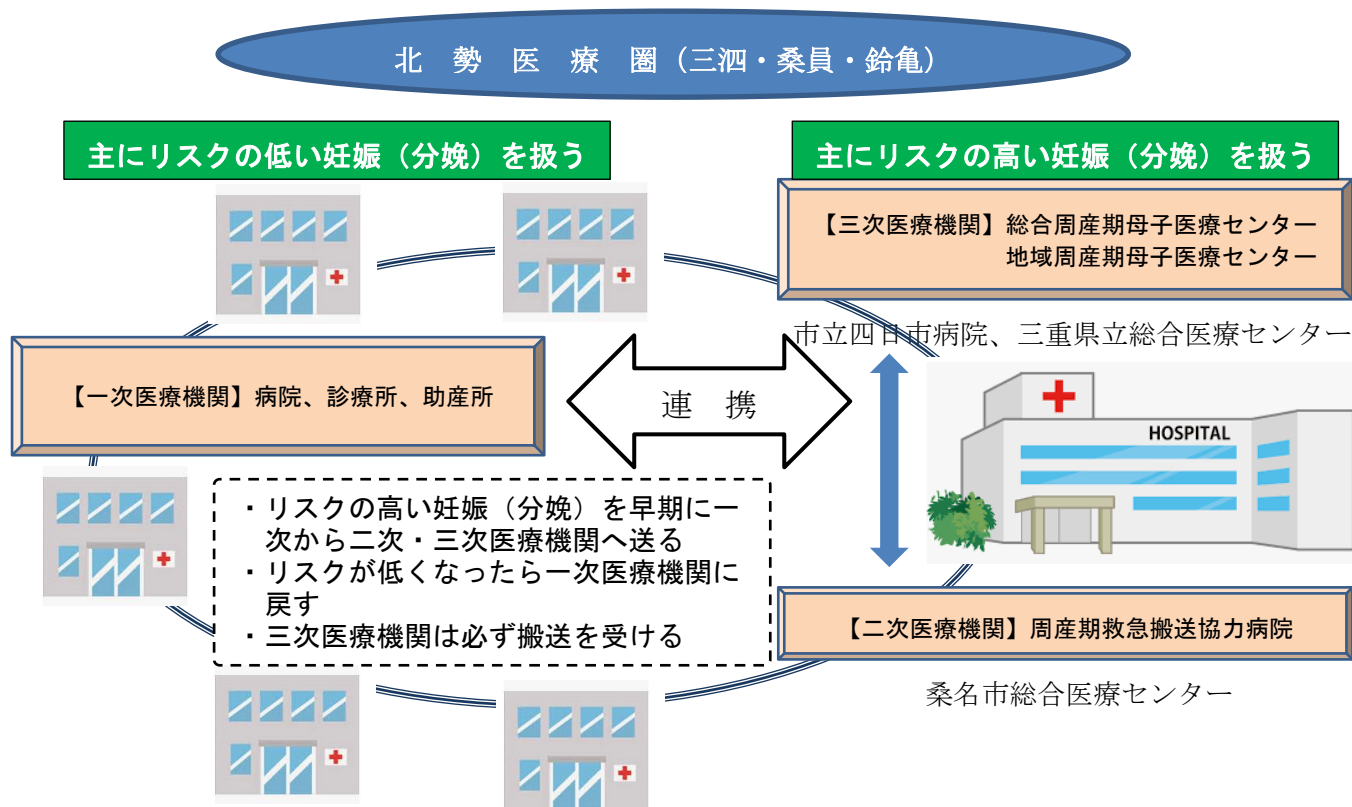
そのため、下表のとおり、平成28年の周産期死亡に関して分娩地別と住所地別との差異を確認したところ、三重県全体で2.7%、北勢医療圏で11.6%、三泗区域で9.1%の乖離（住所地別人数に対する率）が見られたが、人数自体の乖離は大きくないため、判断の許容範囲内として取扱うこととしている。

平成28年周産期死亡数

区 分	分娩地別 A	住所地別 B	乖離人数 A-B	乖離率(%) (A-B)/B*100
全国	3,516	3,516	0	0
三重県	73	75	-2	-2.7
北勢医療圏	38	43	-5	-11.6
桑員区域	8	9	-1	-11.1
三泗区域	20	22	-2	-9.1
四日市市	19	21	-2	-9.5
三重郡	1	1	0	0
鈴亀区域	10	12	-2	-16.7
中勢伊賀医療圏	21	18	3	16.7
南勢志摩医療圏	13	14	-1	-7.1
東紀州医療圏	1	0	1	—

(3) 総合周産期母子医療センターとして市立四日市病院の目指す姿

総合周産期母子医療センターとして市立四日市病院の目指す姿とは、次のとおり、総合周産期母子医療センターの役割を踏まえ、その機能を十分に発揮することであり、そのために、特に北勢医療圏におけるリスクの高い妊娠（分娩）について、地域の診療所等との十分な連携を図りながら市立四日市病院において引き受けたいと考えている。



(4) 機能分化の推進・強化の取組方向

分娩者本人やその家族が出産に関わる機会は、平成 29 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生に産む子どもの数に相当：全国 1.43）が三重県で 1.49 であることから、あまり多くないと思料される。また、診療所等との連携の構築には、多くの医療機関が関わることとなる。

分娩対象者が毎年度替わる状況にありまた、各医療機関の間との連携の定着には、他県の事例から見ても一定の年数を要すると考えられ、施策とその周知の継続が不可欠と考える。

まず、診療所等との連携の構築のほか、三重県や市立四日市病院が目指す周産期医療の姿などの周知を図り、周産期医療の機能分担を推進する。その後、市立四日市病院の総合周産期母子医療センターとしての機能発揮や周産期医療の機能分担の進捗状況を見極め、他県での取組事例を参考に出産費用に明確な差を設けることにより機能分担を推進していく。

(5) 市立四日市病院の分娩件数の推計

現時点において、市立四日市病院が考える前提条件のもとで推計した市立四日市病院の分娩件数は次のとおりであるが、徐々に正常分娩の比率を下げ、リスクの高い妊娠（分娩）への対応に重点を移行していきたいと考えている。

＜推計に当たっての前提条件＞

- ・機能分化の浸透には一定の年数を要すると考えられることから、平成 31 年度から平成 35 年度まで徐々に市立四日市病院で扱う異常分娩(※)の割合が増加
- ・分娩件数の推計のベース値は、医療圏などは三重県医療計画で示される平成 29 年数値、市立四日市病院は平成 29 年度の実績値とし、これに日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）による市町村別 5 歳階級別推計人口のうち 0～4 歳の 2025 年までの減少率を加味して推計した後、市立四日市病院からの正常分娩の診療所等への移行と、市立四日市病院へ診療所等からのリスクの高い妊娠（分娩）の移行を加味して推計

(※) 異常分娩は、母体や胎児に何らかの問題が起り医療介助を必要とする分娩で、分娩の結果として母体や胎児に異常があるかどうかは関係なく、分娩時に母体や胎児に何らかのリスクがあるかどうか、医学的な介入が必要かどうかで分類される。

推計に当たり、北勢医療圏の分娩数は第 7 次三重県医療計画に記載の平成 29 年（暦年）の各分娩数を平成 29 年度（年度）の数値に置き換えて集計した。

この平成 29 年度の分娩件数をもとに、地域別将来推計人口の 0～4 歳の 2025 年までの減少率を加味して単純推計すると下表の分娩件数となる。

分娩件数の単純推計（人口推計で示す減少率を加味した単純推計）

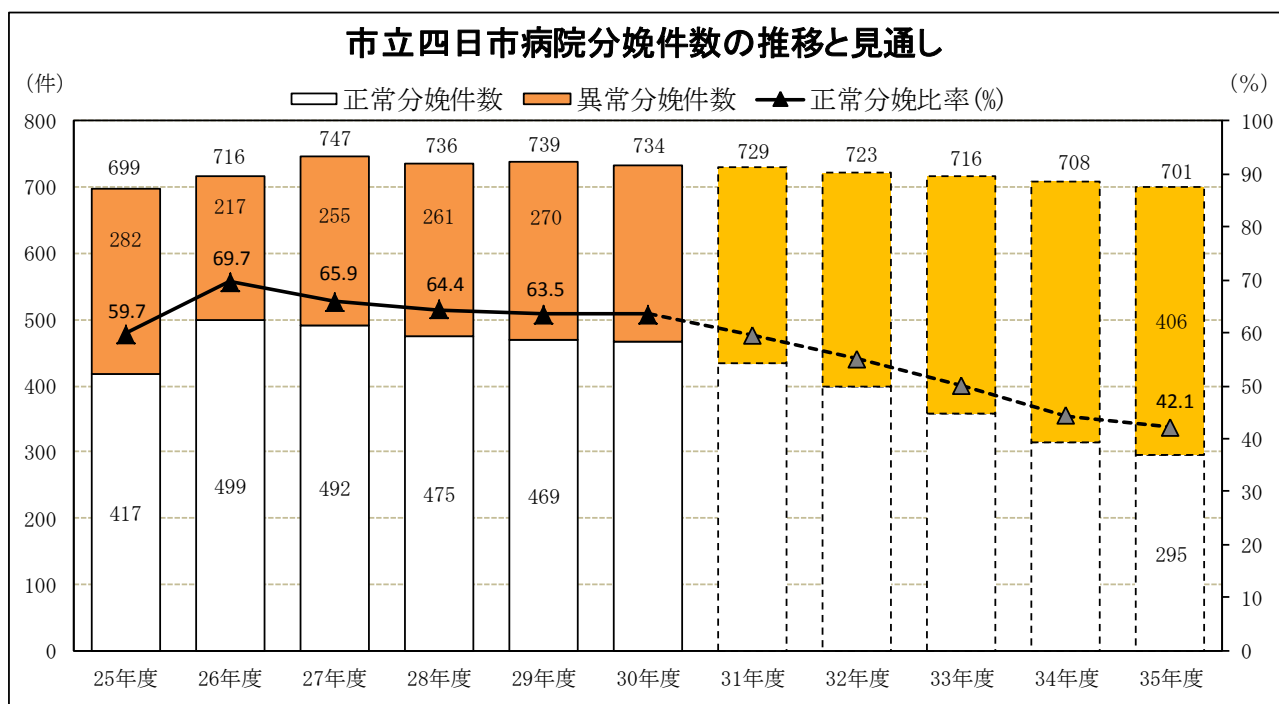
区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
三重県	14,291	14,215	14,139	14,063	14,044	14,025	14,005
北勢医療圏	6,717	6,635	6,554	6,472	6,414	6,356	6,297
三泗区域	3,079	3,066	3,053	3,040	3,005	2,969	2,933
市立四日市病院	739	734	729	723	716	708	701

上表の北勢医療圏の分娩件数に、国が周産期医療の体制構築に係る指針に記載した、平成 27 年の全分娩に対する帝王切開の割合（19.5%）を異常分娩の仮定割合として算出すると下表のとおりとなる。

北勢医療圏の正常・異常別分娩件数の仮定推計

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
北勢医療圏	6,717	6,635	6,554	6,472	6,414	6,356	6,297
うち正常分娩	5,407	5,341	5,276	5,210	5,163	5,117	5,069
うち異常分娩	1,310	1,294	1,278	1,262	1,251	1,239	1,228

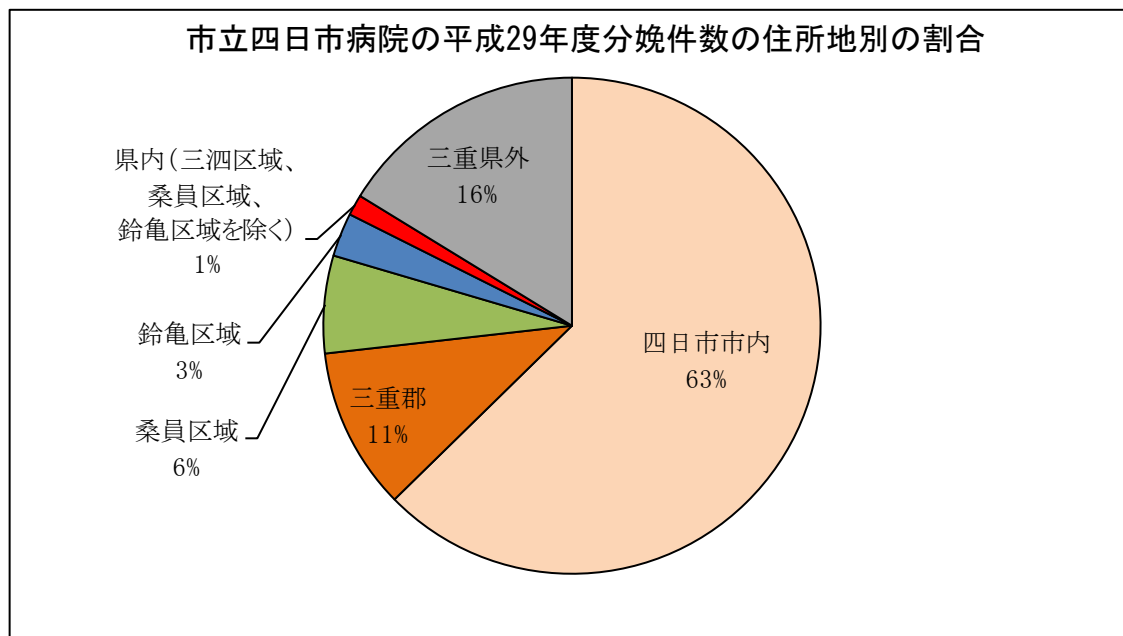
市立四日市病院は、北勢医療圏のリスクの高い妊娠（分娩）を担う総合周産期母子医療センターである。そのため、上表で仮定した異常分娩件数のうち、市立四日市病院での異常分娩件数の増加率を平成 31 年度以降毎年度 10%程度と仮定して推計し、平成 35 年度の正常分娩件数の割合を三重県内の周産期母子医療センター（市立四日市病院を除く）の平均値（平成 29 年度）である 42.1%程度まで下げること目標値とする。

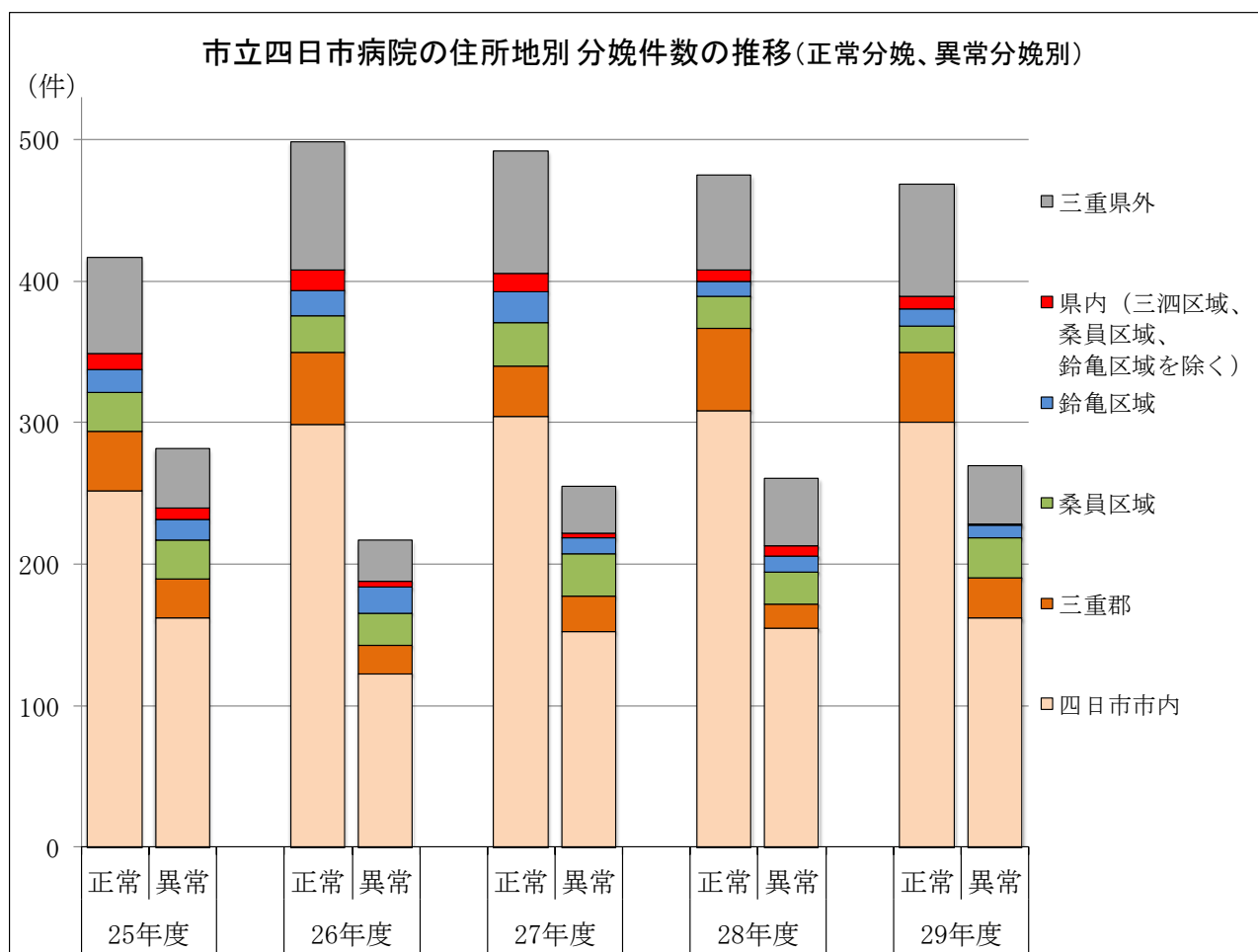


5. 機能分担における一次医療機関への負担

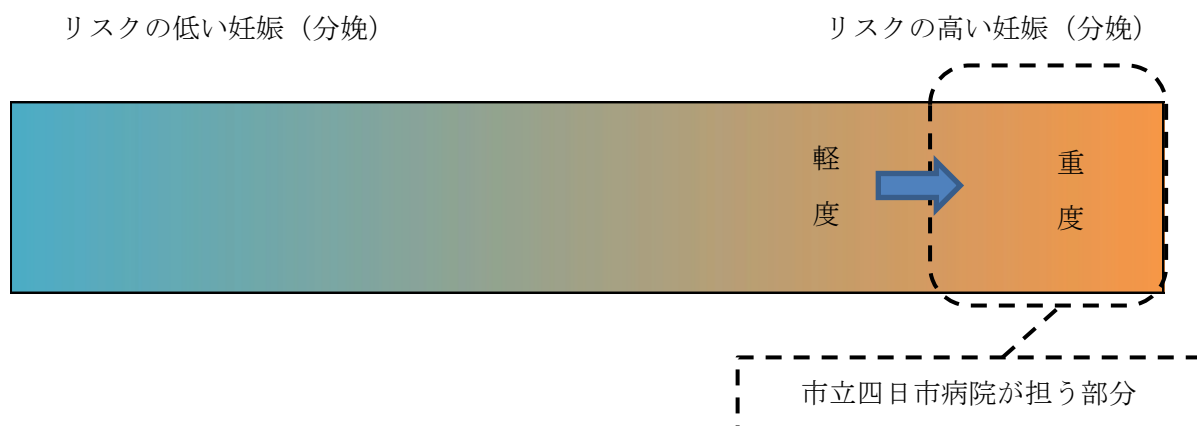
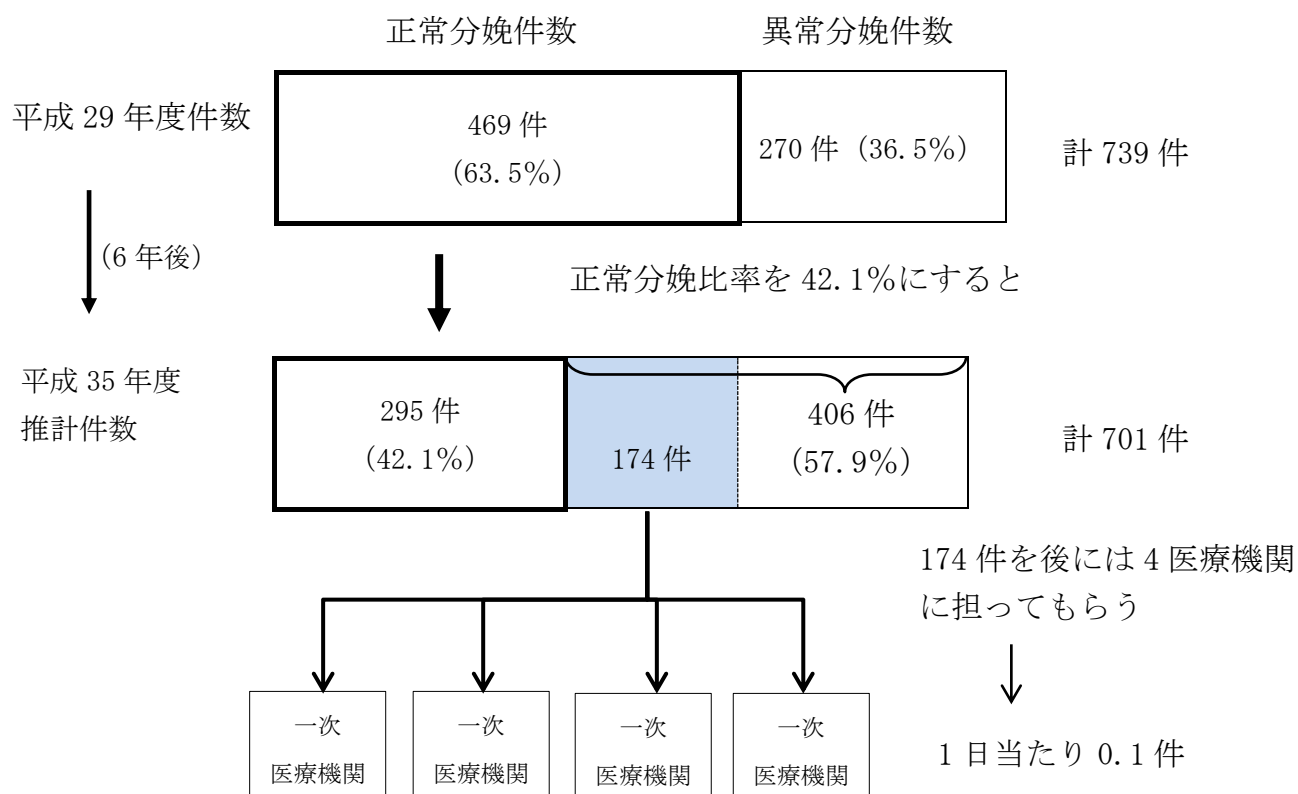
前項「市立四日市病院が目指す周産期医療の姿」で推計した平成 35 年度の市立四日市病院の総分娩件数は 701 件、目標とした正常分娩比率は 42.1%であるため、正常分娩件数は 295 件となる。

平成 29 年度の市立四日市病院の正常分娩件数は 469 件なので、295 件を減じた 174 件を 6 年後には一次医療機関で担ってもらうこととなる。





市内の一次医療機関は平成 29 年 12 月に 1 診療所が新たに開院したため、現在 4 医療機関となっている。市立四日市病院における正常分娩件数の住所地別内訳を見ると、三泗区域を除く北勢医療圏の桑員、鈴亀区域など県内の件数も一定割合あるが、この 174 件を 4 医療機関で担うとして除すると 1 医療機関当たり 43.5 件の増加となり、1 日で換算すると 0.1 件の増加（月当たり 3.6 件増加）となる。各医療機関は現在年間 500～800 件ほどの分娩（新設診療所は想定）を扱うなかで、1 日当たり 0.1 件の増加は現状においても月毎の増減の範囲内であり、リスクの高い妊娠（分娩）を市立四日市病院がこれまで以上に受け入れていく方向を勘案すると、一次医療機関に過度の負担をかけることはないものと想定される。



6. 市立四日市病院における他県の取組状況等への評価

周産期医療における機能分担への先進的な取組として認識した三県について、下表のとおり評価を行った。

(1) 他県の取組状況等

長 崎 県	長崎県は、いたる所に山岳や丘陵があり平地に乏しい本土と、多くの離島を有し、本土に4、離島に4の計8つの二次医療圏を持つ。長崎医療圏は、長崎市を含む最多の人口と人口密度を有する都市部の医療圏である。なお、参考事例の長崎大学病院は、この長崎医療圏にある。	
	参考とした医療圏等の周産期医療体制	参考事例の長崎大学病院は、長崎医療圏にある。 長崎医療圏：地域周産期母子医療センター2、病院・診療所14、助産所1
	体制整備の契機	正常産を取り扱う施設の減少に伴う総合病院の正常産の増加で、総合病院の勤務医の労働環境が悪化し悪循環に陥った。
	取組状況	・長崎県の周産期医療は、総合周産期母子医療センターを中心に3つの地域周産期母子医療センターと地域の周産期医療機関とのネットワークにより形成 ・離島地域は中核病院が担当し、切迫早産など重篤な場合にはドクターヘリ等で本土の総合周産期母子医療センターへ搬送 ＜長崎大学病院の取組状況＞ ・正常産を取り扱う施設の減少に伴う総合病院の正常産の増加で、負担が増大してきた総合病院の勤務医の労働環境の改善のため、総合病院の分娩料を診療所の分娩料より引上げることにより適正化。大学病院の分娩料を当時の大学病院最高レベルとなる40万円から56万円に引上げ、同様に県内の公立病院にも分娩料の引き上げを依頼。 ・平成30年度も、診療所よりも10万円ほど料金を高く設定。
宮 崎 県	宮崎県は、南北に長く、交通事情が悪い中山間地域が多く、へき地を有する。そのため、7つの二次医療圏をさらに県北・県央・県西・県南の4つの周産期医療圏の地区に区分し、地域分散型周産期医療体制を構築している。高齢化の進展、中心市街地の人口密度も減少傾向の県央地区は、宮崎市を含み、他の地区に比べて医療資源に恵まれている。産科開業医師の平均年齢が2017年1月現在65.1歳で、年代別では60歳代が最も多い。 なお、参考事例の宮崎大学病院は、県全域をカバーする唯一の総合周産期母子医療センターである。	
	参考とした医療圏等の周産期医療体制	事例に挙げた宮崎大学がある県央地区（西都児湯医療圏、宮崎東諸県医療圏） 総合周産期母子医療センター1、地域周産期母子医療センター3、診療所13
	体制整備の契機	平成6年に周産期死亡率がワースト1となった。
	取組状況	・特に若手医師を対象とした妊婦や胎児、出産後の母子管理などの教育を宮崎大学で実施し、周産期の拠点病院に派遣 ・一次医療施設から三次医療施設までの役割分担の確立 ・高次医療施設では断らないことを前提に、まず一次医療施設を受診し、リスクに応じ高次医療施設に送る ・地域分散型の周産期医療の充実

		・健診によるスクリーニングでリスクに応じた施設送りを実施 ・分娩後もリスクに応じた低次施設への戻りを実施 ・二次医療施設のハイリスク分娩に一次医療施設の医師が参加するオープンシステムが定着 ・周産期症例検討会を年2回実施し、実情報告と課題検討を実施
滋賀県	滋賀県は、中央には県土の総面積の約6分の1を占める琵琶湖があるなかで、周囲を伊吹、鈴鹿、比良など1,000メートル超の高い山々に囲まれており、琵琶湖の周辺はこれらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら湖に注ぎ、近江盆地を形成している。	
	参考とした医療圏等の周産期医療体制	事例に挙げた大津赤十字病院・滋賀医科大学医学部附属病院があるのは大津医療圏で、周産期はこの大津医療圏と湖西医療圏を一つのブロックとしている。 大津・湖西ブロック：総合周産期母子医療センター2、病院1、診療所5、助産所1
	体制整備の契機	平成22年時点で出生数及び合計特殊出生率が全国上位となり、人口が増加傾向であったため、周産期医療体制の充実が重要課題となり、妊娠・出産のリスク軽減のため周産期医療体制の整備が図られた。
	取組状況	・県内7つの二次医療圏を大津・湖西、湖南・甲賀、東近江・湖東・湖北の4つのブロックに区分し、各ブロックの周産期母子医療センターが周産期医療の中核を担う ・正常妊娠や分娩は身近な地域の一次医療施設で、ハイリスクは二次又は三次医療施設が8つの周産期協力病院と連携して高度かつ専門的医療を提供 ・インターネットを活用した新生児空床情報システムを大津赤十字病院に導入（平成20年度）し、二次・三次医療施設と協力病院の計9病院の新生児受入可能病床数が把握可能

(2) 市立四日市病院の状況を踏まえた他県の取組への評価

上記のとおり、周産期医療体制の整備に当たり、いずれの県においても何らかの解決すべき課題があり、それを契機として、地理的な条件や都市の構造、分娩施設の状況や医師数など、実情に応じた各種の取組を組み合わせ実施してきたことが伺える。

この中で、長崎県の長崎医療圏にある長崎大学病院のおかれた状況は、人口密度が高く一定地域の中で一定の分娩数があることや、比較的短時間で移動可能な距離の中で選択可能な分娩施設があること等において他の二県下の状況より、市立四日市病院に類似しているのではないかと考えている。

そのため、長崎大学病院が過去に実施し、現在も出産費用において診療所との価格差を10万円程度保っているという明確な価格差の設定は、周産期医療の機能分担を推進する手段として有効なものとして評価する。

県名	二次医療圏等	人口密度 (人/km ²)	出生数	分娩施設数(A)		
				総合	地域	診療
三重県	北勢医療圏	758.6	6,605	1	1	14
長崎県	長崎医療圏	761.1	4,043	0	2	15
宮崎県	県央地区（西都児湯医療圏、宮崎東諸医療圏）	261.9	4,376	1	3	13
滋賀県	大津・湖西ブロック（大津医療圏、湖西医療圏）	337.8	3,042	2	0	8

※総合：総合周産期母子医療センター、地域：地域周産期母子医療センター、診療：診療所等

なお、宮崎県、滋賀県においても周産期母子医療センターである大学病院における出産費用は、診療所等の一次医療機関と比較して現状 10 万円以上高くなっている。

7. 出産費用の考え方

(1) 出産費用に明確な差を設ける理由

周産期医療の機能分化を図るには、前述の事例を参考とすると、総合周産期母子医療センターの市立四日市病院と診療所等との出産費用に明確な差を設けるのが効果的である。

出産費用に明確な差を設け、リスクの低い妊娠（分娩）の診療所等への誘導には、金額自体に差別化の効果が見込める引上額とする必要があると考える。

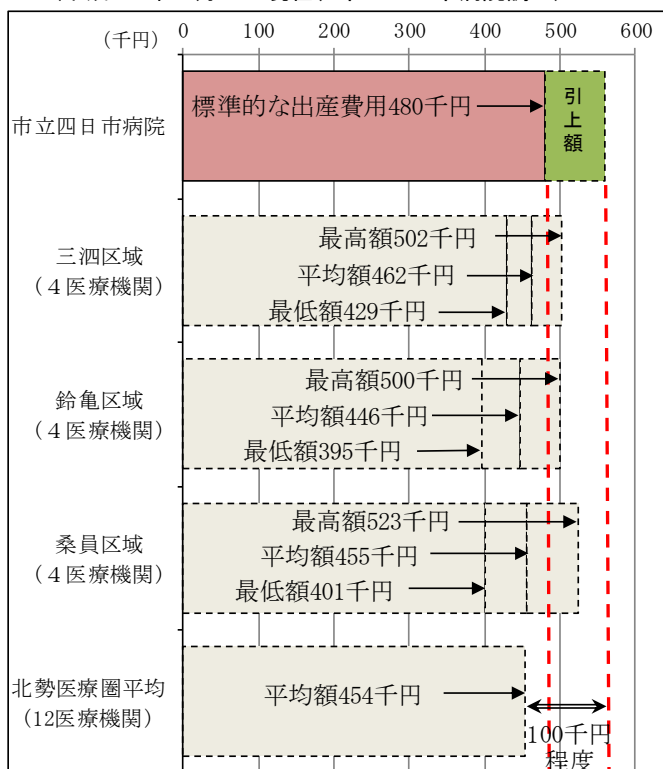
(2) 引き上げ額の考え方

現時点の出産費用の現状で見直す場合の考え方は次のとおりとなる。

下表のとおり、北勢医療圏における診療所等のうち三泗区域・鈴亀区域・桑員区域ともに、出産費用についてはそれぞれに差が開いている。北勢医療圏全体の平均では 454 千円となっている。その平均額を一つの基準として、明確な差となり得る一定の金額 100 千円程度を加算した相当額が引き上げ後の額となるよう検討する。

なお、出産費用を引き上げる場合には、医師の技術料や分娩時の看護料を反映する“助産”部分に注目し、その内訳区分のなかで、分娩時に必要な介助等に係る「助産料」を引き上げたいと考えている。

北勢医療圏における診療所等の標準的な出産費用
(平成 30 年 8 月 1 日現在、市立四日市病院調べ)



市立四日市病院の標準的な出産費用の内訳
(5 日入院で個室利用なしの場合)

区 分	金 額
母の入院料	160,000 円
助産料 (※)	250,000 円
その他 (乳房管理料、代謝異常検査など)	19,800 円
新生児管理保育料	50,000 円
市立四日市病院での標準的な出産費用	479,800 円 (約 480 千円)

※上記の助産料は標準的な費用であり、別途難産加算 (20,000 円) と休日・深夜加算 (30,000 円) 又は時間外加算 (10,000 円) が必要となる場合がある。これら加算の上限額が 50,000 円となるため、現行の条例の上限額を 300,000 円としている。

(北勢医療圏平均は市立四日市病院と地域周産期母子医療センターである三重県立総合医療センターを除く)

8. 助産料を見直す場合の周知期間の設定

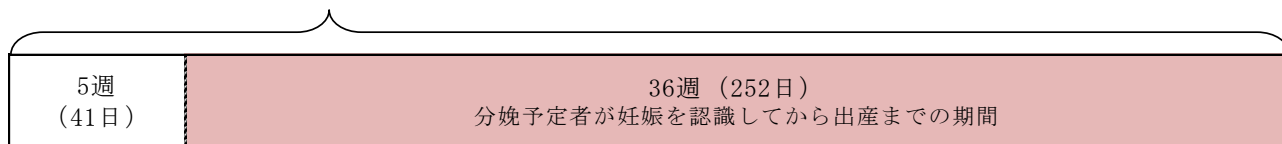
今後、助産料を見直す場合には、妊娠から出産までの期間を考慮し、十分な周知期間を設けることとする。

助産料の見直しという施策の幅広い浸透には一定期間を要するとの認識から、助産料を引き上げることと決定した日までに妊娠を認識した場合であっても、下表の①の予期せぬ不利益を被る可能性がある方を発生させないようにするための、十分な周知期間を設定する。

＜仮に、助産料を引き上げることと決定した日を平成31年2月11日

とした場合（妊娠の日を平成31年1月1日）の（イメージ）＞

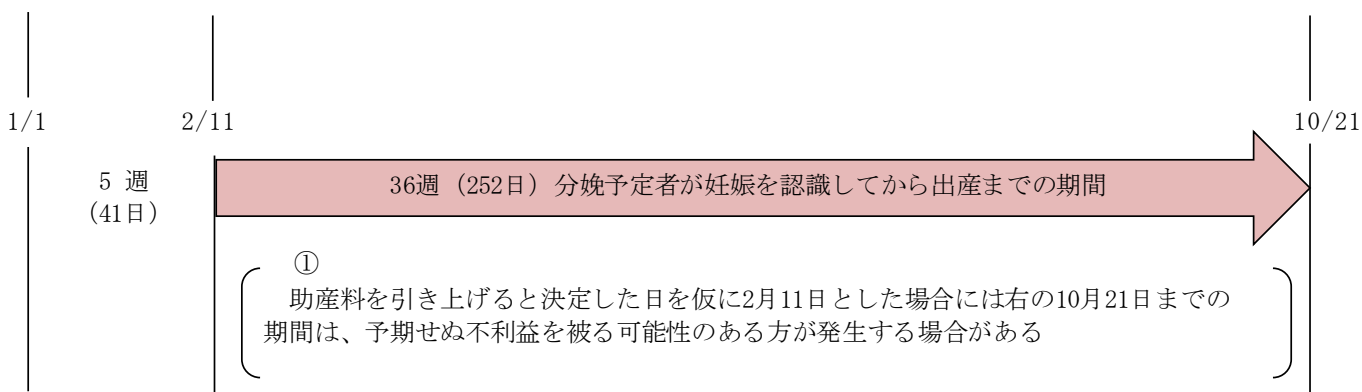
妊娠から出産までの妊娠期間（正期産の場合）は、妊娠週数42週未満（41週の末日まで）で293日とされている



分娩予定者が妊娠を認識するまでに5週（41日）を要する

（※妊娠週数は、0週（妊娠0日から6日目まで）から数える）

月数	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月
週数	0 1 2 3	4 5 6 7	8 9 10 11	12 13 14 15	16 17 18 19	20 21 22 23	24 25 26 27	28 29 30 31	32 33 34 35	36 37 38 39	40 41 42 ~



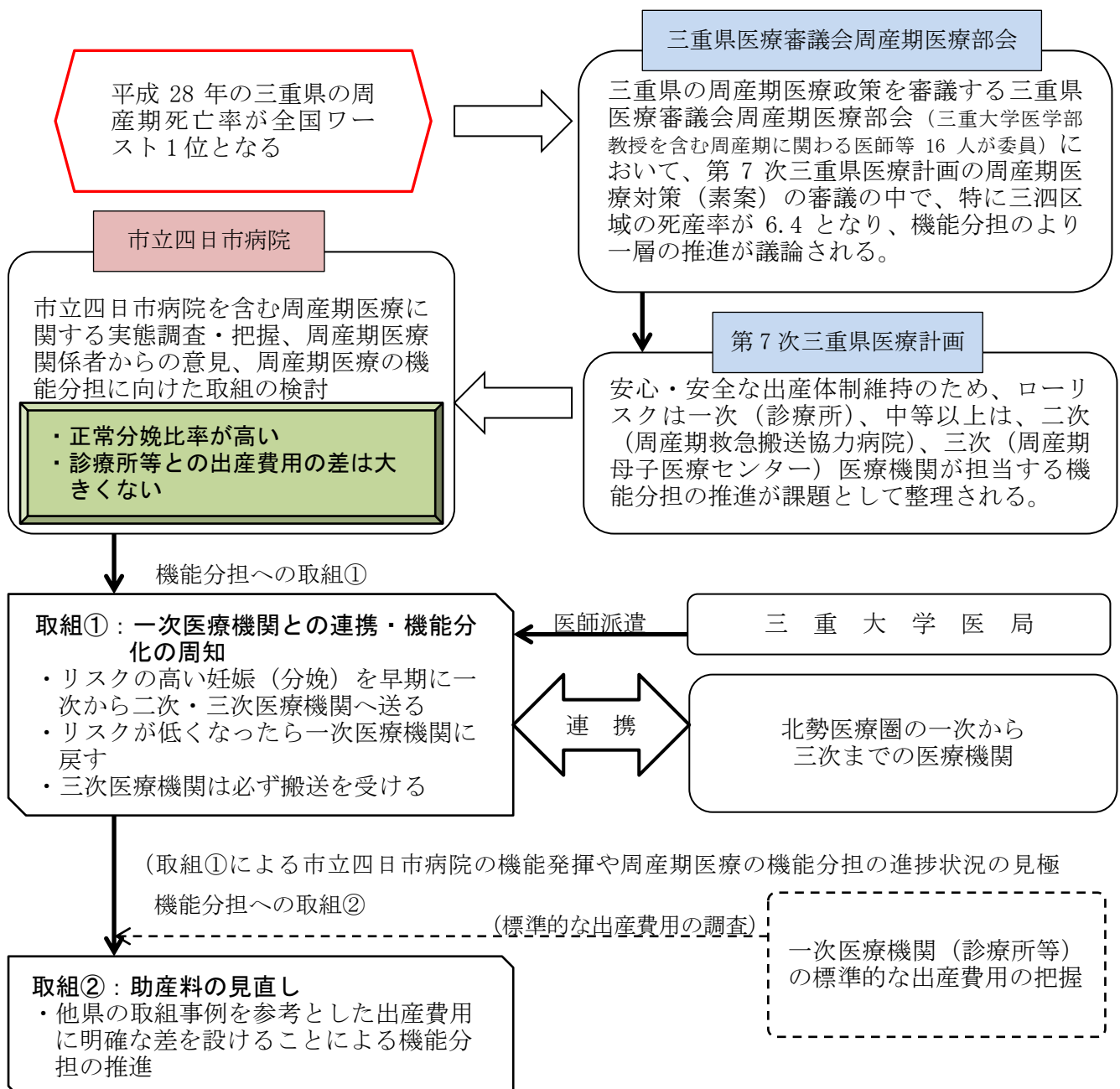
9. 最後に

周産期医療体制を構築する先進県においては、種々の取組を組み合わせ、その継続実施がなされている。市立四日市病院が北勢医療圏の総合周産期母子医療センターとして、今後も継続して質の高い周産期医療を提供していくためには、周産期医療の知識と技術、経験を積んだ医師の継続確保と周産期医療の診療所等と周産期母子医療センターとの間の機能分担を推進しなければならない。

具体的には、三重大学医局を中心とした周産期医療ネットワークの4つの基幹センターの一つとして、市立四日市病院が三重大学医局から育成された人材の派遣を受けるために、総合周産期母子医療センターとしての機能を発揮するとともに、北勢医療圏の二次、三次医療機関と診療所等の一次医療機関との連携体制の構築、周産期医療の機能分化の周知などを図る必要がある。

そして、これらに取り組む中で、市立四日市病院の機能発揮や周産期医療の機能分担の進捗状況を見極め、他県の取組事例を参考に診療所等との出産費用に明確な差を設けるために市立四日市病院の助産料の見直しを実施していきたいと考えている。

<周産期医療における機能分担への取組のイメージ>



10. 委員からの主な意見

- ・助産料の値上げを考える前に三重県主導で一次医療機関から三次医療機関までがしっかりと連携できるようなネットワークづくりをしていく方が先である。
- ・小規模の医療機関では医師の数が少なく、同時に複数人が出産すると対応できず死亡に繋がるといったリスクを懸念する妊婦もいるので、正常分娩でも市立四日市病院を選ぶ人はいると思うので助産料をあげてもそれは変わらないと考える。
- ・何かあればすぐに市立四日市病院へ送れるという体制づくりが上手くできていないように感じる。三重大学医局がネットワークづくりについてどのように考えているかで今後に影響があるので、医局に対してしっかりと働きかけてもらいたい。
- ・北勢医療圏の中でどのようなネットワークを構築していくかについては、医療政策を担当する部局や三重県が主導で検討すべきである。その前提の中で、機能分化が進んでいない原因として、本格的な検討会が立ち上がっていないからだと考える。安心の地域医療検討委員会で俎上に載せること、県医療計画に明確に打ち出していくことなどやり方はあると思うが、市立四日市病院だけではなく医療政策を担う部局とも連携しながら、一番良い方法を検討してほしい。
- ・行政だけでなく病院を利用する市民の意識も変える必要があるため、機能分化の必要性を周知していくことも併せてやっていくべきだと考える。
- ・各医療機関間の連携については、調和を取りつつ相互の信頼性を高める形で進めてもらいたい。
- ・たとえ正常分娩であっても、市民の立場から言えば少し助産料が高くなっても設備やスタッフが整っている市立四日市病院で出産したいと考える。そういった考え方を変えていくためにも北勢医療圏のネットワークの連携が必要である。

11. まとめ

産業生活常任委員会としては、周産期死亡率を減らすため、北勢医療圏の医療機関を一次医療機関と二次・三次医療機関に分化し、三次医療機関である市立四日市病院がリスクの高い妊娠（分娩）の受け入れ比率を増やしていくとする基本的な考え方は理解できるものの、そのための手段としていきなり助産料を値上げすることについては、委員から疑問とする意見が出されました。

意見の共通点は、助産料を値上げする前に、必要な場合には妊婦を上位の医療機関へ搬送できる体制やネットワークの構築をすべきであるということです。体制が整っていないければ、また、体制の周知が十分されないままでは、市民は少々助産料が高額になったとしても設備が整っている安心な市立四日市病院での出産を望むことも予想されるため、単なる助産料値上げだけでは市立四日市病院が目指す周産期医療の機能分化が達成されない可能性があります。

よって、市立四日市病院が目指す機能分化を達成するためには助産料の値上げを最初から行うのではなく、まずは医療機関間のネットワーク、搬送体制、信頼関係を構築すべきであり、また、ハイリスク分娩（妊娠）の搬送を必ず受けるなど市立四日市病院が総合周産期母子医療センターとしての機能を十分に発揮することが重要です。その進捗の中で市立四日市病院の機能発揮や周産期医療の機能分化のための一つの手段として助産料の値上げも検討していくべきであるとし、当委員会の報告とします。

[委員会の構成]

委員長	樋口龍馬
副委員長	平野貴之
委員	小林博次
委員	日置記平
委員	小川政人
委員	竹野兼主
委員	豊田政典
委員	中川雅晶
委員	豊田祥司

〔 参 考 資 料 〕

I. 制度関係

○ 周産期とは

「周産期」とは広義では妊娠から生後4週間の期間、狭義では妊娠満22週から生後満7日未満の期間のことを言い、母体、胎児、新生児にとって大変重要な時期である。

また、周産期医療とは、この期間の母体、胎児、新生児を総合的に取り扱う医療である。いわゆるお産（妊娠・出産・新生児の管理）に携わっている診療科（主に産婦人科や小児科）が連携して、総合的に医療を提供している。

○ 産婦人科診療と保険制度

産婦人科は、妊娠や分娩、人工授精などの自費診療を保険診療と同時に行う特殊な診療科である。

<正常分娩と異常分娩の区別と保険適用の有無>

①正常分娩：正期産（妊娠37週以降42週未満）に、自発的な陣痛により、医療の介助行為なく胎児が経膈的に前方後頭位で娩出すること。

なお、次の事例などは正常分娩を安全に導くための処置であり、正常分娩と解釈される。

- ・会陰切開及び縫合術
- ・会陰（膈壁）裂傷縫合術（筋層に及ぶもの）
- ・純性頸管拡張術

⇒自費診療（処置内容によっては、当該処置分が保険適用となる場合もある）

②異常分娩：母体や胎児に何らかの問題が起こり医療介助を必要とする分娩。

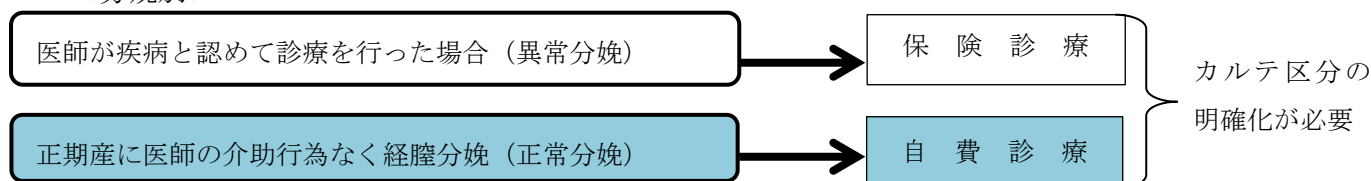
- ・分娩前に母体の疾病のため入院治療が必要な場合
- ・分娩、産褥の異常で入院が必要な場合
- ・明らかに異常である肛門や頸管に到る高度な膈壁裂傷や、胎児仮死、遷延分娩などのため処置が行われた場合

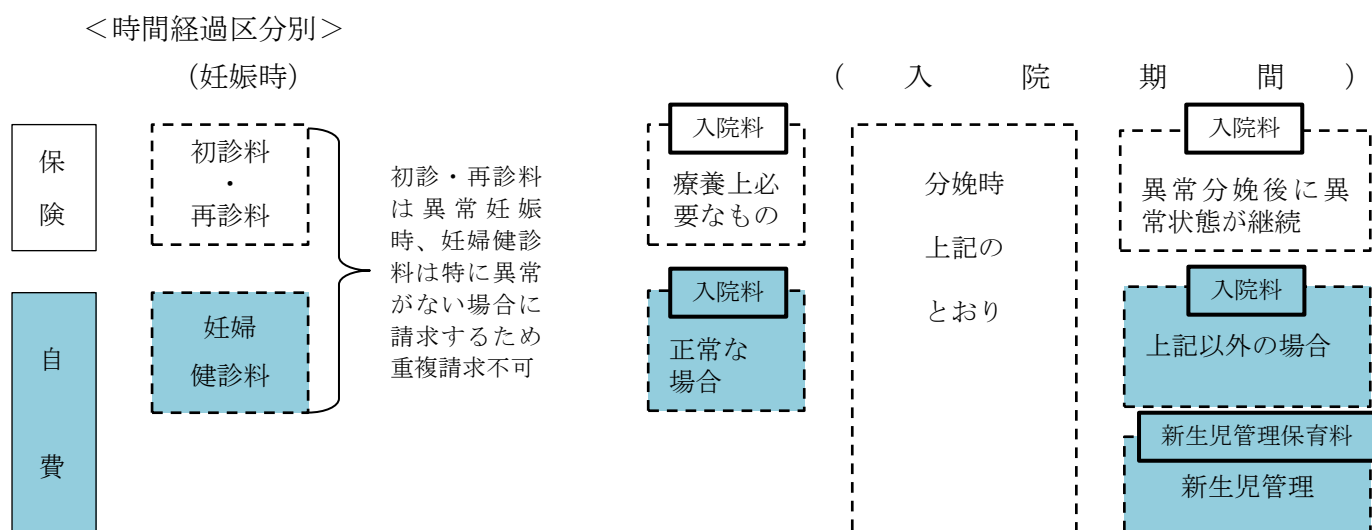
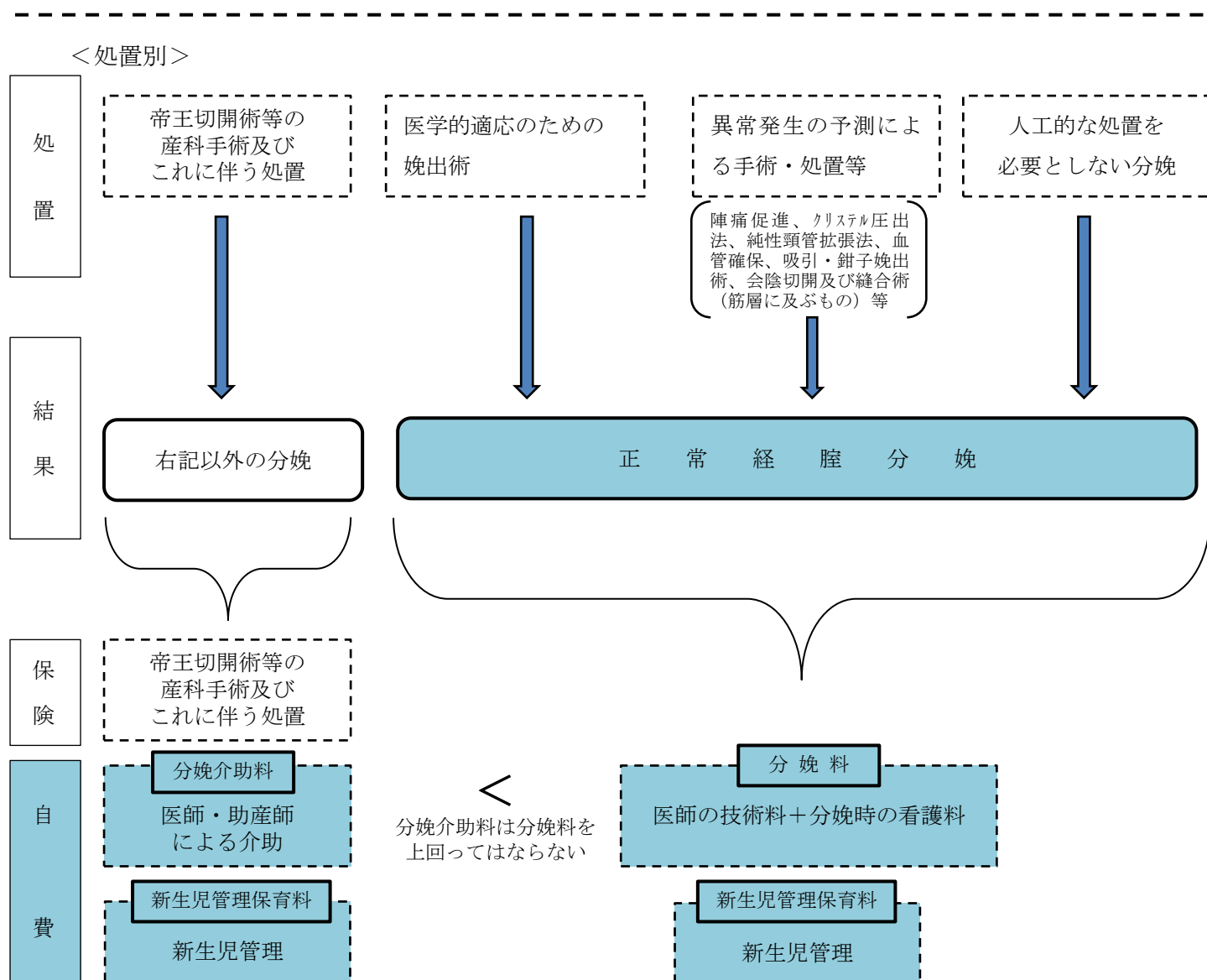
〔なお、異常分娩は、分娩の結果として母体や胎児に異常があるかどうかは関係なく、分娩時に母体や胎児に何らかのリスクがあるかどうか、医学的な介入が必要かどうかで分類されるものである〕

⇒保険診療

<イメージ図>

<分娩別>





○ 総合周産期母子医療センターの指定要件

相当規模のMFICU（母体胎児集中治療室）を含む産科病棟及びNICU（新生児集中治療室）を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる医療施設で都道府県が指定する施設。市立四日市病院は平成25年10月1日に指定を受けている。

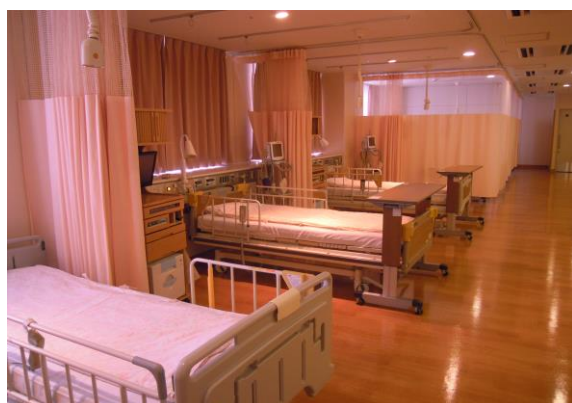
主な指定要件

区 分	主な指定要件
MFICU（※1） （母体胎児集中治療室）	6床以上
	24時間体制で産科を担当する医師が勤務
	常時3床に1人の助産師または看護師が勤務
	分娩監視装置、呼吸循環監視装置などの母体・胎児集中治療に必要な設備を備えること
NICU（※2） （新生児集中治療室）	9床以上
	24時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務
	常時3床に1人の看護師が勤務
	新生児用人工換気装置、新生児搬送用保育器などの新生児集中治療に必要な設備を備えること
GCU（※3） （新生児治療回復室）	NICUの2倍以上の病床数が望ましい
	常時6床に1人の看護師が勤務
	輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えること

※1：前置胎盤や重い妊娠高血圧症候群など、リスクの高い母体・胎児に対応するための設備を整えた治療室

※2：早産などによる低出生体重児や先天性の重い病気を持つ新生児を受け入れ、専門医療を24時間体制で行う治療室

※3：出生時、出産後に生じた問題が解決、改善した新生児の経過を観察する室



MFICU（母体胎児集中治療室）



NICU（新生児集中治療室）

○ 患者が負担する主な出産費用

区 分		保険対象外自費負担分	保険適用（原則 3 割負担）
正常分娩		助産料 入院料（母） 新生児管理保育料（子） 代謝異常検査等各種検査料 処置・手当料	無し
異常分娩	鉗子分娩術 吸引分娩術等	助産料 新生児管理保育料（子） 代謝異常検査等各種検査料 処置・手当料	手術料
	帝王切開術	助産料 新生児管理保育料（子） 代謝異常検査等各種検査料 処置・手当料	手術料 手術に伴う検査料等 麻酔管理料 入院料

・手術により分娩した場合は、手術料等が必要となるが保険適用となる。入院の日数や個室の利用の有無などにより、実際の費用は正常分娩、異常分娩のどちらが高額となるかは一概に言えない。

○ 出産育児一時金

健康保険法等を根拠に、日本の公的医療保険の被保険者が出産したときに支給される金銭給付であり、支給額は、平成 21 年 10 月以降 42 万円（産科医療補償制度掛金を含む）となっている。

○ 現行の条例規定と市立四日市病院の出産費用の項目

市立四日市病院での出産費用は、①母の入院料 ②助産料 ③その他（乳房管理料・代謝異常検査など）④新生児管理保育料に区分している。

これらは、費用ごとの性質が異なるため、次のとおり「市立四日市病院使用料及び手数料条例（以下、「条例」という。）」で算定方法を規定している。

(1) 診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費相当額を基準として病院事業管理者が定める額（条例第 2 条第 4 号）

出産費用であっても、入院料のように、保険の診療報酬算定上も同様の算定が可能なものと実費分が把握可能なものについて規定。

・①母の入院料 ・③その他（乳房管理料、代謝異常検査など）

(2) 表に定める額（条例第 2 条第 3 号）

出産は病気ではないため、保険の診療報酬算定上に想定がない。そのため、他の医療機関の状況も踏まえながら、市立四日市病院の機能や施設、設備面等を考慮して規定。

・②助産料 ・④新生児管理保育料

市立四日市病院使用料及び手数料条例（抜粋）

（主旨）

第 1 条 本市は、この条例の定めるところにより市立四日市病院の利用者から使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

（使用料等）

第 2 条 使用料等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 厚生労働大臣が別に定める診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額の合算額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の 2 倍の額
- (2) 前号の規定にかかわらず、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令等により診療及び指定居宅サービスを受ける者に係る額は、当該法令等に定める額
- (3) 前 2 号に規定するもののほかは、別表に定める額
- (4) 前 3 号に規定により難しい場合は、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費相当額を基準として病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める額

別表（第 2 条関係）（抜粋）

第 1 使用料

種 別	金 額	摘 要
助産料	300,000 円を上限として管理者が定める額（出生児 1 人につき）	1 回につき
新生児管理保育料	10,000 円を上限として管理者が定める額	1 日につき

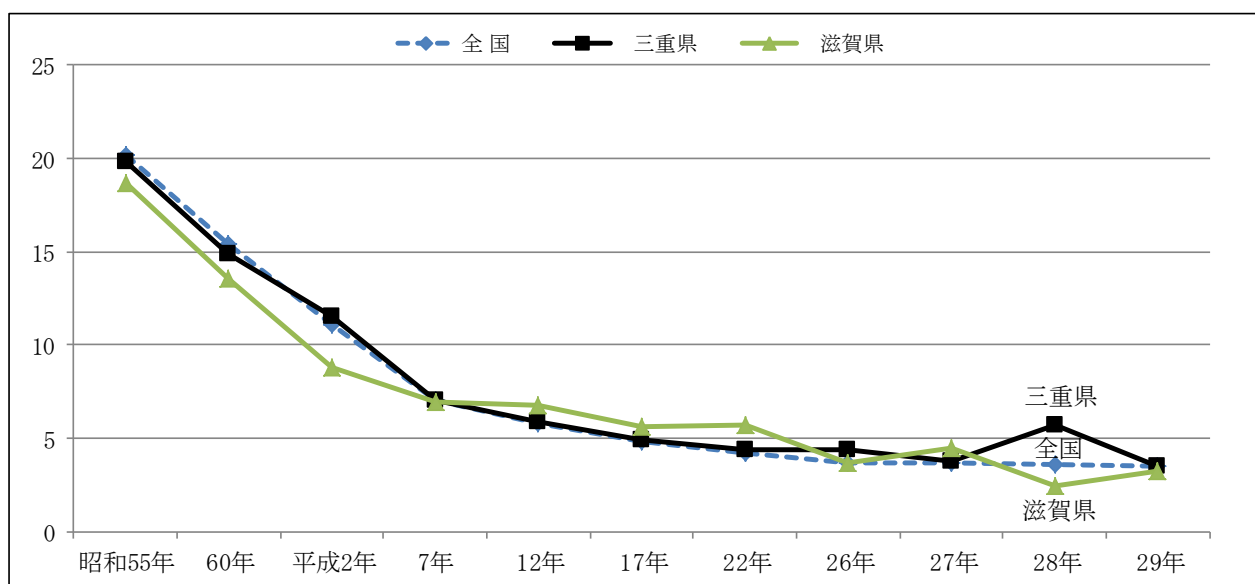
Ⅱ. 基礎データ等

○ 周産期死亡率の推移

厚生労働省の人口動態調査から、平成 28 年において周産期死亡率(※)が最も悪い三重県と最も良い滋賀県（参考）の推移は、下表のとおりとなっている。

周産期死亡率（出産千対）

区 分	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	26年	27年	28年	29年
全 国	20.2	15.4	11.1	7.0	5.8	4.8	4.2	3.7	3.7	3.6	3.5
三重県	19.8	14.9	11.5	7.0	5.9	4.9	4.4	4.4	3.8	5.7	3.5
滋賀県	18.7	13.6	8.8	6.9	6.8	5.6	5.7	3.7	4.5	2.4	3.2



〔平成 29 年の三重県順位はワースト 23 位〕

※周産期死亡とは

妊娠満 22 週以降の死産に早期新生児死亡（生後 7 日未満の死亡）を加えたものをいい、周産期死亡率は出産（出生数と妊娠 22 週以降の死産数の合計）千対の率である。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満 22 週以降の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出産（出生} + \text{妊娠満 22 週以降の死産数）}} \times 1,000$$

○ 市立四日市病院における周産期死亡数（搬送含む）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
周産期死亡数	5 人	9 人	6 人
うち母体搬送後の周産期死亡数	2 人	2 人	1 人

○ 平成 28 年三重県周産期死亡数（分娩地別・居住地別）

（単位：人）

区 分	分娩地別			居住地別		
	周産期 死亡数	22週以 後の死 産数	早期新 生児死 亡数	周産期 死亡数	22週以 後の死 産数	早期新 生児死 亡数
三重県	73	65	8	75	67	8
北勢医療圏	38	33	5	43	38	5
桑員区域	8	7	1	9	8	1
桑名市	5	4	1	6	5	1
いなべ市	2	2	0	2	2	0
木曽岬町	0	0	0	0	0	0
東員町	1	1	0	1	1	0
三泗区域	20	18	2	22	20	2
四日市市	19	17	2	21	19	2
三重郡	1	1	0	1	1	0
鈴亀区域	10	8	2	12	10	2
鈴鹿市	8	7	1	9	8	1
亀山市	2	1	1	3	2	1
中勢伊賀医療圏	21	19	2	18	16	2
津区域	16	15	1	12	11	1
津市	16	15	1	12	11	1
伊賀区域	5	4	1	6	5	1
伊賀市	5	4	1	5	4	1
名張市	0	0	0	1	1	0
南勢志摩医療圏	13	12	1	14	13	1
松阪区域	9	8	1	9	8	1
伊勢志摩区域	4	4	0	5	5	0
東紀州医療圏	1	1	0	0	0	0
東紀州区域	1	1	0	0	0	0

○ 総合周産期母子医療センターである市立四日市病院の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	主な指定要件	市立四日市病院の状況
MFICU (母体胎児集中治療室)	6 床以上	6 床
	24 時間体制で産科を担当する医師が勤務	常勤産婦人科医数：6 人
	常時 3 床に 1 人の助産師または看護師が勤務	助産師数：12 人
	分娩監視装置、呼吸循環監視装置などの母体・胎児集中治療に必要な設備を備えること	備えている
NICU (新生児集中治療室)	9 床以上	9 床
	24 時間体制で新生児医療を担当する医師が勤務	常勤小児科医数：12 人
	常時 3 床に 1 人の看護師が勤務	看護師数：17 人 助産師数：4 人
	新生児用人工換気装置、新生児搬送用保育器などの新生児集中治療に必要な設備を備えること	備えている
GCU (新生児治療回復室)	NICU の 2 倍以上の病床数が望ましい	12 床
	常時 6 床に 1 人の看護師が勤務	看護師数：12 人 助産師数：3 人
	輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えること	備えている

○ 三重県北勢医療圏(桑員・三泗・鈴鹿)における周産期医療資源の現状

正常分娩を担う分娩施設		一般病院・診療所・助産所
周産期救急搬送協力病院		桑名市総合医療センター 厚生連鈴鹿中央総合病院（休止中）
周産期に係る高度な医療	地域周産期母子医療センター	三重県立総合医療センター
母体又は子どもにおけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等	総合周産期母子医療センター	市立四日市病院

○ 三泗区域の分娩施設の現状

診療所	一般病院	地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター	合計
4 施設	1 施設	1 施設	1 施設	7 施設

*医療法において、ベッド数 20 床以上を病院、19 床以下またはベッドがない施設を診療所と定めている

○ 全国の総合周産期母子医療センター数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

全国で 108 病院（うち市立病院は 8 病院のみ）

三重県では市立四日市病院と国立病院機構三重中央医療センターの 2 病院

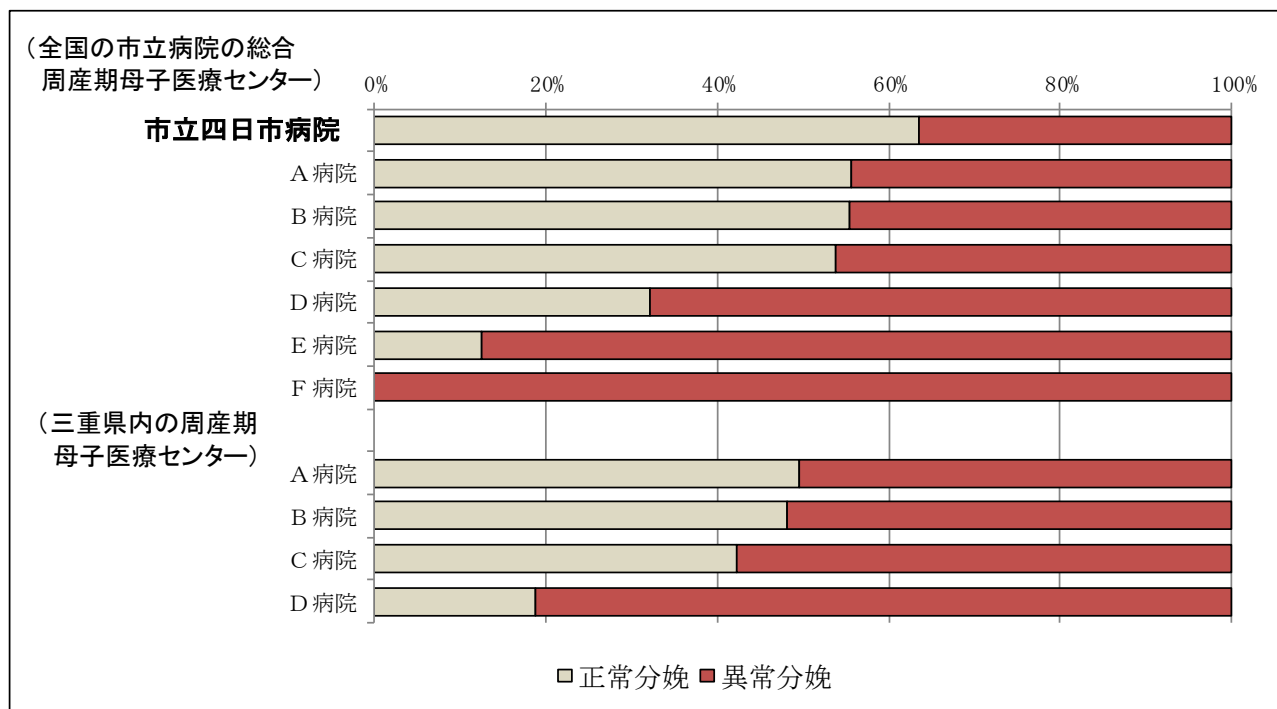
○ 他の周産期母子医療センターとの正常分娩・異常分娩比較（平成 29 年度）

区 分	正常分娩比率	異常分娩比率
市立四日市病院	63.5%	36.5%
全国の市立病院の総合周産期母子医療センター（市立四日市病院と他 1 病院を除く※ 6 病院）の平均値	32.0%	68.0%
三重県内の周産期母子医療センター（市立四日市病院を除く 4 病院）の平均値	42.1%	57.9%

※熊本地震により当該地域の市立病院は平成 29 年度は分娩を受けられなかった

○ 全国の市立の総合周産期母子医療センター及び

県内の周産期母子医療センターの正常分娩・異常分娩割合



○ 市立四日市病院の分娩の状況

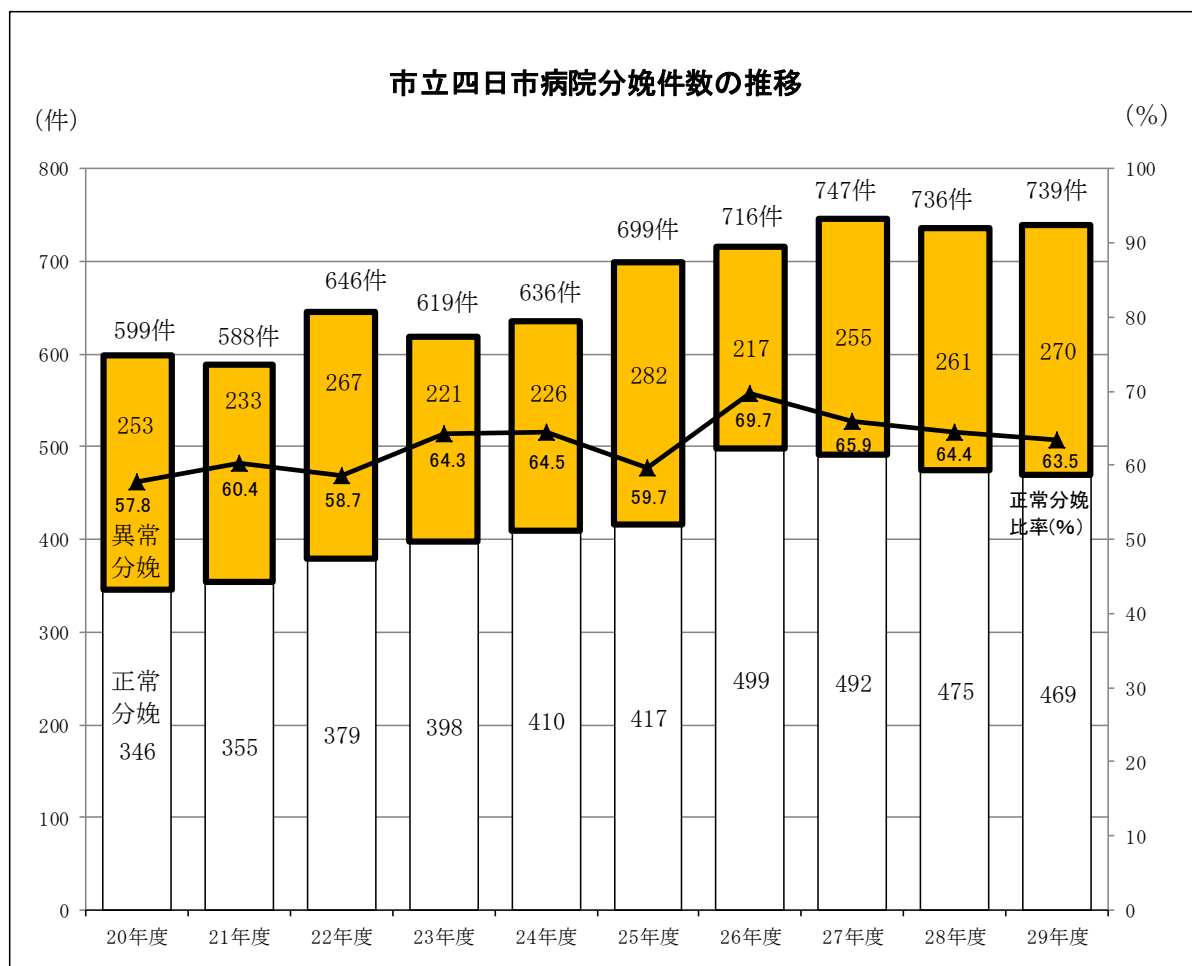
①分娩件数の推移

分娩件数については、以前は 600 台前後から 600 台前半であったが、新病棟の建設に伴い平成 24 年 5 月に産婦人科病棟を移設したことを境に大きく増加し、総合周産期母子医療センターの指定を受けた平成 25 年度以降は 700 台前後から 700 台半ばを推移している。

また、正常分娩の割合も 60% 台半ばと、以前と比較して高くなっている。

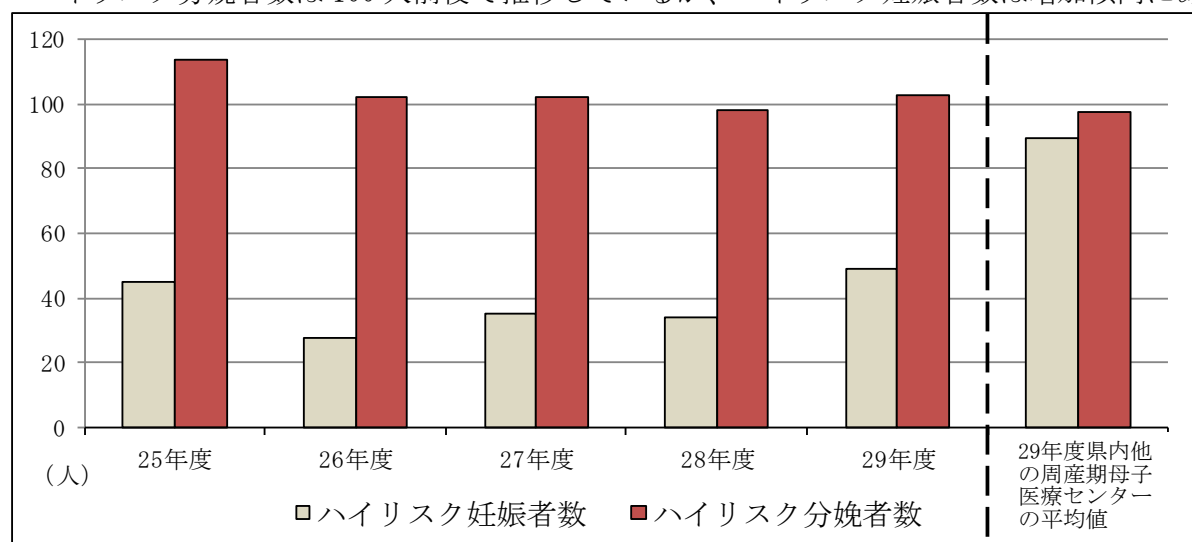
○ 市立四日市病院の分娩件数推移

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
分 娩 件 数	599	588	646	619	636	699	716	747	736	739
正常分娩件数	346	355	379	398	410	417	499	492	475	469
異常分娩件数	253	233	267	221	226	282	217	255	261	270
正常分娩比率(%)	57.8	60.4	58.7	64.3	64.5	59.7	69.7	65.9	64.4	63.5



○ 市立四日市病院のハイリスク妊娠者数・ハイリスク分娩者数の推移

ハイリスク分娩者数は100人前後で推移しているが、ハイリスク妊娠者数は増加傾向にある。



ハイリスク妊娠者：母体・胎児のいずれか又は双方に予後不良が予測される妊娠

- ・妊娠 22 週から 32 週未満の早産の患者
- ・妊娠高血圧症候群重症の患者
- ・多胎妊娠の患者
- ・子宮内胎児発育遅延の患者
- ・心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、白血病等の患者 等

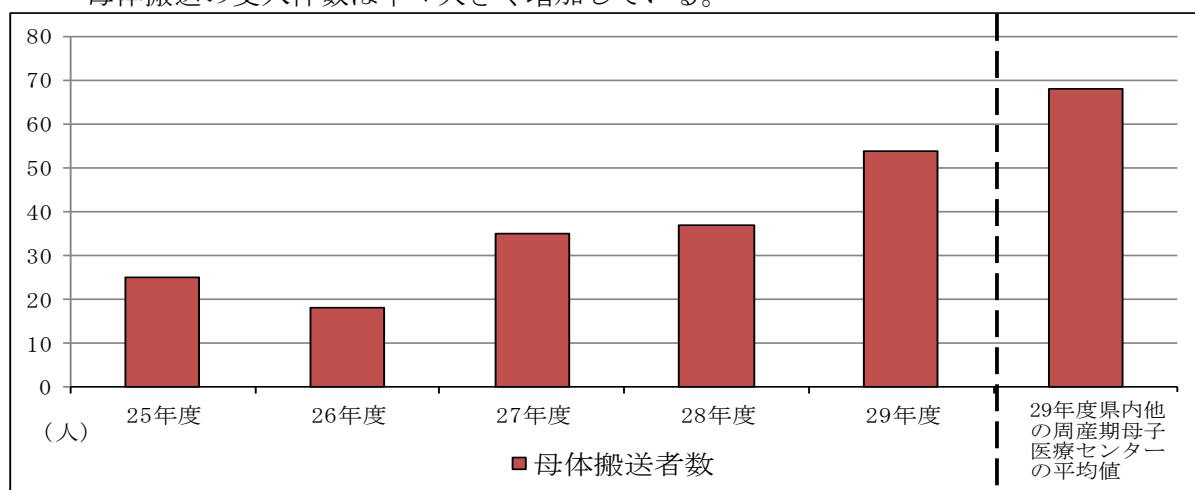
ハイリスク分娩者：母体・胎児のいずれか又は双方に予後不良が予測される分娩

- ・妊娠 22 週から 32 週未満の早産の患者
- ・妊娠高血圧症候群重症の患者
- ・多胎妊娠の患者
- ・子宮内胎児発育遅延の患者
- ・40 歳以上の初産婦である患者
- ・常位胎盤早期剥離の患者
- ・分娩前の BMI（肥満の指数）が 35 以上の初産婦である患者
- ・心疾患、糖尿病、白血病等の患者 等

○ 市立四日市病院の母体搬送とMF I C U患者、産婦人科病棟患者

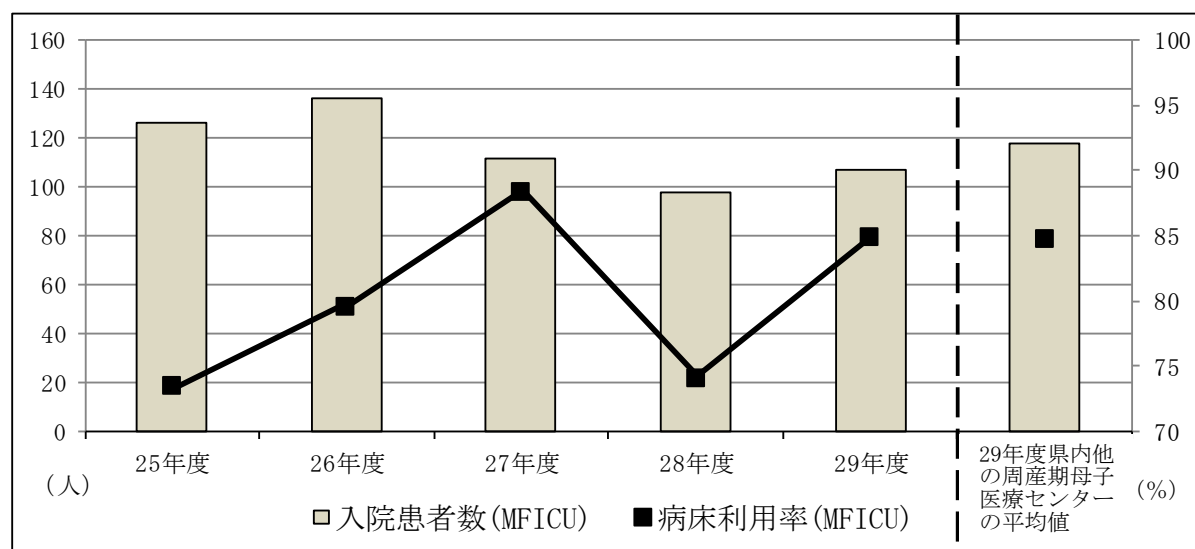
①母体搬送者受入数の推移

母体搬送の受入件数は年々大きく増加している。



②MF I C Uの入院患者数と病床利用率の推移

病床利用率(※)は年度によって差はあるものの 90%に近い年度もあり、満床の状況が続く場合もある。

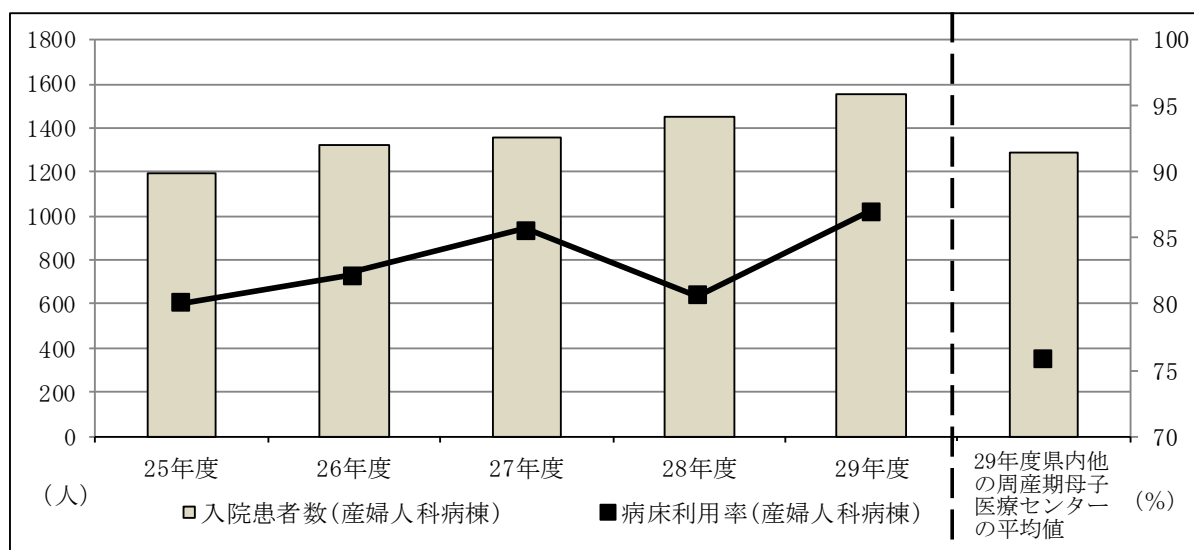


※病床利用率＝年間入院患者数／年延病床数

(年間入院患者数は退院日を除く 年延病床数は 6 床×365 日＝2,190 床)

③産婦人科病棟の入院患者数と病床利用率の推移

入院患者数は年々増加しており、病床利用率も高い割合で推移している。



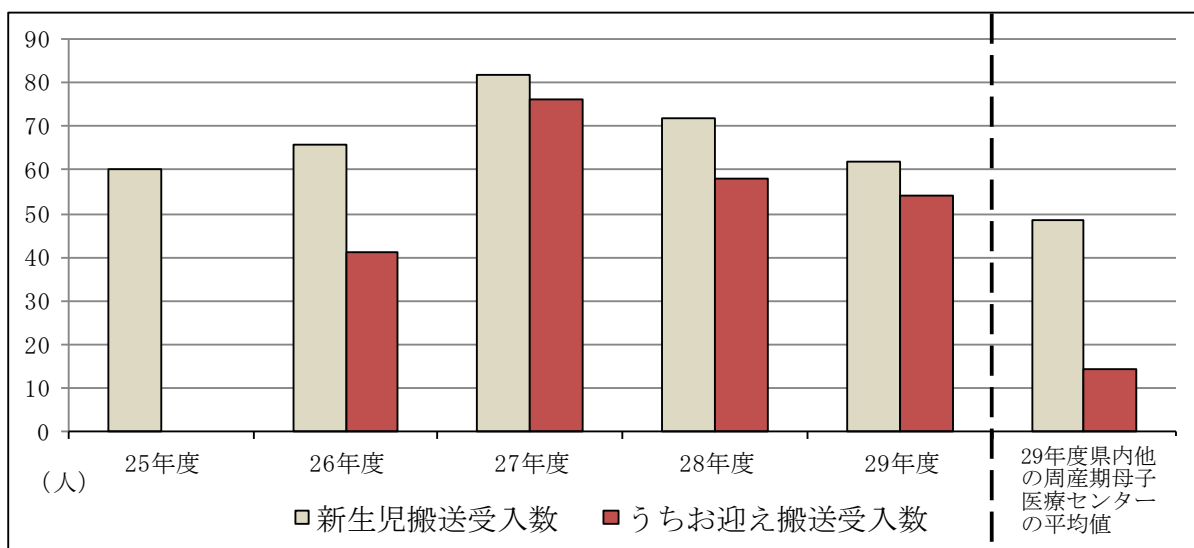
(年延病床数は 28 床×365 日＝10, 220 床)

○ 市立四日市病院の新生児搬送とNICU患者

①新生児搬送受入数の推移

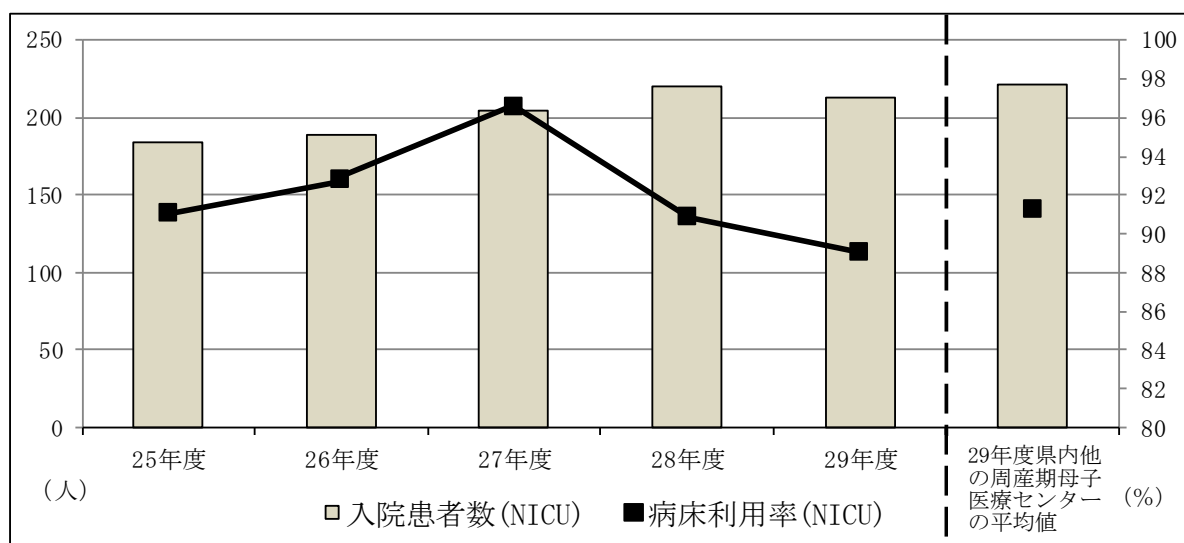
新生児搬送は、週に 1 件以上の割合で受け入れている。また、市立四日市病院の医師がリスクが発生した状態の新生児を他の分娩施設まで迎えに行き、その場で処置を実施したり市立四日市病院に搬送を行うというお迎え搬送(※)を実施しており、新生児搬送の 8 割を超えている。

※市立四日市病院の医師が、保育器とともに救急車で他の分娩施設に新生児を迎えに行く搬送(平成 26 年度から実施)

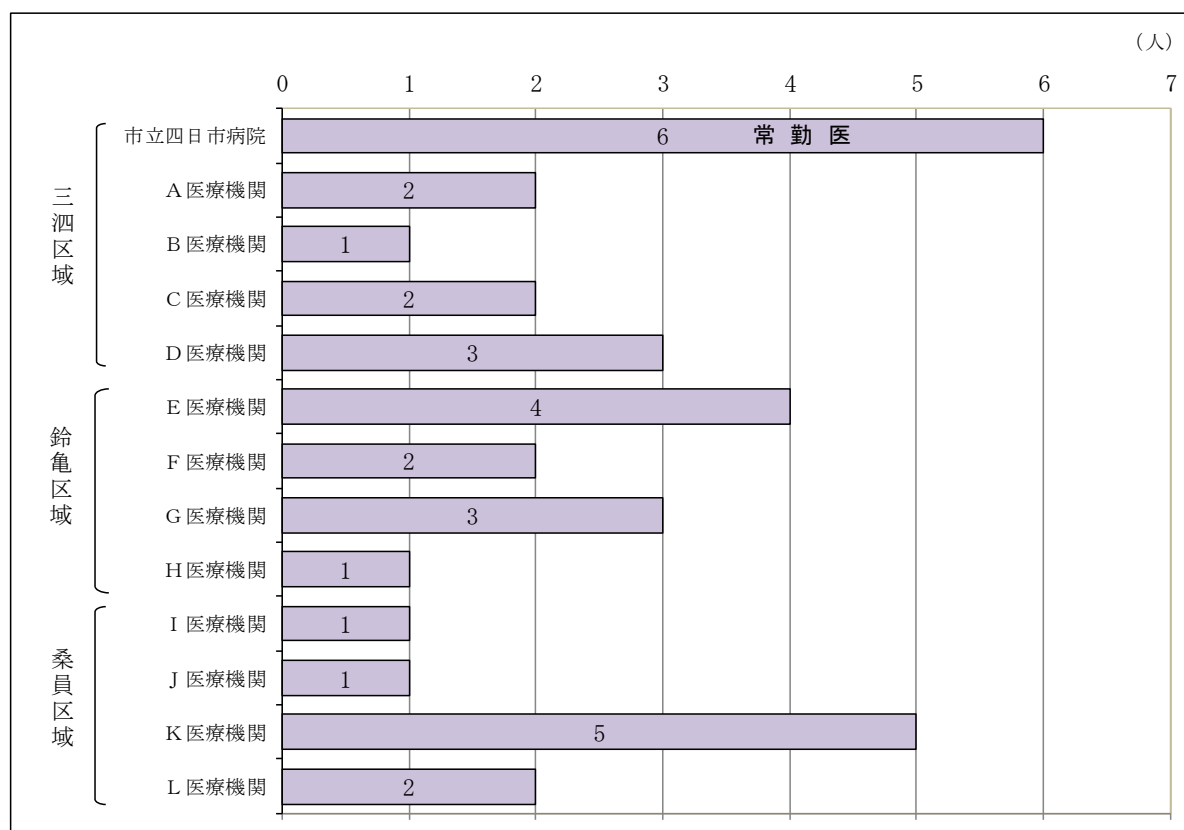


②NICUの入院患者数と病床利用率の推移

入院患者数は増加傾向にあるなか、病床は日常的に満床状態となっている。



○ 分娩可能な医療機関の産婦人科常勤医師数（北勢医療圏）



厚生労働省東海北陸厚生局のホームページで公開されている医療機関の常勤医師数を集計
なお、複数の診療科がある病院は市立四日市病院からの聴取による（平成30年10月1日現在）

○ 市立四日市病院での標準的な出産費用とその内訳

市立四日市病院での標準的な出産費用は、5日入院で個室利用なしとして計算すると、下表のとおり約48万円となる。

内訳としては、次のとおりとなっている。

・母に関係するものとして

① 母の入院料

② 分娩時に必要な介助等に係る助産料

③ 入院期間における母の乳房管理料や子の代謝異常検査などのその他料金

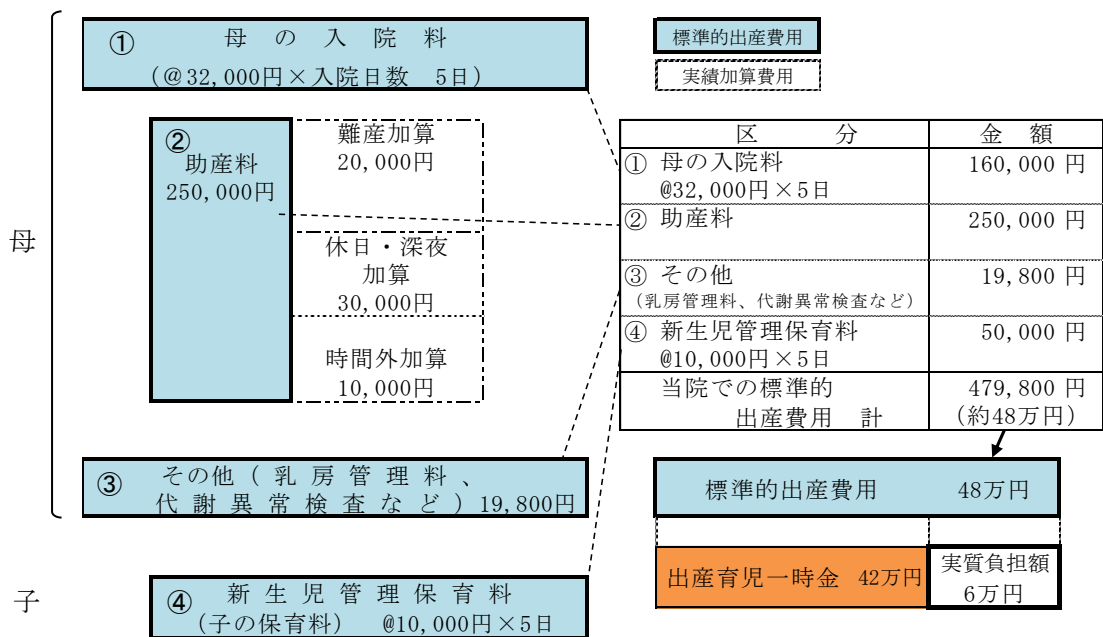
・子に関係するものとして

④ 出生後の健康管理や保育料となる新生児管理保育料

なお、標準的費用には含めていないが、在胎週数が41週を超える場合の難産加算、分娩が休日や深夜、通常診療の時間外となった場合の休日・深夜・時間外加算が発生する場合がある。

また、分娩中に、緊急で帝王切開などの手術などが必要となった場合には、保険診療に切り替わり、保険算定上での自己負担となる。

<市立四日市病院での正常分娩時の標準的な出産費用（5日入院で個室利用なし）（イメージ）>



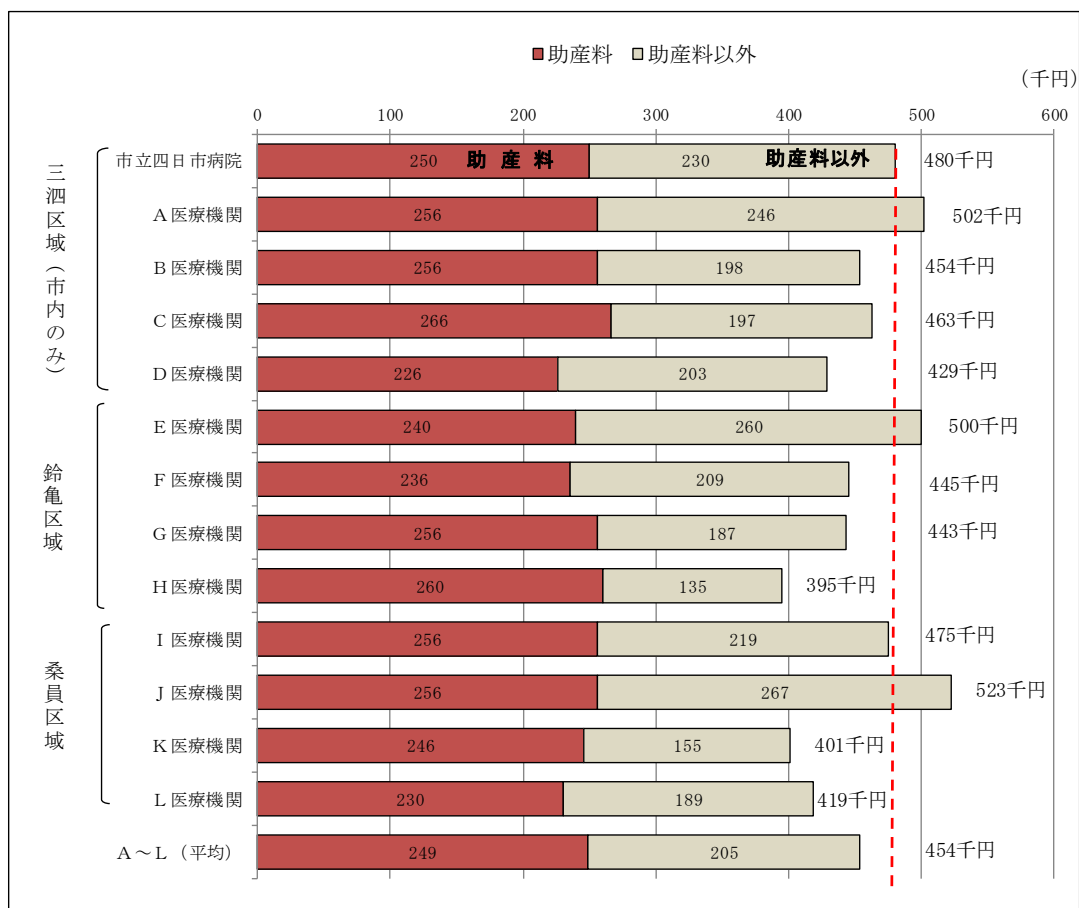
市立四日市病院で5日間入院した場合の標準的な出産費用は約48万円となるが、そのうち42万円は健康保険の出産育児一時金により負担額が軽減されるため、実質負担額は約6万円

○ 近隣他病院等の標準的な出産費用と助産料

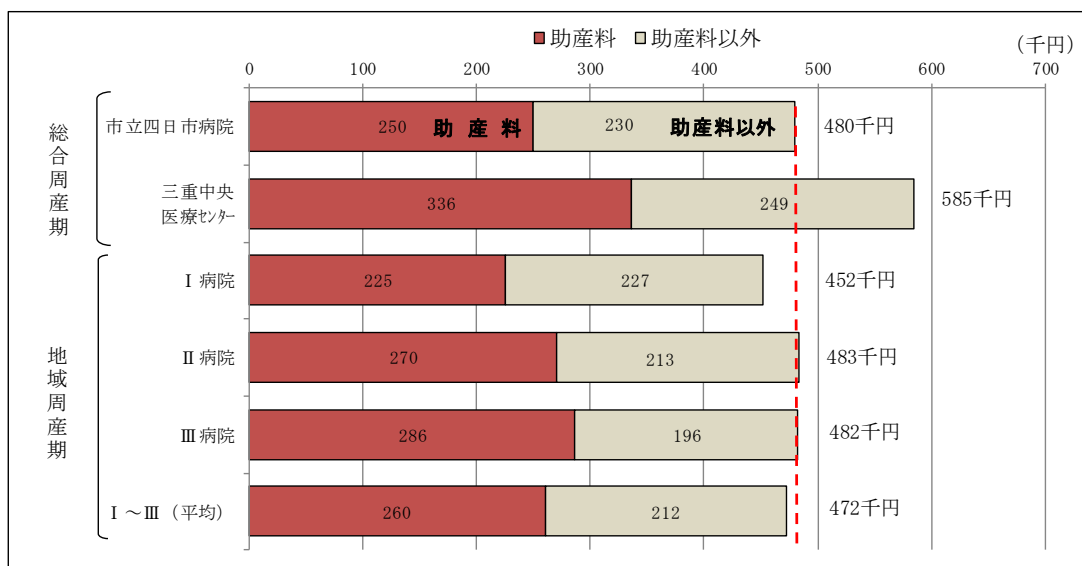
市立四日市病院からの照会による調査で平成 30 年 8 月 1 日現在
算出条件：正常分娩時の標準的な出産費用で個室利用なし（平日・通常診療の時間内に分娩、母・子と
もに 5 日入院）

※標準的な入院期間が 6 日以上医療機関もあるため、その場合は 5 日ではなく、最低日数の入院期間
に必要な出産費用を算出している。また、全室個室の医療機関については標準的な個室利用料を含め
ている。

北勢医療圏の分娩可能な医療機関との出産費用の比較



三重県内の周産期母子医療センターとの出産費用の比較



○ 分娩数から見た里帰り出産の現況

第7次三重県医療計画で示されている平成29年の分娩数（分娩地）は、下表のとおり、三重県が14,291件、北勢医療圏が6,717件、三泗区域が3,079件となっている。また、市立四日市病院は、733件となっている。

一方、住所地で把握する出生数の平成29年を見ると、三重県が13,202人、北勢医療圏が6,799人、三泗区域が3,113人となっている。

三重県全体では、出生数より分娩数が上回っており、県外から三重県への里帰り出産等が多くあることが分かる。その一方、北勢医療圏、三泗区域では、分娩数が若干下回っているものの、ほぼ同数となっている。

平成29年分娩数・出生数

区 分	分娩数 (分娩地)	出生数 (住所地)
三 重 県	14,291 件	13,202 人
北勢医療圏	6,717 件	6,799 人
三泗区域	3,079 件	3,113 人
市立四日市病院	733 件	—

○ 周産期死亡に係る分娩地別、住所地別の差異

周産期死亡率は、人口動態調査により住所地別で集計され算出される。そのため、例えば他県に住所地があり、三重県で里帰り出産した際に周産期死亡があった場合には、周産期死亡数は、分娩地の三重県ではなく住所地である他県で集計される。

下表のとおり、平成28年の周産期死亡に関して分娩地別と住所地別との差異を確認したところ、三重県全体で2.7%、北勢医療圏で11.6%、三泗区域で9.1%の乖離（住所地別人数に対する率）が見られた。

平成28年周産期死亡数

区 分	分娩地別 A	住所地別 B	乖離人数 A-B	乖離率(%) (A-B)/B*100
全国	3,516	3,516	0	0
三重県	73	75	-2	-2.7
北勢医療圏	38	43	-5	-11.6
桑員区域	8	9	-1	-11.1
三泗区域	20	22	-2	-9.1
四日市市	19	21	-2	-9.5
三重郡	1	1	0	0
鈴亀区域	10	12	-2	-16.7
中勢伊賀医療圏	21	18	3	16.7
南勢志摩医療圏	13	14	-1	-7.1
東紀州医療圏	1	0	1	—

Ⅲ. 三重県の医療計画と医療審議会

○ 第7次三重県医療計画（平成30（2018）～平成35（2023）年度）

(1) 三重県医療計画の概要

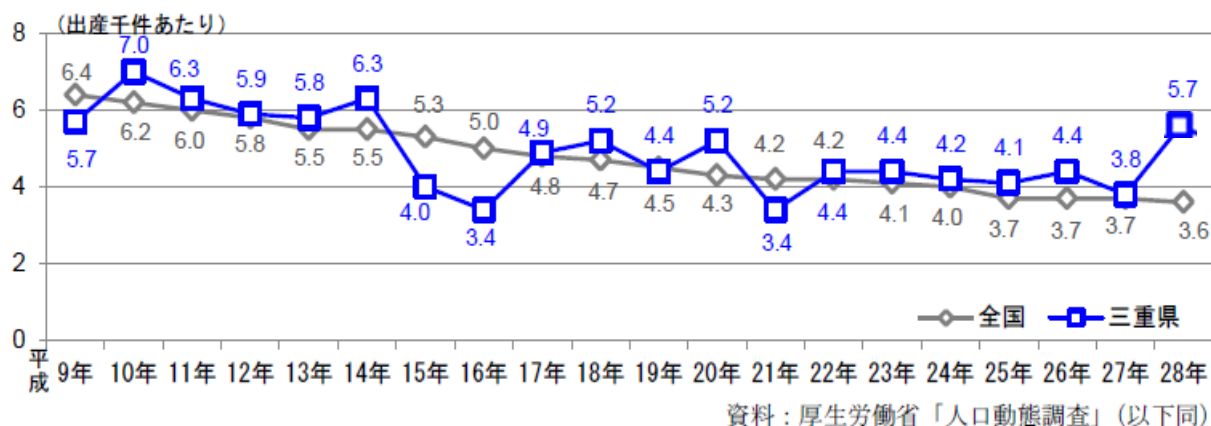
医療計画とは、医療法で定められている日常生活圏で通常必要とされる医療の確保のため、都道府県が作成する整備計画で二次医療機関を単位とし、地域医療の効率化・体系化を図るもので6年ごとに改定される。（今回の第7次計画から、介護計画等との整合性確保のため5年から6年に変更）

平成30年3月に策定された第7次三重県医療計画では、医療機能の分化と連携による効率的で質の高い医療提供体制の構築など基本的な考え方が掲げられ、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、五事業（救急、災害時、へき地、周産期、小児の各医療）と在宅医療についての数値目標が示されている。この計画の「周産期医療対策の項」に、周産期死亡率について次の記載がある。

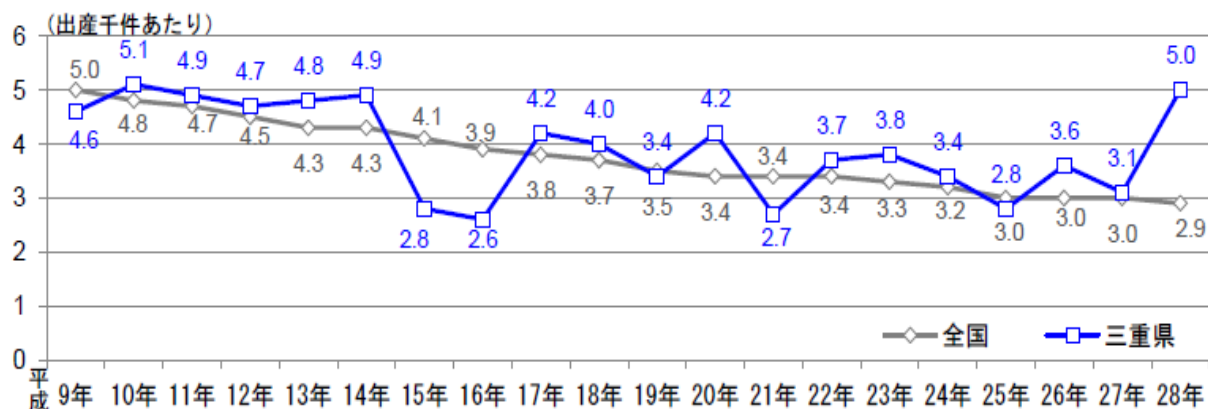
(抜粋)

本県における周産期死亡率は平成27（2015）年までは全国平均と同じく減少傾向にありましたが、平成28（2016）年には5.7と全国で最も悪い数値となっています。早期新生児死亡率は全国並みであることから、死産が増えたことが原因と考えられます。

図表5-9-2 周産期死亡率の推移



図表5-9-3 妊娠満22週以後の死産率の推移



次のページへ

(2) 三重県内の周産期死亡率と分娩施設数

三重県内の平成 28 年周産期死亡率の前年比較を見ると、三重県全体では 5.7 で前年の 3.8 に対し 1.9 ポイントの悪化、三泗区域では 7.0 で前年の 3.1 に対し 3.9 ポイントの悪化となっており、平成 28 年の三重県数値の悪化要因に市立四日市病院が属する三泗区域が関与していることがわかる。

(抜粋：周産期死亡率 平成 27 年との比較)

図表5-9-7 周産期死亡率 平成 27 年との比較

(単位：人、人/（出生+22 週以降の死産）千、人/出生千)

二次医療圏・ 構想区域	周産期死亡数/率				22 週以後の死産数/率				早期新生児死亡数/率			
	平成 28 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 27 年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
全 国	3,516	3.6	3,728	3.7	2,840	2.9	3,063	3.0	676	0.7	665	0.7
三重県	75	5.7	53	3.8	67	5.0	43	3.1	8	0.6	10	0.7
北勢医療圏	43	6.3	20	2.9	38	5.6	14	2.2	5	0.7	6	0.9
桑員区域	(9)	(5.3)	(2)	(1.2)	(8)	(4.7)	(2)	(1.2)	(1)	(0.6)		
三泗区域	(22)	(7.0)	(10)	(3.1)	(20)	(6.4)	(8)	(2.5)	(2)	(0.6)	(2)	(0.6)
鈴亀区域	(12)	(6.0)	(8)	(3.9)	(10)	(5.0)	(4)	(2.0)	(2)	(1.0)	(4)	(2.0)
中勢伊賀医療圏	18	6.0	17	5.1	16	5.3	14	4.2	2	0.7	3	0.9
津区域	(12)	(6.5)	(9)	(4.2)	(11)	(5.9)	(8)	(3.7)	(1)	(0.5)	(1)	(0.5)
伊賀区域	(6)	(5.2)	(8)	(6.6)	(5)	(4.3)	(6)	(5.0)	(1)	(0.9)	(2)	(1.7)
南勢志摩医療圏	14	4.6	13	4.0	13	4.3	12	3.7	1	0.3	1	0.3
松阪区域	(9)	(5.6)	(3)	(1.8)	(8)	(5.0)	(3)	(1.8)	(1)	(0.6)		
伊勢志摩区域	(5)	(3.5)	(10)	(6.3)	(5)	(3.5)	(9)	(5.7)			(1)	(0.6)
東紀州医療圏 (区域)	0	0.0	3	7.6	0	0.0	3	7.6	0	0.0	0	0.0

資料：厚生労働省「平成 27 年・28 年人口動態調査」

施設数と分娩数を見ると、市立四日市病院が属する三泗区域では、病院での分娩は 1,887 件、診療所での分娩は 1,192 件で計 3,079 件となっており、県内で最も多い区域となっているが、施設数は病院が 3 施設、診療所が 3 施設の計 6 施設であり、出産件数に対する分娩実施医療機関数が最も少ない状況となっている。

(抜粋：地域別分娩実施医療機関数)

図表5-9-9 地域別分娩実施医療機関数

二次医療圏・ 構想区域	病 院		診 療 所		助産所		分娩施設合計	
	施設数	分娩数	施設数	分娩数	施設数	分娩数	施設数	分娩数
全 国	1,055	557,412	1,308	465,180				
三重県	14	6,288	21	7,748	4	255	39	14,291
北勢医療圏	7	3,943	7	2,552	2	222	16	6,717
桑員区域	(3)	(998)	(1)	(527)	(1)	(155)	(5)	(1,680)
三泗区域	(3)	(1,887)	(3)	(1,192)			(6)	(3,079)
鈴亀区域	(1)	(1,058)	(3)	(833)	(1)	(67)	(5)	(1,958)
中勢伊賀医療圏	3	1,562	5	2,264	1	10	9	3,836
津区域	(2)	(1,043)	(3)	(1,566)	(1)	(10)	(6)	(2,619)
伊賀区域	(1)	(519)	(2)	(698)			(3)	(1,217)
南勢志摩医療圏	3	674	8	2,834	1	23	12	3,531
松阪区域	(2)	(438)	(3)	(1,245)			(5)	(1,683)
伊勢志摩区域	(1)	(236)	(5)	(1,589)	(1)	(23)	(7)	(1,848)
東紀州医療圏 (区域)	1	109	1	98			2	207

資料：三重県調べ（平成 29 年）、全国の施設数は「平成 26 年 医療施設調査」

(3) 三重県の周産期医療における課題と取組方向

これらの状況から三重県では課題、取組方向を次のとおり整理している。

(抜粋：課題)

- ・周産期死亡率が全国ワースト 1 位となり、周産期医療従事者が不足する中、安心・安全に出産できる体制を維持するため、ローリスクの出産は診療所、中等以上のリスクの出産は二次医療機関（周産期救急搬送協力病院）や三次医療機関（周産期母子医療センター）が担当する機能分担をより一層推進することが必要です。あわせて、いったん二次・三次医療機関が担当した場合であっても、症状が安定するなどリスクが一定以上低減した場合は、診療所や助産所へ再度転院するなど、リスクに応じて柔軟に対応できる連携体制が必要です。
- ・北勢医療圏、中勢伊賀医療圏の津区域、南勢志摩医療圏の松阪区域では、死産数（妊娠 22 週以後）が増加しているため、対応が必要です。

(抜粋：取組方向 2)

- 産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築
- 「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組みます。具体的には、症例検討会の開催による死産、新生児死亡症例の検証や、セミナーの開催等により周産期医療ネットワークシステムのさらなる充実を図るとともに、医師、助産師、看護師等関係者が一堂に会するセミナー等を開催します。（医療機関、医療関係団体、周産期母子医療センター、県）
 - 国立病院機構三重中央医療センター、三重大学医学部附属病院を拠点として、県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修を実施します。（三重大学、国立病院機構三重中央医療センター、県）
 - 周産期医療の取組にとどまらず、地域において妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援が行われるよう、関係各機関との連携を図ります。（医療機関、三重大学、各関係団体、市町、県）

(4) 三重県の周産期医療対策における数値目標

目標項目	目標項目の説明	目標値・現状値
周産期死亡率 【人口動態調査】	出産千あたりの周産期死亡率 3.0 以下（平成 28 年全国上位 8 位相当）を目標とします。 （ ）は平成 28 年の順位	目 標
		3.0
		現 状 (H28)
		5.7 (47 位)
うち死産率 (22 週以後)	出産千あたりの 22 週以後の死産率 2.4 以下（平成 28 年全国上位 8 位相当）を目標とします。 （ ）は平成 28 年の順位	目 標
		2.4
		現 状 (H28)
		5.0 (47 位)
うち早期新生児死亡率	出産千あたりの早期新生児死亡率が現状維持の 0.6 であることを目標とします。 （ ）は平成 28 年の順位	目 標
		0.6
		現 状 (H28)
		0.6 (17 位)

○ 三重県医療審議会周産期医療部会

(1) 三重県医療審議会周産期医療部会とは

周産期医療体制の整備に関する事項を所掌するために三重県医療審議会におかれた部会であり、三重県医師会、三重県産婦人科医会、三重県小児科医会、三重大学医学部教授、県内の周産期母子医療センターの医師など、周産期に関わる医師等 16 人が委員となっている。

(2) 三重県医療計画に関する審議

第 7 次三重県医療計画の周産期医療対策（素案）を審議するなかで、平成 28 年度の周産期死亡率について三重県が全国ワースト 1 になったこと、特に三泗区域の死産率が 6.4 と三重県の医療構想区域の中で最も悪い数値となったことに対しても議論がなされた。

安心・安全に出産できる体制を維持するために、ローリスクの出産は診療所、中等以上のリスクの出産は二次医療機関（周産期救急搬送協力病院）や三次医療機関（周産期母子医療センター）が担当する機能分担をより一層推進することが必要ということが当該周産期医療部会で提言された結果、三重県の第 7 次医療計画のなかで課題として整理されたところである。

(参考)

当該周産期医療部会において、市立四日市病院のローリスク妊娠（分娩）への関与、出産費用等に関しての言及があった。

○北勢地方卸売市場について

はじめに

平成 30 年の卸売市場法改正など、卸売市場を取り巻く環境が変化するなか、四日市市議会産業生活常任委員会では、北勢地方卸売市場の現状や老朽化、施設整備の課題などを踏まえた上で、今後の同市場のよりよいあり方について議論するため、北勢地方卸売市場の卸売、仲卸事業者及び市場管理会社の方々を参考人として招致し、所管事務調査を行いました。

1. 概要

(1) 設立

昭和47年11月 三重県卸売市場整備計画にて北勢地域の集配拠点整備が位置づけられる

昭和50年3月 北勢3市(四日市市、桑名市、鈴鹿市)の各議会において、北勢公設地方卸売市場組合の組合規約を議決

昭和50年5月13日 北勢公設地方卸売市場組合設立認可

昭和54年3月26日 北勢公設地方卸売市場開設許可、市場開場式

昭和54年4月17日 市場業務開始

【設置目的】

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって住民等の生活の安定に資する。

(2) 民営化の経緯

平成17年3月 総務省地方公営企業アドバイザー派遣事業制度報告書「北勢公設地方卸売市場の課題と打開方向について」による公設公営制の見直しの提言

平成17年10月 北勢公設地方卸売市場運営協議会設置

平成18年3月 市場運営協議会より「北勢公設地方卸売市場の運営形態に関する報告書」を市場組合管理者に提出

「卸売市場を取り巻く環境変化、取引規制の緩和などにより行政の役割も減少したことから公設公営制を見直す。流通環境の変動に即応できる効率性、判断の柔軟性や迅速性、市場運営の専門性が発揮できる市場運営会社による民営へ移行する。」

平成18年3月 業界と市場組合との間で民営化推進のための「覚書」を締結

平成18年4月 市場組合議会における「民営化推進に関する議決」

平成18年12月 旧精算会社を母体とし、市場運営部門を加えた「北勢公設卸売市場株式会社」設立

平成19年2月 市場の施設指定管理者（北勢公設卸売市場(株)）決議

平成19年4月 指定管理者による市場管理運営業務開始

平成21年8月 北勢公設地方卸売市場施設管理運営評価委員会最終意見書にて、指定管理者であ

る北勢公設卸売市場(株)に事業を譲渡することを「了」と評価

平成21年9月 市場組合・3市・北勢公設卸売市場(株)の間で「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」を締結

平成21年11月 市場組合議会において、事業の譲渡し等民営化・市場組合解散関する議案の議決

平成21年12月 三重県が、北勢公設地方卸売市場組合から北勢公設卸売市場(株)への事業の譲渡しを認可

平成22年4月1日 市場民営化実施

(3)概要

開設者：北勢公設卸売市場株式会社

所在地：四日市市河原田町字伊倉712

開場年月日：昭和54年4月17日

敷地面積：116,269 m²

建設費：7,144,957千円(用地費+施設費)

供給対象地域：北勢地域4市5町(四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町)

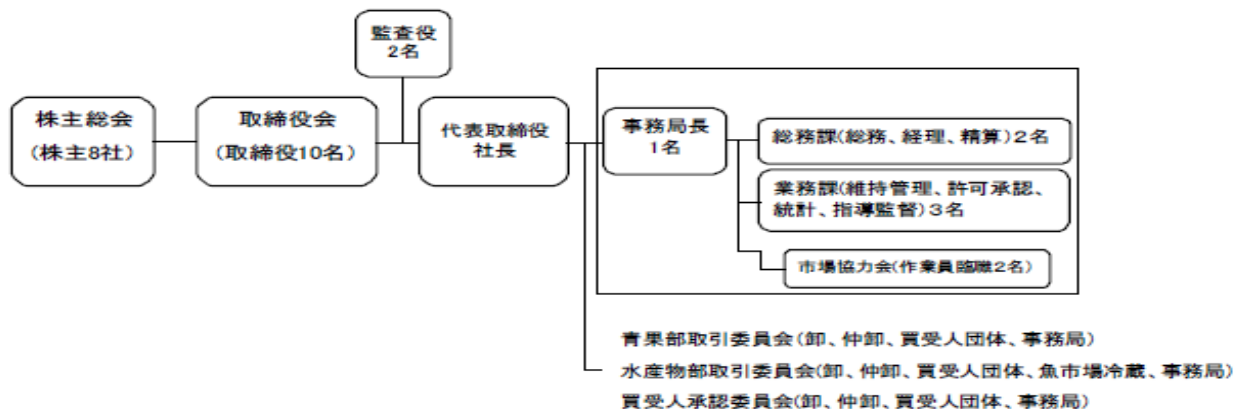
供給対象人口：約800,000人

卸売会社：青果1社、水産1社

仲卸会社：青果9社、水産11社

2. 運営体制

(1)組織機構



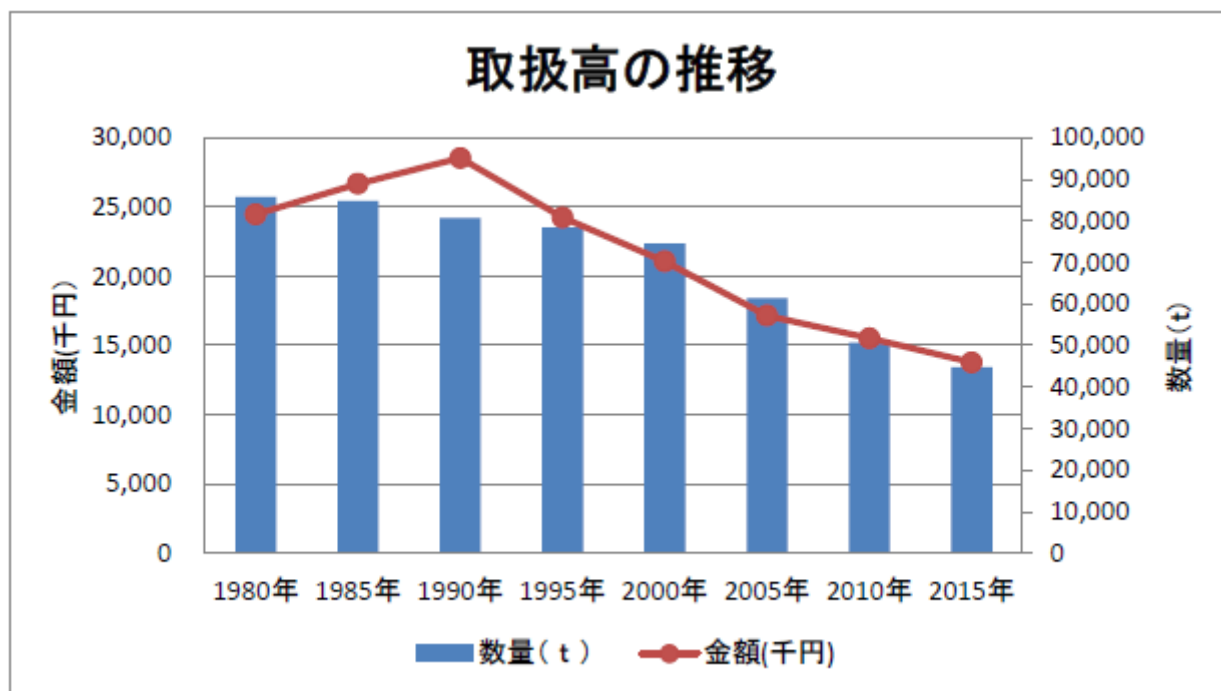
(2)株主構成・株主総会

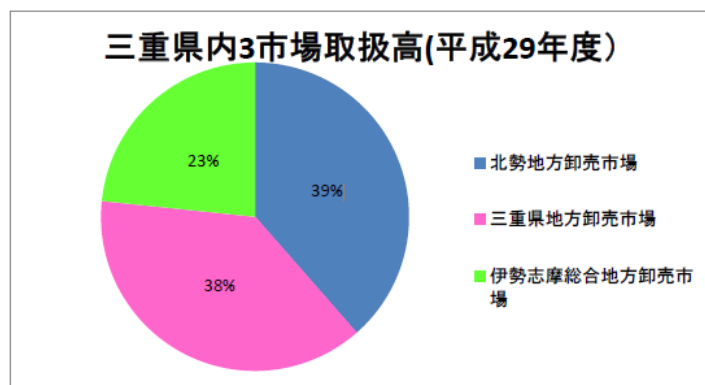
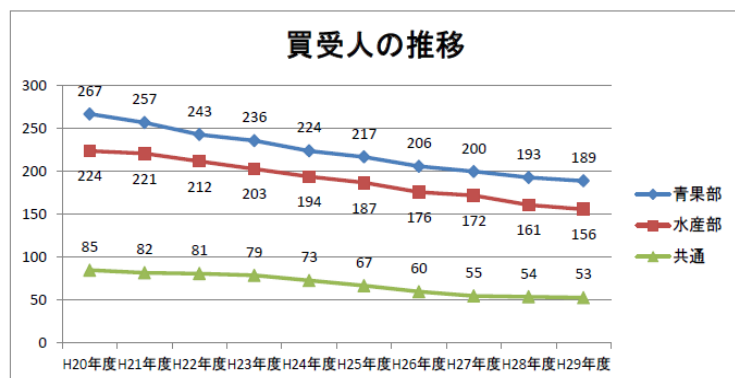
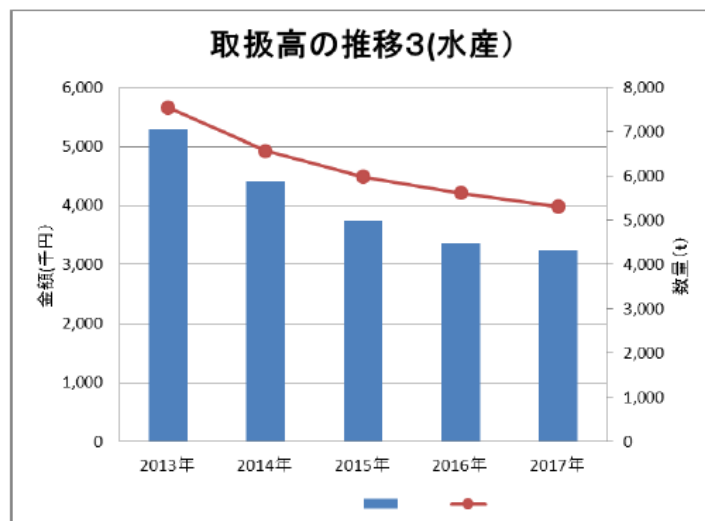
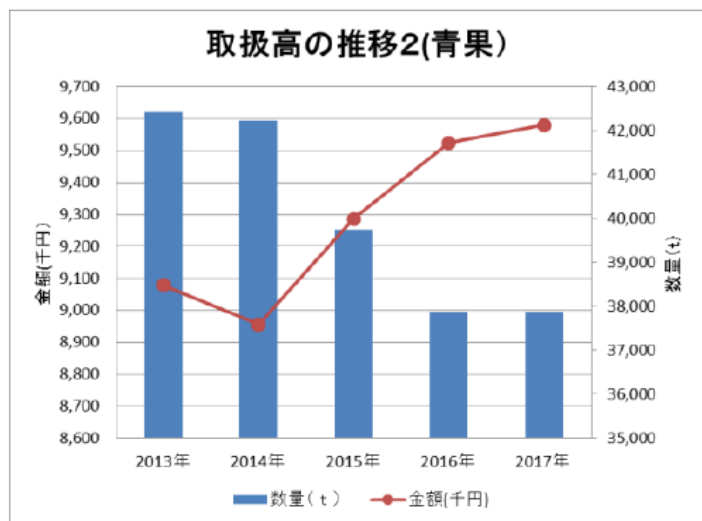
株 主	取 締 役
四日市合同青果(株)	左記の代表取締役他 1 名
四日市魚市場(株)	左記の代表取締役
青果物仲卸協同組合	左記の理事長
水産物仲卸協同組合	左記の理事長
(株)北勢青果商連合	左記の代表取締役他 1 名
北勢魚商業協同組合	左記の副理事長 2 名
(株)桑名青果連合	左記の代表取締役
北勢水産加工協同組合	

株主名簿	株主出席者名簿	持ち株数	議決権数
四日市合同青果(株)	代表取締役 佐川浩二	400	400
四日市魚市場(株)	代表取締役 中組勇次	200	200
青果物仲卸協同組合	代表取締役 竹野和幸	400	400
水産物仲卸協同組合	理事長 森正一郎	400	400
(株)北勢青果商連合	代表取締役 大泉 守	200	200
北勢魚商業協同組合	理事長 阪 和英	310	310
(株)桑名青果連合	代表取締役 浅野雅基	200	200
北勢水産加工協同組合	理事長 田代茂人	90	90
株主合計 8社	合 計	2,200	2,200
青果1,200株、水産1,000株	自社株数	400	過半数1,101以上
卸600株、仲卸800株、	発行済株式数	2,600	
小売800株	発行株式上限	2,700	
決議の方法(定款第17条第1項)	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。		

3. 運営状況

市場は当地域にとって、食の安全・安心の確保、安定供給といった役割を担っている。年間総取扱量は年々減少傾向であり、取扱金額も総売上高が少しずつ減少しているものの、青果の取扱比率は、数量、金額ともに上昇傾向にあり、三重県内においても青果の取扱高は、他市場を上回っている。





市場	取扱金額(千円)		
	合計	青果	水産
北勢地方卸売市場	13,558,073	9,579,500	3,978,573
三重県地方卸売市場	13,404,884	9,316,999	4,087,885
伊勢志摩総合地方卸売市場	8,220,401	3,924,796	4,295,605

4. 施設の維持管理

市場開設からおおよそ40年が経過することもあり、施設の老朽化対策が急務であることが市場会社から課題として挙げられている。

■過去3年間の施設修繕費

平成29年度 37,141 千円 (青果棟屋上防水改修工事 22,500 千円 ほかに34件)

平成28年度 29,898 千円 (青果冷蔵庫棟屋上防水改修及び

底部補修工事 7,400 千円 ほかに35件)

平成27年度 19,650 千円 (青果倉庫屋上防水塗装工事及び

樋補修工事 6,900 千円 ほかに28件)

■今後必要となる主な改修工事(北勢市場営繕計画書より)

建築工事(屋上防水改修、屋上屋根ALC 版スラブ補強、外壁改修等)

520,400 千円

電気設備工事 110,715 千円

機械設備工事 114,832 千円

5. 施設改修に対する契約等

北勢公設卸売市場組合の民営化において、関係3市(四日市市、鈴鹿市、桑名市)と市場会社との間で財産の無償貸付に関する契約書が交わされており、土地及び建物等を10年間の無償貸付するものとされている。

平成32年で10年になるが、平成32年以降は申し出がない限り協定は1年ごとに延長される。

財産の無償貸付に関する契約書

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 貸付期間が満了する1年前までに甲、乙、丙又は丁のいずれからの特段の意思表示がない場合は、本契約は1年間同一条件で継続するものとし、その後も同様とする。

甲：四日市市、乙：桑名市、丙：鈴鹿市、丁：北勢公設卸売市場株式会社

市場会社は借り受けた物件を地方卸売市場の開設者として運営管理し、維持管理費を含む運営事業費は徴収する使用料で賄うとされているが、施設の大規模な改修に関しては、「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」において、関係3市で協議するとされている。

北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書

(管理運営事業費等の負担)

第7条 卸売市場の民営化後の維持管理費を含む運営事業費については、徴収する使用料をもって戊がすべて負担することとする。

2 市場関係3市は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について更新、修繕、改良その他の行為をするために要する経費は、すべて戊の負担とする。

(災害復旧及び大規模改修)

第8条 災害等により、貸付物件が著しくき損し、戊の能力では修復不能となったとき、また、市場関係3市が大規模な改修、修繕の必要性を認めたときは、その時点における戊の財政状況等を勘案し、復旧方法及び助成方法等について、誠意をもって別途協議する。

戊：北勢公設卸売市場株式会社

また、大規模な改修、修繕に要する経費は市場関係３市で負担するものとされている。

北勢公設地方卸売市場組合の解散に伴う事務承継に関する覚書

(改修等)

第３条 北勢公設卸売市場株式会社に貸し付けた帰属物件（以下「貸付物件」という。）が、災害等により著しくき損し、北勢公設卸売市場株式会社において修繕不能となったとき、貸付物件について大規模な改修又は修繕の必要があると認めたとき及び貸付物件について処分を行おうとするときは、その対応について市場関係３市が別途協議し決定するものとする。

(経費の分担)

第４条 政府債の償還に係る元金および利子(別表)、承継事務及び北勢卸売市場管理評価委員会に係る事務処理経費並びに前条の改修、修繕及び処分に要する経費については、次に定める割合で、市場関係３市が負担するものとする。

四日市市	１００分の５２
桑名市	１００分の１８
鈴鹿市	１００分の３０

(甲：四日市市、乙：桑名市、丙：鈴鹿市)

６．卸売市場法の改正

平成30 年6月22日公布

平成32 年6月21日施行

○法改正の背景

- ☐ 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- ☐ 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- ☐ このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

○主な改正点

改正前	改正後
中央卸売市場の開設 農林水産大臣による認可 開設者は地方公共団体	→ 農林水産大臣による認定 開設者は地方公共団体、法人
地方卸売市場の開設 都道府県知事の許可	→ 都道府県知事の認定
中央卸売市場の卸売業者・仲卸業者 農林水産大臣による許可・仲卸業者は 開設者による許可	→ 手続き規定なし
地方卸売市場の卸売業者・仲卸業者 都道府県知事による許可・仲卸業者は 開設者による許可	→ 手続き規定なし
売買取引ルール 禁止事項を明記	→ 遵守事項として業務規定に定めることができる



市場の開設は、認可から認定へ
中央卸売市場の開設者は、地方公共団体から法人へ
取引ルールは開設者が市場関係者と協議して定める

★市場開設者の自主性が重んじられる

○取引ルール関係

	中央卸売市場	地方卸売市場
開設者が行うこと	①差別的取り扱いの禁止 ②卸売の数量、価格、予定数量の公表 ③指導・助言、報告・監査、是正の求め等 ④売買取引の方法の設定 ⑤決済の方法	
取引参加者の遵守事項(共通)	①売買取引の原則 ②差別的取り扱いの禁止 ③売買取引の方法 ④売買取引条件の公表 ⑤受託拒否の禁止 ⑥決済の確保 ⑦卸売の数量、価格、予定数量、委託料等の状況等の公表	①売買取引の原則 ②差別的取り扱いの禁止 ③売買取引の方法 ④売買取引条件の公表 ⑤決済の確保 ⑥卸売の数量、価格、予定数量、委託料等の状況等の公表
取引参加者の遵守事項(各市場毎)	第三者販売、直荷引き、商物分離、自己買付等について実態に応じて設定	第三者販売、直荷引き、商物分離、受託拒否の禁止、自己買付等について実態に応じて設定

○中央卸売市場と地方卸売市場の相違点

	中央卸売市場	地方卸売市場
施設規模	施設(卸売場、仲卸売場、倉庫・冷蔵庫)の規模が一定以上 青果、水産 各 10,000 m ² 食肉、花き、その他各 1,500 m ²	規模の条件は無し (北勢卸売市場は 青果13,497m ² 、 水産 9,037m ²)
開設者の取引結果等の公表	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格 (取引方法ごとに高値・中値・安値) ・前日の主要な品目の卸売の数量・価格	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格
卸売業者の取引結果等の公表	・主要な品目の卸売予定数量(主要な産地ごと) ・主要な品目の卸売の数量・価格 (主要な産地ごと、取引方法・第三者販売・商物分離ごとに高値・中値・安値) ・前月の手数料の受領額等	・主要な品目の卸売予定数量 ・主要な品目の卸売の数量・価格 ・前月の手数料の受領額等

○国による支援

国は、認定を受けた食品流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内で補助できる。

7. 参考人、理事者への質疑

<北勢地方卸売市場の改修について>

Q：北勢地方卸売市場の躯体や設備は十分か。改修の必要はあるか。

A：四日市合同青果株式会社 果実部取締役部長 近藤 徳久

施設や躯体が老朽化しているので地震等に耐えられるのか心配である。特に天井の劣化は深刻である。我々卸売事業者としては北勢地方卸売市場を安心安全な魅力ある市場にしたい。そのためには、特に夏場の温度管理など、消費者により新鮮なものを届けるための冷蔵設備が必要になる。売上を増やしていくためにも全国から集荷できるような設備の整備を強く要望する。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

水産でいえば、現在の北勢地方卸売市場も温度管理がなされ、コールドチェーン化されているが、市場の躯体は設置から年月が経っているので改修の必要がある。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

以前は取扱量に応じて価格形成を行い、その日の販売をするのが主流だったが、今は中食外食が進み、曜日によって消費の数量も変わる。その中で特に冷蔵設備がまったく不十分である。実際に外に荷物を置いたままの時もあり、安全安心が保てているのか心配である。事業者も早く流通させるなど努力しているが、冷蔵設備以外にもシャッターが老朽化し、開け閉めもままならない状況であるので、安全安心を高めるためにも設備投資をすべきだし、改修を含めた新設備の導入は必要である。

A：株式会社マルユー 代表取締役 榊原 淳司

現状では躯体の雨漏りが一番ネックになっている。雨が多い時期になると市場のあらゆるところから雨漏りがあり、その下の商品が濡れ、出荷できなくなることもある。

また、北勢地方卸売市場は津波避難ビルに指定されていることから、耐震性があるのかを調べてもらう必要がある。

A：株式会社牧野商店 代表取締役 牧野 馨太

水産事業者であれば上下水道設備は必須だが、水道管が40年前のもので先日破損したため、今後も同様の破損が生じる恐れがある。躯体に水道管が張り巡らされており工事も苦勞するため改修の必要がある。

Q：仮に北勢地方卸売市場の改修が行われた場合、それに伴って施設使用料が値上げされる可能性もあるが、どう思うか。

A：四日市合同青果株式会社 果実部取締役部長 近藤 徳久

各会社ぎりぎりのところでやっているなので、値上げは控えていただきたい。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

できれば現状維持でお願いしたいが、コンプライアンスが問われる時代なので、どうしても必要ならば考えていかなければならない。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

現状維持のための改修によって施設使用料が増えるというのは厳しい。ただ、設備投資し売上高を上げ、事業者の所得を向上させることは必要である。施設使用料の値上げに全面的に反

対というわけではなく、施設、設備をどのようにしていくかによる。よって、現状維持ならば値上げに反対だし、より売上高を増やすような施設、設備にしていくための値上げならば検討の余地はある。

A：株式会社マルユー 代表取締役 榑原 淳司

施設使用料が上がることは反対だが、今後改修する中で、北勢地方卸売市場が活気ある市場になり、取扱量が増えるという未来に向けて改修を行うのであれば値上げも必要なのかなと思う。

A：株式会社牧野商店 代表取締役 牧野 馨太

消費者の口に直接入る商品だから、衛生管理の設備が整い、その結果消費者や売上が増えていけば値上げも仕方ないと思うが、現状では厳しい。

Q. 雨漏りや埃など、老朽化している部分を取りあえず応急的に改修すべきなのか、多少我慢しても新しい時代に対応できる大規模な改修をすべきなのかどちらか。また、将来を見据えた改修についての協議はしているのか。

A：北勢公設卸売市場株式会社 事務局長 森川 武

現状の老朽部分は是非とも改修していただきたい。また、新しい時代に対応するためには現状の施設では厳しいところもあるが、現状の市場の具体的なデータを分析しないと正確なことが言えないため、将来展望を含めた支援策を行政とともに考えていきたいので、応援していただきたい。

北勢地方卸売市場周辺には食品加工団地、食品卸売団地があり、ともに市場の活性化のために連携していることから、現状の場所で改修し施設を有効活用していきたいというのが北勢公設卸売市場株式会社取締役会の統一した意見である。

<中央卸売市場と地方卸売市場について>

Q：中央卸売市場と地方卸売市場のどちらの形態が事業者にとって有利だと考えるか。

A：四日市合同青果株式会社 果実部取締役部長 近藤 徳久

青果事業者としては中央卸売市場の方が望ましい。国の援助が魅力的であるし、中央卸売市場という名前によってより多くの集荷が期待できる。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

確かに中央卸売市場の方がメリットもあるが、現状として考えたときに中央、地方というよりは、もっと魅力ある市場をつくることで他の市場と差別化を図れるよう努力していくべきである。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

大型産地では出荷先を選ぶということが行われている。生産者が北勢地方卸売市場に出荷したいと思ってもらうには地方卸売市場ではなく中央卸売市場にしていく必要はある。

A：株式会社マルユー 代表取締役 榑原 淳司

全国から荷物が集まりやすくなる中央卸売市場が望ましい。

A：株式会社牧野商店 代表取締役 牧野 馨太

現状で消費者ニーズに答えられるような商品を揃えられないことがあるが、中央卸売市場に

なれば荷物が増えニーズに答えられるようになり、市場としての魅力が向上すると考える。

Q：市場関係者の中で中央卸売市場か地方卸売市場どちらの形態にすべきか協議をしたことはあるか。

A：北勢公設卸売市場株式会社 事務局長 森川 武

北勢公設卸売市場株式会社の取締役会の中ではそういった議論はない。また、仮に青果だけでも中央卸売市場となった場合でも、実際は卸売の資本力が勝負になる。また、中央卸売市場では、産地ごとの高値、中値、安値など日々の統計データを細かく管理していかなければならず管理コストが発生したり、卸売、仲卸業者への業務指導を行うため、今の体制では管理会社の財政的、人的問題が課題になる。

Q：中央卸売市場でなく地方卸売市場でも荷物は集まるのか。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

青果とは少し異なると思うが、水産としては、中央、地方ということよりもその市場が魅力ある売り方をしていけばより集荷できる。

<市場の魅力向上、他市場との差別化について>

Q：施設改修も含め、北勢地方卸売市場に一番足りない部分、他市場と差別化するために優先すべきところは何か。

A：四日市合同青果株式会社 果実部取締役部長 近藤 徳久

現場が埃だらけで商品にかかってしまうのでその対策と、特に夏場に必要となる低温保冷庫の整備をお願いしたい。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

設備の老朽化に伴う安心安全の懸念部分については真っ先に対応すべきと考える。他市場との差別化については、三重県は産地市場が多いが産地市場も家内で行っていることが多く、いろいろな市場に出荷できないために漁連や漁協と協力することになるが、そこが上手く連携できていない。そういったところを含めて産地市場の協力ができるようなハブ市場として、三重県のいい商品、差別化が図れる商品を全国に紹介できる市場になることが大切である。

また、北勢地方卸売市場では買受人や買出人の後継者がおらず少なくなっているのも、そういった方たちが来てもらう市場にするためには取扱量を増やすべきだと考える。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

活気あふれる市場にするためには取扱量を増やすことが必要である。そのために施設の整備や先進的な取扱いができるような環境をつくることが大切である。衛生面を重視する病院などは、所在地が三重県であっても名古屋から仕入れることがある。北勢地方卸売市場から三重県中に三重の野菜を納品できるような環境をつくることで市場の取扱量も上がるし、生産者のモチベーション向上に繋がる。よって、設備は大切な部分である。ただし、整備するには金額的な問題もあるので関係者で協議していくべきだと考える。

A：株式会社マルユー 代表取締役 榊原 淳司

他市場と差別化するためには取扱量を増やすことが重要である。そのためには生産者が北勢

地方卸売市場に持っていけば安心できる体制を整えるということだが、夏場は外に商品が置かれることがあるので、冷蔵設備があれば生産者も安心して出荷できる。一括りに設備といっても様々だが、まずは冷蔵設備があるとよい。

A：株式会社牧野商店 代表取締役 牧野 馨太

水産事業者にとって一番必要なのは上下水道設備である。また、市場内に冷凍庫も必要である。

A：北勢公設卸売市場株式会社 事務局長 森川 武

改修について、市場管理会社の立場でいうと大規模改修するような財政的余裕がないので、北勢地方卸売市場を民営化した際の協定の原点に基づき、大規模改修時には3市が協議しながら支援ができる体制となっていることを改めて強く訴えさせていただき、議会、行政の皆様には是非とも支援をお願いしたい。

Q：時代に適応した魅力ある市場にしていくためには何が必要か。

A：四日市合同青果株式会社 果実部取締役部長 近藤 徳久

取扱量を増やすことである。札幌の市場では仲卸の場外取引も全て卸売を通させることで売り上げを上げている。つまり、見えない売上ではなく市場本来の姿で取引している。ただし、場外取引が発生するのは卸売の力が無いのも事実である。魅力のあるものを卸売が市場に入れないから仲卸は場外から荷引きをする。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

地方市場であるので小回りが利く対応ができるように、消費者の小さなニーズに対して少しずつでも積み重ねていけば今の流れにあった地方市場になるのではないかと。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

北勢地方卸売市場を三重県産品の発信拠点にしていくことである。市場の敷地を減らして効率的な運営をとという議論もあったが、単に敷地を減らすのではなくその場所に道の駅をつくるなどし、市場に興味を持ってもらって、四日市のものを買おうと思ってもらうことが大切である。

A：株式会社マルユー 代表取締役 榊原 淳司

市場開放の回数を増やすなど地域密着の市場とし、来場者にこの市場から色々な商品が流れていくのだということを知ってもらうことで魅力が伝わるのではないかと。

A：株式会社牧野商店 代表取締役 牧野 馨太

地物が一番活気があり魅力があるので、地物の種類が増えればより魅力ある市場になると考える。

<行政と市場関係者との協議について>

Q：「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」において大規模改修を行う場合に市場管理会社と市場関係3市が別途協議するとなっているが、市場の将来展望について行政は市場関係者と協議しているのか。

A：商工農水部 石田農水振興課長

市場管理会社とは色々な情報交換は行っているが、市場の事業者と将来展望を含めた考え方について協議したことはない。ただし、市場の現状がどういう状態かという話は事業者からも聞いている。

Q：北勢地方卸売市場では老朽化に伴い雨漏りや埃の被害が多発する中で、安全性を重視する病院などは三重県内に所在していても名古屋から仕入れるといった話があったが、これは危機的な状況だと考える。営繕計画は市場管理会社から行政に提出されているとのことだが、庁内において具体的に協議されていないことは課題であり認識が薄いのではないか。

A：商工農水部 佐藤部長

市場管理会社とともに改修した場合に将来的にどうなるのか詳しいデータをもらえないかというやり取りをしている。そのデータをもとに桑名市、鈴鹿市に協議のテーブルについてもらうよう現在調整している。

<その他>

Q：今後事業者として事業を拡大していくのか。現状維持とするのか。

A：四日市合同青果株式会社 果実部取締役部長 近藤 徳久

当然事業拡大を目指しており、現状維持は衰退である。農業を取り巻く状況はこれからも進化していくし、大企業も参入してくる。これらに対応していくためにも前進し、北勢地方卸売市場を魅力ある市場にしていきたい。

A：四日市魚市場株式会社 専務取締役 米倉 輝之

もちろん事業拡大だが、現状では市場業界自体が人材不足であるので市場で働く人たちが魅力を感じられるような市場にしていけないと事業拡大に繋がっていかない。北勢地方卸売市場が県内の産地市場のハブ的な立場になるなど、合理的な市場を目指していければと考える。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

現状維持は衰退である。発展させることにより新たな魅力をつくりだし、北勢地方卸売市場を盛り上げていきたい。

A：株式会社マルユー 代表取締役 榊原 淳司

事業を拡大し活気ある市場をつくっていきたい。

A：株式会社牧野商店 代表取締役 牧野 馨太

事業は拡大していきたいが現状の設備では拡大しても追い付かない。クリーンルームの整備やHACCPの認定が取れば事業拡大できるので、それに伴って施設使用料の値上げということになれば上手くいくのではないか。

Q：以前より取扱高が減っているという事ならば市場の敷地を半分程度売却し、コンパクトに建て直すということも検討する必要があるのではないか。また、卸売を通した商品を扱うために市場が必要なのであり場外取引のために施設整備をすべきではないと思うがどうか。

A：北勢公設卸売市場株式会社 事務局長 森川 武

取扱高データは卸売を通したものであって、近年卸売を通さない場外取引が増えており、その数字が把握されていない。そのため、実際に市場を経由する取扱高というのは本当はもっと

多いと考える。よって、現場の感覚では市場を縮小できる状態ではないと考える。

なお、場外取引は卸売を通さないだけで実際は市場の敷地を利用して取引されている。

A：三重促成株式会社 代表取締役社長 福村 康仁

現在では卸売と仲卸の垣根がなくなってきており、荷受人もどこにでも売れるという環境になっている。逆に弊社でも自分たちの産地を作るなどし、生産物を場外取引している。場外取引は市場本来の役割と関係ないのではないと言われるが、荷受人は市民のためにより良いものを選択する必要があるので、市場業務としてやらしてもらっているという自負がある。それが卸売を通さなければ市場本来の役割を果たしていないと言われると、それは違う。小さい生産者を指導しながら大きく育てていくということ、生産者を守っていくことは北勢地方卸売市場全体で考えていくべきことであるし、食の安定供給を北勢地方卸売市場としてみんなで考えながら守っていきたいと考えている。

8. 委員からの主な意見

・卸売市場法が大きく変わったことによって、卸売市場には様々な可能性が考えられる。その中で、管理会社として、今の財政状況では中央卸売市場化は難しいと言い切ってしまうのではなく、内容を精査し、現状で難しい部分を具体的に調査しないと進まないのではないかと。

・雨漏りや老朽化部分を直したとして、将来に向けてどのように取扱量を増やし、市民のニーズに答えるようにするのか。今後は HACCP などの認証を取得していかなければならないし、日本の野菜の作り方では世界に通用しなくなる。農業の大転換が始まろうとしているのだから、数十年スパンで物を見て中勢南勢含めていい場所に北勢地方卸売市場を建て替えて、三重県全体に恩恵を波及させるなどの発想を持たないと時代の変化に対応していけない。官は官の根回しをし、市場管理会社は民の出身で運営していかないと柔軟な対応はできない。市場管理会社は市場事業者の意見をきちんと行政に伝えていく必要がある。

・北勢地方卸売市場の発展に焦点を当てると、場外取引ではなく市場を通して流通させもらうことが必要である。個人の会社で生産者を育てたり、自前の設備の中で市場を通さずに流通させるのは良いと思うが、税金を投じて改修等を行うのであれば、市場を通した取引が活発に行われ、手数料が入り、施設使用料も増えるといったサイクルを作ることが大事である。また、買受人の数も減っているならば市場内駐車場の敷地規模が適正なのかを見直し、敷地を有効に活用していくべきである

・北勢地方卸売市場の改修については、津波避難ビルという防災の視点と新しい時代に適応できるようなマーケティングの視点から考えていく必要がある。また、大規模改修については協定において四日市市、桑名市、鈴鹿市の3市で協議するとなっているので、そのテーブルもつくらなければならない。

9. まとめ

産業生活常任委員会では、今年度の管内視察において北勢地方卸売市場を視察し場内の状況等について確認を行ったところですが、今回の所管事務調査において、北勢地方卸売市場が将来に向けてどのように発展していくべきなのか、施設改修に関する課題を含め、実際に業務に携わる市場関係者を参考人として招致し意見聴取及び質疑を行いました。

その中で、市場関係者からは雨漏りや埃が深刻化しているといった施設躯体についての現状と、冷蔵設備が整っていないなどの設備の現状が訴えられた一方で、委員、参考人双方から、将来的な視点で新しい時代にあった市場を目指すためには、現在老朽化している箇所修復のみを行うのか、設備を含めた市場全体の大規模な改修を行うのかということについて様々な質疑・意見が出されました。

市場の大規模な改修、修繕については、「北勢公設地方卸売市場の民営化に関する協定書」において、本市だけでなく桑名市、鈴鹿市を含めた3市で協議するとされており、また「北勢公設地方卸売市場組合の解散に伴う事務承継に関する覚書」において、大規模な改修、修繕に要する経費について、3市の負担割合が定められています。そのためには、まずは北勢地方卸売市場を、中央卸売市場化を含め、将来的にどのように発展させていくのかについて市場管理会社や卸売・仲卸事業者等と行政で協議し方針を定めた上で、改修なのか、移転なのか、別の方法をとるのか決定する必要があります。

北勢地方卸売市場は現在民営化されているものの公的な機能を担っていることには変わりはなく、行政も市場の将来に関する協議に責任をもって関わっていくべきだということを要望し当委員会の報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	樋口龍馬
副委員長	平野貴之
委員	小林博次
委員	日置記平
委員	小川政人
委員	竹野兼主
委員	豊田政典
委員	中川雅晶
委員	豊田祥司

5. 行政視察報告書

平成 30 年 10 月 10 日

四日市市議会

議長 竹野 兼主 様

産業生活常任委員会

委員長 樋口 龍馬

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 30 年 7 月 23 日（月）～7 月 25 日（水）
2. 視察都市 福岡市、岩国市、明石市
3. 参加者 樋口龍馬、平野貴之、小林博次、日置記平、小川政人、
竹野兼主、中川雅晶、豊田祥司
（随行）渡邊晋太郎
4. 調査事項 別紙のとおり

(福岡市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 4 月 1 日
 人 口 1,570,095 人 (平成 30 年 4 月 1 日付)
 面 積 343.39 平方キロメートル
2. 財政 平成 30 年度一般会計当初予算 8387 億 6900 万円
 平成 30 年度特別会計当初予算 7347 億 7666 万円
 平成 30 年度企業会計当初予算 3029 億 6619 万円
 合 計 1 兆 8765 億 1185 万円
3. 議会 条例定数 62
 5 常任委員会 (第 1 委員会から第 5 委員会)

4. 視察事項

既卒留学生を対象とした有償インターンシップ事業について

1) 視察目的

福岡市では、福岡市内に本学 (学校事務局・事務部) が所在している大学・大学院を卒業後も、在留資格を「特定活動」に変更して日本での就職活動を継続している既卒留学生を対象に、採用試験を兼ねた有償インターンシップを実施している。

具体的には、参加企業に労働者派遣契約に基づき、既卒留学生をインターンシップとして受け入れてもらい、実際の業務に従事させるというもの。

留学生は地元企業での実際の業務や社風などを体験できるとともに、生活費を心配することなく就職活動に専念することができ、企業は正式採用の前に自社の組織や業務への適性を判断できることから、採用に直接結びつく効果的な就職支援として実施されている。本市においても外国人留学生が多数在籍する大学を擁していることから福岡市の取り組みを参考とするため視察を行った。

2) 福岡市のアジア戦略

福岡市では1987年に福岡市基本構想「活力あるアジアの拠点都市」を制定して以降、他都市に先駆けてアジアに開かれたまちづくりを推進しており、1989年「アジア太平

洋博覧会」、1990年「アジア太平洋フェスティバル」「福岡アジア文化賞」などを開催・設立し、1997年には九州唯一の国連機関として「国連ハビタット福岡本部」を開設、また1999年にはアジアの近現代の美術作品を収集展示する「福岡アジア美術館」を開館している。また、福岡市は都心部から半径2.5km圏内に博多港、福岡空港、J R博多駅を擁しており住みやすいコンパクトシティとしての評価を得ているほか、特に福岡空港は、中国、韓国、台湾をはじめとしたアジア各国、世界に繋がる国際ゲートウェイとしての役割を担っている。

これらアジア関連の各種会議体の開催や交通等における利便性の面から、福岡市はアジアのリーダー都市を目指している。

3) 福岡市の現状

福岡市の人口は平成 30 年 4 月時点で約 157 万人となっており、政令市の中で 5 番目に人口が多い。また、今後約 20 年間は継続的に増加していく見込みである。

市内の登録外国人数は平成 29 年 12 月末時点で 35,257 人であり、国別では中国、韓国、ベトナム、ネパール、フィリピンの順に多い。市内大学に在学中の留学生については平成 29 年度時点で 3,397 人であり、中国、韓国、ベトナム、インドネシア、ネパールの順に多く、登録外国人の国別構成とほぼ同じとなっている。

住環境については「平成 29 年度市政に関する意識調査」において市民の約 96 パーセントが住みやすさを実感しており、留学生については「福岡市留学生実態調査」において約 90 パーセントが生活に満足しているとの結果が出ている。

市税収入については、4 年連続の収入増であり平成 28 年度で 2,883 億円である。

4) 福岡市の成長戦略

①国家戦略特区によるスタートアップ支援

外国人が福岡市で起業する際に住居や事業所の賃料の一部補助をしたり、「経営・管理」の在留資格取得要件が緩和される。また、起業を志す市民をサポートするため、起業の準備や相談ができるスタートアップカフェを設置したり、スタートアップ法人減税として、現行約 30 パーセントの法人税を約 22 パーセントまで引き下げている。

②官民共働による創業支援施設（FUKUOKA growth next）

旧小学校を活用し、起業相談窓口、シェアオフィス、ワーキングスペース、DIY ス

タジオを設置したり、起業に関するイベントなどを開催している。また、この場が異業種間のコミュニティ形成を促進したり、投資家との連携の場としても活用されている。

このような取り組みの成果として、福岡市は平成25年から平成27年の3年連続で、開業率1位（政令市）を達成している。

5) 福岡市の留学生施策

福岡市では、従来から外国人（留学生含む）が来日し住民登録をする際に、相談内容別窓口の案内、ごみの出し方の紹介、防災関連のチラシなどを英語、中国語、韓国語にそれぞれ翻訳した「ウエルカムキット」を配布したり、奨学金を支給するなど、生活支援及び経済支援を行ってきた。

こうした取り組みもあり、留学生数は京都市、神戸市に次ぐ全国3位となったが、市内に定着せず東京、大阪などに流出することが課題となっていた。

このような課題に対する対策として、下記の取り組みを行った。

①留学生の定着・活用のための産官学の連携組織を設立

＜平成27年度＞

留学生、大学、経済団体、地元企業などでキックオフイベントを開催し、留学生定着促進に向けた問題意識の共有や、参加者間で連携していく機運を醸成。

＜平成28年度＞

平成27年度にキックオフイベントに参加した団体を組織化して「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」を設立。

同組織が主体となって就職支援イベントが開催され、留学生52名、企業25社が参加。企業説明会、模擬面接等が行われた。

就職支援イベント参加企業へのアンケートでは「今後留学生を採用したい」と回答した企業が100パーセントとなっている。

○「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」の概要

(1) 設立目的

産官学が一体となり留学生をグローバル人材として育成し活用・定着を推進する。

(2) 参加団体

・市内8大学

九州大学、九州産業大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡大学、福岡工業大学、福岡女学院大学、福岡女子大学

・経済界 5 団体

九州経済連合会、福岡経済同友会、福岡県中小企業経営者協会連合会、福岡商工会議所、福岡青年会議所

・行政等

福岡市、(公財) 福岡よかトピア国際交流財団、NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡

(3) 活動内容

実務担当者会議で課題・取り組みを共有し、連携や新たな取り組みを検討する。

(例)

- ・既卒留学生のための在留資格延長とインターンシップ事業の企画
- ・留学生と企業のマッチングイベントの共同開催
- ・健康診断問診票（英中韓）の共有・海外留学生フェアへの共同出展
- ・公式フェイスブックでの共同情報発信・広報ツールの共有

※(公財) 福岡よかトピア国際交流財団

福岡市の外郭団体であり、事務局は福岡市国際部に設置。国際部と連携して在住外国人施策、留学生施策を行う。

※NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡

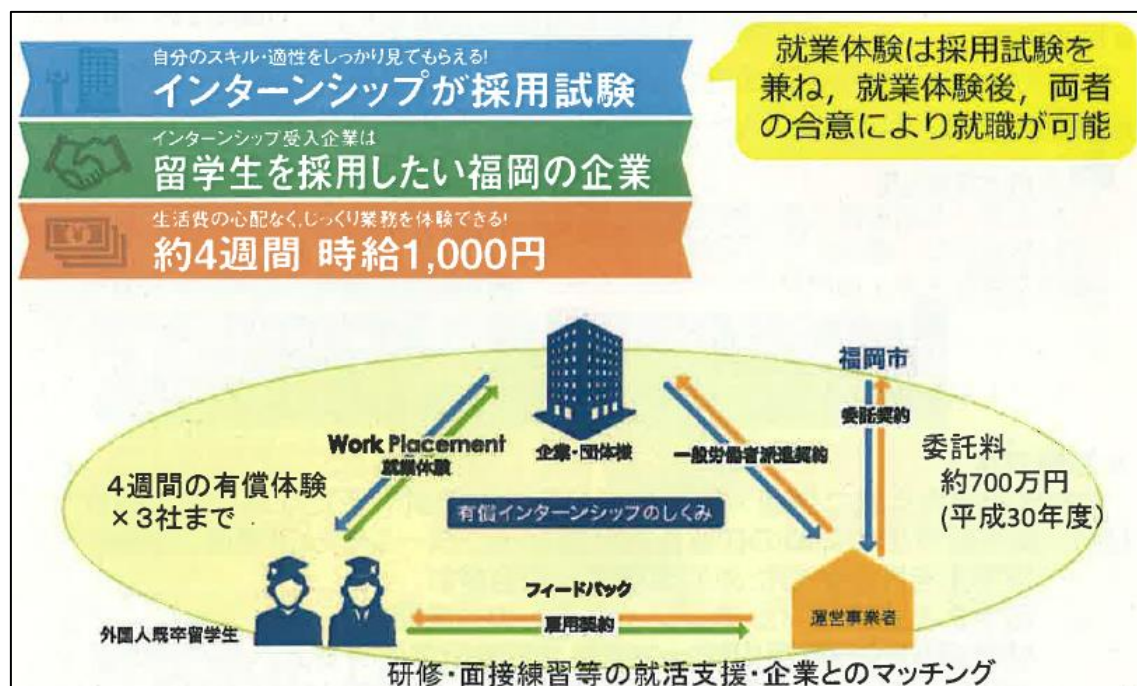
福岡市とアジアの子供たち双方の交流イベント（ホームステイなど）等を立案、実施している団体。

②既卒留学生の「在留資格の規制緩和」

国家戦略特区を活用し、福岡での就職を希望する留学生が大学卒業後最大で2年間「特定活動」の在留資格を延長できる。

(※本来、「特定活動」の在留資格は最大1年間であるが、福岡市の実施する留学生就職支援事業の下でインターンシップ等を行う場合、最大2年間まで延長できる。)

③既卒留学生の「有償インターンシップ事業」



- ・面接訓練で対応力を身に着けたり、エントリーシート等の記載の仕方についても指導する。

④留学生に対する奨学金制度

- ・福岡市の国際戦略に沿う姉妹都市等重点国・地域から優秀な留学生を呼び込むことが制度の目的。
- ・福岡市で起業、就職を希望する留学生（最大 40 名）に対して、月額 5 万円を支給する。支給期間は学部生 4 年間、大学院生 2 年間。
- ・平成 30 年度から上記内容に見直した。従来は月額 2 万円を在学中の留学生（最大 90 名）に 1 年間のみ。

6) 留学生支援に対する今後の課題

留学生に対するアンケートでは、「福岡で就職・創業したい」との回答が 53 パーセント、また「帰国後、福岡とのネットワークは大切にしたい」との回答が 85 パーセントであるため、多くの留学生が福岡での就職やつながりを希望する中で、いかに福岡市に定着してもらうかが引き続きの課題となっている。

5. 委員からの質疑

Q: 帰国した留学生 OB とどのようなネットワークを構築しているのか

A: 現状何かあるわけではないが、大学によっては留学生 OB 会をもっているところがあるので、そういった組織と連携していければと考えている。

Q: 奨学金について、日本語を勉強しており将来的に日本の大学に進学したいという現地の学生が対象ということか。

A: 海外で留学生のリクルート活動を行っている大学に福岡の PR をしてもらい、大学を通じて奨学金対象となる留学生を推薦してもらっている。

Q: 大学は独自で海外の学生にアプローチしているのか

A: そういった大学もあるが JASSO（独立行政法人日本学生支援機構）と共同で行っている大学もある。

Q: 東京などの都市圏の大学と福岡市内の大学で留学生の獲得競争はあるのか。

A: 日本国内の大学間でそういった競争はあると思うし、今後は欧米の大学との競争が激しくなっていくと考える。

Q: 留学生が国内の留学先を選ぶ際のポイントは何か。

A: まずは知名度であると考えている。東京や大阪に比べ、福岡を知らないという留学生が多い。

Q: 留学生にとって日本語は難しく、せっかく奨学金をもらって日本に来たが、日本語が話せず、採用したとしても企業では使えないといったことはあるのか。

A: 奨学金申込前の時点で最低条件として日本語能力試験 N3（日常会話がゆっくりであればできる）を求めている。同試験では筆記もあるのでまったく読み書きできない状態ではない。

Q: 留学生が大学で専攻しているのはどの分野が多いか。

A: 工学やエンジニアリング分野である。

Q: 留学生インターンシップ事業において、参加企業は、社内で指導的な役割を果たす人材を求めているのか。

A: 留学ビザは大学だけでなく専門学校や養護学校でもとれるが、この事業では大学生に限っているので、そういう意味での専門性を担保するよう、線引きは行っている。

Q: 本事業などに参加した留学生の市外への流出について、原因追及をどのように行っているか。

A: 市内の大学にヒアリング等をして原因を探っているが、まず大学側が福岡市内の企

業情報を知らないという問題がある。これを解消するために産官学が情報交換や連携できるようなする場である「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」を平成 28 年度に設立している。

また、留学生は企業を調べることにしてもハードルがあるので、魅力ある福岡市内の企業をどのように留学生に伝えていくのが課題と感じている。

Q: タイの日系企業では、外国人雇用者の就業満足度は中韓企業に比べ高い一方で、賃金が少しでも高い企業があればすぐにそちらへ移ってしまうという状況に苦慮しているという話もある。また、そもそも日本的な企業運営に馴染まない外国人もいる。大学の中で日本企業との付き合い方のようなガイダンスはあるのか。

A: 大学の就職セミナー等では触れられることもあると思うが、授業としては行っていないと思う。

Q: 「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」中で産官学連携の取り組みを進めているとのことだったが、企業側から出たグローバル人材の雇用の仕方や評価、意見等があれば教えてほしい。

A: 福岡市は人口が増えているため、企業側としても、福岡市内の日本人だけで従業員を賄えばよく、言葉の問題もあり留学生など外国人の採用には消極的だったが、平成 27 年度以降の産官学の取り組みを経て、日本語が喋れるようになれば採用する、働く中で日本語を習得してほしい、といった意見がでるなど、意識の変化はみられる。

Q: 有償インターンシップ事業について、企業は福岡市内に本社がないと登録できないのか。また、4 週間の有償インターンシップが 3 社まで可能であり最大で在留資格も 2 年間延長できるとのことだが、1 つ目の有償インターンシップが終了した時点で受け入れた企業は留学生をキープしておくことができるのか。それとも、関係なく留学生は次のインターンシップを行えるのか。

A: 1 つ目の質問について、企業が有償インターンシップ事業に登録する場合は、事業所が福岡市内にあればよい。2 つ目の質問については、4 週間の有償インターンシップ終了後、1 ヶ月間のマッチング期間を設けている。それが過ぎれば次の企業でインターンシップを行える。

Q: 「グローバルコミュニティ FUKUOKA 推進プラットフォーム」の組織構成の部分で、事務局として(公財)福岡よかトピア国際交流財団とあるがこういった位置づけか。また、NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡とはどういう団体か。

A: (公財)福岡よかトピア国際交流財団とは、市の外郭団体である。また、NPO 法人アジア太平洋こども会議・イン福岡とは以前福岡来たことがある子供たちに、再度福岡に来てもらうためにはどうすればよいかということを議論する団体であり、青年会議所が始めた事業を引き継いでいる団体であるので、企業も数多くかかわっている。

Q: 四日市市では文系の留学生が多いが工学系の留学生に比べると就職がしづらい傾向にある。福岡市ではどうか。

A: 福岡市でも同様である。工学系は専門がはっきりしているのでミスマッチが少ない。文系だと接客業、サービス業に従事する留学生が多く、それだけだとなぜ外国人を採用するのかという部分で在留資格の申請が通らない。また、留学生も企業も在留資格に関しては知識に乏しい面もあるため、仕組みを理解した上で就職活動、採用活動を行う必要があるということを知ってもらう取り組みが行政に求められていると考える。

Q: 留学生をどう雇えばよいのかわからない企業や、そもそも雇用の対象としていない企業に対して手続き等のフォローは行っているか。

A: 有償インターンシップ事業の留学生を採用する際には、在留資格の申請手続きまでフォローしているが、それ以外の企業に対しては、現在行っておらず課題である。

Q: 福岡市では人口増の傾向があり、企業があえて留学生を雇うということについて、意識が低いという話もあったが、平成 28 年度に開催された就職支援イベントの企業アンケート結果を見ると「今後留学生を採用したい」が 100 パーセントである。これはどういった理由か。

A: 留学生採用に意識がある企業がイベントに参加しているためである。

6. 委員会としての所感

福岡市は、国際ゲートウェイという地理的な強みに加えて、市内に所在する大学も多いため、留学生が多数訪れるものの、福岡から東京、大阪などに流出していくといった課題があり、せつかく来てくれた留学生を福岡市に繋ぎ止めるための施策の 1 つが有償インターンシップ事業ということであった。

インターンシップ事業については、日本の労働環境がどんなものなのかわからない留学生にとって、1 カ月間の経験を積んだうえで、就職するかどうかを判断でき、かつ、金銭を受け取れるということで、非常に使い勝手の良い事業だと感じた。

また、企業側にとっても、留学生を採用してみないとどういった人物なのかがわからないといった不安がある中で、1 カ月間働かせてみて、適性を判断できるということであり、留学生、企業双方に利点のある事業である。

ただ、福岡市の説明の中で、工学系、エンジニア系の就職は比較的スムーズに決まるものの、文系留学生の就職は理系に比べて難しいといったこともあり、本市でも四日市大学に留学生が在学しているが、文系大学であるために専門性がはっきりせずに就職しづらい状況であることから、まずは留学生と企業がどのようなニーズを持っているのかを分析したうえで、福岡市のような事業を取り入れていくべきであると感じた。

(岩国市)

1. 市勢 市制施行 昭和 15 年 4 月 1 日
 人 口 135,662 人 (平成 30 年 4 月 1 日付)
 面 積 873.72 平方キロメートル

2. 財政 平成 30 年度一般会計当初予算 802 億円
 平成 30 年度特別会計当初予算 359 億 6250 万円
 平成 30 年度企業会計当初予算 126 億 4063 万円
 合 計 1288 億 0313 万円

3. 議会 条例定数 32
 4 常任委員会 (総務、教育民生、経済、建設)

4. 視察事項
 ・岩国市シティプロモーション『ちかくに いわくに』について
 ・岩国学校給食センターと岩国市地方卸売市場との連携

1) 視察目的

岩国市では、平成 29 年に「岩国市シティプロモーション戦略」を策定し、まちの活性化、移住、定住人口の増加を図るために自然環境、交通アクセス、商業施設、広島、宮島などの観光地に「近い」という利点を生かして「ちかくに いわくに」というキャッチコピーで市内外に PR している。

本市においても今年度よりシティプロモーション部が新設されたこともあり、岩国市のシティプロモーション事業を参考とするため視察を行った。

また、岩国市では地方卸売市場敷地内に給食センターが所在しており、学校給食に対する地産地消の取り組み等を積極的に行っていることから、合わせて視察を行った。

2) 岩国市シティプロモーション戦略について

岩国市では人口減少の進行と地域活力の低下が以前から課題となっており、認知度や好感度を向上させ、交流人口、移住定住人口の拡大と地域経済の活性化を図る

には、岩国市の魅力や充実した施策を市内外に向けて PR するシティプロモーションを推進する必要があるとの結論に至り、平成 28 年度に「岩国市シティプロモーション戦略」を策定した。

「岩国市シティプロモーション戦略」では、メインターゲットを「市内及び岩国市周辺の子育て世代」と位置づけ、また、キャッチコピーとして「ちかくに いわくに」を定めている。このキャッチコピーは、岩国市は「陸・海・空の交通アクセス」が整っていること、錦帯橋をはじめとした観光資源が豊富であること、米軍岩国基地を中心とした国際交流が盛んで外国人との距離が近いこと、充実した子育て支援施策があることなど、これらの魅力がちかくにたくさんあるということを効果的に伝えるため設定したものである。

3) 平成 29 年度に実施したシティプロモーションの取組事例について

①市民国際交流イベント（ちかくにいわくにマーケット）

岩国市及び近隣市町の子育て世代を対象に、岩国市の特色でもある「国際性」を生かし、日本人と外国人の子育て世代が共に楽しめることをコンセプトに実施。

アメリカの食べ物や雑貨が購入できるアメリカンビレッジや、ジャズコンサート、甲冑試着体験などを岩国市内の中通り商店街で開催した。

②ちかくにいわくにモニターツアー

市外の住民、特に子育て世代に岩国市の魅力的な施策を伝え、子育て環境の充実や、中山間での暮らしを肌で感じてもらうことを目的としたツアー。

岩国市防災学習館、愛宕スポーツコンプレックス、岩国市こども館などを見学するもので 20 名が参加した。

③広告・PR

- ・ JR 車両（三原～岩国間）に「ちかくに いわくに」の PR ポスターを 1 カ月間掲載
- ・ 広島駅、横川駅、五日市駅など近隣駅に「ちかくにいわくにマーケット」のイベントポスターを 2 週間掲示
- ・ 広島駅のデジタルサイネージで「ちかくに いわくに」のロゴマーク等を 2 週間掲載

④PR 動画の作成

岩国市近郊に暮らす子育て世代家族がスマートフォンで岩国市を検索し、岩国市の便利さ、充実した子育て環境、観光資源に気づくという内容（1 分 40 秒）で市 HP、

youtube にて公開中。

⑤PR ウェブサイトの作成

岩国市近郊に暮らす子育て世代に対して訴求力が強く、魅力が視覚的に伝わるサイトを作成。

4) 今後の課題・取組み

岩国市シティプロモーション戦略は平成 29 年度から平成 31 年度の 3 か年計画であり、初年度だった平成 29 年度は、岩国市を「まずは知ってもらう」という取り組みを行った。そのため、実際に移住定住したい人に対する相談窓口などが未整備であったため、平成 30 年度に受入体制を構築する計画である。

5) 岩国学校給食センター岩国市地方卸売市場及びの概要

①岩国学校給食センター

- ・設立：平成 22 年 9 月
- ・敷地面積：約 6,400 m²、設備面積：約 1,766 m²
- ・総工費：約 6 億 5 千万円、主な財源：米軍再編交付金 約 6 億 2 千万円
- ・調理能力：3,000 食／日
- ・配送学校：中学校 8 校
- ・運営費：学校給食施設管理運営基金を積立て、運営費の財源としている。

基金残高は平成 29 年度末時点で約 8 億 6 千万円。

・地産地消の取組み：

地場産品については、JA 山口東、JA 岩国市へ年間の食材の使用量情報を提供しており、生産の目安としてもらうほか、地場産品を学校給食に納入するための会議として、野菜振興会議（毎月 2 回）、受注調整会議（毎月 1 回）を開催し、情報交換を行っている。

その上で、作成された献立表に基づき、岩国市給食食材納入組合に発注をしているが、岩国市産を最優先で納入するよう依頼している。地場産品が用意できなければ山口県産、国産の順で納入してもらう。

地産地消の実績として、平成 29 年度の野菜使用にかかる岩国市産の割合は、13.8 パーセント、山口県産が 5.1 パーセント、県外産が 81.1 パーセントとなっている。

②岩国市地方卸売市場

- ・ 設立：平成 4 年 10 月
- ・ 敷地面積：約 97,000 m²、設備面積：約 19,000 m²
- ・ 開場の状況：毎日開場（日祝、1 月 2 日～1 月 4 日までを除く）
- ・ 開場時間：午前 3 時から午後 3 時
- ・ 取扱品目：野菜、果実及びその加工品、生鮮水産物及びその加工品
- ・ 供給対象者：青果部 197,000 人（2 市 4 町）、水産物部 262,000 人（3 市 5 町）
- ・ 収支状況（平成 29 年度決算額）：歳入歳出ともに 423,197 千円
- ・ 岩国学校給食センターとの関係：

岩国学校給食センターは、岩国市地方卸売市場から優先的に食材を仕入れることから、市場機能を強化するという意味合いがあるため、卸売市場の関連施設という位置づけである。なお、給食センターから敷地使用料を徴収している。

5. 委員からの質疑

Q：市外に岩国市の魅力をアピールするモニターツアーについて、どのように市外に広報したのか。また、参加人数や昨年度の様子を教えてください。

A：10 家族程度 20 名までという形で、旅行会社 JTB に入ってもらい、広島方面の新聞に広告を掲載した。新聞に掲載した翌日には定員が埋まった。

Q：最近では新聞を取らない若い世代があるが、効果的だったか。

A：確かに年配の方の申し込みが多かったのですが、若い世代が見るような方法も考えていく必要があると感じた。市の SNS だと市民しか見ないこともあるため、広島市を中心とした市外への広報という面では新聞は効果的だったと考えている。

Q：昨年度のモニターツアー参加者に対するフォローはあるのか。

A：最終的には移住をしていただきたいが、また受け入れ体制も整っていない状況である。昨年度はまず岩国市を知ってもらうところが趣旨だった。

Q：岩国市から広島市へは高速バスで 1 時間であり、広島企業へも十分通える距離であるとのことだが、広島市は人口増加により居住区が災害の危険性があるところもある。そういった部分でも岩国市のアピール力はある思ったところだが、何年度までに何をするかというような年度ごとの計画はあるのか。

A：平成 29 年度から平成 31 年度の戦略を立てているが、広島市からの移住ももちろん視野に入れていく。

Q:岩国市は教育環境が整っているということであれば、関東方面にもPRしていく予定か。

A:ターゲットを定めるという観点からまずは近隣市町へPRしていく。

Q:岩国市シティプロモーション戦略を立てようと思った動機付けは。またどのように策定したのか。マーケティングの専門家等呼んだのか。

A:コンサルタントをプロポーザルで選びコンサルタントと一緒に岩国市の魅力、認知度等について紙による市民アンケートを行った。また、市民以外にインターネット調査を実施し岩国市に対するイメージ調査を行った。これらの調査結果に加えて人口の自然増減、社会増減をまとめシティプロモーション戦略の土台とした。

本戦略の大きな目的は人口減を止めたい、また年齢別の人口バランスを保ちたいという部分であり、先ほどの調査を行った結果、市の魅力は十分あるのでそれをもっと明確に伝えていくところから始めようというのが戦略の第一歩目である。

Q:広報戦略課はシティプロモーション事業の事務局ということだが、トップはどこか。

A:総務部長である。

Q:空き家を使った移住促進に対する今後の考え方は。

A:空き家を活用した対策は建築住宅課のほうで行っている。

Q:近隣市町に対する移住促進政策と空き家事業との連携はどうなっているのか。

A:今年度10月をめどに移住・定住を促進する窓口を設置予定である。まずそこで移住定住希望者を受け付けて、案件に応じてサポートしていきたいと思っている。

Q:国際姉妹都市はどこか。また、他の国際交流イベントはどのようなものか。

A:国際交流を担当している課で米軍基地のアメリカ人と餅つきや田植えコンサート等をしている。国際姉妹都市は、エベレット市（アメリカ）、ジュンディアイ市（ブラジル）、太倉市（中国）、杭州市（中国）である。

6. 委員会としての所感

岩国市のシティプロモーション事業については、目的を「交流人口、移住、定住者の拡大による人口数の維持」とし、そのためのターゲットを「岩国市周辺の子育て世代」に絞るといった、わかりやすい戦略であると感じた。平成29年度からの3か年事業ということで、初年度は実施できる事業は全て実施するというのではなく、まずはキャッチコピーの作成、ちかくにいわくにモニターツアーの実施、など岩国市を知ってもらうことから初め、段階を経て着実に実行していくという姿勢も

感じられた。

特にちかくにいわくにモニターツアーについては、周辺市町の子育て世代に実際に岩国市内の施設等を訪れてもらい、魅力を参加者に直接アピールするという手法であり、岩国市のアピールポイントやスポットを現場でPR できる良い取り組みである。

また、旅行会社を通じて新聞広告等で呼び込みを行うなど、募集の方法についても参考になるものだった。

本市においても本年度からシティプロモーション部が設置されたことに伴い、市の魅力をより一層発信していく必要があるが、交流人口、定住人口の増加のためには、どのような層をターゲットにしていくかを明確化し、そのためには何をすべきかといった基礎的な部分を深めていくべきだと感じた。

岩国給食センターと岩国市地方卸売市場の視察については、両施設が同一敷地内にあることから、野菜振興会議、受注調整会議といった地場産品を仕入れるための会議を毎月定期的を実施しており、卸売業者や JA との綿密な情報共有が可能となっている点が印象的だった。

(明石市)

1. 市勢 市制施行 大正 8 年 11 月 1 日
 人 口 296,633 人 (平成 30 年 4 月 1 日付)
 面 積 49.42 平方キロメートル

2. 財政 平成 30 年度一般会計当初予算 1,093 億 5027 万円
 平成 30 年度特別会計当初予算 679 億 8077 万円
 平成 30 年度企業会計当初予算 223 億 2220 万円
 合 計 1,996 億 5324 万円

3. 議会 条例定数 30
 4 常任委員会 (総務、文教厚生、生活文化、建設企業)

4. 視察事項
 犯罪被害者等支援条例について

1) 目的

明石市では犯罪被害者等の支援に関する条例を制定し、被害者への損害賠償金を市が立替える「立替支援金」や、被害者が損害賠償請求権の消滅時効を防ぐための再提訴にかかる費用を市が補助する「再提訴等支援」など、犯罪被害者に対する先進的な支援を行っていることから、本市においても、より良い犯罪被害者等支援を行っていくため、明石市の取り組みを視察した。

2) 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の制定・改正の経緯

明石市では、長男を通り魔殺人で亡くした市民からの要望書が出されたことから、条例制定に向けて動き出し、平成 23 年 4 月に条例が制定された。また、条例内容の改正を求める犯罪被害者の声を受け、2 度の改正 (平成 26 年、平成 30 年) を経て現在に至っている。

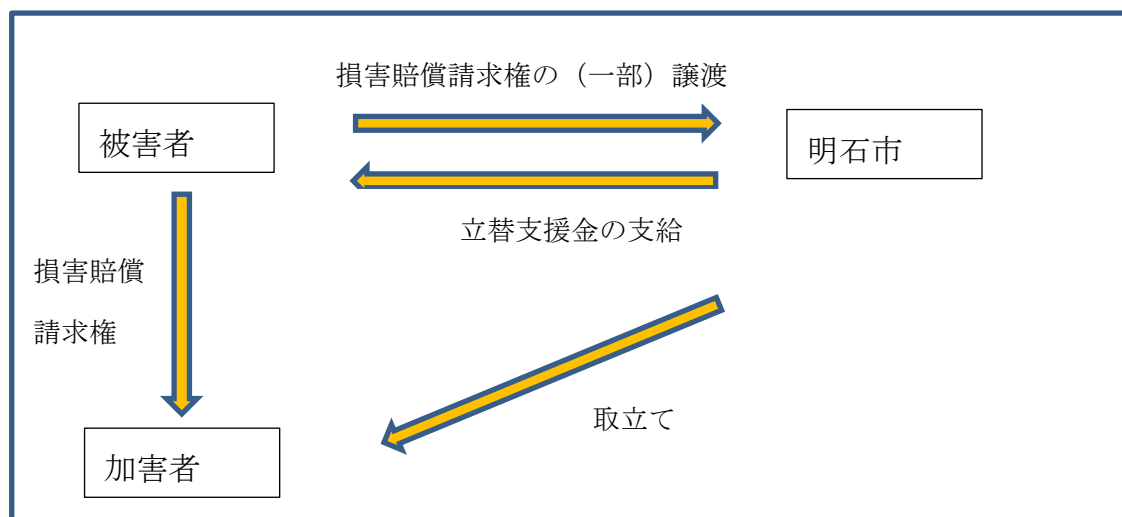
その結果、全国的に多くみられる見舞金などの支援にとどまる条例ではなく、犯罪被害者に対する総合支援条例となっている。

3) 条例に基づく犯罪被害者等支援の主な内容

相談・情報提供	日常生活の支援	経済的支援
精通弁護士等による法律相談 (H26 追加)	家事援助	支援金
臨床心理士等による心理相談 (H26 追加)	介護支援	貸付金
	一時保育に要する費用補助 (H26 追加)	公判出席旅費補助 (H26 追加)
	家賃補助	民事裁判旅費補助 (H30 追加)
	転居費用補助 (H26 追加)	立替支援金 (H26 追加)
	二次被害防止の明記 (H30 追加)	再提訴等支援 (H30 追加)
		真相究明支援 (H30 追加)

①立替支援金

犯罪被害者の損害賠償請求権を明石市に譲渡する代わりに立替支援金（最大 300 万円）を支給する。



②再提訴等支援

犯罪被害者の損害賠償請求権は 10 年で時効消滅となるが、それを防ぐためには再提訴する必要がある。その際の裁判所に払う費用（印紙代、郵券代）を全額補助する。

③真相究明支援

未解決事件などの場合に、被害者やその家族などが情報提供を求めるために必要なチラシなどの作成費用を補助（年間 30 万円まで）

④二次被害防止の明記

特に条例第 5 条（市民等の責務）では、市民等も被害者の二次被害を生じさせたりすることのないよう配慮することを盛り込んだ。元少年 A の著書『絶歌』出版時にも、市立図書館での購入を控えたほか、市内書店に対して取り扱わないことを呼びかけた。

➡結果的に市内全ての書店が自主的に店頭に置くことをやめた。

4）支援実績（平成 23 年度から平成 29 年度まで）及び予算額

①支援実績

- | | |
|-------------|--------------|
| ・支援金・・・12 名 | ・旅費補助・・・1 名 |
| ・貸付金・・・2 名 | ・相談料補助・・・1 名 |
| ・家賃補助・・・1 人 | ・相談のみ・・・37 名 |

②予算額

平成 28 年度・・・632 万 4000 円

平成 29 年度・・・655 万 9000 円

平成 30 年度・・・799 万 6000 円

※平成 28 年度決算額は約 31 万円であり、支出はほぼ無い状況である。

5）条例の効果

- ・犯罪被害とは他人事ではなく誰もが被害者になりうる、明日は我が身、という当事者意識が市民に芽生えた。
- ・被害者にやさしいまち、被害者に寄り添うまち、被害者が住みやすいまちへ変化した。

6）自治体の責務

犯罪被害者に対する支援は、被害者のためではなく全ての市民への制度であり、やってしかるべき「社会保障」である。そのためには、安易に廃止できる要綱ではなく条例を制定すべきである。

5. 委員からの質疑

Q:市民が気遣って発言したことでも犯罪被害者にとっては苦痛に感じる場合があるが、明石市ではこのような二次被害防止のためのシンポジウムを開催しているとのことである。しかし、シンポジウムだと関心のある市民しか参加しない場合があるので、その他の市民へどのように伝えているか。

A:市の広報紙で取り上げているほか、庁内の様々な課の中で関わる団体、コミュニティ、自治会等へ機会を見て伝えている。

Q:立替支援金制度は、被害者の損害賠償請求権を市に譲渡する代わりに、立替支援金を支給するというものだが、市が加害者から取立てる必要がある。この際の債権管理についてどうしているか。

A: 条例制定の際に議会から修正動議があったのがこの部分である。賠償金を立替えても加害者から回収できないのではないかと、回収できるかどうか分からない部分を税金で補てんするのはどうなのかという意見だった。これについては、損害賠償請求権は10年で時効となるが、その都度再提訴して時効を中断させ、永久に回収していくようにするという考え方である。

Q:債権管理についてはどの部門が責任を持つのか。

A:政策局市民相談室である。

Q:犯罪被害者等に対する住居支援について、公営住宅の提供があるが、連帯保証人を付ける必要はあるのか。

A:連帯保証人を付けることになっているが、賃料を連帯保証人に請求することではなく、緊急連絡先という位置づけにしている。

Q:犯罪被害者等の支援に関する条例について、犯罪被害者団体から評価が高い部分はどこか。

A:損害賠償金立替支援金制度である。導入しているのは全国で明石市だけであり、今までは泣き寝入りしていた部分を行政がやってくれるということであり難いという評価をもらっている。

Q:明石市では市民相談室に弁護士を配置しているとのことだが、そうでない市では債権回収などの法的な知識が必要となってくるような制度を導入しづらいのではないかと。

A:被害者支援センター、弁護士会と連携して債権回収をするという方法を模索しているところもある。

Q:明石市では犯罪被害者に対する各種支援があるが、市外に転居した場合、支援はどうなるのか。

A:転居費用は出すが、そのほかの支援については、転居先の自治体による。なお、転居する際には「この市であれば、こういった支援が受けられる」といった案内は行っている。

Q:他市町との情報連携はどの程度あるのか。

A:現状で犯罪被害者が市外に出たケースはないが、本人の同意があれば他市町への情報提供は可能だと考えている。

Q:立替支援金制度で市が加害者から債権回収する際に、加害者が資産を持っているかどうかをどのように把握するのか。

A:行政は様々な個人情報を扱っているが、目的外利用できないことから、なかなか把握は難しい。様々なところから聞き取り等で把握していくしかないのかなと考えている。最終的にどうしても債権回収できない場合は、債権放棄も視野に入れている。

Q:立替支援金制度など債権回収が問題になる場合に、法律に精通している弁護士を雇うなどの体制を整えることが、より効果的な条例の実施に繋がるか。

A:確かに明石市では弁護士が7名おり、アドバイスをもらえる体制ではあるが、各県の犯罪被害者支援センターには弁護士がいるので、そういった関係機関と連携をとれば可能であると考える。

Q:兵庫県内の市町や犯罪者支援センター、警察等との連携について、どう感じているか。

A:毎年1回兵庫県主催で県内市町の担当者が集まる会議があり、県警の動きや専門家の講演会を聞いたりしている。そういった場で横のつながりはできていると感じている。

Q:犯罪が確定していない場合に支援は受けられるのか。

A:相談などの支援を受ける際に被害届や告訴したという事実を要件としていない。ただし、各種支援金等の税金を支出する際は、被害届などの客観的な証明が必要である。

Q:警察の捜査が始まった時点で犯罪被害と見ていいのか。

A:捜査結果を待ってからでは支援としては遅いので、被害直後の支援金などについては例えば1ヶ月以上の医者からの診断書があれば支給する。ただし、市から支援金を受け取るために結託してわざとケガさせたなどの事実が発覚した場合は、取消の

処置をとる。

Q:市民相談室の他にも犯罪者支援センターなど、犯罪者支援を行う機関はあるが、一次的な相談窓口はどこになるのか。また相談内容ごとの割り振りはどうなるのか。

A:直接犯罪者支援センターに行かれる場合もあるが、場所が神戸市なので明石市からは遠いと言われる方は市民相談室で受ける。その中で聞き取りを行い、弁護士、心理士等の対応が必要になってくると犯罪者支援センターに行ってもらったり、同センターの職員に来てもらったりしている。

Q:犯罪被害者等支援にかかる明石市の窓口の電話番号はあるが、犯罪被害者支援に特化した職員が配置されているということではないのか。

A:公開している電話番号は市民相談室の番号であるので、犯罪被害者支援に特化したものではない。

Q:先進市では市民相談窓口に、犯罪被害者に特化した電話番号を設けている事例もあるが、今後その予定はあるか。

A:その予定はない。

Q:犯罪被害者支援の中で被害者が生活困窮に陥っていった場合に、違う制度に変更して支援していくことはあるか。また、そういった方を受入れる部門の設置についてどう考えているか。

A:生活困窮となると生活保護ということになるが、生活困窮者、高齢者、障害者、子ども、犯罪被害者など、全てに対して一体的に支援していくという部門は現時点ではない。

Q:犯罪被害者が生活困窮に陥った場合に、いつまでも犯罪被害者支援の枠組みで支援していくのか、あるいは生活保護に切り替えていくのか判断が難しい部分はあるが、何をもって犯罪被害者支援は終結するのか。

A:犯罪被害者が「もういいよ」と言えばそれで支援は終わるが、そうでない限り犯罪被害者支援に終わりはないと考えている。

Q:犯罪被害者支援と同時に、犯罪を起こさせないような、あるいは、犯罪を犯した人に対するフォローはあるか。

A:全ての犯罪ではないが、高齢や障害の理由で万引き等を行った人に対しては、更生支援という形で、刑務所に入っている段階からケースワーカーや社会福祉士で面談を行うなど、出所後の支援に繋げている。

6. 委員会としての所感

犯罪被害者に対する支援については、平成 16 年 12 月に犯罪被害者等基本法が制定されているものの、制定時からの課題として、地方自治体が犯罪被害者等支援条例を制定することを努力義務としていること、加害者からの損害賠償がなされず泣き寝入りに陥るケース、マスコミの興味本位による報道や職場等での無理解による二次被害の発生などがあり、犯罪被害者支援は完全であるとはいえず、また、地域間で格差が出ているという現状もあるなかで、犯罪被害者に一番近い行政組織である市が率先して、取り組むべき問題である。

そうした中で、明石市はいち早く犯罪被害者支援条例を制定し、被害者の声を受けて 2 回改正を行うなど積極的に取り組んでいる。特に、犯罪被害者から評価の高い制度として紹介のあった損害賠償の立替支援金制度は、犯罪被害者にとっては加害者から支払われるかどうかもわからない損害賠償金を市が立替えすることで、金銭的、精神的に安心感を与えられる制度であると感じた。

現在、三重県及び県内市町においては、犯罪被害者支援に関する条例は制定されておらず、県全体として犯罪被害者支援に対する取り組みが遅れている。

明石市の「犯罪被害者支援は、被害者のためだけではなく全ての市民への制度」「やってしかるべき社会保障である」といった説明からも、改めて犯罪被害者支援の必要性を確認できたが、産業生活常任委員会としては、本市の犯罪被害者支援窓口である市民協働安全課の役割を所管事務調査等で研究し、その上で委員会として条例制定に向けて何ができるのかを精査していくことが必要であると考えている。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○一般コミュニティ助成事業について、公平性担保のため、優先順位の基準を見直すということだが、公平性の考え方は。

⇒議員 公平性の考え方は委員の中でも分かれている。プレゼンテーション形式で審査すべきという意見や、採用された地区には次年度の申請を辞退してもらい、地区間の公平性を保つべきとの意見も出た。

理事者からは、地区内で複数の申請がある場合は、まずその中で順位を付けてもらうことや、毎年申請されるものについては優先して県へ申請していくという趣旨の案が示されたが、もう少し精査が必要ということで、様々な意見を出し、理事者に持ち帰ってもらっている。優先順位の基準については、改めて提示される。

○今年度に公民館の建設を予定しているが、一般コミュニティ助成事業に該当するか。

⇒議員 公民館の建設に関する事業は、一般コミュニティ助成事業ではなく、コミュニティセンター助成事業に該当する。今年度の同事業に対する応募は 1 件あったが、不採択となっており、応募すれば必ず採択されるものではないことをご理解願いたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：マイナンバーカードの活用について》

A グループにおいて出された主な意見

○今の段階でマイナンバーカードを持つことにメリットを感じない。

○マイナンバーカードが車のキーになったり、保険証、免許証、身分証明として使えるようになれば普及するのではないか。

○マイナンバーカードを使って利用できる制度を増やすと、カードを紛失した時のリスクが大きいため、証明書発行程度に留めておいた方がよいのでは。

○マイナンバーカードのセキュリティを高めるなど、カードを持つことに対しての安心感を高めてほしい。

○証明書のコンビニ交付については、鈴鹿市ですで行われており四日市市は対応が遅い。

○選挙の投票確認にマイナンバーカードを使ってはどうか。

B グループにおいて出された主な意見

- 確定申告以外ではマイナンバーカードを使っておらず、あまり必要性を感じない。
- マイナンバーカードの紛失が心配。
- マイナンバー通知書カードで済むため、マイナンバーカードを持つ必要性を感じない。
- マイナンバーカードの紛失が心配というが、免許証等でも同じことなのだから、そこをクローズアップせずに安心して持ってもらえるような政策を打つべき。
- 免許証、保険証等がマイナンバーカードに一本化されれば便利である。
- 地元の活動、自治会の活動等に参加すればポイントが貯まり、何かの形で還元されればカードを持つ理由になる。
- マイナンバーカードに貯まったポイントを公共交通機関で使えるようになれば魅力的である。
- 四日市市は他市の様子を見ながら二の足を踏んでいる印象。色々な所で使えるような思い切った政策を行うべき。

C グループにおいて出された主な意見

- マイナンバーカードの申請手続きが煩雑である。
- 重要な情報が入りすぎており、落としたら心配。
- 議員、市職員がそもそも持っていないし、メリットが伝わってこないので、所有を義務化でもしないと普及は進まない。
- 将来的には外国人が増えてくると利用価値も高まるのでは。

《テーマ以外》

- 農業用取水施設の補修費用については、地元で1割を負担することになっているが、大規模な修繕となると1割を負担することは厳しい。昔は単なる水田用の取水施設だったが、現在では集落内を潤す水路という環境面での機能や大雨の際の集落排水という防災面の役割も果たしていることから1割負担を軽減してほしい。
- ⇒議員 担当部局に確認する。
- 農道の未舗装箇所や舗装部分の修繕については、土木要望の「生活に身近な道路要望」にそぐわず地元でも対応できない。農業の産地維持・発展のためにも農道の改良整備を事業化してほしい。
- ⇒担当部局に確認する。

○鈴鹿市の高岡団地の調整池から、河原田地区の農家管理の用水路に流れ込んでいる 600 mほどの水路がある。これについて、四日市市側の部分については誰も管理しておらず、大雨の際に上流から草や汚濁水が入ってくる。そのため、同部分の管理者を確認してもらい、しっかり管理してほしい。

⇒議員 担当部局に確認する。

○塩浜地区ではコンビナート企業の衰退により活気がなく、将来的な不安を感じる住民が多いと聞く。同地区のコンビナート地域について今後どのような施策を取っていくのか。

⇒議員 まちの賑わいと産業の関係は難しい部分がある。産業活動による公害を懸念する方々がいるのに対して、産業の衰退による活気の低下に危機感を持つ方々もいる。産業の復活による賑わいの創出なのか、産業が撤退していく中での賑わいの維持、振興なのか様々な考え方がある。賑わい創出という意味では、塩浜駅の乗降客に着目すべきだが、現状では出勤や通学での利用に留まっている。また、定住人口の促進という観点では 3.11 以降国道 23 号線以東は厳しい状況になっている。これらを踏まえ、今後どうしていくかを提案していきたい。

⇒議員 半導体やプラスチック素材などの次世代産業が成長分野だと思われる。そのために行政はトップセールスにより投資を呼び込む努力が必要であるし、既存の企業についてもその方向に舵を切ってもらうことがよいと思う。

⇒議員 コンビナート企業の遊休地の再利用については、市としても必要性を認識している。

⇒議員 新素材、水素を使った燃料電池等が四日市の工業の次の一手になる可能性がある。しかし、交通渋滞が解消されなかったり周辺の都市・商業施設が乏しいと都市間競争に負け産業を呼び込めない。どのように塩浜地域を発展させていくかについては地区計画をどのように作っていくかということが重要である。また、地元で就職、結婚してくれというように、地域内で呼びかけを行っていくことが働き手の確保、地域のまとまり創出にもつながると考える。

○内部、河原田、水沢などの四日市市南部地区は農地や水田が多く市街化調整区域となっているが、同区域に対する今後の展望は。

⇒議員 コンパクトシティを目指す中では市街化調整区域を外していくことは難しいが、条例を改正し限定的ではあるが血縁者が転用して近隣に住居を立てるということも可能になっている。

⇒議員 地区計画を作り土地利用のあり方について定めれば、別用途に使用できる可能性があるので、地区計画の作り方がポイントになる。

【議会報告会】

特になし

【シティ・ミーティング】

《テーマ：多文化共生について》

A グループにおいて出された主な意見

- 外国人は日本語を理解することに一番困っている。市内の各種標識や表示についても先進市のように多くの言語を併記すべき。
- 外国人というだけで敬遠せず、日本人から積極的に交流していくべき。
- 公的機関などで外国人実習生等が研修を受ける機会があるが、その際に通訳者が通訳しやすい説明をしてもらいたい。例えばビデオを流す場合に一定のところで区切ってその都度通訳のタイミングを与えるなど配慮すべき。
- 多文化共生を進めるために日本のルールや風習を守らせたり、文化活動に参加させるべきという意見もある。ゴミ出しなど最低限のルールを守らせることは必要だが、日本人でも祭や地域行事に参加しない人がいる中で、外国人に対して半ば強制的に参加するよう働きかけることは少し違うのではないか。
- 外国人実習生に四日市をPRする目的で四日市港ポートタワーの展望台に案内したが、学生の社会見学であれば入場料が免除になるところ、外国人実習生では免除とならなかった。もう少し融通してほしい。

B グループにおいて出された主な意見

- 来日して間もないころ、当時務めていた会社では、他の従業員との会話は私語になるということで禁止されており、コミュニケーションをとることに苦労した。その後、多文化共生サロンの存在を知り多くの人と交流できたが、サロンの開館時間が短いのももう少し長い時間開館してもらおうとよい。
- 日本語が話せず、かつ、小さい子供をもつ外国人は特に医療関係で困る。病院では症状等を正確に伝える必要があるので、日本語が話せない場合は通訳してくれる人に通訳料や昼食代を払って病院に行く必要があり負担となっている。また、大きな病院だと紹介状がないとお金を取られたり、同じ病院なのに別の科に行くと別途医療費がかかったり

することも負担である。

- アパート等を探す際もペットがダメだといわれることが多いので苦労する。また、そもそも大家が外国人の入居を拒む場合もあり、何度も断られたことがある。
- 仕事について、技能がある外国人もいるが、外国人というだけで派遣社員としてしか働けなかったり、正當に評価されないことがあるので悔しく感じることもある。
- 笹川地区の中には外国人住民の一部の問題行動だけ取り上げ、外国人全員がそのようであると考えている日本人がいるので、そういった考え方は改めさせるべきである。

【議会報告会】

○市立四日市病院の産業廃棄物（ペットボトル）処理業務委託について、有価物でなくなったため処理費用が発生するとのことだが、ごみとして処分すれば費用は掛からないのではないかと。

⇒議員 市立四日市病院から排出されるペットボトルについては事業系ごみになるため家庭ごみとしては出せないし、市のクリーンセンターに持ち込んでも処理費用を支払う必要がある。

⇒議員 クリーンセンターに持ち込んで処理費用を払うか、業者に委託して処理するのか、どちらがコストが安いのかという問題になると考える。

○指定管理制度について、応募も少なく、業者がほぼ決まっているような場合、市の意見や要望を指定管理業者に伝える余地が無いように感じる。多くの業者に競争させ、より有効に施設運営できるような体制は整っているのか。

⇒議員 指定管理業務の募集については、競争が無い状況になっていることは指摘のとおりであり、募集の仕方を考え直す時期なのかもしれない。また、指定管理制度自体が少し頭打ちになっているのではと感じる。しかし、毎月 1 回、指定管理業者と市で調整会議を実施しており、よりよい施設運営となるよう市から要望したり、指定管理業者からの報告を受けたりしている。またモニタリングレポートを年 1 回取りまとめ、指定管理業者に対するチェックや評価を行っている。このチェックや評価が十分でないという意見については真摯に受け止めたい。

○市の施設を市が直接管理せず指定管理制度を導入しているのはなぜか。

⇒議員 専門性のある業者に管理してもらうことでより良い運営を行えることから指定管理制度を導入している。また、市が直接管理するよりもコストを下げられるというメリットもあるが、コストが下がった結果、サービスの質も低下しないよう、モニタリングレポートの報告を受けるなど議員としてもチェックをしている。

⇒議員 市が直接管理する場合、施設に精通した職員が異動等で離れてしまうが、民間業者であれば継続的な管理が可能になるほか、行政では思いつかないような提案をしてもらえるとといったメリットがある。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：広報よっかいちについて》

Aグループにおいて出された主な意見

- 退職し、時間的な余裕ができて初めて全ページを読むようになった。
- 下旬号のイベント・講座一覧のページについて、現状は日時順に掲載されているが、会場別もしくはジャンル別で掲載する方が分かりやすいのではないか。
- 特集を組むのはいいが、誰に読んでほしいか明確にすべき。12月下旬号の「税金あれこれ」についても、年金受給者が確定申告をすると還付される場合があるなど、特定の部分をクローズアップすると興味を持つ人も増えるのではないか。その際に、国の制度に市は対応しているのか遅れているのか等の特出しで説明してもらうとよりわかりやすい。
- どの地域でも高齢者が多くなっていることから、高齢者に読んでもらいたい部分は文字を大きくするなど工夫をすべきではないか。
- 広報紙を幅広い世代に読んでもらえるよう電子化することは必要だが、市のホームページでも紹介されている広報紙アプリ「マチイロ」は操作性が悪い。広報よっかいちに特化したアプリを作成し、市ホームページだけでなくアプリストアに登録するなど、多くの人の目に留まるよう工夫すべき。
- 空き家問題等の重要な課題について特集を組み、市がこういった姿勢で対応していくのかを示してほしい。
- シティプロモーションに繋がるような、市民が誇りを持てるような広報をしてほしい。
水沢のお茶や萬古焼などの特産について、もう少し特集を増やしてもよいのではないか。
- 近鉄四日市駅と JR 四日市駅を結ぶ中央通りに茶木が植わってるので市主導で茶摘み体験を実施し、その特集を組んではどうか。
- 外国客船寄港の際のシャトルバス運行について、時刻表を詳しく掲載すれば、一般見学者の利用も増えるのではないか。
- 作成段階から外部発注し、市が発信したい情報ばかり載せるのではなく、市民が欲しがる情報を掲載していくべき。

Bグループにおいて出された主な意見

- 市の良い部分だけではなく、時には遅れている部分についても掲載してよいのではないか。

- 市民からもらう行政に対する意見についても掲載すべきではないか。同じことを考えている人がいれば、細部まで読んでもらえる。
- 下旬号のイベント・講座一覧のページについては、参加したいと思っている人が参加しやすいような工夫をすべき。字のみだと雰囲気などがわからず参加しづらい。
- 紙媒体以外の広報手段をもっと研究し、様々な世代に広報すべき。
- 年1回程度、広報よっかいちに掲載されたイベント毎の参加者数や実施された内容の集計を掲載してはどうか。
- 上旬号は読みやすいが、下旬号は字が小さいのではないか。
- 行政に興味が無いので広報よっかいちはあまり読まない。
- 広報よっかいちは全戸配布しているにも関わらず回覧板でも回す自治会があるが無駄ではないか。

【議会報告会】

○中学校給食センターの建設場所は決定したのか。

農業センターの敷地内に建設するとなれば、周辺が子どもの通学路であるので、建設時から運用開始後まで安全を確保する必要がある。また、県地区市民センターには駐車場が少ないため十分な駐車場を確保することや、あがた保育園の駐車場からは道路を横断して園内に入らざるを得ないという問題もある。そのほか、工事等による騒音などにより静かな周辺環境を阻害しないようお願いしたいし地元の野菜も給食センターで利用してもらいたい。

⇒議員 農業センターの再整備事業については、中学校給食センターとの一体整備ということで、予算常任委員会全体会でも審議した結果、用地測量・アスベスト調査、樹木園伐採整地工事にかかる予算が可決した。農業センターの設計や工事の予算については再来年度以降となるので、その際に改めて審査するが、議会としては、農業センターの敷地内に中学校給食センターを整備することを認めたというのが現状である。ただし、農業センター再整備事業に関する予算については、本会議において、地元の懸念を解消するために十分な説明を行うなど地元の理解を得るよう努めるように、という趣旨の附帯決議が付されたところである。

○農業センターの再整備については、中学校給食センターとの一体整備ということになり、いつの間にか中学校給食センターが主になっている。今後農業センターをどういった施設にしていくのか。

⇒議員 農業再生戦略会議では農業センターに期待される機能として「6次産業化のための実践・試作の場の提供」「『儲かる農業』の実現に向けた研修」「新規就農者への技術研修」「三重県や民間活力との連携」「食育や農業体験の場」「農業者の相談窓口」が提案されている。また、農家、関係機関、地元自治会等からは「一般市民向けの農業の総合的な相談窓口」「先端技術などの情報発信の場」「食育・農業体験のできる施設」「地元特産品の情報発信・販売・試作の拠点」「農業者が研修・会議のできる場」「市民菜園としての利用」などの意見が出されている。市では来年度からこれらの提案・意見の中で未実施の部分を実施していく予定である。

○四日市市にシティプロモーション部が設置されたが、今後四日市市は観光事業にどのように取り組んでいくのか。例えば外国客船の寄港についても乗客が四日市市で色々なことができるような事業を考えてもらいたい。

⇒議員 外国客船については、5割以上の乗客が四日市市の市街地で過ごしたという結果が出ている。その際にいかにお金を落としてもらうかという仕組みづくりが課題であるということは市でも認識している。

⇒議員 シティプロモーションの意義は観光というキーワードで地方を創っていくということである。四日市市には観光資源は多いが1か所に数時間滞在しただけで終わってしまうので、土産物や外国語に対応できる人材を含めた観光コースをきちんと設定する必要があると考えている。

○工場夜景クルーズの案内ガイドなど市内の観光施設ではボランティアが活躍しているが60代70代の方が主であるので、持続させていくことが課題である。そのために市がそういった人を育てるなど持続可能な環境を整えるべき。また、併せてインバウンドに対応できるような体制を整えるべきではないか。

⇒議員 インバウンド対策については、外国人観光客は地元の人との交流、地元でしかできないことを体験することに重点を置く傾向があるので萬古焼体験や茶摘み体験など体験型の観光を提供していく必要があるということを市に指摘している。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：農業について》

○農業センターにある竹の粉碎機が需要増のためか借りられない。竹粉は作物に良い影響を与えるという研究結果もあるし、茶農家などからも竹粉を使いたいという声も聞くが、供給者が少ないのが現状である。そのため、農業センターで粉碎機を購入して地元に貸し出し、地元のボランティアで竹林整備をしながら竹粉を作って農家等に供給し、質の良い作物を作っていくといった取組みも考えられるので、そういった仕組み作りのために農業センターを活用してもよいのではないか。

⇒議員 粉碎機が不足していることについて担当部局に確認する。

○竹林の所有者がわからない場合は整備することが難しい。竹林整備やスズメバチなどの害虫対策も昔は市で対応してもらえたが、数年前から対応してくれなくなったのはなぜか。

⇒議員 竹林対策、害虫対策がなぜなくなったのかということについて担当部局に確認する。

○子どもたちに農業に関心を持ってもらうため、農業体験を水沢地区で開催しているが、獣害被害が非常に多いので電柵を設置しており費用がかかる。市に補助金の問い合わせをしたら、1軒単位では補助の対象とならない、数軒での申請が必要であるとの回答だったので補助対象を広げるなど検討してほしい。

⇒議員 獣害対策の補助制度について考え方を担当部局に確認する。

○茶業振興センターは営業時間が決まっているがほとんど時間どおり営業していない。市が指定管理で運営しているならば定期的なチェックをする必要がある。

⇒議員 市が指定管理業者と毎月調整会議を行って運営状況等を確認しているが、契約上の不履行が無かったか日報等を含めて確認したい。

○農業センターについては、ゴマを栽培する際にその方法を親切に教えてもらった。最近ではインターネットで栽培方法を調べられるが、その地域や気候に関する情報を得られたのは良かった。

○農家の方からは作った作物を加工して販売する場所がないという話も聞くので、農業センターにそういった機能を持たせることも1つの考え方ではないか。

⇒議員 国による農業に対する支援政策などを農業センターが調べ、農家に情報提供していくなどの役割が持てればよいと考える。

⇒議員 農業センターが新しい農業技術や仕組みを確立し若い世代に提供していくならば意義は高まる。例えば日本の農作物は海外では高値で売れるので、海外で販売するための仕組みづくりを農業センターが担っていくならば予算を投じていく価値もあると考える。

7. 高校生議会意見書

平成 31 年 2 月 26 日

各常任委員長 様

広報広聴委員長（四日市市議会議長）

竹 野 兼 主

四日市市議会高校生議会において提出された意見書の活用について

平成 31 年 1 月 26 日に開催されました四日市市議会高校生議会につきまして
は、開催にあたり多大なご尽力をいただきましたこととお礼申し上げます。

高校生議員の皆様からいただきました意見書につきまして、別添のとおりで
ございますので、各常任委員会の所管事務調査等の項目として取り扱っていただ
くなど、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、改選後の体制に引き継いでいただく場合につきまして、平成 30 年定例
会常任委員会年間白書へ明記いただくことにつきましても、併せてよろしくお
願いいたします。

意見書（これからの公共交通を考える委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. バスの利用環境の向上のため、近鉄四日市駅の発着場を1つに集約し、行き先の表示が他府県からの来訪者でも利用しやすいように、わかりやすい案内表示にすること。
2. 朝夕の公共交通機関の本数が多い時間帯とは違い、学校の試験期間中は電車の本数が少ない時間帯に帰宅することから、待ち時間が長くなるため、利便性の向上のため、試験期間中に限り、その本数を増便すること。
3. バスの料金が高く、料金表がわかりづらい。また、路線によってはＩＣ乗車券の利用ができないことから、利用環境の改善に余地があるため、利用環境の改善に努めること。
4. 公共交通機関は通勤や通学に利用するだけでなく、電車に乗ることを楽しむ方も見えるため、電車に乗ると面白いと思えるような取り組みも取り組むこと。
5. 自転車通学の際に危険個所にカーブミラーの設置や歩道と車道の区別を明確に行い、自転車や歩行者の安全・安心に取り組み交通事故の減少につなげること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（どうなっているんだ？図書館委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 託児所、学習室、小ホール、カフェなど、様々な世代のニーズに応えることができる機能を有した総合的な文化発信拠点として、市民が集う魅力的な図書館とすること。
2. 本を通じて、多世代・多文化同士が集い、交流することができるコミュニティースペースの設置やイベント開催など、本を読むだけでなく、人との関わりを持つことができる図書館とすること。
3. ユニバーサルデザインの配慮、駐車場の利便性向上、海外図書の充実、開放的なスペースの設置など、世代、年齢、国籍に関係なく、誰もが利用しやすく、憩いの場としての図書館とすること。
4. 図書館と周辺施設が連携し、一体的なコミュニティを形成することで、相互につながりを持たせるような図書館とすること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（帰ってきたい・ずっと住みたいまちづくり委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

- 1 市民が四日市市に誇りを持てるような、また、四日市市を訪れる人が再訪したいと思えるような幅広い世代が楽しめるイベントの定期的な開催や写真映えするスポット、名所のPR・創設を若い世代の参画のもとに行うこと。

また、商店街のにぎわいを増やし、明るい街にするため、飲食店だけではなく雑貨店や洋服店など若者向け店舗の誘致や商店街の店舗紹介・アーケードの屋根の透明化、既存の店舗のロコミ等が記載されたマップを駅や商店街入口等に設置するなどの対策を図ること。

- 2 四日市市にずっと住み続けたいと思えるよう、子育て支援や医療・福祉施設を充実させるほか、市が一括して不用品等のマッチングの場を市が提供するなど教育負担の軽減や、防犯外灯を設置して、幅広い世代が安心・安全に住める環境を整えること。

- 3 地域コミュニティが活性化するよう世代を超えて人々が集えるような公園等の環境整備や仕組みづくりを行うことで、高齢者から若者までの世代間交流が図れるよう対策を検討すること。

- 4 チーム三重として、四日市市だけではなく近隣市町等と地域の魅力をお互いに発信できるよう更なる広域的な連携を図ること。また、地域の魅力や文化を学べるような学習環境を学生に提供すること。

以上、意見書を提出します。

平成31年 1 月 26 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

8. 定例月議会における議員間討議の内容と
対応状況等一覧
(次年度産業生活常任委員会への申し送り事項)

定例月議会における議員間討議の内容と対応状況等一覧（次年度産業生活常任委員会への申し送り事項）

※議員間討議において特に意見の一致に至った部分については、引き続き対応状況の確認や経過報告を求めていく必要がある。

定例月議会	議員間討議内容	対応する質疑応答等
8 月 議 会	（議員間討議 ※あさけプラザの貸館予約のあり方について） ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・あさけプラザの予約方法の非効率性は以前から指摘されている。他の公的施設の予約方法等を参考にしながら、あさけプラザの予約方法を検討していくべきである。	※2月定例月議会 産業生活分科会長報告より抜粋 Q. 当委員会決算審査の議員間討議において、あさけプラザの非効率な貸館予約方法を改善するよう検討すべきとの意見一致があったがどのような対応状況か。 A. 昨年12月から試行的に貸館申し込みの夜間待機を廃止し、申込日前日の13時に希望記載用紙に記入してもらうという方法をとっている。受付方法については、利用者からの意見を参考にしながら新しい方法を考えていきたい。 （意見）新しい受付方法が決まった段階で当委員会に報告してもらいたい。
	（議員間討議 ※地域と行政の関わりについて） ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・市民文化部において、館長権限予算や地域社会づくり総合事業費補助金の使途を含めて解決できていない課題は明らかになっているのだから、平成30年度から具体的にに取り組むべきである。	※2月定例月議会 産業生活分科会長報告より抜粋 Q. 当委員会決算審査の議員間討議において、地域社会づくり総合事業費補助金及び館長権限予算の未解決課題については平成30年度から具体的に取り組むように、との意見の一致があったが、来年度どのように課題や問題点を整理するのか。 A. 館長権限予算については、地域における人づくり、組織づくりを目的としている。目的に資するような事業を選定し、地域合意を得ながら実施するよう各地区市民センター館長に意識を持ってもらう。地域社会づくり総合事業費補助金については、事業の硬直化が見られる地区もあるので、平成30年度に館長権限予算の財源の一部を同補助金に充当し、新しい事業に取り組んでもらえるような環境整備を行った。今後も地域の絆づくりが進むような事業に取り組んでもらうよう依頼していく。 （意見）今まで議会から指摘されている部分や市民文化部が認識している課題を整理し改善していってもらいたい。
	（議員間討議 ※シティプロモーション部の今後のあり方について） ・本市東京事務所が入っているフロアには観光コンベンション協会をより実効性のある組織に作り上げている観光先進市が多く入っている。何のために東京事務所を設置しているのかということも考えながら先進市の取り組みを研究し、より良いシティプロモーションに繋げていくべきだと考える。 ・公害というマイナス財産を売りにするといつまでも暗いイメージが付きまとう。プラスの戦略があってマイナス財産も拾い上げるという戦略なら通用すると思うのでその部分を十分考えてほしい。 ・産業の発展と環境は両立していかなければならないところで、本市では公害を経て貴重な経験をした。それを内外に発信していくことは決してマイナスではないと考える。 ・公害を克服したことは大きな財産だと考える。過去のマイナスイメージだけでなくこれから克服して四日市がどこに向かっていくかということ、「四日市公害と環境未来館」という名前になっているので、今の姿で進めていくことでよいと考える。 ・交流人口の参考になるとされる大四日市まつり、四日市花火大会の観客数について、これからも交流人口増の大切なイベントとして位置付けるのであれば、観客数の数え方を実人数により近い方法に改め、経年の事業効果検証を行うべきだと考える。	
	（議員間討議 ※農業センターの今後のあり方について） ・農業センターの役割として農業の先進的役割を果たすことができるなら残したほうがいいし、できないなら別の用途を考えるべき。 ・農業センターを廃止すべきという方向でまとめるのは無理があるが、あり方を検討する時期に来ているのではないかという意見には賛同する。 ・廃止論、存続論様々だが、農業センターが現状のままでいいということはない。 ・農業センターの必要性を判断するのは、関わりのある農業従事者であるので、議員の判断で農業センターを不要としてしまうのは時期尚早である。 ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・農業センターについては、存在意義があれば明確に示すべきであるし、示すことができないのであれば廃止も含めて検討すべき。	2月定例月議会 産業生活分科会長報告より抜粋 Q. 平成29年度農業再生戦略会議で提案された内容、農家や地元自治会からの意見として出された計12項目を全部実施するための予算なのか。 A. そのとおりである。 また、農業センター再整備事業費については、中学校給食センターとの一体整備を行うことから、2月定例月議会において「議案第93号 平成31年度四日市市一般会計予算に対する附帯決議案」が可決された。附帯決議の内容は下記のとおり。 「農業センター再整備事業費については、中学校給食センターと一体整備する方向で事業を進めようとしているが、地域から地元の意見を尊重し、丁寧な説明と対応を求める陳情が提出されていることや、執行部においてもその現状を認識していることを鑑み、当該事業の執行にあたっては、地元の懸念を解消するため、十分な説明を行うなど、丁寧な対応を進めるなかで、理解を得るよう努めること。」
	（議員間討議 ※農道の補修について） ・すべての農道を舗装すべきというわけではなく市道に近いような形で使用している農道や、生活上使用する農道については舗装すべきだし、そのためのガイドラインを農家や地域と協議していくべき。 ・舗装していくべき農道、現状維持すべき農道を区別していくべき。むやみに舗装してしまうと農道を通り抜け道路として使用されたり、集落自体が通り抜けに使われたりと、農家だけでなく周辺住民にも支障が及ぶ可能性もある。また、子どもの遊び場としての田園地帯ということもあるので、そういった部分については舗装せずに残していきたいと考える。 ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・すべての農道を舗装するのではなく、ガイドラインで線引きを行い、必要な農道のみを舗装していくべきである。	※2月定例月議会 産業生活分科会長報告より抜粋 Q. 当委員会決算審査における議員間討議では、全ての農道を舗装することは難しいので、日本の原風景を残すという面からも、ガイドラインを作ることで、舗装する農道、しない農道の仕訳をするべきではないかという意見の一致が見られているが、今後取り組んでいく方向性と合致しているのか。 A. 農道舗装については要望がないのに舗装はしない。農道の使い方や原風景の保全等、地域の考え方から土木要望が出されてくると考えている。また、地域において農道も含め農地をどうしていくかという、地域づくりをしてもらえれば、土木要望とは別の支援を考えている。

	（議員間討議 ※農業用取水施設について） ・農業用取水施設の状況や管理の実態について農業組合等にアンケートを実施し現状を把握したのだから、結果を分析し制度変更等の新たな対策について検討すること。また、農家戸数の減少により日常の維持管理も困難になってきている状況にもあることから、地域での維持管理体制の構築や最適な取水方法の検討にも努めること。 ・議会報告会でも市民から直接的な事例として伺ったことなので、委員会としても厳粛に受け止めて動くべき。 ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・現状で取水施設の維持管理体制が危機的な状況にある中で、地元負担率の見直し等の対応について今年度からでも着手すべき。	市単土地改良事業地元負担率（農道整備、かんがい用水整備、機械揚水整備、区画整理）について、平成30年度は地元負担率10%となっていたが、11月定例会月議会産業生活常任委員会協議会において「地元負担率を5%に見直す」との説明を受け、2月定例会月議会産業生活分科会においてそのための予算を認めた。
	（議員間討議 ※繰出金の充当先について） ・繰出金の充当先は市民が困っている案件について繰出をすべき。 ・競輪事業は繰出をするのが最大の目的であり、使途については限定する必要はないと考える。	
	（議員間討議 ※院内保育所について） ・より利用される院内託児所を目指すためにアンケート等を通じて利用者の満足度等を把握すべき。 ・なぜ当院院内託児所は他と比べて保育料が高いのかを精査し、利用者や利用予定者から必要なサービスを聞き取った上で、民間委託がいいのかどうか等について検討すべき。 ・当院院内託児所の利用者や利用予定者に意識調査をすることは大切だと考える。その上で現状のまま院内託児所を運営していくのか、外部にも開放していくのか、病児保育の補完的役割を担う託児所にしていくのか等を検討していく必要がある。 ・当院に看護師等を確保するために設置された院内託児所なのであるから、市の一般会計から繰り出ししてでも他の保育園並みの料金にすべき。夜間保育についても夜勤職員には当然必要なのだから、それを理由に料金を高くすべきでない。 ・夜間保育については選択制にして保育料金の差を設けてはどうか。また、市の一般会計からの繰出金で運営しているということであれば、一般開放も検討すべきではないか。 ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・院内託児所の利用者や利用予定者に対して、どのようなサービスが必要なのかを諮るためのニーズ調査をしていくべきである。	※2月定例会月議会 産業生活分科会長報告より抜粋 Q. 当委員会決算審査の議員間討議において、院内託児所にどのようなサービスが必要かを把握するため、利用者や利用予定者に対してニーズ調査をすべきとの意見の一致があったがその対応はどうなっているか。 A. 利用者、過去の利用者、今後利用するかもしれない方々にアンケートを取った結果、院内託児所を選んだ理由として「職場から近い」「夜間保育がある」ということが重要であった。保育料の満足度については、過去利用者の中では「不満」「どちらかといえば不満」が40.6%だったが、現在利用者についてはその数値が20%に減少している。逆に「満足」「どちらかといえば満足」という割合については過去利用者が28.2%だったが、現在利用者は40%に増加しており、保育料の見直しを図ってきた結果だと考える。 また、保育時間、登園・降園時の対応、基本的な保育内容、職員の対応等については80%以上が「満足」で、総合評価については現在の利用者は100%満足している状況である。ただし、経費面で高コスト的な体質は依然として課題である。他病院では民間保育事業者に委託している例もあるので、引き続きヒアリングを行いながら、どういう運営形態がいいのか前向きに検討していきたい。
2 月 議 会	（議員間討議 ※四日市北警察署跡地における地域防犯拠点施設について） ⇒議員間討議の結果、以下の内容について委員間において意見の一致に至った。 ・地域防犯拠点施設について、中核部分である事業内容や土地賃借料等の負担割合が定まっていない中で施設的设计を行うことに大きな疑問が残るが、犯罪抑止効果を求める地元住民の心情も理解できる。よって、当該予算については分科会として認めるが、予算執行までに三重県等と協議を行い、土地賃借料を減免させるなど相応の負担を求めていくべきである。また、その協議結果や事業計画等の策定経過について、当委員会に対しきめ細かく報告することを強く要望する。	